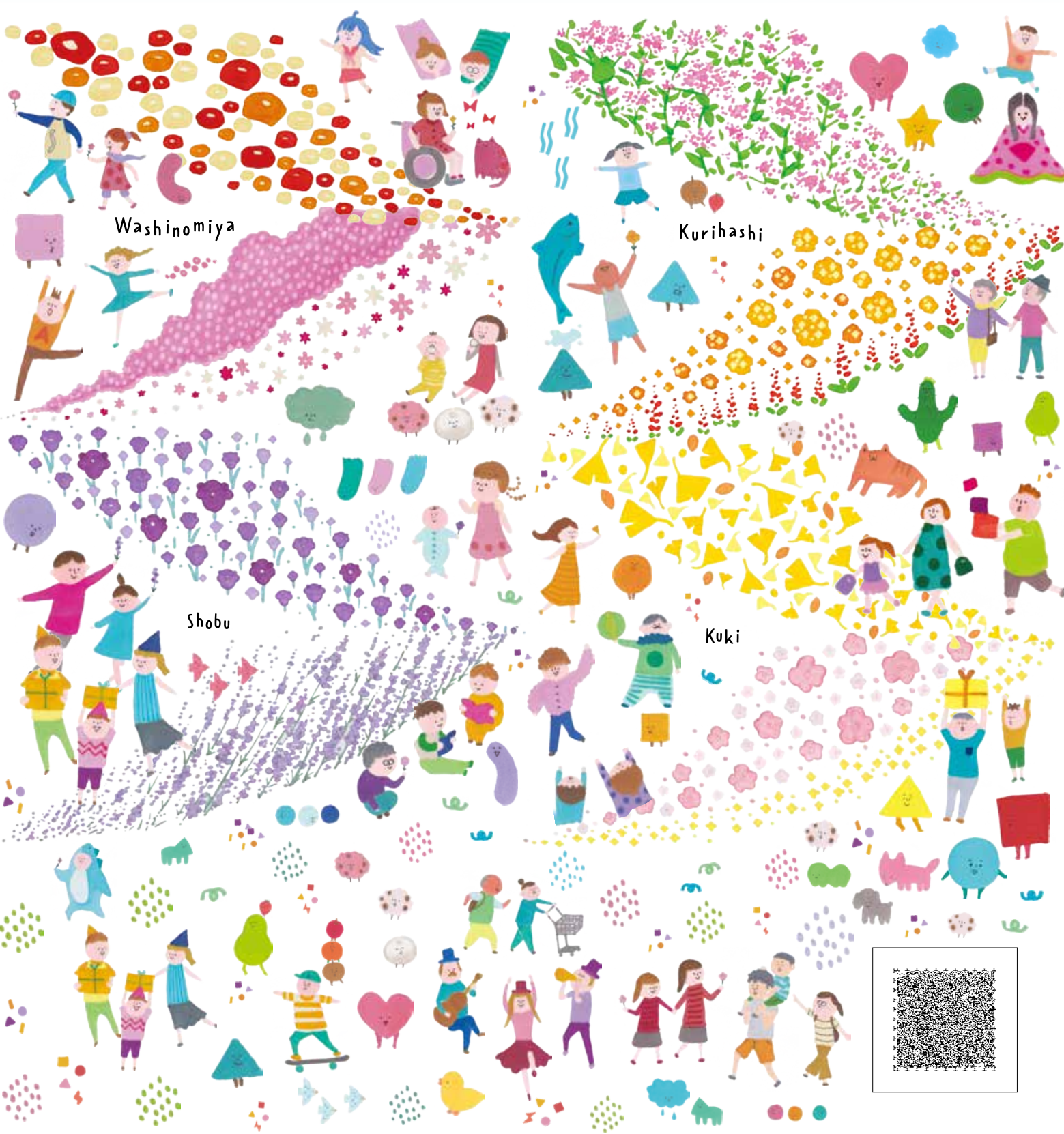


市 喜 久 次 第 2 次 振 興 計 画 總 合

基本構想 令和5(2023)年度~令和14(2032)年度
前期基本計画 令和5(2023)年度~令和 9(2027)年度

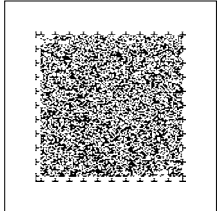


Washinomiya

Kurihashi

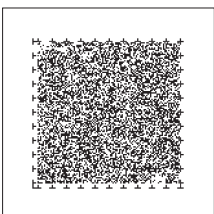
Shobu

Kuki



本計画書には、紙面上の文字を音声に変換する音声コード、「Uni-Voice」が印刷されています。

専用の読み取り機や、スマートフォン用のアプリを使用することにより、情報を音声で聞くことができます。





人が笑顔 街が元気 自然が豊か

久しく喜び合う住みやすいまち 久喜

の実現を目指して

久喜市は、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の合併により誕生してから早くも13年が経過しました。平成25(2013)年には「久喜市総合振興計画」をスタートさせ、合併によるスケールメリットを生かしながら、これまでの間に4地区の均衡ある発展と一体感の醸成に取り組むとともに、埼玉県東部の中心都市として更なる飛躍、発展を遂げるための施策を一步一步着実に進めてまいりました。

このような中、本市を取り巻く環境は大きく変化しており、少子高齢化の進行に伴う人口減少のほか、気候変動による大規模な災害への対策やポストコロナを見据えた新型コロナウイルス感染症への対応、更なる地方創生の推進など、早急に取り組むべき課題は複雑化・多様化しております。そこで、市民の皆様にとって最も身近な存在である市町村が果たす役割は、大変重要であると考えております。

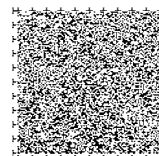
この計画は、今後10年間の本市が進むべき方向性を示す市政運営の指針として、まちの将来像を『人が笑顔 街が元気 自然が豊か 久しく喜び合う住みやすいまち 久喜』と定め、SDGsの理念を踏まえた様々な施策を推進することにより、未来に向かって持続可能で誰一人取り残すことなく、より多くの人々が「住んでみたい」「住んで良かった」「これからも住み続けたい」と思える、住みやすく魅力のあるまちを創り上げてまいります。

また、本計画に掲げる施策を着実に推進するため、市民参加と協働をまちづくりの重要なテーマと位置付け、SDGsの理念のもとに、市民の皆様をはじめ、企業や事業者、関係団体など全ての皆様と手を取り合い、緊密に連携した『協働・共創のまちづくり』の視点を大切にしながら、本市の特色と強みを生かしたまちづくりを展開してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、市民意識調査、市民ワークショップ、市民意見随時募集において貴重なご意見やご提言をお寄せくださいました市民の皆様や、熱心にご審議をいただきました総合振興計画審議会委員、並びに市議会議員の皆様、心から感謝を申し上げます。

令和5(2023)年3月

久喜市長 梅田修一



市章

【平成22(2010)年11月7日制定】



久喜市の「久」の文字を基調に、白色は未来への限りない夢と希望を、青色は市内を流れる河川の清き水と澄んだ空を、黄緑色は豊かな恵みをもたらす田園を、緑色は自然の木々や美しい草花を表し、都市と豊かな自然環境が調和し発展する久喜市を表現しています。

市の花 コスモス

【平成24(2012)年3月20日制定】



市の木 イチョウ

【平成24(2012)年3月20日制定】



市の歌 笑顔のまち永遠なれ

【平成24(2012)年3月20日制定】

1 いつも美しい思い
ここに抱いて
信じる事の大切さ
ずっと確かに
あたたかい気持ち胸に
微笑みがうれしい
この街を愛して
幸せつかみたい

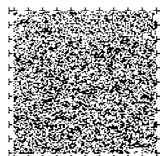
このふるさとに生きる人の
喜び悲しみ感じて
いつも笑顔忘れないように
素晴らしい久喜市の栄光
永遠なれ

2 四季折々の自然と
彩りに触れて
あふれる緑に囲まれ
こころ豊かに
新たな文化と歴史
あしたへの希望を
ぬくもりがあふれる
この街にしたい

人のつながり大事にして
やすらぎ楽しさ感じる
いつも笑顔忘れないように
素晴らしい久喜市のきらめき
永遠なれ

3 利根川の恵みの里
喜び久しく
人のやさしさと風が
見えるこの街
平和と夢いっぱい
さわやかな大地に
みんな手を取り合い
愛を感じたい

一人一人が光っている
ときめく未来に飛び出そう
いつも笑顔忘れないように
素晴らしい久喜市の輝き
永遠なれ



久喜市「人間尊重・平和都市」宣言

すべての人間が尊重され、互いを認め合える社会を築くことは私たち久喜市民の願いです。そのためには、私たちが一人ひとりの基本的な人権を尊重し、思いやりの心をもつことが大切です。

一方、世界各地では今なお武力紛争が絶えず、人類の平和と生存に深刻な状況をもたらしています。このことを深く認識し、恒久的な平和を訴え、実現していく必要があります。

また、人と人との絆を大切にし、市民が安全で安心して暮らせるまちをつくることも極めて重要です。

さらに、緑豊かなふるさとに感謝し、守り続けるとともに、歴史や文化を未来に伝えていくことは、現在の私たちに課せられた使命です。

よって、私たちは、誇りのもてるふるさと久喜市を実現するため、ここに「人間尊重・平和都市」を宣言します。

平成 24 年 12 月 21 日

久喜市「健幸・スポーツ都市」宣言



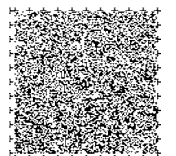
都市と自然が調和する永久に喜び暮らせるこのまちで、私たち久喜市民は、誰もが輝き、健やかで幸せな生活を送ることを願います。

この願いを実現するため、私たちは健康づくりへの意識をさらに高め、一人ひとりが自分に合った運動やスポーツに親しみます。

そして、スポーツによる豊かなコミュニケーションを通じて、世代を超えて人と人がつながり、いきいきと暮らせる「健幸・スポーツ都市」を目指すことをここに宣言します。

- 適切な運動、適量でバランスの良い食事、規則正しい生活習慣を実践する『健康なまち』を目指します。
- 運動やスポーツを通じて、新たに挑戦する勇氣と継続する強い意志を養う『常に発展するまち』を目指します。
- 運動やスポーツに親しみ、他人を敬う謙虚な姿勢と仲間を思いやる優しい心を育む『強い絆のまち』を目指します。
- ともに身体を動かして、『笑顔あふれる躍動するまち』を目指します。

令和 2 年 3 月 8 日



目次

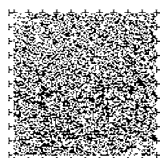
序論	1
----	---

第1章 総合振興計画の概要 2

1 総合振興計画の趣旨	2
2 総合振興計画の構成と計画期間	3
3 まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体化	4
4 SDGs（持続可能な開発目標）の推進	5
5 行政改革の推進	9
6 総合振興計画の進行管理	10

第2章 総合振興計画の前提（背景） 12

1 日本を取り巻く時代潮流	12
（1）少子高齢化・人口減少社会への対応	12
（2）多様性と包摂性のある共生社会の実現	12
（3）心豊かな人材を育む教育と人生100年時代における学び	13
（4）新たな感染症への対応を含む医療体制の充実	13
（5）国土強靱化、防災・減災による安全・安心の確保	13
（6）経済情勢・企業活動の動向	14
（7）デジタル社会への対応	14
（8）脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）の実現	15
（9）地方創生とSDGs（持続可能な開発目標）の取組み	15
（10）健全な財政運営と行財政改革の推進	16
2 本市の概況	17
3 人口動態の推移	18
4 就業構造の推移	19
5 市民の意識と期待	20
（1）市民意識調査結果の概要	20
（2）中学生アンケート結果の概要	23
（3）SDGsに対する市民の意識	24



6	時代潮流を踏まえた本市の現状とまちづくりの主要課題	26
(1)	社会 (Social) 【人権・教育・文化分野】	26
(2)	社会 (Social) 【健康・医療・福祉分野】	27
(3)	社会 (Social) 【安全・安心分野】	28
(4)	社会 (Social) 【都市基盤・交通分野】	28
(5)	経済 (Economic) 【産業分野】	29
(6)	環境 (Environmental) 【環境保全分野】	30
(7)	協働 (Partnership) 【協働分野】	31
(8)	協働 (Partnership) 【行政運営・行政改革分野】	31

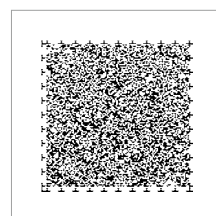
第1部 基本構想 33

第1章 将来像 34

1	基本理念	34
2	将来像	35
3	将来人口	36
4	将来都市構造	38
5	基本目標	40

第2章 総合振興計画の実現に向けて 42

1	施策の体系	42
2	施策の目標 (取組方針)	44
(1)	みんなが認め支え合い夢や希望が実現でき人材きらめくまちをつくる	44
(2)	いつまでも健やかに生き生きと幸せに暮らせるまちをつくる	44
(3)	いつまでも安全・安心な暮らしの環境が整っているまちをつくる	45
(4)	豊かな自然と調和し便利で快適な住み心地よいまちをつくる	46
(5)	産業が元気で魅力と活力にあふれ働きがいのあるまちをつくる	46
(6)	水や緑と共生しやすさが生まれ地球環境にやさしいまちをつくる	47
(7)	市民一人ひとりが主役！絆を大切にし協働・共創のまちをつくる	47
(8)	持続可能でスマートな行政を運営し市民生活を支えるまちをつくる	48



第2部 前期基本計画（第3期久喜市総合戦略）……51

基本計画の見方……52

基本目標1 みんなが認め支え合い夢や希望が実現でき人材きらめくまちをつくる ……55

1-1. 互いを認め合い一人ひとりの人権を尊重する……56

1-2. すべての人々が暮らしやすい共生社会をつくる……58

1-3. 心豊かな人材を育む学校教育を充実し夢と希望の実現を支える……60

1-4. 地域に根差した生涯にわたる学びを進め郷土の歴史文化を大切にする……64

基本目標2 いつまでも健やかに生き生きと幸せに暮らせるまちをつくる ……67

2-1. 市民の健康を守り充実した地域医療体制を推進する……68

2-2. スポーツを通じて健康で幸せに暮らせる環境をつくる……72

2-3. 地域のみんなで支え合い社会保障制度で暮らしを支える……74

2-4. 子どもがのびのびと育つ安心の子育て環境をつくる……76

2-5. シニアが元気に生き生きと輝ける社会をつくる……80

2-6. 障がいのある人が安心して暮らせる社会をつくる……82

基本目標3 いつまでも安全・安心な暮らしの環境が整っているまちをつくる ……85

3-1. 災害への備えと対応を強化し安心して暮らせる環境をつくる……86

3-2. 地域の防犯体制を充実し安心して暮らせるまちを目指す……88

3-3. みんなが交通ルールやマナーを守り交通事故のないまちを目指す……90

基本目標4 豊かな自然と調和し便利で快適な住み心地よいまちをつくる ……93

4-1. 良好な景観を守り質の高い都市機能・住環境を整備する……94

4-2. 安全で快適な道路の整備と公共交通の利便性を高める……96

4-3. 憩いとやすらぎの空間を充実する……98

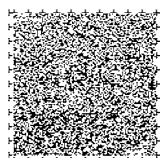
4-4. 安全・安心な水道水の供給と衛生的な生活環境をつくる……100

基本目標5 産業が元気で魅力と活力にあふれ働きがいのあるまちをつくる……103

5-1. 自然の恵みを生かし豊かで持続可能な農業を守り育てる……104

5-2. まちの賑わいを支える商工業を振興し経済の活性化を図る……108

5-3. 誰もが働きがいを感じられる雇用と働きやすい環境をつくる……110



基本目標 6 水や緑と共生しやすさが生まれ地球環境にやさしいまちをつくる…… 113

- 6-1. 生物多様性の保全と快適な自然環境の創造により自然との共生社会をつくる…… 114
- 6-2. 廃棄物の適正処理と効果的な資源循環を推進する…… 116
- 6-3. 地球環境問題に対応したゼロカーボンシティを目指す…… 118

基本目標 7 市民一人ひとりが主役！絆を大切にし協働・共創のまちをつくる…… 121

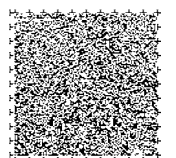
- 7-1. 地域コミュニティと協働のまちづくりを推進し絆を深める…… 122
- 7-2. 地域間や国外との幅広い交流を促し出会いを大切にする…… 124
- 7-3. 多種多様なステークホルダーと連携する…… 126
- 7-4. 広く久喜をPRして賑わいを創出しまちの魅力を高める…… 128

基本目標 8 持続可能でスマートな行政を運営し市民生活を支えるまちをつくる…… 131

- 8-1. 時代に順応した行政改革を推進する…… 132
- 8-2. DXによる行政のデジタル化を推進し市民の利便性を高める…… 134
- 8-3. 持続可能で健全な財政運営と透明性の高い行政運営を確立する…… 138

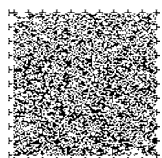
資料編…… 141

- 1 策定体制…… 142
- 2 久喜市総合振興計画審議会…… 143
 - (1) 審議経過…… 143
 - (2) 審議会条例…… 144
 - (3) 委員名簿…… 145
 - (4) 諮問書…… 146
 - (5) 答申書…… 147
- 3 市民参加…… 148
 - (1) 市民意識調査…… 148
 - (2) 市民ワークショップ…… 148
 - (3) シンポジウム…… 148
 - (4) 市民意見随時募集…… 149



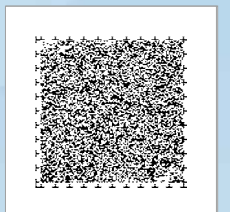
4	庁内策定体制	150
	(1) 策定委員会会議経過	150
	(2) 策定委員会設置規程	151
5	重要業績評価指標 (KPI) 一覧	152
6	市の各種計画一覧	160
7	総合振興計画 (後期基本計画) 成果指標進捗状況一覧	166
8	SDGs 17ゴール・169ターゲットと第2次総合振興計画での 久喜市の施策・取組み対応一覧	174
9	用語の解説	193

本計画書の中で、用語の後ろに*印のある用語は、ページ下に解説を掲載しています。
また、資料編に用語解説一覧を掲載しています。





序論



第1章 総合振興計画の概要

1 総合振興計画の趣旨

本市は、平成22（2010）年3月23日に、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の合併によって誕生しました。

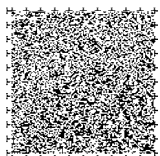
平成25（2013）年3月には、10年間の本市の進むべき方向性を示す市政運営の指針として「久喜市総合振興計画（以下「前計画」という。）」を策定し、将来像を「豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市 ～ 人と愛 水と緑 市民主役のまち ～」と掲げ、更なる飛躍、発展を遂げるため、各種施策に取り組んできました。

現在、少子高齢化・人口減少社会が進行している状況にあって、本市を取り巻く社会経済環境は大きく変化しており、気候変動による災害の発生や新たな感染症の脅威に対する安全・安心への取組み、更なる地方創生の推進等、取り組むべき課題は複雑化・多様化し、行政が果たす役割は大きいものとなっています。このようなことから、将来に向けて持続可能な行政施策を展開していく必要があります。

そのような中、前計画が令和4（2022）年度に目標年次を迎えることから、改めて本市を取り巻く社会経済環境の変化等を踏まえ、引き続き誰もが「住んでみたい」、「住んでよかった」、「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりを推進することを目的に、これからの10年を見据えたまちづくりの指針として、「第2次久喜市総合振興計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

なお、本計画は、更なる地方創生の推進を図る観点から、「第3期久喜市総合戦略」を含めた一体的な計画として策定します。

また、本計画では、前計画に引き続き、久喜市自治基本条例に基づいて、市民参加と協働をまちづくりの重要なテーマと位置付け、市民と行政による協働・共創のまちづくり^{*1}を進めていくこととします。



*1 協働・共創のまちづくり：まちづくりにあたり、行政だけでなく、市民や民間事業者、各種団体等が、協働し合い、共に自分たちが暮らすまちの未来を創っていくこと。

2 総合振興計画の構成と計画期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

(1) 基本構想

総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための基本的な構想であり、まちづくりの基本的な考え方となる理念や、その理念に基づき本市が目指すべきまちの姿を示す将来像等、政策の大きな方向性を示します。

計画期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10か年とします。

(2) 基本計画

基本構想で示した将来像を実現するための基本的な施策の方向性や目標を定める計画です。

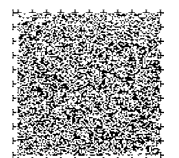
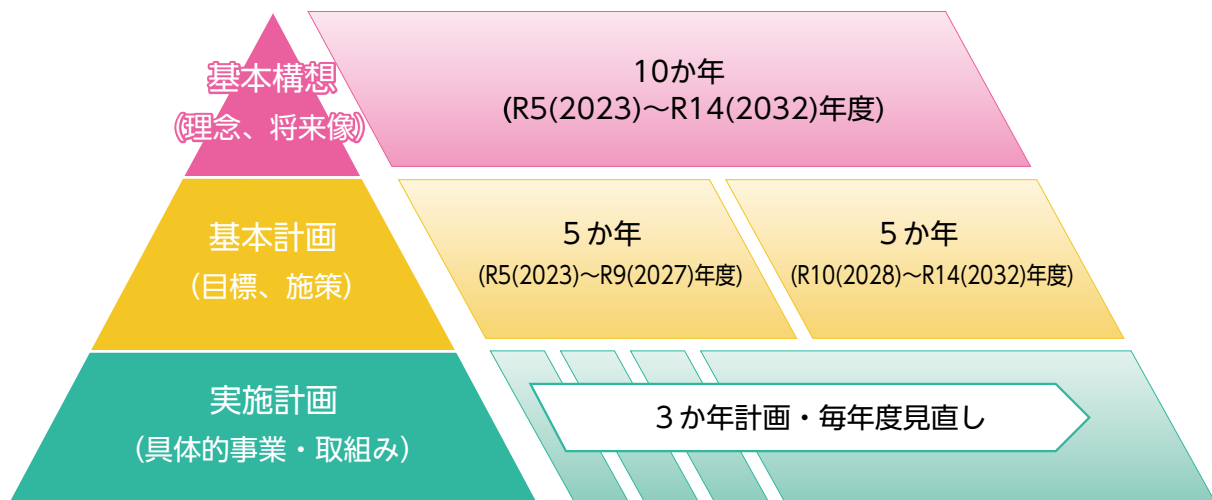
基本計画は、基本構想の計画期間10か年において、前期と後期に分けて策定するものとし、前期基本計画の計画期間は令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5か年、後期基本計画は令和10（2028）年度から令和14（2032）年度までの5か年とします。

(3) 実施計画

基本計画に定めた施策の具体的な事業内容等を示し、予算編成の指針となる計画です。

計画期間は3か年とし、社会経済環境の変化等に応じて毎年度見直しを行うものとします。（ローリング方式）

図表 総合振興計画の構成及び計画期間イメージ



3 まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体化

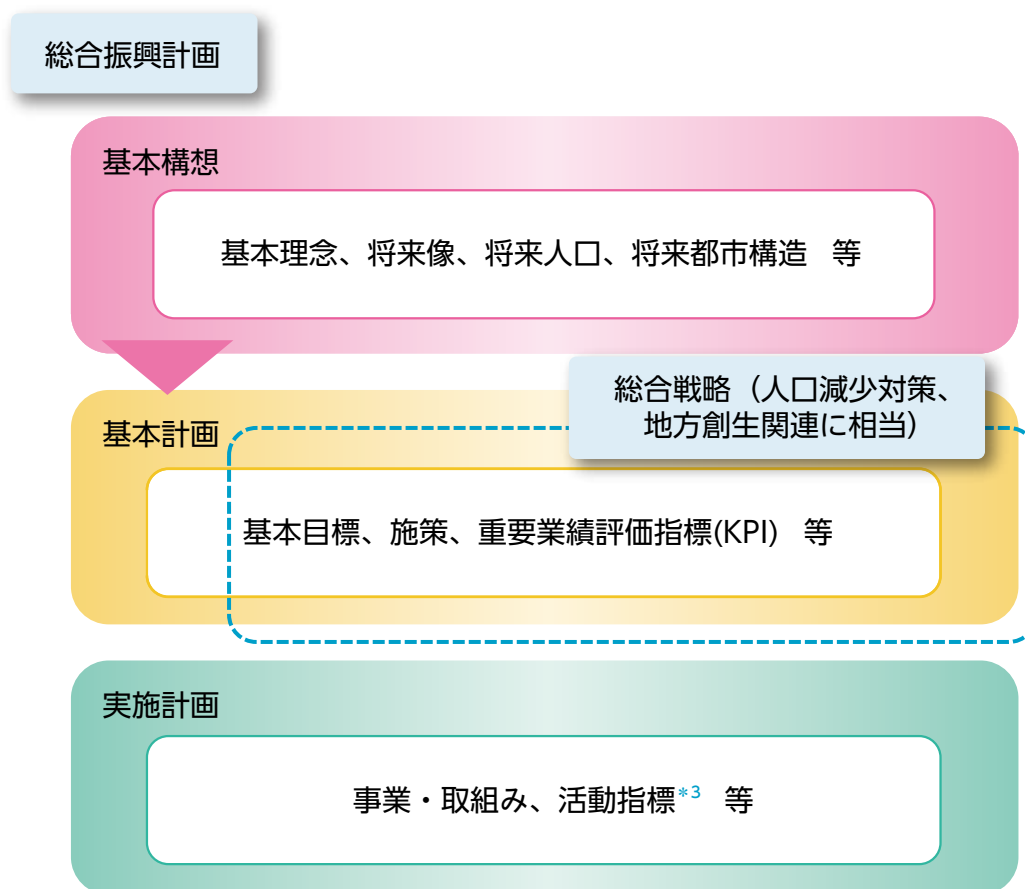
国では、平成 26（2014）年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、人口減少の克服と地方創生の観点から、第 1 期（2015～2019 年度）から第 2 期（2020～2024 年度）にわたる「まち・ひと・しごと創生総合戦略^{*1}」を策定し、運用しています。

まち・ひと・しごと創生は、国と地方が一体となって取り組む必要があることから、本市においても、「久喜市総合戦略」を平成 27（2015）年度に、「第 2 期久喜市総合戦略」を令和元（2019）年度に策定し、これらに基づき、地方創生の取組みを推進してきました。

総合戦略に定める施策は、地域経済の活性化や移住・定住の促進、結婚・出産・子育ての支援等、総合振興計画と方向性が一致していることから、本計画は総合戦略と一体的なものとして策定しています。

具体的には、本計画における基本計画の部分を総合戦略として位置付け、基本目標・施策・重要業績評価指標（KPI^{*2}）を一体化しました。このような位置付けをすることにより、本市が進む方向性を明確に示し、将来像の実現に向けた取組みを更に効果的に行っていくことを目指します。

図表 一体的策定のイメージ



*1 まち・ひと・しごと創生総合戦略：日本の人口の現状を踏まえ、人口減少の克服や社会全体の活力の維持・向上を実現するため、今後の目標や施策の方向性等を提示した計画のこと。

*2 KPI：Key Performance Indicatorsの略語。目標の達成度合いを評価するために設定された数値指標のこと。

*3 活動指標：事業として活動した直接的な結果を表す指標のこと。アウトプット指標とも呼ばれる。

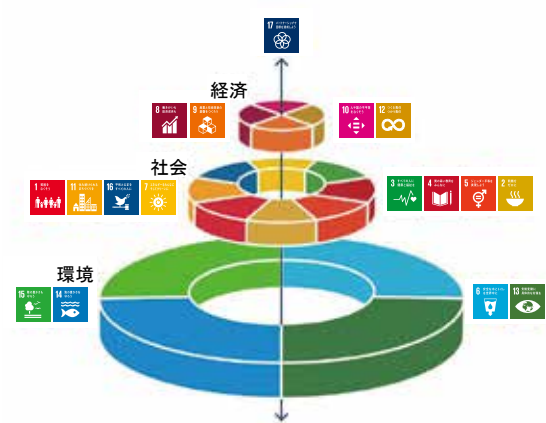
4 SDGs (持続可能な開発目標) の推進

(1) SDGs の理念

平成 27 (2015) 年 9 月に国連において、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals。以下「SDGs」という。)」として、17 のゴール (目標) と 169 のターゲットが掲げられた「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。SDGs は、「誰一人取り残さない」社会を実現するため、発展途上国のみならず、先進国も含め世界中の人々が取り組む普遍的なもので、2030 年を期限とした国際目標です。

< 「社会」「経済」「環境」 + 「協働」 >

SDGs を達成するためには、「社会」「経済」「環境」の 3 つの側面を包括的に捉え、それぞれの課題を統合的に解決することが重要とされています。加えて、多様な主体の協働 (パートナーシップ) により、SDGs の実現を目指します。

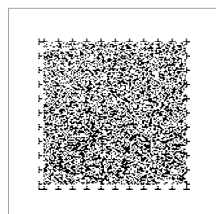


図表：SDGs ウェディングケーキ
(出典：Stockholm Resilience Centre 資料をもとに作成)

<SDGsの17のゴール (目標) >

<p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
<p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓を終わらせ、食糧の安定供給及び栄養状態の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダー*1 平等を達成し、すべての女性及び女児が主体的に決定・行動することにより、様々な意思決定過程に関わる力をつける (エンパワーメント)。
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

*1 ジェンダー：生まれについての性別ではなく、社会通念や慣習の中でつくりあげられた「男性像」「女性像」のこと。社会的性別。

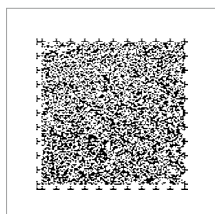


<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> 	<p>すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>
<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>
<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくらう</p> 	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>
<p>10 人や国の不平等 をなくそう</p> 	<p>国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
<p>14 海の豊かさを 守ろう</p> 	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
<p>15 陸の豊かさも 守ろう</p> 	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
<p>16 平和と公正を すべての人に</p> 	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
<p>17 パートナリシップで 目標を達成しよう</p> 	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、協働の枠組み（グローバル・パートナーシップ）を活性化する。</p>

（２）総合振興計画における SDGs の理念の取り込み

あらゆる主体の参加と協力が必要とされる SDGs においては、地方自治体の取組みも重要な役割を果たします。また、SDGs の推進は、地方創生やまちづくりにも好影響を与え、将来像の実現に資すると考えられます。

このことから、本市の最上位計画である本計画に SDGs の理念を取り入れ、あらゆる主体との協力により様々な取組みを進めることで、誰一人取り残さない、持続



可能なまちづくりを目指します。

具体的には、基本計画の各施策分野において、施策と17のゴール（目標）及び169のターゲットとを明確に関連付けることで、SDGsの視点を取り入れて、各施策の取組みを進めていきます。

（3）久喜市 SDGs 取組方針

SDGsの推進のためには、市民をはじめとしたすべての関係者が自分事と捉えて行動することが非常に重要です。そのようなことから、本市では、SDGsの浸透や普及啓発、市政へのSDGsの反映等、SDGs推進に向けた「久喜市 SDGs 取組方針」を策定しました。



久喜市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

久喜市 SDGs 取組方針

令和3年7月9日

1. 策定の背景

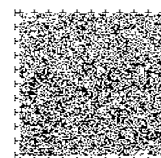
平成27（2015）年9月に国連において、「持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）」として、17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGsは、令和12（2030）年を達成年限とする全ての国が取り組むべき普遍的な目標であり、日本国内においても、SDGsの達成に向けて、国・地方自治体・民間企業など、様々なステークホルダー※1による取組みが求められています。

国では、内閣総理大臣を本部長とする「SDGs推進本部」において、平成28（2016）年12月に「SDGs実施方針（令和元年12月改定）」を策定し、埼玉県では、知事を本部長とする「埼玉県SDGs庁内推進本部」を設置するなど、SDGs達成に向けた取組みが進められているところです。

こうした情勢を踏まえ、本市でも、世界的な目標であるSDGsを達成するための各種取組を推し進めていくことが必要であることから、SDGsの推進に向けた取組方針を定めるものです。

SDGsについて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、17のゴール（目標）と169のターゲットから構成されており、これらの目標を社会・経済・環境の三側面から捉え、統合的に解決しながら「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の開発目標です。





久喜市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

2. 策定の目的

国際社会の一員として、SDGs 達成に寄与するため、本市がどのように SDGs に取り組むかを定めた基本的な方針を市内外に広く周知することで、市と市に関わる全てのステークホルダーの SDGs に対する意識・関心を高めるとともに、SDGs の理念に基づく持続可能なまちづくりを協働で推進していくことを目的とします。

3. 取組方針

SDGs の目標を達成するために、市では以下について取り組むことを宣言します！！

(1) SDGs の理念の理解浸透・普及・啓発を推進します！

SDGs の理念を広く周知するため、広報紙やホームページ等の様々な媒体を利用した情報発信を行うことや、普及・啓発を目的とした各種イベントを実施することなど、積極的な情報発信・普及・啓発に努めます。

また、市が率先して SDGs 達成に向けて積極的に取り組むため、市職員に対して研修等を実施し、SDGs の理念についての理解浸透を推進します。

(2) 市政へ SDGs の理念を反映させます！

第 2 次久喜市総合振興計画をはじめとする市で策定する各種計画について、SDGs の理念を反映させることで、各種業務を通じた全庁的な SDGs の推進に努めます。

(3) SDGs の達成に向けたあらゆるステークホルダーとの連携を図ります！

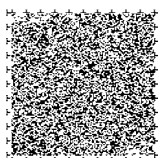
SDGs の達成に向けて、市民や企業、団体等とのパートナーシップ^{※2}に基づいた取組みに努めます。

また、既に加盟している内閣府主導の「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」や埼玉県主導の「埼玉県版 SDGs 官民連携プラットフォーム」を活用し、国・県との連携強化を図りながら、SDGs に関する情報収集にも努めます。

(参考) 用語解説

※1 ステークホルダー…市民、企業、行政、学校、市民団体などの直接的・間接的な利害関係を有する者のこと。

※2 パートナーシップ…協力関係や連携体制のこと。



5 行政改革の推進

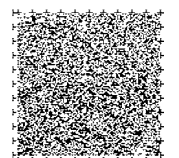
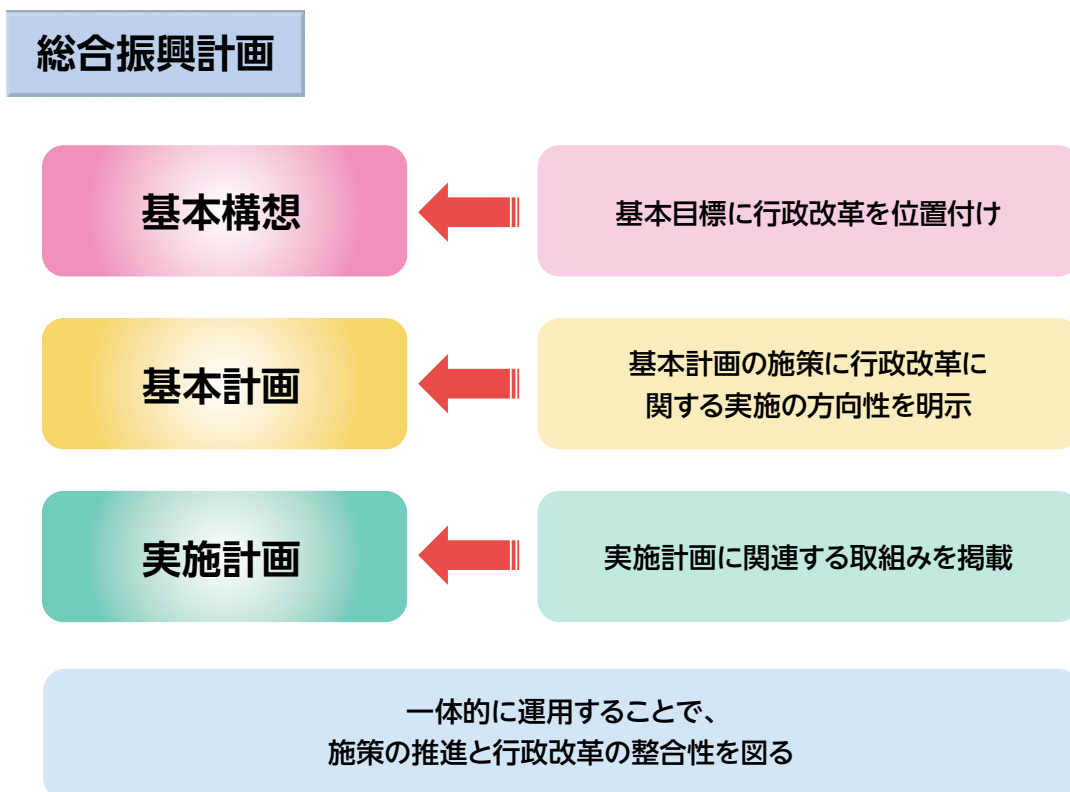
本市では、平成 24（2012）年 3 月に「選択と集中による市民の目の高さの市政の実現」を基本目標とする「久喜市行政改革大綱」を、平成 29（2017）年 3 月に「持続可能な行政運営の実現」を基本目標とする「第 2 次久喜市行政改革大綱」を策定し、行政改革の推進に取り組んできました。

今後、少子高齢化と人口減少社会の進行に伴い、市税収入の大幅な増が見込めない中、社会保障関係費や公共施設の老朽化対策等の財源を確保する必要があること等、様々な課題がある一方で、行政に対する市民ニーズは年々高度化・多様化しており、行政運営にあたっては、市民ニーズを的確に捉え、限られた財源の中で効率的かつ効果的に行政サービスを提供していく必要があります。

これらのことを踏まえた上で、本計画においても「第 2 次久喜市行政改革大綱」の基本目標に掲げた「持続可能な行政運営の実現」の概念を引き継ぎ、行政改革の取組みを推進していきます。

具体的には、基本目標の一つに行政改革を位置付け、基本計画において実施の方向性を明示するとともに、毎年度見直しを実施する実施計画には行政改革に関する取組みを示すことで、社会経済環境の変化や新たな市民ニーズ等を捉えた行政改革を進めていきます。

図表 一体的な運用のイメージ



6 総合振興計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、PDCA サイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：改善）に基づく進行管理を行います。

基本計画に定める各施策の取組状況については、行政評価システムにより、本市の内部評価に加え、外部機関（審議会等）の意見を取り入れることにより、評価の客観性や透明性を高めるとともに、その結果を各施策の取組みに反映します。

基本計画では、施策に重要業績評価指標（KPI^{*1}）を設定し、目標を数値で表します。また、実施計画では、事業に更に細分化した指標（活動指標^{*2}）を設定し、目標を数値で表します。そのほか、実施計画には、各施策の中から今後3か年で実施していく事業や取組みを示しますが、社会経済環境の変化や新たな市民ニーズ等を捉えて毎年度見直しを行います。

図表 PDCAサイクル



*1 KPI：p.4参照。

*2 活動指標：p.4参照。

【コラム】

行政評価とは？

本市では、市民の視点に立った簡素で効率的な行財政を確立するため、行政評価システムを推進しています。

行政評価システムとは、行政活動（市の業務や働き等すべての取組み）の結果について、「何をどれだけしたか」ではなく、市民の皆様にとって「どれだけ成果が得られたか」という視点から改めて見つめ直し、行政サービスの改善を進めていくための仕組みです。

この仕組みに基づき、行政活動を第三者としての市民の立場で、あるいは、職員自らが成果や効率という観点から評価し、その結果をもとに見直し・改善をしています。

（参考）前計画の進捗状況

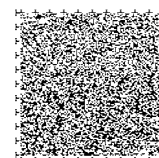
本市では、行政評価を実施し、ホームページ等で結果を公表しています。本市の行政評価のうち施策評価は、総合振興計画の施策を単位として評価し、計画の施策目的をどの程度達成しているかという観点から毎年度確認することで、予算や事業の実施方法に反映しています。

図表 令和4（2022）年度施策評価結果

達成度	施策数（全44施策）	割合
目標・予定を上回る成果・進捗である	7	15.9%
目標・予定に概ね沿う成果・進捗である	15	34.1%
目標・予定を下回る成果・進捗である	22	50.0%

※令和4（2022）年度の施策評価結果は、新型コロナウイルス感染症の影響により、年間を通して事業の中止等が発生したことから、『目標・予定を下回る成果・進捗である』の施策数及び割合が多くなっています。

* 成果指標の進捗状況は、一覧表にて『資料編』に掲載しています。



第2章 総合振興計画の前提（背景）

1 日本を取り巻く時代潮流

本計画においては、各基本目標や施策にSDGsの考え方を取り入れて推進していくことから、前提となる時代潮流の把握においても、SDGsの視点を活用することが重要となります。

SDGsの特徴として、あらゆる人々が協働のもと、「社会・経済・環境」の三側面を調和させ、統合的に取り組むことが重要であるため、時代潮流については「社会・経済・環境・協働」の視点で整理し、把握しました。

【社会 (Social)】

(1) 少子高齢化・人口減少社会への対応

- 少子高齢化・人口減少社会では、生産年齢人口の減少による経済の停滞や、社会保障費の増加、コミュニティの維持が困難になるなど、多くの課題に直面しています。
- 国や地方自治体においては、東京一極集中の是正や、子どもを産み育てやすい環境の整備に関する様々な取組みが進んでいますが、更なる強化が必要となっています。
- 交流人口^{*1}や関係人口^{*2}の増加への取組みや、外国籍・高齢者の労働人口の増加等、人口構造の変化にも対応していく必要があります。

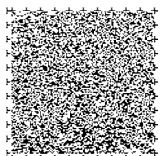
(2) 多様性と包摂性のある共生社会の実現

- 高度経済成長期を経て、我が国では多くの方が物質的な豊かさを享受できるようになりました。経済的・社会的な豊かさのほか、精神的な豊かさや生活の質の重要性が高まり、個々の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。
- 誰もが自分らしく生きられる包摂性のある社会の構築に向けて、障がいの有無、年齢、人種、性別や性自認等、多様な他者への理解促進が求められています。
- 男女格差の大きさを国別に比較した世界経済フォーラム（WEF）による「ジェンダー^{*3}ギャップ指数 2022」では、日本は146か国中116位となっています。男女共同参画社会の実現のため、男女の固定的な役割意識を変えるとともに、主に政治・経済分野での国際的格差是正の取組みが重要となっています。
- 外国籍の住民が増える中、異文化理解に加え、多文化共生社会の構築が必要となっています。
- 孤立を防ぐための地域での支え合いや、災害発生時の共助等、地域コミュニティ活動は重要ですが、核家族の増加や社会経済状況の変化により、コミュニティ意識の希薄化が進んでいます。

*1 交流人口：観光、レジャー等でその地域を訪れる人々のこと。

*2 関係人口：地域に居住・移住する「定住人口」や、観光に来た「交流人口」ではなく、地域と多様に関わる人々のこと。

*3 ジェンダー：p.5参照。



(3) 心豊かな人材を育む教育と人生100年時代における学び

- 予測困難な社会においては、知識及び技能を生きて働くものとして習得し、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を身に付け、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性を育むことが重要です。時代の変化に応じ、GIGA スクール構想^{*1}によるICT^{*2}を効果的に活用した個別に最適化された学び^{*3}やプログラミング教育を含めたSTEAM化された学び^{*4}が推進されています。
- 人生100年時代^{*5}において、必要なときに必要な学びを通じて成長し、資質・能力等を伸ばす学びの場が必要なことから、多様な学習ニーズへの対応が求められています。

(4) 新たな感染症への対応を含む医療体制の充実

- 高齢化社会において医療費が増加する中、健康寿命^{*6}の延伸のため、日常的ヘルスケアや、スポーツ、コミュニティ活動等を通じた心身の健康維持や、地域医療体制強化の必要性が高まっています。
- 新型コロナウイルス等の新たな感染症に対しては、医療体制の充実と、迅速な対応を可能にする協力体制の構築が必要となっています。
- 感染症の拡大は、経済活動や日常生活に多大な影響を与えており、ICTの有効活用を含む新しい生活様式の導入により、感染症対策と経済活動を両立させることが必要です。

(5) 国土強靱化、防災・減災による安全・安心の確保

- 近年、気候変動の影響等により大規模な自然災害が多発していることや、東日本大震災から節目の10年が経過したことから、改めて防災・減災への意識が高まっています。
- 国は、大規模災害の発生時に人命を守り、被害を最小限に抑え、迅速な復興を目指す「国土強靱化^{*7}計画」に基づき、河川の改修や施設の耐震化といったハード面と、「自助・共助・公助」や地域での備え等のソフト面の両面から対策を進めています。

*1 GIGAスクール構想：文部科学省による、全国の児童・生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する取組みのこと。

*2 ICT：Information and Communication Technology の略語。コンピューターやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。情報通信技術のこと。

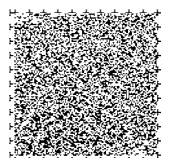
*3 個別に最適化された学び：一人ひとりの理解状況や能力・適性に合わせて、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成すること。

*4 STEAM化された学び：Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Art（芸術）、Mathematics（数学）の略語。各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等の横断的な学びのこと。

*5 人生100年時代：平均寿命の延伸により、従来の人生設計にとらわれない柔軟かつ多彩な生き方を考える必要がある時代のこと。

*6 健康寿命：日常的に介護等を必要とすることなく、自立した生活を送ることができる年数のこと。

*7 国土強靱化：大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害を最小限にとどめ、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築すること。



【経済 (Economic)】

(6) 経済情勢・企業活動の動向

- 長く続く我が国の経済の停滞に加え、グローバル経済においては、リーマンショックや新型コロナウイルス感染症に代表されるように、一国の経済状況等が世界全体に大きな影響を与えるため、経済情勢の予測はますます困難になっています。
- 経済活動は、インターネットを活用した多様なサービスの展開へと変化を遂げており、ICT^{*1}を基盤とした先端技術の活用や、AI や IoT^{*2} 等のデジタル技術を活用した付加価値の創造が重要となります。
- 企業においては、利益の追求とともに、ESG：環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の観点から、社会的責任を果たすことが求められています。また、社会課題の解決を目指すソーシャルビジネスや、地域課題の解決に特化したコミュニティビジネスが広がっています。
- 労働環境に関しては、子育てや介護をしながら働きやすい環境を整備し、生活と仕事との調和を目指す「ワーク・ライフ・バランス」や、職場における男女平等や多様性の尊重が求められています。
- 情報ネットワーク等の進展や新型コロナウイルス感染症の影響により広がったリモートワークは、働き方だけでなく、地方移住や二地域居住が注目されるなど、人々の暮らし方にも変化をもたらしています。
- 人生 100 年時代^{*3}において、産業構造や雇用の在り方の変化に対応するため、働きながら新たな知識・技能を習得するリカレント教育^{*4}に注目が集まっています。

(7) デジタル社会への対応

- 国が提唱する Society5.0^{*5}においては、経済、社会、医療、教育等、あらゆる分野でデジタル技術を活用し、インターネット空間と現実世界の融合により経済成長と社会課題の解決を目指しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、接触の機会が限定されている状況において、デジタル技術活用の必要性は更に高まっています。
- DX (デジタル・トランスフォーメーション)^{*6}の推進は、企業や行政における業務の効率化にとどまらず、新たな価値の創造や市民の利便性の向上に繋がるものと期待されています。
- 自動運転技術をはじめとして、地域全体を AI やビッグデータ^{*7}で相互連携して利便性・住民福祉を高めるスーパーシティ構想^{*8}が進んでいます。

*1 ICT：p.13参照。

*2 IoT：Internet of Thingsの略語。全てのモノがインターネットとつながり、相互に情報交換や制御ができる仕組みのこと。

*3 人生100年時代：p.13参照。

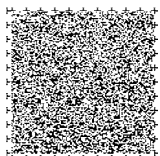
*4 リカレント教育：学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくために社会人が行う学びのこと。

*5 Society5.0：狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会を指し、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

*6 DX (デジタル・トランスフォーメーション)：高速インターネットやクラウドサービス、AI (人工知能) 等情報技術によって、ビジネスや生活、組織、社会を変容させること。

*7 ビッグデータ：ICTの発達により、収集・蓄積・分析が可能になった膨大でリアルタイムに変化するデータのこと。ビジネスや医療等、様々な分野で活用されている。

*8 スーパーシティ構想：AIやビッグデータを活用し、自動運転、行政手続き、キャッシュレス、遠隔医療、遠隔教育等、暮らしを支える様々な最先端のサービスを実装し、社会のあり方そのものを変えていく都市構想のこと。



- デジタル社会の進展は、コミュニケーション方法にも大きな影響を与えています。SNS等により、若年層を中心に個人間の自由で双方向のコミュニケーション方法が拡大する一方で、インターネット上の犯罪や、個人情報漏洩、虚偽報道（フェイクニュース）等、新たな問題も発生しています。

【環境 (Environmental)】

（8）脱炭素社会（ゼロカーボンシティ^{*1}）の実現

- 平成27（2015）年、フランスのパリ第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、地球温暖化対策の新たな国際枠組みとして、パリ協定が締結されました。この協定は、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比較して、1.5℃に抑える努力を追求することや、21世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標としており、すべての国が協力して取り組む必要があります。
- 国の2050年カーボンニュートラル^{*2}宣言により、脱炭素社会への取組みが大幅に加速しています。CO₂排出規制に加え、再生可能エネルギー^{*3}産業への投資の増加等、循環型経済の推進に向けて、官民一体となった産業変革が進んでいます。
- 環境に関する消費者の価値観や企業の行動規範も大きく変容しています。消費者の間では、エシカル消費^{*4}やシェアリングエコノミー^{*5}等が広がっており、レジ袋の有料化、食品ロス対策等、身近な生活から地球環境問題への関心が高まっています。企業においても、社会的責任として、環境保護への取組みが重要視されています。

【協働 (Partnership)】

（9）地方創生とSDGs（持続可能な開発目標）の取組み

- 国は令和元（2019）年度に、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略^{*6}」を策定し、Society5.0^{*7}やSDGs、多様な人材活用の視点等が加わったことにより、地方創生は新たな段階へ進んでいます。
- 社会課題が複雑化する中、事業者同士、事業者と行政、NPO^{*8}や地域団体、大学等、多様な主体が協働していくことが不可欠であり、全国各地で事例が増えています。
- 平成27（2015）年に国連で採択されたSDGsは、日本社会においても浸透が進んでいます。2030年の期限に向け、2020年からは「行動の10年」が始まり、普及・浸透の段階から、行動・実践の段階へ入っています。地方自治体においても、SDGsを推進する自治体を選定する「SDGs未来都市^{*9}」制度等、まちづくりにおけるSDGsの取組みが進んでいます。

*1 ゼロカーボンシティ：2050年までに、二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体のこと。

*2 カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

*3 再生可能エネルギー：有限な資源の石油・石炭等の化石燃料や原子力に対して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称のこと。具体的には、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等を利用した自然エネルギーを指す。

*4 エシカル消費：消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

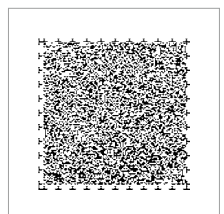
*5 シェアリングエコノミー：場所・モノ・技能等を個人間で貸借や共有する、新しい経済の仕組み。

*6 まち・ひと・しごと創生総合戦略：p.4参照。

*7 Society5.0：p.14参照。

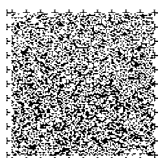
*8 NPO：Non-Profit Organizationの略語。営利を目的としないで、福祉の増進や文化・芸術振興、環境保全等様々な課題に、市民が自主的、自発的なボランティア活動や社会貢献活動を行う団体のこと。

*9 SDGs未来都市：地方創生SDGsの達成に向け、優れたSDGsの取組みを提案する地方自治体を「SDGs未来都市」として選定する内閣府主導の制度。



(10) 健全な財政運営と行財政改革の推進

- 経済の停滞による税収の減少や、高齢化による社会保障費の増加等により、国、地方自治体ともに厳しい財政状況が続いています。
- 将来世代のために健全な財政運営を進めるには、選択と集中による効率的・効果的な政策の推進や、PDCA サイクルに基づく計画の進行管理、適切な評価に基づく政策の立案等、課題に柔軟に対応できる行財政改革が必要です。
- 高度経済成長期に多く建設された公共施設の老朽化が進む中、人口減少社会においては、住民の利便性とともな財政状況も考慮した公共施設等の維持管理や適正な配置が求められています。



2 本市の概況

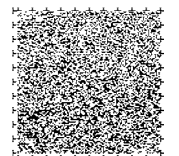
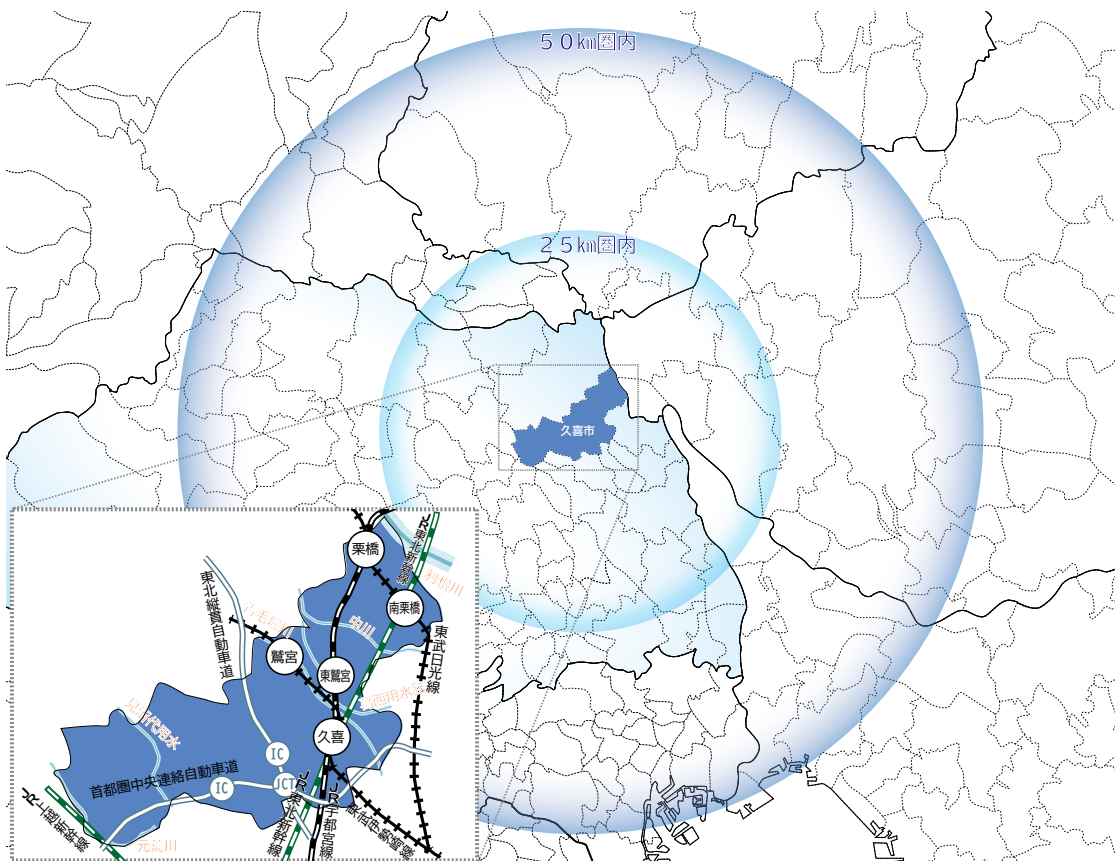
本市は、関東平野のほぼ中央にあたる埼玉県東北部に位置し、都心まで50km圏内にあります。隣接自治体は10市町あり、面積は82.41km²、市域は東西約15.6km、南北約13.2kmです。地形は概ね平坦で、やや西高東低の緩やかな勾配をなしており、国内では希少な河畔砂丘等の微高地があります。また、利根川、中川、青毛堀川、元荒川、葛西用水路、見沼代用水といった多くの河川等に恵まれています。

市内には、南北方向に久喜インターチェンジを擁する東北縦貫自動車道(以下「東北道」という。)、国道4号及び国道122号が縦断し、東西方向に白岡菖蒲インターチェンジを擁する首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央道」という。)及び国道125号が横断しています。また、鉄道は、JR宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線の3路線が通り、市内に5つの駅を有しており、道路や鉄道の結節点として交通の利便性に恵まれています。

高度経済成長期以降、本市は、主要な道路や鉄道駅を中心とした住宅開発が進んだことにより、東京都心のベッドタウンとして発展してきました。

平成22(2010)年3月23日、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の1市3町の合併により誕生した本市では、平成23(2011)年12月に久喜市自治基本条例を制定し、協働のまちづくりの推進を図っています。また、平成27(2015)年10月に埼玉県内の圏央道が全線開通したことにより、交通の利便性が更に高まっており、県東北部の中心都市として一層の発展が期待されています。

図表 本市の位置

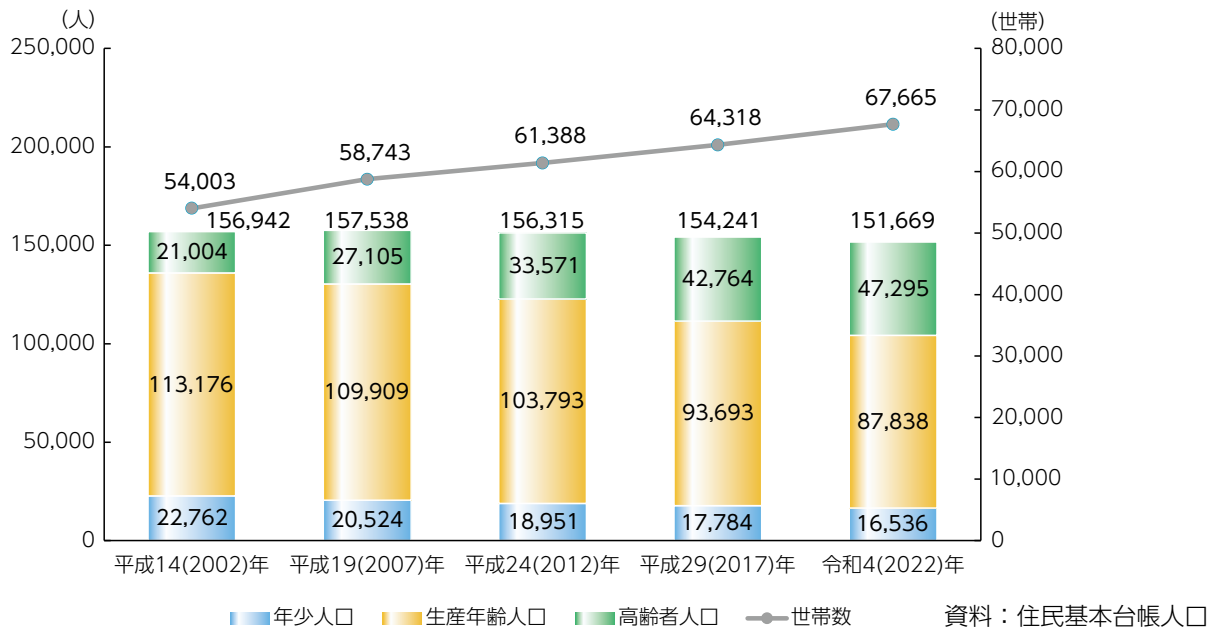


3 人口動態の推移

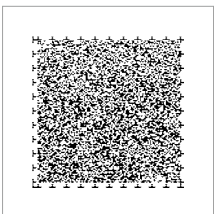
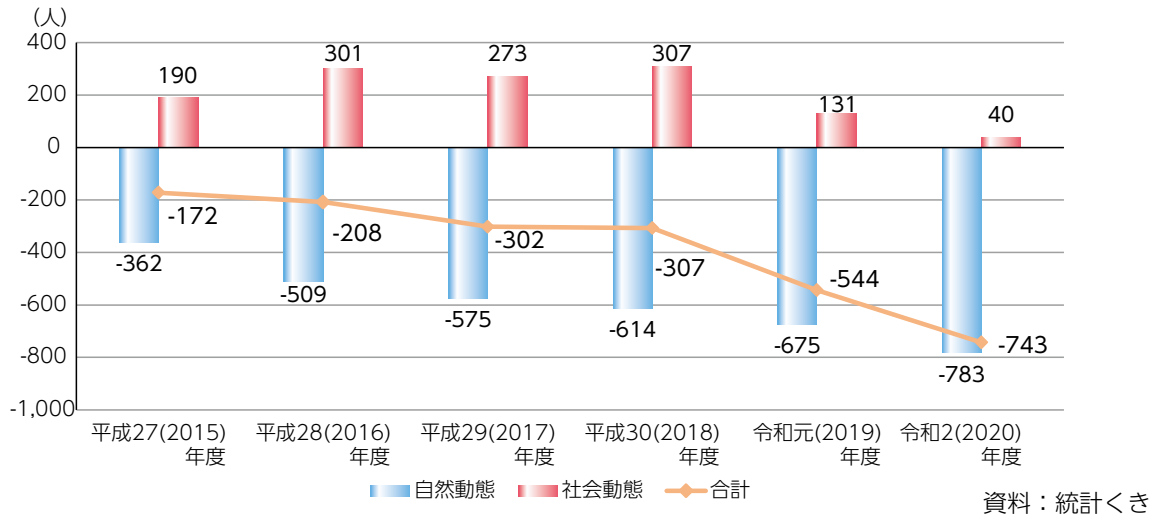
本市の人口は 151,669 人（令和 4（2022）年 1 月 1 日時点）で、埼玉県人口の 2.1% を占め、県内 40 市中 11 番目の人口規模となっています。年少人口（15 歳未満）は 16,536 人（10.9%）で、県全体の年少人口割合（11.9%）より若干低く、平成 14（2002）年以降減少傾向がみられます。一方、高齢者人口（65 歳以上）は 47,295 人（31.2%）で、県全体の高齢化率 26.7% を上回っています。世帯数は年々増加しており、令和 4（2022）年の 1 世帯当たり人数は 2.24 人となっています。

近年の人口増減をみると、平成 27（2015）年以降は社会増が続いていますが、自然減の拡大により、本市の人口は全体では減少傾向にあります。

図表1 人口の推移



図表2 自然動態(出生・死亡)及び社会動態(転入・転出)の状況



4 就業構造の推移

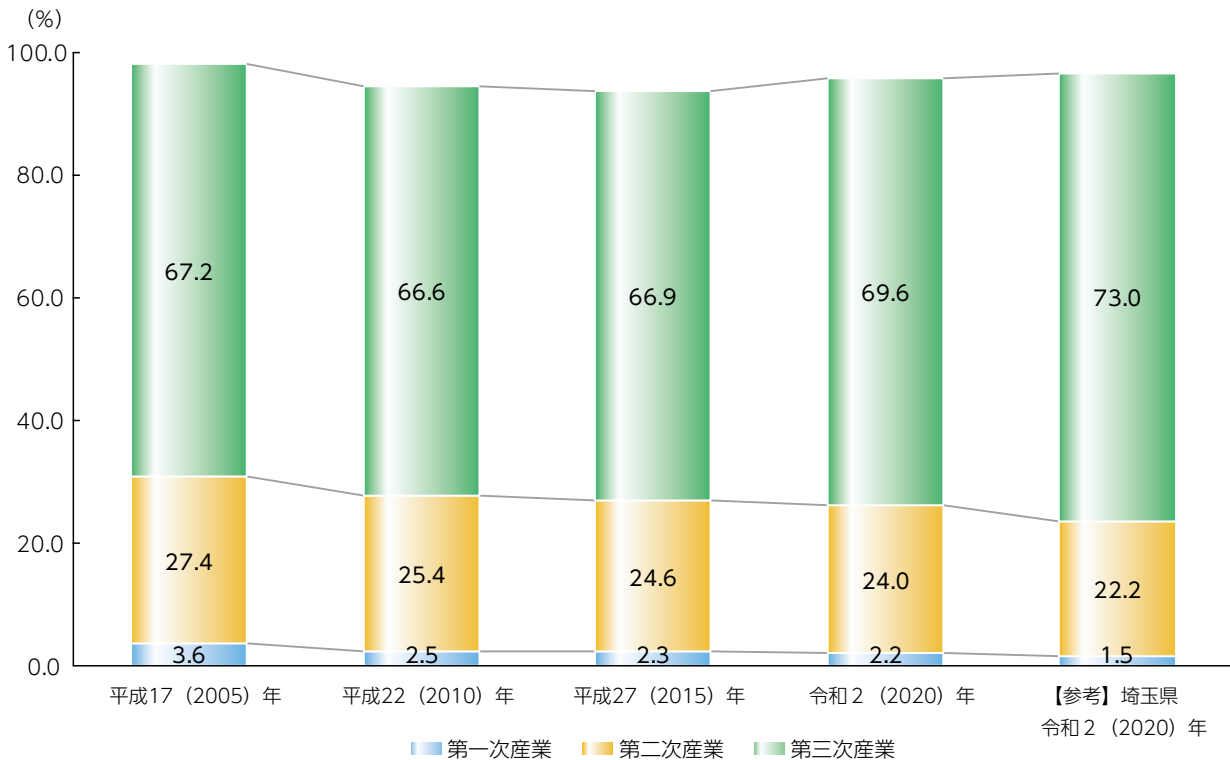
本市の令和2（2020）年の就業者数は70,517人となっています。

第一次産業（農林漁業）は1,545人で2.2%、第二次産業（鉱業、建設業、製造業）は16,926人で24.0%、第三次産業（卸売・小売業、サービス業等）は49,059人で69.6%であり、埼玉県全体と比較すると、第一次産業と第二次産業の割合が高くなっています。

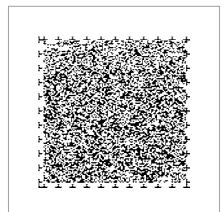
図表 産業別就業者数の推移

	平成 17 (2005) 年		平成 22 (2010) 年		平成 27 (2015) 年		令和 2 (2020) 年		【参考】埼玉県 令和 2 (2020) 年	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
就業者数	76,970	100.0	75,036	100.0	74,872	100.0	70,517	100.0	3,386,880	100.0
第一次産業	2,759	3.6	1,871	2.5	1,757	2.3	1,545	2.2	50,424	1.5
第二次産業	21,067	27.4	19,034	25.4	18,451	24.6	16,926	24.0	752,258	22.2
第三次産業	51,691	67.2	49,965	66.6	50,054	66.9	49,059	69.6	2,471,070	73.0

資料：国勢調査



※就業者数には分類不能の産業への就業者が含まれているため、第一次、第二次及び第三次産業の就業者数の合計とは一致しません。同様に、第一次、第二次及び第三次産業の就業者比率の合計は100.0となりません。



5 市民の意識と期待

本計画の策定にあたり、市民の考えや意見を反映させるため、市民意識調査及び中学生アンケートを実施しました。

図表 市民意識調査及び中学生アンケートの調査概要

	市民意識調査	中学生アンケート
調査対象	久喜市在住の満 16 歳以上の男女 5,000 人	市立中学校に在籍する 2 年生の生徒 1,205 人
調査方法	郵送による調査票の配布及び回収	タブレット端末を利用し 電子調査票の配布及び回収
調査期間	令和 3 (2021) 年 4 月 16 日～ 令和 3 (2021) 年 5 月 10 日	令和 3 (2021) 年 5 月 12 日～ 令和 3 (2021) 年 5 月 21 日
回収率 回答者数	47.4% (2,370 人)	97.3% (1,172 人)

(1) 市民意識調査結果の概要

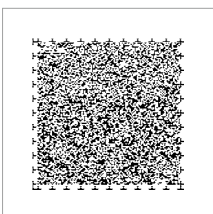
① 市政全般の取組みの満足度と今後力を入れてほしい取組み

満足度の高い取組みの上位 3 項目は、「ごみ処理体制の充実」(28.6%)、「道路・公共交通の整備」(18.4%)、「上下水道の整備」(16.5%) となっています。

一方、今後市に力を入れてほしい取組みの上位 3 項目は、「地域医療体制の充実」(30.9%)、「高齢者福祉の充実」(26.6%)、「道路・公共交通の整備」(20.0%) となっています。

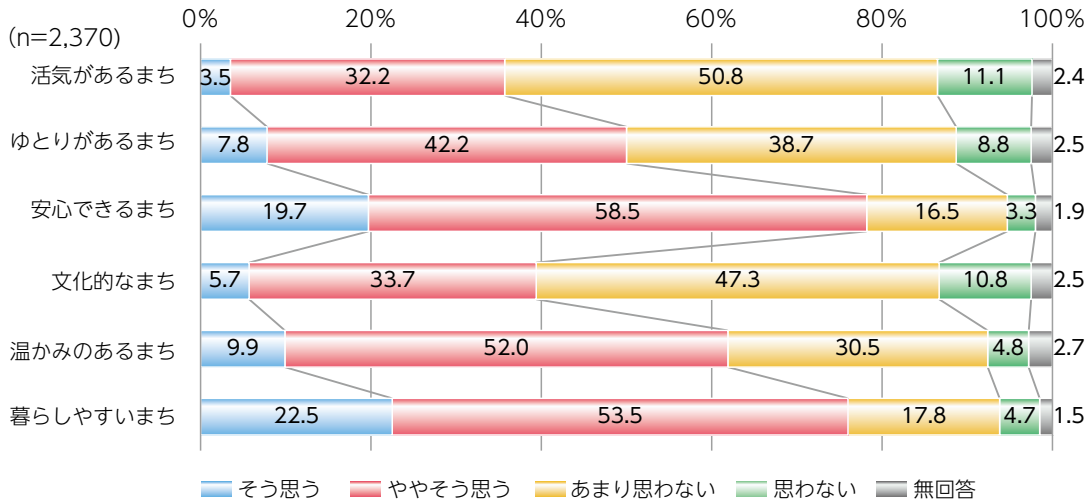
図表 満足度の高い取組みと今後力を入れてほしい取組みの上位 5 項目

順位	満足度の高い取組み上位 5 項目		今後力を入れてほしい取組み上位 5 項目	
	調査項目名	割合 (%)	調査項目名	割合 (%)
1	ごみ処理体制の充実	28.6	地域医療体制の充実	30.9
2	道路・公共交通の整備	18.4	高齢者福祉の充実	26.6
3	上下水道の整備	16.5	道路・公共交通の整備	20.0
4	住環境・市街地の整備	15.1	子育て支援の充実	20.0
5	清潔なまちづくりや公害対策の推進	14.8	学校教育の充実	18.0



②久喜市のイメージ

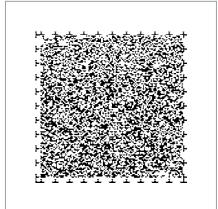
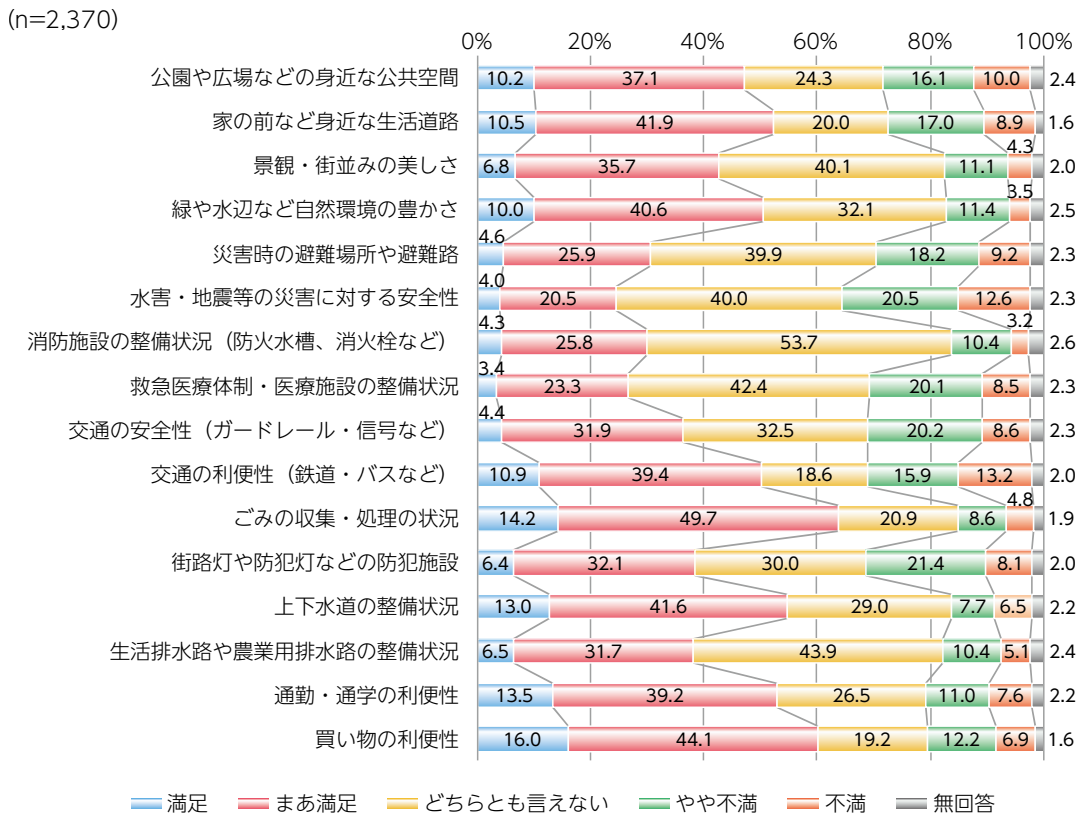
全体の7割以上が、「暮らしやすいまち」「安心できるまち」と回答しています。一方、「文化的なまち」「活気があるまち」については半数以上が『そう思わない』と回答しており、「ゆとりがあるまち」については5割ずつの回答になっています。



③居住地域の生活環境の満足度

生活環境で満足度の高い上位3項目は、「ごみの収集・処理の状況」、「買い物の利便性」、「上下水道の整備状況」となっています。

満足度の低い下位3項目は、「水害・地震等の災害に対する安全性」、「救急医療体制・医療施設の整備状況」、「消防施設の整備状況（防火水槽、消火栓など）」となっています。

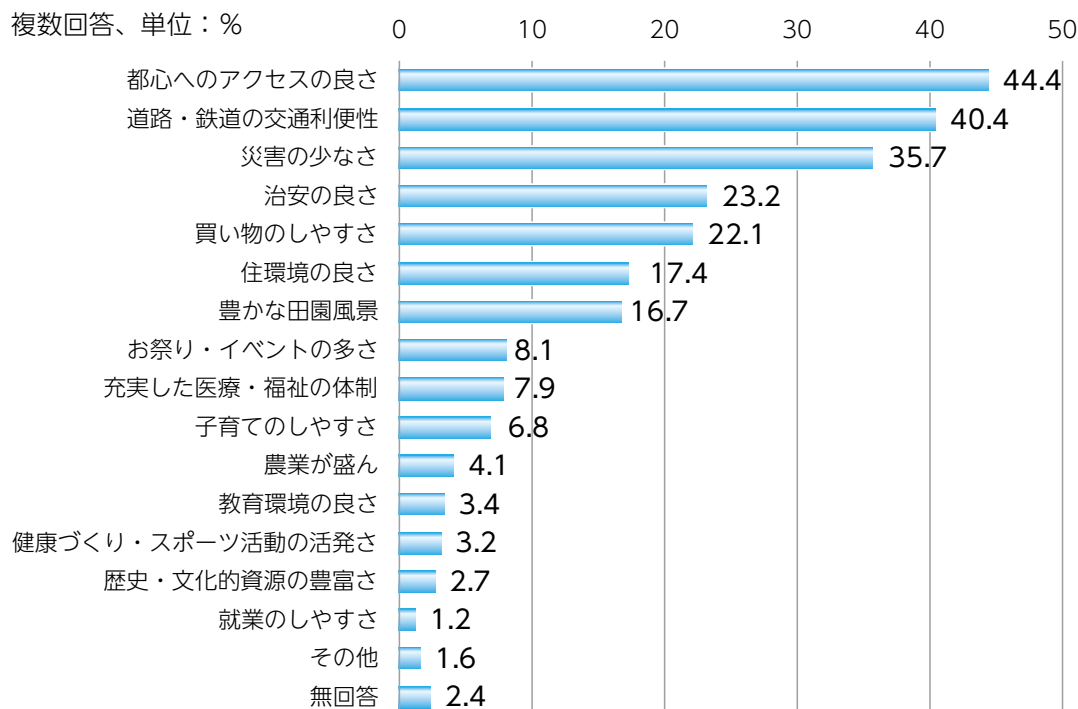


④久喜市の強み

上位項目には、「都心へのアクセスの良さ」、「道路・鉄道の交通利便性」、「災害の少なさ」が挙げられています。

(n=2,370)

複数回答、単位：%

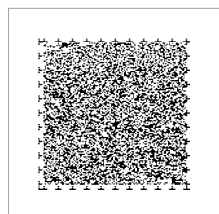
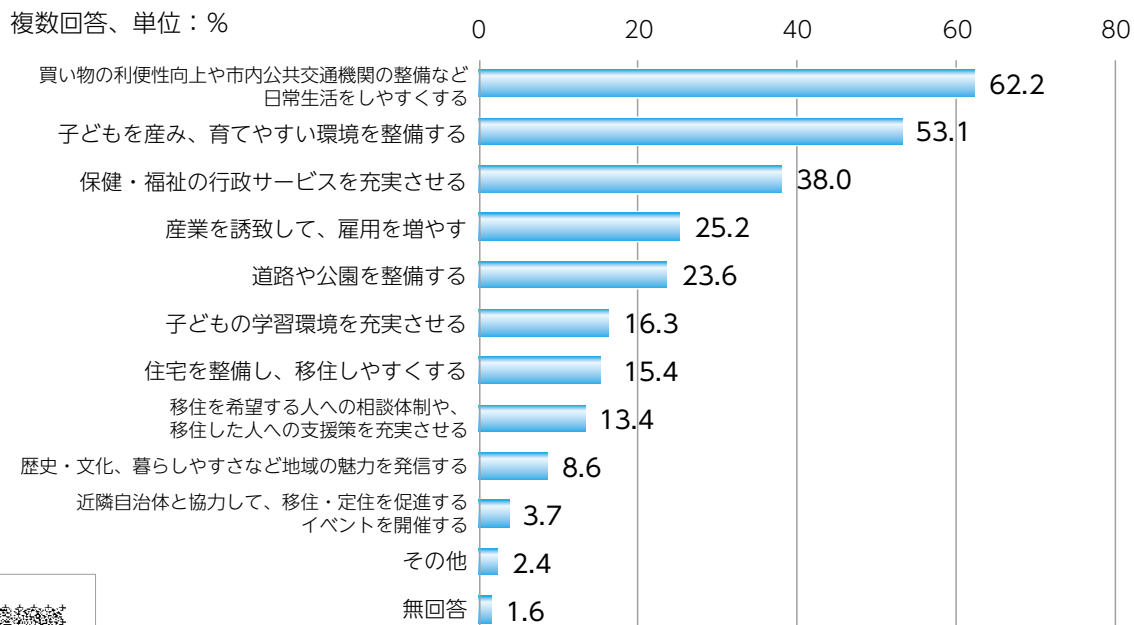


⑤移住・定住のために力を入れること

上位項目には、「買い物の利便性向上や市内公共交通機関の整備など日常生活をしやすくする」、「子どもを産み、育てやすい環境を整備する」、「保健・福祉の行政サービスを充実させる」が挙げられています。

(n=2,370)

複数回答、単位：%

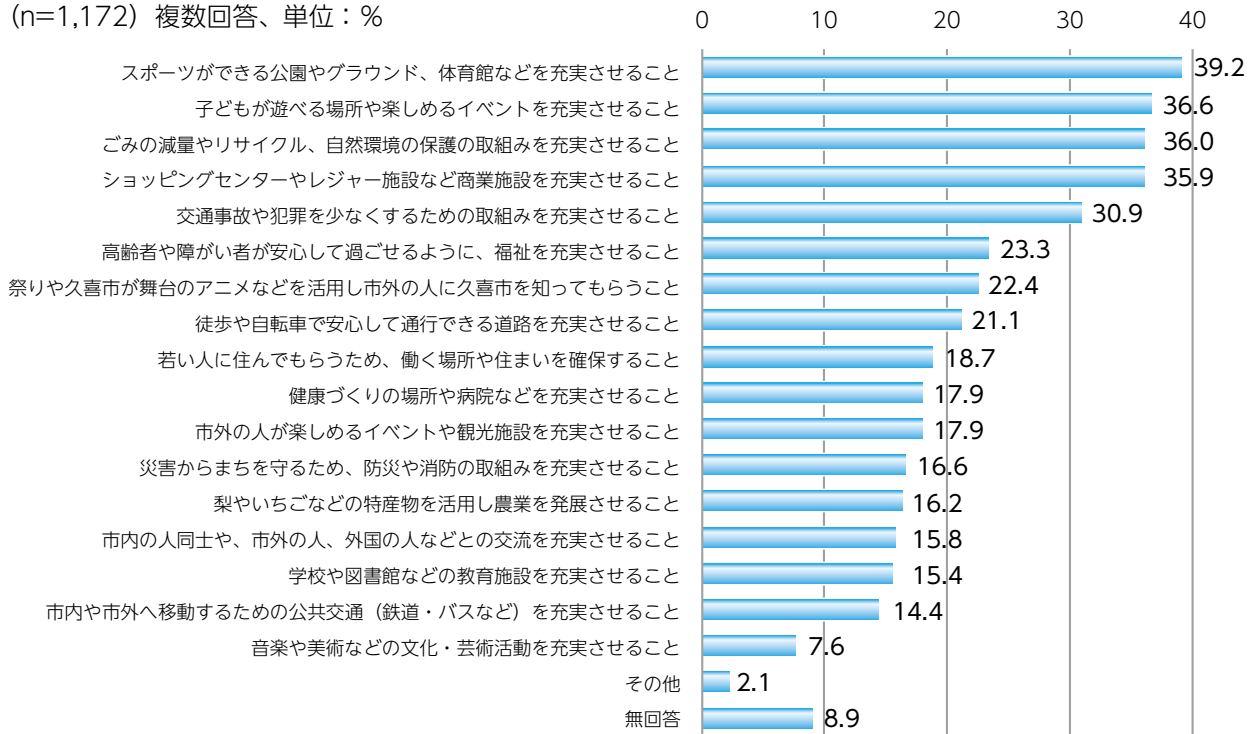


(2) 中学生アンケート結果の概要

① 今後力を入れてほしいこと

上位項目には、「公園や体育館などを充実させること」、「遊べる場所やイベントを充実させること」、「自然環境の保護の取組みを充実させること」、「ショッピングセンターやレジャー施設などの商業施設を充実させること」が挙げられています。

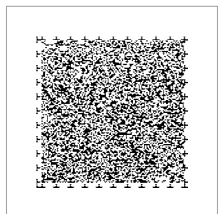
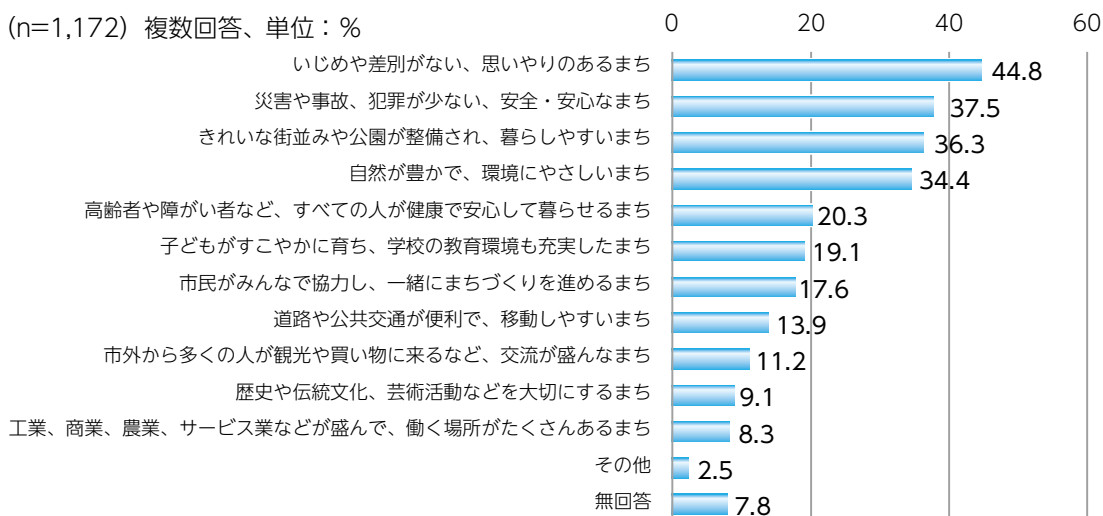
(n=1,172) 複数回答、単位：%



② 10年後の久喜市の未来像

上位項目には、「いじめや差別がない、思いやりのあるまち」、「災害や事故、犯罪が少ない、安全・安心なまち」、「きれいな街並みや公園が整備され、暮らしやすいまち」、「自然が豊かで、環境にやさしいまち」が挙げられています。

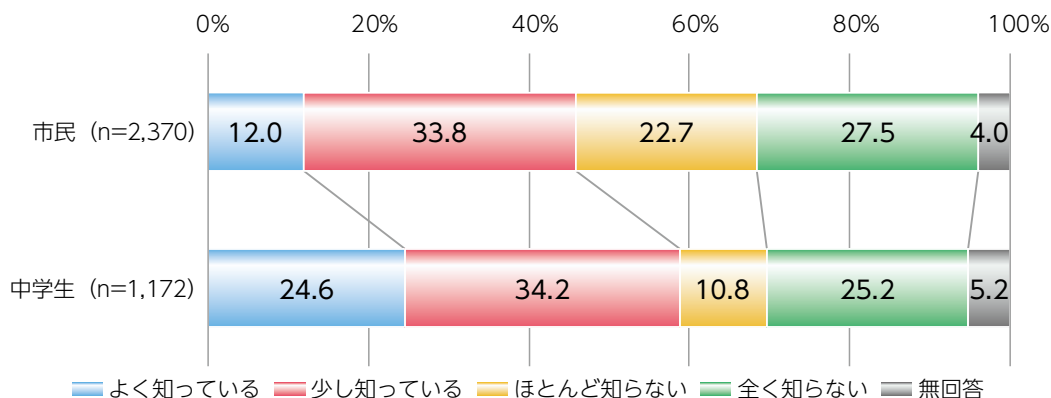
(n=1,172) 複数回答、単位：%



(3) SDGs に対する市民の意識

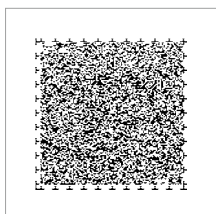
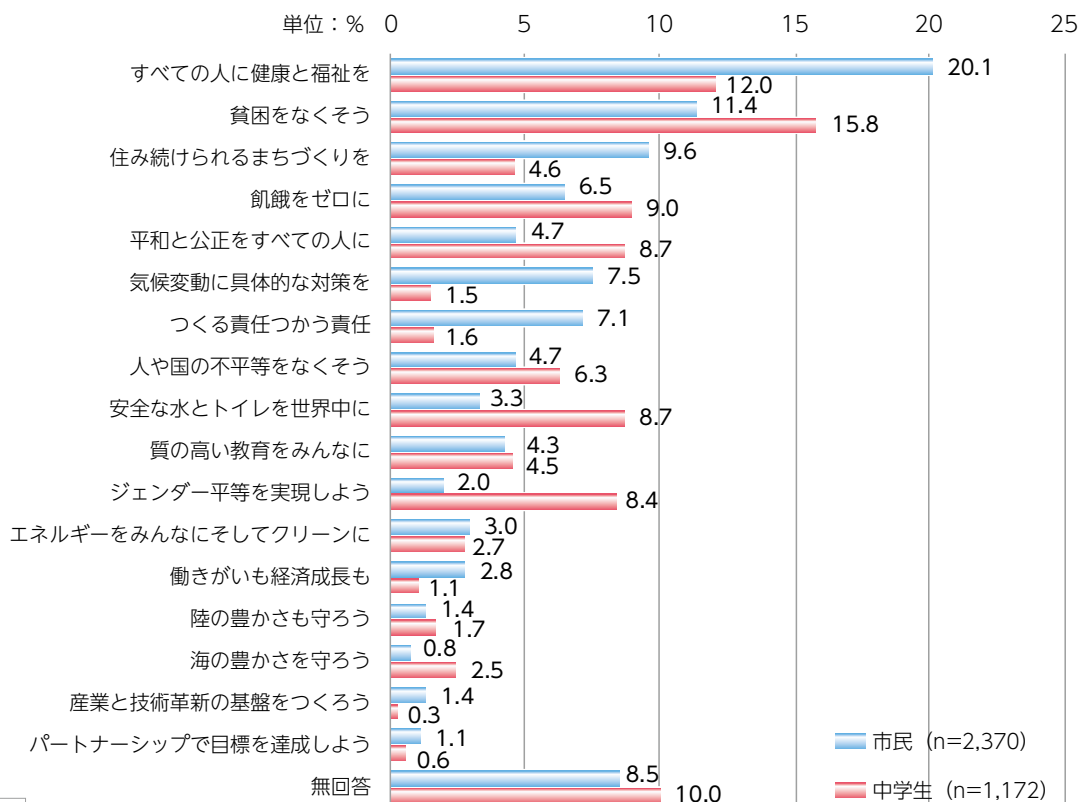
① 「SDGs」という言葉の認知度

「SDGs」という言葉を『知っている』と回答した市民は 45.8%で、半数に達していません。一方で、中学生では 58.8%が『知っている』と回答し、半数以上となっています。



② SDGs の 17 のゴール (目標) のうち、最も力を入れて取り組みたいもの

市民の中では、上位項目に、「すべての人に健康と福祉を」、「貧困をなくそう」、「住み続けられるまちづくりを」が挙げられています。一方で、中学生の中では、上位項目に、「貧困をなくそう」、「すべての人に健康と福祉を」、「飢餓をゼロに」が挙げられています。



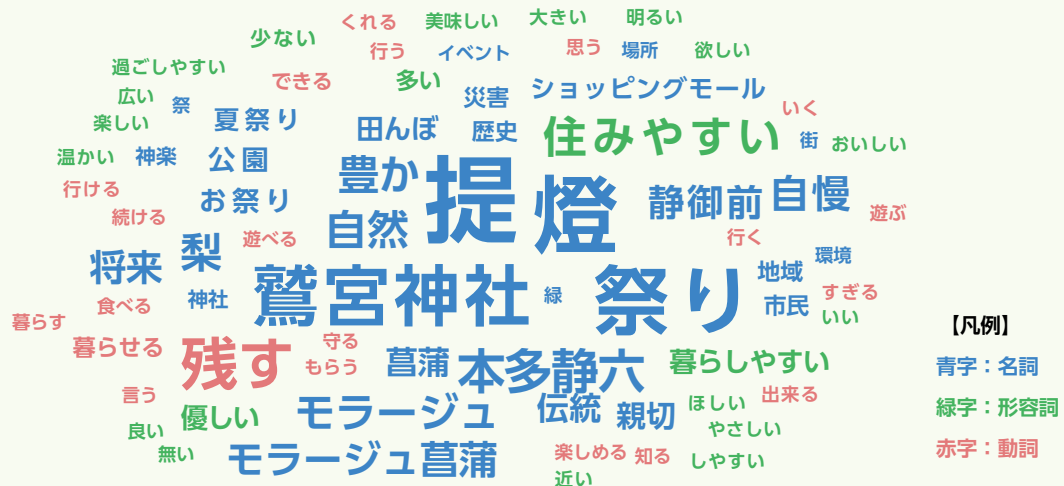
【コラム】

中学生目線の「久喜市の自慢」!!

参照：株式会社ユーザーローカルテキストマイニングを使用

<※ワードクラウド分析>

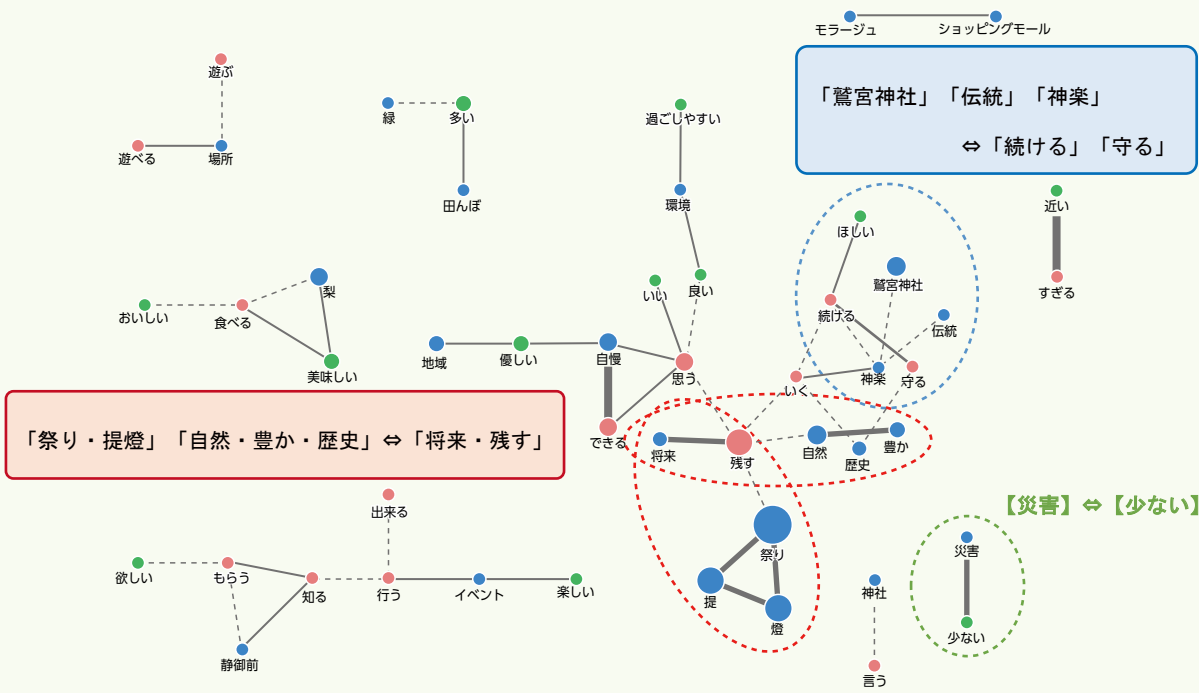
※自由記述の回答に出現する頻出単語を分析、頻出度に応じて単語の大小を示した図。



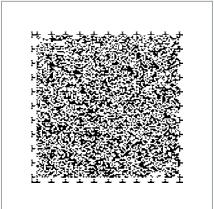
- 【凡例】
 青字：名詞
 緑字：形容詞
 赤字：動詞

<※共起キーワード分析>

※自由記述の回答に出現する単語のパターンを分析、類似した言葉を線で結んだ図。



【意見の例】
 久喜提燈祭りを将来に残したい。／地域の人が挨拶を年齢関係なくして愛が溢れる街
 ／鶯宮神社の神楽を守る。／ショッピングモールや遊べる場所がたくさんあり飽きない!!



6 時代潮流を踏まえた本市の現状とまちづくりの主要課題

第2章「1 日本を取り巻く時代潮流」を踏まえ、本市の現状とまちづくりの主要課題を以下のとおり整理します。なお、それぞれの項目は、第2章「1 日本を取り巻く時代潮流」と同様に、SDGsの理念である「社会・経済・環境・協働」と関連付けています。また、内容をよりわかりやすくするため、8つの分野にカテゴリーを分けて整理しています。

(1) 社会 (Social) 【人権・教育・文化分野】



【現状】

本市では、人種・性別・出身・国籍等、様々な人権問題に対応するため、啓発活動、教育学習機会等の提供を図っています。

市内の小・中学校では、確かな学力、豊かな人間性、体力の向上と心身の健康づくりを目指して、積極的なICT^{*1}活用等により、特色ある教育活動を展開しています。また、令和3（2021）年には、久喜市立学校給食センターを開設し、安全・安心な学校給食の提供と地産地消の推進を図っています。

さらに、本市では、市民大学や高齢者大学をはじめ、多様な生涯学習や文化芸術活動を展開しているほか、本市出身の偉人で「日本の公園の父」と言われる本多静六博士に関しての市民への周知、国内のほか国外に向けた情報発信も積極的に行っています。

【主要課題】

- 世界的に人種や性別等に捉われない多様性のある社会が求められる中、部落差別をはじめとした様々な人権問題への正しい知識と理解を深め、多様性を認め合い、相互理解や交流を促すことが必要です。
- 在住外国人の増加に対応し、外国籍市民が暮らしやすいまちにすることが求められています。
- 予測困難な社会に対応できる人材を育むため、主体的・対話的で深い学び^{*2}、GIGAスクール構想^{*3}、時代の変化に応じた学習の推進等、教育内容の充実を図ることが必要です。併せて、いじめや不登校等の問題への対応も求められています。
- 学校の小規模化に対応するため、小・中学校の適正規模・適正配置^{*4}の推進が求められています。
- 良好な教育環境を整備するため、教育施設、設備の充実や計画的な改修が必要です。
- 人生100年時代^{*5}において、生きがいをもって暮らせるよう、市民のニーズを踏まえた生涯学習機会や発表の場を提供することが求められています。
- 先人がこれまで積み上げてきた貴重な文化・歴史資源については、将来のために、可能な限り本来の状態での保存・継承していくことが必要です。

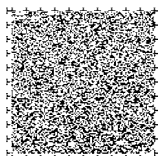
*1 ICT：p.13参照。

*2 主体的・対話的で深い学び：学ぶことに興味や関心を持ち、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」、子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話等により、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、問題を見いだして解決策を考えたりする「深い学び」の総称のこと。

*3 GIGAスクール構想：p.13参照。

*4 小・中学校の適正規模・適正配置：児童生徒が集団の中で一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質や、地域コミュニティの核である学校の特性を踏まえ、それぞれの地域の実情に応じて、適正な規模を維持するために小・中学校を適正に配置すること。

*5 人生100年時代：p.13参照。



(2) 社会 (Social) 【健康・医療・福祉分野】**【現状】**

本市では、高齢化の進行により医療費が増加する中、市民の健康寿命^{*1}の延伸を目指し、子どもから高齢者までライフステージ^{*2}に応じた取組みを展開しています。令和2(2020)年3月には、「健幸(けんこう)・スポーツ都市」を宣言し、スポーツ等を通じた市民の心身の健康づくりを促進しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対しては、感染予防対策等を市民に広く周知しています。

市内には、救急医療や高度医療を行う中核病院、小児の二次救急病院のほか、多くの病院や診療所があり、安全・安心な医療体制が整っています。さらに、地域医療ネットワークシステム「とねっと^{*3}」等、広域での医療機関の連携も進めています。

子育て支援については、「子育て世代包括支援センター^{*4}」における妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援、一時預かりや病児保育等の様々な保育ニーズに対応したサービスの提供、地域における親子の交流の場づくりを進めています。また、保育所の増設等により、令和3(2021)年の待機児童数はゼロとなっています。

また、高齢化が進行する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、各種サービスの提供や在宅医療と介護の連携を推進するほか、高齢者の生きがいがづくりや社会参加を支援しています。

【主要課題】

- 市民の心身の健康維持と医療費の適正化のため、ライフステージに応じた、適切な食事や運動等について情報提供するとともに、若い世代等の健康づくり等に関心が低い傾向にある市民への意識付けが必要です。また、市民生活を脅かす新たな感染症等の感染拡大を抑制することが求められています。
- 地域完結型医療^{*5}を実現し、広域の医療支援体制を確保するため、更なる医療機関の連携推進や市民に対する普及啓発が必要です。
- 複雑化・複合化する市民からの要望に対応し、相互に支え合いながら、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し、高齢者・障がい者・子ども等、世代や分野を越えた包括的な支援を担う重層的支援体制^{*6}の構築が求められています。
- 子どもを産み育てやすいまちを目指して、子育てに関する多様なニーズに適切に対応するとともに、子育て家庭が孤立しないよう、地域全体で子どもと子育て家庭を支えていく必要があります。また、子どもを安心して産み育てることができるよう、市内への産科医療機関の誘致が求められています。

*1 健康寿命：p.13参照。

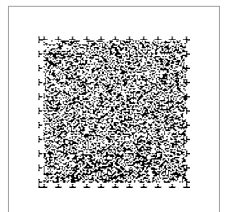
*2 ライフステージ：出生から、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、定年退職等の人生の節目によって変わる生活(ライフサイクル)に着目した区分のこと。

*3 とねっと：利根保健医療圏(久喜市、行田市、加須市、羽生市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町)内の地域の病院、診療所等を安全なネットワークで結び、患者の情報を共有するシステムのこと。

*4 子育て世代包括支援センター：妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するワンストップ拠点のこと。保健師等の母子保健に関する専門職員が、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じたり、地域の保健医療・福祉関係機関と連絡調整等を行う。

*5 地域完結型医療：個別の医療機関がそれぞれ全ての医療ニーズに対応するのではなく、医療機関がそれぞれの得意分野を生かし、地域全体で切れ目なく必要な医療を提供する体制のこと。

*6 重層的支援体制：様々な地域福祉のニーズに対応するため、対象者ごとの支援体制を越えて、すべての地域住民を対象とし、包括的に支援を行う体制のこと。



○誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅医療と介護の連携推進、認知症高齢者への対応、医療的ケア児^{*1}への対応等、日常生活や社会参加を支援する体制の充実が求められています。



(3) 社会 (Social) 【安全・安心分野】

【現状】

全国各地で地震や水害等の自然災害が頻発し、激甚化しています。令和元年東日本台風では、本市を流れる利根川が氾濫危険水位を超え、市として初めて避難情報を発令するなど、人的被害はなかったものの、災害応急対応の課題が浮き彫りとなりました。

地域における防犯対策としては、防犯灯や防犯カメラの設置推進等の犯罪が起きにくい環境づくりを進めるとともに、警察や地域の関係団体との連携による防犯体制づくりに加え、ランニングパトロール隊^{*2}を結成し、市民による見守り体制を強化しています。また、市の公用車ヘッドライブレコーダーを配備し、行政による防犯体制も強化しています。

交通安全対策としては、各種交通安全教室等の啓発活動の推進、見通しの良い道路や交通安全施設の整備を進めています。

【主要課題】

- 東日本大震災や令和元年東日本台風の教訓を生かし、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害に強い市街地の形成や、利根川堤防強化事業の推進、雨水排水機能の強化、防災体制や被災者支援の充実等が必要です。
- 地域における犯罪を未然に防止するため、市民の防犯意識を高めるとともに、地域の防犯体制の強化、犯罪が起きにくいまちづくりが必要です。また、消費生活に関するトラブルへの対応も求められています。
- 交通事故を出来る限りなくすため、交通安全の普及・啓発、交通安全施設の整備充実が必要です。



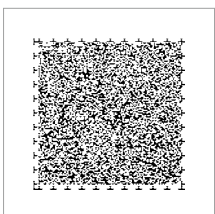
(4) 社会 (Social) 【都市基盤・交通分野】

【現状】

本市は、南北方向に東北道、国道4号及び国道122号等の幹線道路が縦断し、東西方向に圏央道及び国道125号が横断しており、交通利便性に恵まれています。さらに、久喜駅東側において、圏央道スマートインターチェンジの設置に関する検討を進めています。

*1 医療的ケア児：医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

*2 ランニングパトロール隊：本市内で定期的にランニングやジョギングを行っている人に、日頃の活動の範囲内で「児童生徒の見守り」、「防犯灯の故障や道路の不具合箇所の通報」等、地域の安全・安心見守り活動をお願いする市独自の取組み。



公共交通としては、市内を JR 宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線が縦断し、久喜駅、東鷲宮駅、栗橋駅、鷲宮駅及び南栗橋駅を有しており、鉄道利便性に恵まれています。また、市内循環バスやデマンド交通^{*1}（くきまる）、くきふれあいタクシー（補助タク^{*2}）を運行しています。

住環境では、計画的な住宅地としての土地利用や、空家等の適正管理・活用を進めています。公園については、適正な維持管理を行うとともに、現在、「(仮称) 本多静六記念 市民の森・緑の公園」や、栗橋駅西地区における整備を進めています。

安全・安心な水道水の供給や生活排水等の適正な処理を行うことにより、市民が快適で住みやすい環境づくりを進めています。

【主要課題】

- 本市の交通利便性を生かし、長期的視点に立った計画的なまちづくりが必要です。
- 市内駅周辺における計画的な土地利用や賑わいづくり、住環境の更なる整備・改善が必要です。
- 市内の円滑な移動を支える道路網の充実、多数存在する橋梁の長寿命化を図るとともに、歩行者や自転車が安全に通行するための道路整備が必要です。
- 市民の生活を支える交通手段について、利用者ニーズを踏まえ確保することが必要です。
- 高齢化を踏まえ、誰もが安心して利用できる公共交通のあり方の検討が必要です。
- 快適な憩いの場を提供するため、公園施設の長寿命化や利用者ニーズへの対応、市民との協働による公園の維持・管理体制の確保が必要です。
- 安全・安心な水道水を安定供給するため、老朽化施設の更新や耐震化が必要です。また、衛生的な生活環境の創設のため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進が必要です。

(5) 経済 (Economic) 【産業分野】



【現状】

本市では、特産品の梨やいちごをはじめ、米や野菜及び花き等を生産する都市近郊農業^{*3}が行われています。また、市内外に対する農産物の PR、学校給食における地場産野菜の使用推進、市内生産者の6次産業^{*4}化、環境に配慮した農業の推進も図られています。

商業分野では、久喜駅、栗橋駅及び鷲宮駅等を中心とした既存商業地区での商店街の運営、幹線道路沿いでの大規模商業施設の出店が進められています。

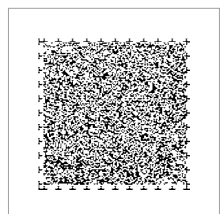
工業分野では、久喜菖蒲工業団地、清久工業団地、清久工業団地周辺地区、鷲宮産業団地、菖蒲北部地区、菖蒲南部産業団地等の産業拠点に加え、新たに、高柳地区における産業基盤整備が進められています。

^{*1} デマンド交通：利用登録をした人が、電話等の予約により、自宅等から目的地、目的地から自宅等まで、乗り合いにより移動する運行形態の輸送サービスのこと。

^{*2} 補助タク：公共交通の補完・充実を図り、75歳以上の高齢者や障がい者等交通弱者の移動手段の確保と日常生活の利便性の向上のため、地方自治体が運行する登録型のタクシーサービス。

^{*3} 都市近郊農業：大消費地に近い農業地域、都市の生産緑地、市民農園等において営まれる農業のことで、都市型農業は住民に新鮮で安全な農産物を供給している。

^{*4} 6次産業：農業や水産業等の第1次産業が第2次産業としての食品加工、第3次産業としての流通販売にも業務展開し、新たな付加価値を生み出す取組みのこと。



市内の雇用や労働環境については、久喜市ふるさとハローワークを設置し、就職相談や情報提供等、求職者への支援が行われています。

【主要課題】

- 本市の地勢を生かし、消費者ニーズに対応するため、農業の担い手育成やブランド化の推進とともに、商業や観光等の他産業との連携による農業の振興を図る必要があります。
- 賑わいと活力のある商店街とするため、空き店舗の活用やインキュベーション施設^{*1}の整備等、起業・創業がしやすい環境づくりが必要です。
- 地域の労働力を確保するため、女性や高齢者の就業支援、企業と求職者のニーズのマッチングに加え、多様で柔軟な働き方の一層の推進が求められます。
- 産業基盤の整備と企業誘致による新たな雇用の創出が必要です。
- 人生100年時代^{*2}における学び直し^{*3}の場として、リカレント教育^{*3}の充実が必要です。

(6) 環境 (Environmental) 【環境保全分野】



【現状】

本市は、河川や用排水路、池沼、湿地等の水辺、農地、屋敷林、河畔砂丘等の緑豊かな景観を有しています。

こうした自然環境を保全し、次世代に継承するため、本市では、市民や事業者の理解と協力のもと、水質汚濁や大気汚染等の公害への対応や良好な景観づくり、環境負荷を低減する循環型社会の形成を進めています。また、公共施設での太陽光発電の推進や、市内循環バスや学校給食センターの配送トラックへ電気自動車を導入するとともに、令和3（2021）年4月には、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ^{*4}」を宣言し、市全体で地球温暖化防止の取組みを推進しています。

【主要課題】

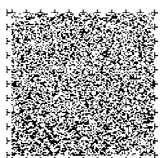
- 環境に対する消費者の価値観や企業の行動規範の変容を捉え、豊かな緑や美しい生活環境を実感できるよう、市民等の協力のもと、緑化やまちの美化、水質保全、公害対策等の推進が必要です。
- 美しいまちを次世代に残すため、ごみの適正処理のほか、ごみの減量やリサイクルの推進が必要です。
- 脱炭素社会を目指す世界的な動きに対応し、地球温暖化に歯止めをかけ、持続的な発展を図るため、市民・事業者・団体・行政が一体となって、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組みを進める必要があります。

*1 インキュベーション施設：創業初期段階の起業家を支援するため、通常よりも安価な賃料の事務所の提供や、事業の立ち上げに関するアドバイスを提供する施設のこと。

*2 人生100年時代：p.13参照。

*3 リカレント教育：p.14参照。

*4 ゼロカーボンシティ：p.15参照。



(7) 協働 (Partnership) 【協働分野】**【現状】**

本市では、久喜市自治基本条例のもと、協働のまちづくりを推進しています。市内では、町内会や自治会、様々なテーマの市民団体やボランティア等に加え、各地で地区コミュニティ協議会が設立され、豊かで住みよい地域社会づくりを目指した活動が展開されています。

また、市内の県立高等学校や本市と包括連携協定を結んでいる高等教育機関や事業者等と連携し、地域の活性化に向けた、多彩な活動を展開しています。

さらに、シティプロモーション*1を推進し、久喜の魅力を戦略的に内外へ情報発信することで、市のイメージ向上や交流人口*2・定住人口の増加、企業誘致等を図っています。

【主要課題】

- 地域コミュニティやテーマ型コミュニティ等の活動等、市全体のまちづくりに、より多くの市民が主体的に参加できるよう、裾野の拡大を図るとともに、まちづくり情報を積極的に発信することが必要です。
- 少子高齢化により、地域コミュニティの担い手が少なくなる中、市外との交流等を通じて、地域を活性化することも必要です。
- SDGsの達成のためには、市民や行政のみならず、市内事業者や高等教育機関等のあらゆる主体との連携や相互協力が不可欠です。
- 人口減少社会にあって、コミュニティを維持するためには、地域の魅力を高め、効果的に発信して、市外からの来訪者や人口流入を増やすとともに、市民の本市に対する誇りや愛着心を高め、住み続けたいと思えるまちづくりを進めることが必要です。

(8) 協働 (Partnership) 【行政運営・行政改革分野】**【現状】**

本市では、少子高齢化に伴い人口が減少し、税収の大幅な増が見込めない中、限られた資源を有効に活用するため、組織機構を見直し、効率的・効果的な行政運営を進めています。

デジタル社会の進展に対応するため、国の自治体DX*3推進計画に基づき、行政手続きのオンライン化による行政サービスの向上やWi-Fi等の情報インフラ整備、マイナンバーやAIを活用した業務の効率化を図っています。

また、市民サービスの向上のため、総合窓口*4化やコンビニ交付サービス等を推進しています。さらに、健全な財政基盤の確保や公共施設アセットマネジメント*5を推進し、持続可能な行政運営の実現を目指すとともに、近隣市町と連携したイベントの実施や公共施設の相互利用を進めています。

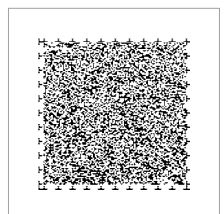
*1 シティプロモーション：地方自治体が地域の特色や魅力等を様々なツールで広く発信することによって、知名度や好感度を上げ、定住・交流人口の増加や企業誘致等につなげていくこと。

*2 交流人口：p.12参照。

*3 DX(デジタル・トランスフォーメーション)：p.14参照。

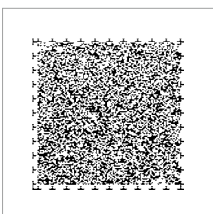
*4 総合窓口：住民異動等の手続きについて、関連する全ての手続きを一度に完了できるように整備された窓口のこと。

*5 公共施設アセットマネジメント：老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用等を行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取組みのこと。



【主要課題】

- 社会情勢の変化に伴う市民ニーズや行政課題に対応し、将来にわたり発展していくため、柔軟な組織機構、職員の政策形成能力の向上、簡素で効果的な行政評価システムの構築等、行政改革の推進が必要です。
- 行政のデジタル化により、市民の利便性向上を図るとともに、業務の効率化が求められています。そのためには、情報格差の解消や情報セキュリティ対策の徹底が必要です。
- 人口の減少により税収の大幅な増が見込めない中、健全な財政基盤を確保するため、事業のスクラップ・アンド・ビルド^{*1}、予算の選択と集中、公共施設の配置の適正化や長寿命化等による公共施設アセットマネジメント^{*2}が必要です。

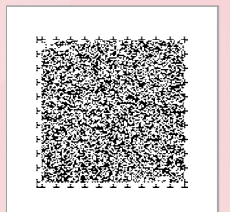


*1 スクラップ・アンド・ビルド：事業の新設を行う場合において、歳出予算の肥大化を防ぐため既存の事業の廃止・見直しをすること。

*2 公共施設アセットマネジメント：p.31参照。



第 1 部 基本構想



第1章 将来像

1 基本理念

本計画では、SDGs の理念をもとに、まちづくりの基本的な考え方を設定します。

<SDGs の視点>社会・経済・環境の三側面のバランスを重視する

SDGs の理念である「社会・経済・環境の三側面を包括的に捉える」視点に基づき、「協働」の観点も踏まえ、行政分野に捉われず、地域の課題を統合的に解決し、持続可能なまちづくりを推進します。

(1) みんなが輝くまちをつくる【社会】

まちづくりの主役は、一人ひとりの市民です。生涯を通じて自分らしさを最大限発揮して、すべての市民がお互いを尊重し、みんなで支え合う、安心できるあたたかいコミュニティをつくっていきます。

(2) みんなが豊かなまちをつくる【経済】

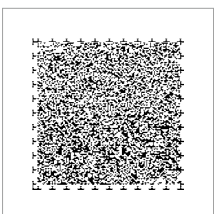
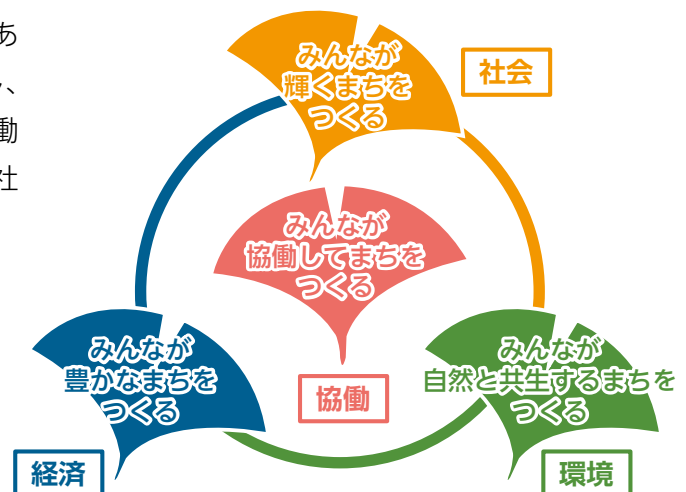
地域資源と地理的特性を生かした、活力ある産業を育てます。また、働きやすく利便性の高い環境の中で、賑わいと交流を広げることで、心も豊かになるまちを目指します。

(3) みんなが自然と共生するまちをつくる【環境】

人々が輝き、豊かな生活を送るためには、それらを支える自然環境が守られている必要があります。本市固有の豊かな自然を守り、育て、共生しながら、未来の世代へつなげていきます。

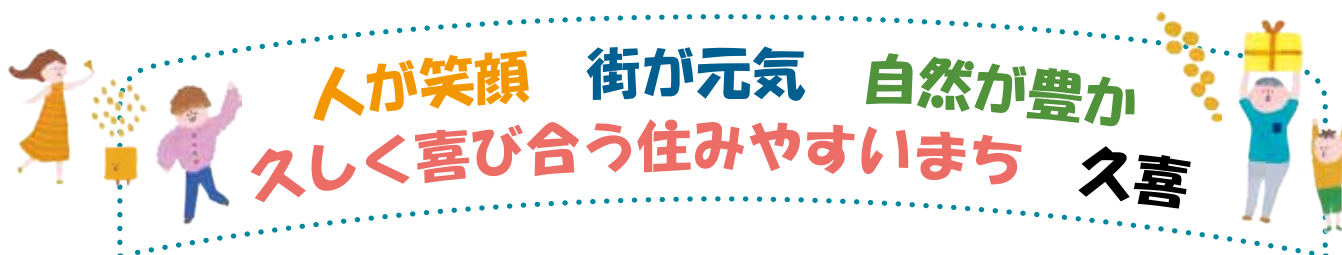
(4) みんなが協働してまちをつくる【協働】

SDGs の達成のためには、国や行政だけでなく、一人ひとりの参加と行動が不可欠であるため、SDGs の理念のうち「協働」を重視し、市民・事業者・行政等のあらゆる主体の協働により、新しい時代に対応する豊かな地域社会の実現を目指します。



2 将来像

本計画の基本理念に基づき、目指すまちの将来像を設定します。

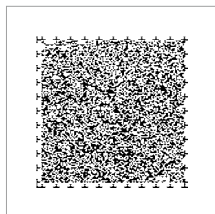


【人が笑顔】は、子どもから高齢者まで、誰もが個性を発揮し、明るく幸せで笑顔あふれる様子を表しています。

【街が元気】は、農商工業が盛んで、働く場があり、人々の賑わいや企業の活気ある様子を表しています。

【自然が豊か】は、緑や水と共生し、身近に自然を感じながら快適に暮らす様子を表しています。

【久しく喜び合う住みやすいまち】は、こうした人・街・自然の魅力によって、みんなが末永く喜びを分かち合える住みやすいまちを築いていくことを表しています。



3 将来人口

本市の人口は、国勢調査によると平成 17（2005）年をピークに、緩やかな減少が続いています。今後もこの傾向が続き、同時に、更なる少子高齢化が進むと予測されています。

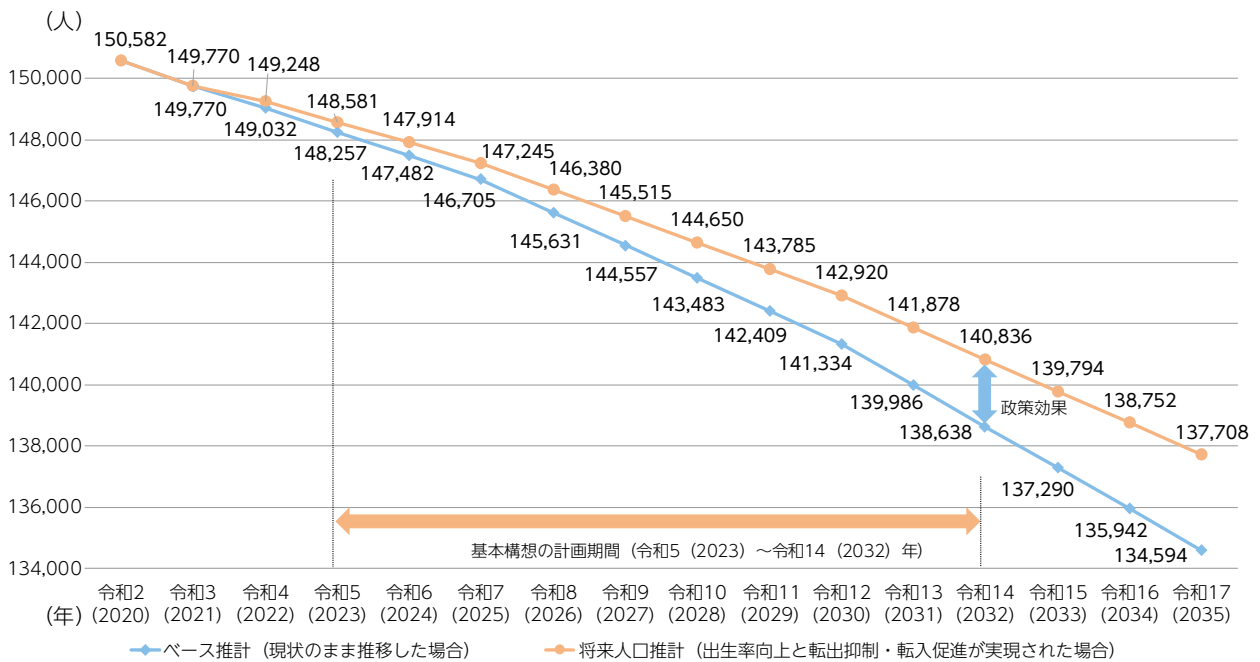
将来像『人が笑顔 街が元気 自然が豊か 久しく喜び合う住みやすいまち 久喜』の実現のためには、地域経済の活性化、移住・定住の促進、結婚・妊娠・出産・子育て支援・教育等を推進して、持続可能で魅力のある久喜市を創っていく必要があります。

このため、本基本構想では、移住・定住の促進や、子育て支援の充実等を通じて一定規模の人口を維持することを目指し、令和 14（2032）年の目標人口を 141,000 人とします。

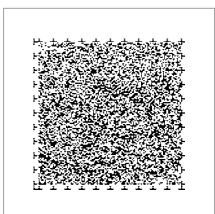
目標人口

令和 14（2032）年の目標人口 141,000 人

図表 計画期間における人口の推移（見通し）



※各年 10 月 1 日時点



《目標人口設定の考え方》

少子高齢化の進行により、現在、本市の人口も緩やかな減少傾向にあります。これまでの本市の人口の推移を見ると、令和2（2020）年10月1日の国勢調査人口は150,582人であり、改訂前の久喜市人口ビジョンで推計した同時点の人口の149,728人を上回っています。また、令和4（2022）年1月1日時点の住民基本台帳人口は151,669人であり、前計画において目標人口として設定した令和4（2022）年の150,900人を上回る見込みです。この結果は、本市においてこれまで取り組んできた子育て支援の充実や教育環境の充実、優良企業の誘致、地域での雇用の確保等により、一定の定住促進が図られたことによるものと捉えています。

一方で、本市では、社会動態（転入・転出）において増加の状況にはあるものの、5か年の合計特殊出生率^{*1}の平均値が直近のデータで1.13と低水準であり、自然動態（出生・死亡）において減少の状況にあります。

そのようなことから、本市では、今後の取組みの方向性として一定規模の人口を維持し、持続可能な地域社会をつくるために、これまでの本市の状況を踏まえ、合計特殊出生率を堅実に上昇させていくとともに、転入を促進し転出を抑制していくことで、人口を維持していくことが必要です。

今後、子どもを安心して産み育てられ、教育しやすい環境の充実や、若い世代向けの優良な住環境の整備、優良企業の誘致による地域での安定した働き場所の確保、本市が「住みやすいまち」であることを市外に情報発信するなど、合計特殊出生率を改善させ、移住・定住施策を更に推進していくことを踏まえ、本計画の目標人口を設定しています。

図表 将来人口の推移（見通し）

	令和2	令和 12	令和 22	令和 32	令和 42	令和 52
	(2020) 年	(2030) 年	(2040) 年	(2050) 年	(2060) 年	(2070) 年
	実績値	推計値				
ベース推計 (A)	150,582 人	141,334 人	126,798 人	111,230 人	95,116 人	78,590 人
将来人口推計 (B)	150,582 人	142,920 人	131,895 人	121,239 人	110,768 人	100,711 人
差<(B)-(A)>	0 人	1,586 人	5,097 人	10,009 人	15,652 人	22,121 人

※ ベース推計：現状のまま推移した場合 将来人口推計：出生率向上と転出抑制・転入促進が実現された場合

＜参考＞本市の合計特殊出生率の推移

	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和2	5か年
	(2016) 年	(2017) 年	(2018) 年	(2019) 年	(2020) 年	平均
合計特殊出生率	1.11	1.17	1.09	1.06	1.24	1.13

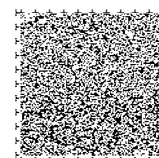
出典：埼玉県「埼玉県の合計特殊出生率」

＜参考＞本市の自然動態（出生・死亡）及び社会動態（転入・転出）の推移

	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和2	5か年
	(2016) 年度	(2017) 年度	(2018) 年度	(2019) 年度	(2020) 年度	累計
自然動態	△ 509 人	△ 575 人	△ 614 人	△ 675 人	△ 783 人	△ 3,156 人
社会動態	301 人	273 人	307 人	131 人	40 人	1,052 人

出典：久喜市「統計くさ」

^{*1} 合計特殊出生率：一人の女性が生涯に産む子どもの平均的な数。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計して算出する。



4 将来都市構造

6つの「都市核」と「住居系ゾーン」「産業系ゾーン」「農業系ゾーン」を位置付け、地域特性を十分に踏まえるとともに、その特性を生かした均衡ある発展を目指します。

また、高速道路及び市内の基幹的な道路網並びに鉄道を「広域交流軸」と位置付け、利便性の高い良好な都市環境の創出を図っていきます。

【都市核】

鉄道駅をはじめとした公共交通の拠点地域を、「都市核」と位置付けます。この「都市核」では、商業・オフィス機能、生活関連サービス機能、行政機能等が集積した便利で賑わいのある拠点として、地域特性を生かした市街地の形成を図ります。

【住居系ゾーン】

良好な住居地の形成を図るべき地域を、「住居系ゾーン」と位置付けます。この「住居系ゾーン」では、道路等の都市基盤を計画的に整備するとともに、地域の資源や景観に配慮し、災害にも強い、便利で快適な住宅系市街地の形成を図ります。

【産業系ゾーン】

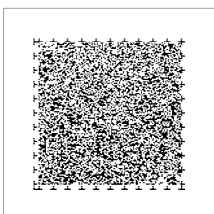
産業が集積する地域を、「産業系ゾーン」と位置付けます。この「産業系ゾーン」では、企業誘致等を進め、周辺環境と調和した産業活力の基盤となる地域を形成します。また、交通利便性の高い産業立地に有利な地域等において、新たな産業系市街地の形成を図ります。

【農業系ゾーン】









緑豊かな田園風景は、本市の大きな特徴です。保全すべき優良な農地や、河川等の水辺、樹林地等が広がる地域を、「農業系ゾーン」と位置付けます。この「農業系ゾーン」では、農業生産基盤や農村集落の整備を図るとともに、農地や水辺等の保全を図ります。

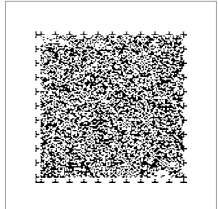
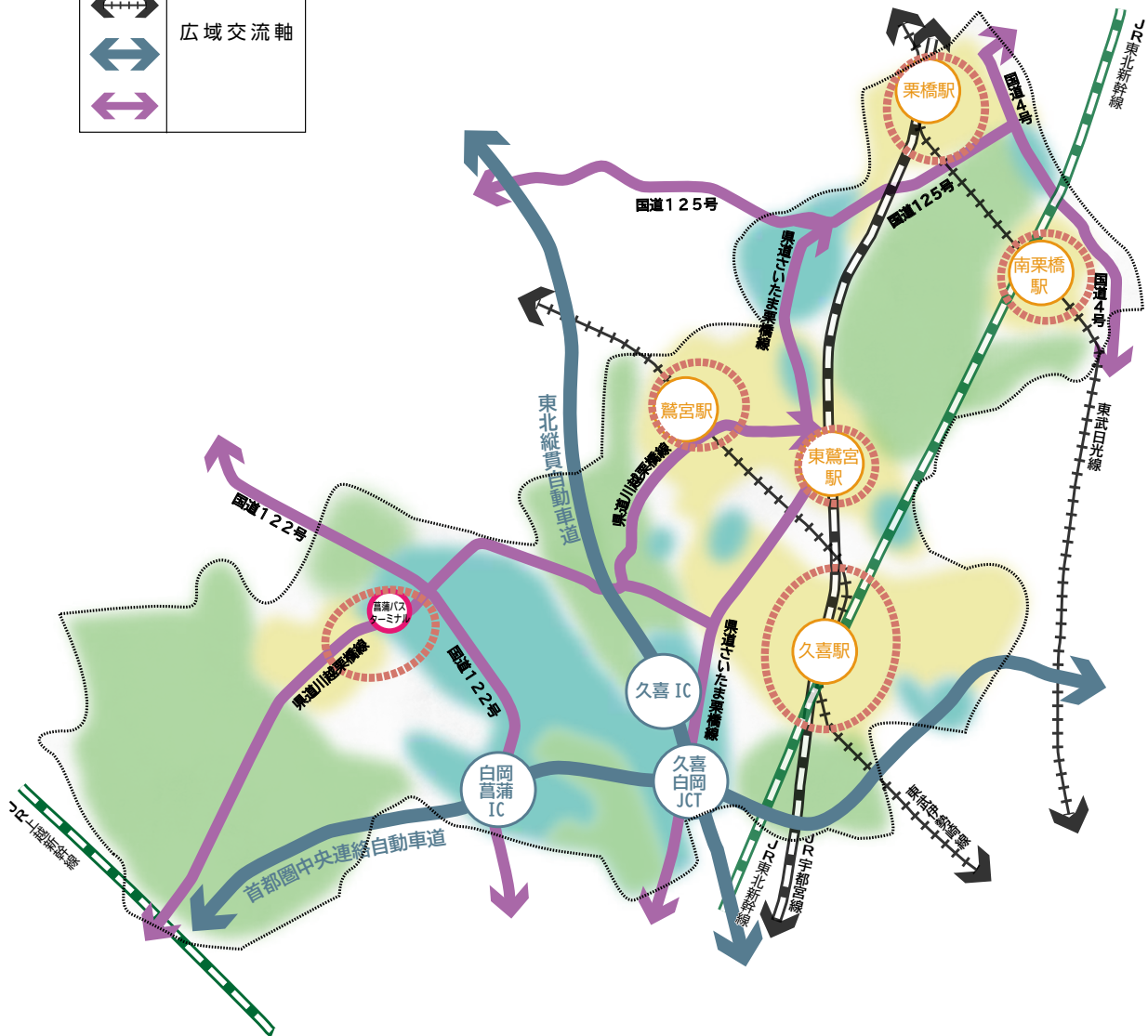
【広域交流軸】

東北道や圏央道といった高速道路及び市内の基幹的な道路網並びに鉄道を、「広域交流軸」と位置付けます。この「広域交流軸」では、広域的な道路交通・鉄道交通の利便性の向上を図るとともに、広域的な交通結節点としての優位性を踏まえた土地利用等を進めます。



図表 将来都市構造の概念図

凡例	
	都市核
	住居系ゾーン
	産業系ゾーン
	農業系ゾーン
	広域交流軸
	
	
	



5 基本目標

本市の将来像の実現に向けて、本計画では、次の8つの基本目標を掲げます。

なお、本計画の基本目標の設定にあたっては、SDGsの理念である「社会・経済・環境・協働」を前提として、SDGsの17のゴール（目標）の達成のため、地方自治体（市町村）レベルの範囲で、8つの分野に分けて整理しています。

社会

1 みんなが認め支え合い夢や希望が実現でき人材きらめくまちをつくる



人権・教育・文化

すべての人が尊重され、多様性を認め合う社会を実現し、国際社会に対応した地域社会を目指します。また、本市の将来を担う子どもたちが能力と個性を發揮できる教育環境を整えるとともに、生涯にわたり学び続けられる環境づくり、地域の歴史や文化に根差した学びのしやすいまちづくりを進めます。

2 いつまでも健やかに生き生きと幸せに暮らせるまちをつくる



健康・医療・福祉

市民がスポーツ等を通じて健康を維持・増進するとともに、子どもがのびのびと育ち、子どもを産み育てやすい環境を整えます。また、高齢者や障がい者を含め、誰もが安心して暮らせるまちとし、地域共生社会の実現を目指します。

3 いつまでも安全・安心な暮らしの環境が整っているまちをつくる



安全・安心

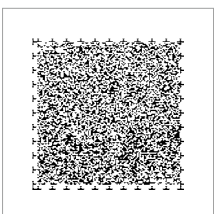
地震や台風等の自然災害に強いまちづくりを進めるとともに、市民と行政が協力して、地域の防災・防犯対策、交通安全対策に取り組むことにより、市民が安全で安心に暮らせるまちを目指します。

4 豊かな自然と調和し便利で快適な住み心地よいまちをつくる



都市基盤・交通

埼玉県東部の中心都市として、計画的なまちづくり、市内の道路網の整備、都市基盤施設の整備等を通じて、本市の特性を生かした、快適で住みやすいまちづくりを進めます。また、公共交通の利便性の向上を図り、誰一人取り残さないやさしさにあふれるユニバーサルデザイン^{*1}のまちづくりに取り組みます。



^{*1} ユニバーサルデザイン：年齢、性別、能力の違いなどに関わらず、全ての人が暮らしやすい街や、利用しやすい施設、製品、サービス等を作っていくとする考え方。

経済

5 産業が元気で魅力と活力にあふれ働きがいのあるまちをつくる



産業

地域資源を生かした農業の振興と、まちの活気や賑わいの創出のための中小企業支援に加え、本市の優れた交通条件を生かした産業集積を進めて雇用を創出し、働きやすい環境づくり、働きがいを感じられるまちづくりを進めます。

環境

6 水や緑と共生しやすさが生まれ地球環境にやさしいまちをつくる



環境保全

水や緑、花等の豊かな自然環境や田園風景の保全と創造を図り、市民一人ひとりが自然に親しみ、守り、育てるまちづくりを進めます。また、水質汚濁や大気汚染、不法投棄等の公害の防止によって地域の生活環境を維持するとともに、ごみの排出削減等の循環型社会の構築、市全体での地球温暖化防止を目指します。

協働

7 市民一人ひとりが主役！絆を大切にし協働・共創のまちをつくる



協働

市民の主体的なコミュニティ活動を支援し、市民参加の裾野を広げることにより、市民主役のまちづくりを進めます。また、まちの魅力を積極的に発信し、移住・定住を促進するとともに、市内内外の交流や産官学の連携を活発化し、市民と行政の協働により、未来のまちを共に創り上げていきます。

8 持続可能でスマートな行政を運営し市民生活を支えるまちをつくる

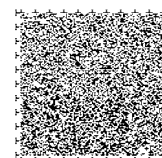


行政運営・行政改革

限られた資源を有効に活用し、効率的で効果的な行財政運営を図り、公共施設アセットマネジメント*1やDX*2による行政のデジタル化を進めます。また、自治体間の連携や健全な財政基盤の確保等により、持続可能で安定した行財政運営の実現を目指します。

*1 公共施設アセットマネジメント：p.31参照。

*2 DX（デジタル・トランスフォーメーション）：p.14参照。



第2章 総合振興計画の実現に向けて

1 施策の体系

《将来像》

人が笑顔
街が元気
自然が豊か
久しく喜び合う住みやすいまち
久喜



《基本目標》

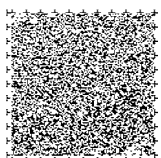
- 1 みんなが認め支え合い夢や希望が実現でき
人材きらめくまちをつくる
人権・教育・文化
- 2 いつまでも健やかに生き生きと幸せに暮らせる
まちをつくる
健康・医療・福祉
- 3 いつまでも安全・安心な暮らしの環境が整っている
まちをつくる
安全・安心
- 4 豊かな自然と調和し便利で快適な住み心地よい
まちをつくる
都市基盤・交通
- 5 産業が元気で魅力と活力にあふれ働きがいのある
まちをつくる
産業
- 6 水や緑と共生しやすらぎが生まれ地球環境に
やさしいまちをつくる
環境保全
- 7 市民一人ひとりが主役！絆を大切に
協働・共創のまちをつくる
協働
- 8 持続可能でスマートな行政を運営し市民生活を支える
まちをつくる
行政運営・行政改革

社会

経済

環境

協働



《施策》

- 1-1. 互いを認め合い一人ひとりの人権を尊重する
- 1-2. すべての人々が暮らしやすい共生社会をつくる
- 1-3. 心豊かな人材を育む学校教育を充実し夢と希望の実現を支える
- 1-4. 地域に根差した生涯にわたる学びを進め郷土の歴史文化を大切にする

- 3-1. 災害への備えと対応を強化し安心して暮らせる環境をつくる
- 3-2. 地域の防犯体制を充実し安心して暮らせるまちを目指す
- 3-3. みんなが交通ルールやマナーを守り交通事故のないまちを目指す

- 5-1. 自然の恵みを生かし豊かで持続可能な農業を守り育てる
- 5-2. まちの賑わいを支える商工業を振興し経済の活性化を図る
- 5-3. 誰もが働きがいを感じられる雇用と働きやすい環境をつくる

- 7-1. 地域コミュニティと協働のまちづくりを推進し絆を深める
- 7-2. 地域間や国外との幅広い交流を促し出会いを大切にする
- 7-3. 多種多様なステークホルダー*2と連携する
- 7-4. 広く久喜をPRして賑わいを創出しまちの魅力を高める

- 2-1. 市民の健康を守り充実した地域医療体制を推進する
- 2-2. スポーツを通じて健康で幸せに暮らせる環境をつくる
- 2-3. 地域のみんなで支え合い社会保障制度で暮らしを支える
- 2-4. 子どもがのびのびと育つ安心の子育て環境をつくる
- 2-5. シニアが元気に生き生きと輝ける社会をつくる
- 2-6. 障がいのある人が安心して暮らせる社会をつくる

- 4-1. 良好な景観を守り質の高い都市機能・住環境を整備する
- 4-2. 安全で快適な道路の整備と公共交通の利便性を高める
- 4-3. 憩いとやすらぎの空間を充実する
- 4-4. 安全・安心な水道水の供給と衛生的な生活環境をつくる

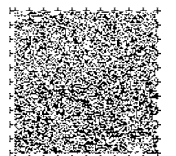
- 6-1. 生物多様性の保全と快適な自然環境の創造により自然との共生社会をつくる
- 6-2. 廃棄物の適正処理と効果的な資源循環を推進する
- 6-3. 地球環境問題に対応したゼロカーボンシティ*1を目指す

- 8-1. 時代に順応した行政改革を推進する
- 8-2. DX*3による行政のデジタル化を推進し市民の利便性を高める
- 8-3. 持続可能で健全な財政運営と透明性の高い行政運営を確立する

*1 ゼロカーボンシティ：p.15参照。

*2 ステークホルダー：直接的・間接的な利害関係者のこと。企業、事業者、団体、行政機関（官公庁）、教育機関、地域社会等を含む。

*3 DX（デジタル・トランスフォーメーション）：p.14参照。



2 施策の目標（取組方針）

8つの基本目標に位置付けた施策ごとに、まちづくりの目標（取組方針）を示します。

(1) みんなが認め支え合い夢や希望が実現でき人材きらめくまちをつくる



1-1 互いを認め合い一人ひとりの人権を尊重する

すべての人が尊重され、差別や偏見のない明るい地域社会を実現するため、人権に関する法律等に基づき、部落差別をはじめとした様々な人権問題に対応し、人権教育や啓発活動を進めます。

1-2 すべての人々が暮らしやすい共生社会をつくる

性別に関わらず、誰もが個性と能力を発揮できるよう、家庭や学校、社会における意識改革、政策・方針決定の場における男女共同参画等を推進します。また、多文化共生社会を実現するため、相互理解を深め、外国籍市民が暮らしやすい環境を整えます。

1-3 心豊かな人材を育む学校教育を充実し夢と希望の実現を支える

本市の子どもたちが自らの力で夢や希望を実現できるよう、幼児期も含め、一人ひとりに個別に最適化された学び^{*1}と協働的な学びの充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちの成長と学びを支援します。

また、安全で快適な教育環境の整備、学校の適正規模・適正配置を進めるとともに、おいしい学校給食を提供します。

1-4 地域に根差した生涯にわたる学びを進め郷土の歴史文化を大切にする

市民が生涯にわたり生きがいを持って暮らせるよう、地域で学ぶ機会や、学びの成果を地域社会で発揮する環境を整えます。

また、本市の貴重な文化財等を保存・活用し、郷土への愛着を深め、次世代に継承します。

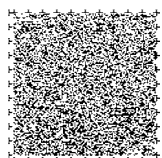
(2) いつまでも健やかに生き生きと幸せに暮らせるまちをつくる



2-1 市民の健康を守り充実した地域医療体制を推進する

市民の心身の健康づくりを支援するため、ライフステージ^{*2}ごとの課題に応じた健康づくりや食育を推進し、意識啓発と市民の主体的な行動を促します。

また、地域で市民が安心して医療を受けられるよう、各種保険事業の適切な運営や市内の医療提供体制の確保、広域での医療連携を進めます。



*1 個別に最適化された学び：p.13参照。

*2 ライフステージ：p.27参照。

2-2 スポーツを通じて健康で幸せに暮らせる環境をつくる

市民の健康の維持増進や心身のリフレッシュのため、スポーツやレクリエーションの機会を充実し、市民の主体的な参加を促します。

2-3 地域みんなで支え合い社会保障制度で暮らしを支える

市民が相互に支え合い、地域で孤立することなく安心して暮らせるよう、包括的な支援体制を整えます。

また、地域のセーフティネット^{*1}として、経済的に困っている方等への相談体制の強化や生活保護の適切な運用に努めます。

2-4 子どもがのびのびと育つ安心の子育て環境をつくる

子どもを産み育てやすく、子どもが健やかに育つまちを実現するため、多様な子育てサービスの提供、各種相談体制の充実のほか、地域全体で子どもを見守り、子育て家庭を支える環境づくりを進めます。

2-5 シニアが元気に生き生きと輝ける社会をつくる

高齢者（シニア）が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケアシステム^{*2}を推進し、住まいや医療、介護等の生活を一体的に支えます。

また、高齢者がいつまでも生きがいを持って生活できるよう、経験や知識を活用し、地域社会で活躍できる機会を提供します。

2-6 障がいのある人が安心して暮らせる社会をつくる

障がいの有無に関わらず、誰もが平等に自分らしく生活できるよう、差別や偏見をなくし、個々のニーズに対応した福祉サービスを提供するとともに、地域参画や就業を支援します。

(3) いつまでも安全・安心な暮らしの環境が整っているまちをつくる



3-1 災害への備えと対応を強化し安心して暮らせる環境をつくる

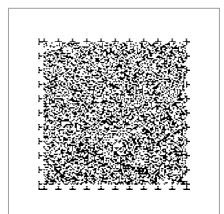
地震や台風等の自然災害に強いまちとするため、市民の防災意識を高めるとともに、地域における共助を推進します。本市においては、防災設備や備蓄の充実、雨水排水機能や防災体制の強化、事業者等との応援体制の充実を図ります。また、埼玉東部消防組合や利根川栗橋流域水防事務組合との連携により、消防・水防・救急体制の充実を図ります。

3-2 地域の防犯体制を充実し安心して暮らせるまちを目指す

安心して暮らせるまちを目指し、警察や防犯協会等の関係機関・団体と連携し、地域の防犯体制や市民による見守り体制を強化します。また、多様な消費生活のトラブルに対応できるよう、相談体制の充実、自立した消費者の育成を図ります。

^{*1} セーフティネット：社会的・経済的な危機に備えるための相談体制や社会保障等の仕組み・支援制度のこと。

^{*2} 地域包括ケアシステム：介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、自分らしい生活を人生の最後まで続けることができるよう、高齢者を地域で支える仕組みのこと。



3-3 みんなが交通ルールやマナーを守り交通事故のないまちを目指す

交通死亡事故のないまちを実現するため、市民の交通安全意識を高めるとともに、歩行者や自転車が安心して通行できる道路・交通環境を整備します。

(4) 豊かな自然と調和し便利で快適な住み心地よいまちをつくる



4-1 良好な景観を守り質の高い都市機能・住環境を整備する

美しい田園風景等の本市の特色ある景観や良好な街並みを保全するとともに、長期的な視点に立ち計画的な土地利用を推進します。

また、駅周辺地域の整備による交通混雑の解消や、空家等の適正管理と活用による良好な住環境の整備を図ります。

4-2 安全で快適な道路の整備と公共交通の利便性を高める

市内の安全で円滑な移動を実現するため、幹線道路や生活道路の整備、市内に多数ある橋梁の長寿命化を推進するとともに、歩行者や自転車の安全を確保します。久喜駅東側における圏央道のスマートインターチェンジ設置については、国や関係機関との協議を進めます。

また、高齢者等の交通弱者^{*1}の増加に対応するため、市内循環バスやデマンド交通^{*2}(くきまる)、くきふれあいタクシー(補助タク^{*3})の利用促進、利用者ニーズを踏まえた必要な見直しを図ります。

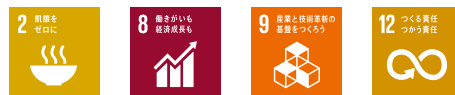
4-3 憩いとやすらぎの空間を充実する

市民が気軽に自然と触れ合えるよう、身近な公園施設の整備及び維持管理を行うとともに、水辺環境の保全や市民参加による緑化の推進を図ります。

4-4 安全・安心な水道水の供給と衛生的な生活環境をつくる

水道水を安定的に供給するため、計画的に水道施設の更新・耐震化を行うとともに、効率的な事業運営を図ります。また、衛生的で快適なまちづくりのため、公共下水道の計画的な整備、農業集落排水処理施設の維持管理に努めるとともに、合併処理浄化槽の普及と適正な管理を促します。

(5) 産業が元気で魅力と活力にあふれ働きがいのあるまちをつくる



5-1 自然の恵みを生かし豊かで持続可能な農業を守り育てる

地域の特色を生かした農業を守り育てるため、優良農地の保全や農業生産基盤の強化、担い手の確保・育成を図ります。

また、消費者ニーズへの対応や、農業への関心を高めるため、安全・安心で付加価値の高い農業の推進として、農産物のブランド化、観光との連携、地産地消の推進を図ります。

^{*1} 交通弱者：公共交通機関が使えない人、自家用車を運転できない人、移動に困難を感じている人等の総称。

^{*2} デマンド交通：p.29参照。

^{*3} 補助タク：p.29参照。

5-2 まちの賑わいを支える商工業を振興し経済の活性化を図る

まちの賑わいと活力を維持・創出するため、起業や創業しやすい環境づくりにより、中心市街地の活性化を図るとともに、新たなコミュニティの場となる商店街づくりを進めます。

また、地域経済を支える中小企業の経営基盤を強化するとともに、本市の交通利便性を生かして新たな産業基盤を整備し、企業誘致を推進します。

5-3 誰もが働きがいを感じられる雇用と働きやすい環境をつくる

市民が地域で希望する働き方を実現できるよう、雇用機会の確保、多様で柔軟な働き方の推進を図り、特に若者や女性、障がい者、高齢者の就業を支援します。

(6) 水や緑と共生しやすさが生まれ地球環境にやさしいまちをつくる



6-1 生物多様性の保全と快適な自然環境の創造により自然との共生社会をつくる

本市の豊かな水辺や緑を守るため、自然の保全と創造を図り、市民が自然環境の大切さを実感し、環境意識を高める機会づくりを進めます。

また、自然と共生する快適な生活環境をつくるため、市民や事業者等と協力し、環境美化や公害防止対策を推進します。

6-2 廃棄物の適正処理と効果的な資源循環を推進する

ごみの適正処理を引き続き進めるほか、循環型社会の実現に向け、市民や事業者等と協力し、ごみの減量化と効果的な資源化を推進するとともに、廃棄物の発生抑制に向けた啓発を進めます。

6-3 地球環境問題に対応したゼロカーボンシティ^{*1}を目指す

ゼロカーボンシティを実現するため、市民・事業者・団体・行政が一体となって、再生可能エネルギー^{*2}や省エネルギー等の普及に取り組みます。

(7) 市民一人ひとりが主役！絆を大切に協働・共創のまちをつくる



7-1 地域コミュニティと協働のまちづくりを推進し絆を深める

地域の課題を市民主体で解決し、豊かで住みよい地域を実現するため、町内会や自治会、地区コミュニティ協議会、NPO^{*3}やボランティア団体等の市民によるまちづくり活動を支援します。

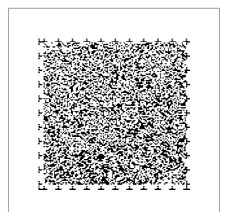
また、市民・事業者・関係団体・行政が共に本市の未来を創り上げる協働・共創のまちづくり^{*4}を推進するため、様々な事業や計画策定過程等への市民参加を進めます。

*1 ゼロカーボンシティ：p.15参照。

*2 再生可能エネルギー：p.15参照。

*3 NPO：p.15参照。

*4 協働・共創のまちづくり：p.2参照。



7-2 地域間や国外との幅広い交流を促し出会いを大切にする

本市外の視点を取り入れ、国際社会に対応できる地域とするため、学校教育や生涯学習の機会において、友好都市や姉妹都市をはじめ国内外の他地域との相互交流を推進します。

7-3 多種多様なステークホルダー^{*1}と連携する

複雑化かつ多様化するまちづくりの課題に対応するため、事業者や高等教育機関等のあらゆる主体と連携・協力して取り組みます。

また、PPP/PFI^{*2}の手法等を活用した官民連携によるまちづくりを推進します。

7-4 広く久喜をPRして賑わいを創出しまちの魅力を高める

市外から人を呼び、まちの賑わいを創出するとともに、市民が住み続けたいと思えるまちを実現するため、各種イベントや祭り、本市が舞台のアニメ等の観光資源を生かし、多様な情報発信媒体を通じて、戦略的なシティプロモーション^{*3}を展開します。

(8) 持続可能でスマートな行政を運営し市民生活を支えるまちをつくる



8-1 時代に順応した行政改革を推進する

急速な社会情勢の変化に対応し、効率的で効果的な行政運営を行うため、行政のヒト・モノ・カネ等の限られた資源を有効に活用し、課題の優先順位を見極めながら、市民満足度の向上に資する取組みを推進します。

また、多様な市民ニーズや広域的な課題に的確に対処するため、近隣自治体や関係機関等との広域連携を進めます。

さらに、次世代へ安全、安心かつ魅力的な公共施設を引き継ぐために、公共施設アセットマネジメント^{*4}を推進します。

8-2 DX^{*5}による行政のデジタル化を推進し市民の利便性を高める

デジタル社会の進展に対応した行政のデジタル化を実現するため、自治体DXを推進し、行政サービスの向上や業務の効率化を図るとともに、情報格差の解消や情報セキュリティ対策を強化します。

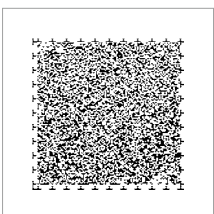
*1 ステークホルダー：p.43参照。

*2 PPP/PFI：PPPIは、Public Private Partnershipの略語。官民が連携して公共サービスの提供を行う仕組みのこと。PFIは、Private Finance Initiativeの略語。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行うことであり、PPPの代表的な手法である。

*3 シティプロモーション：p.31参照。

*4 公共施設アセットマネジメント：p.31参照。

*5 DX（デジタル・トランスフォーメーション）：p.14参照。

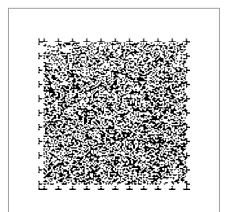


8-3 持続可能で健全な財政運営と透明性の高い行政運営を確立する

人口の減少により税収の大幅な増が見込めない中、健全な財政基盤を確保するため、自主財源の確保、受益者負担の適正化を図るとともに、事業のスクラップ・アンド・ビルド^{*1}を推進し、行政経費の削減を図ります。

また、市民に開かれた信頼される行政運営を推進するため、情報の積極的な公開と個人情報の保護に努めます。

^{*1} スクラップ・アンド・ビルド：p.32参照。



【コラム】

「日本の公園の父」本多静六博士



●日本初の洋式公園「日比谷公園」

久喜市出身の本多静六博士は、日本最初の洋式公園である「日比谷公園」をはじめとして、全国各地の公園の設計に携わってきたことから、「日本の公園の父」と呼ばれています。

日比谷公園内の中央にある大きなイチヨウの木は、当時、樹齢400年を超える大木を、博士が自分の首をかけて移植したことから、「首かけイチヨウ」と呼ばれています。今でも、公園で一番の大木として立派な姿を見せています。



日比谷公園内にある首かけイチヨウ



明治神宮

●100年先を見据えた森づくり

本多静六博士は、日本最初の林学博士として近代林学の基礎を築いてきました。

特に、明治神宮の森は、人の手をほとんどかけず、自然の力によって世代交代を繰り返し、永続する「天然更新」の森を目指して設計されました。

100年先を見据えた森づくりは、災害から人々を守るとともに、地球温暖化や温室効果ガス(CO₂)の削減にも繋がり、SDGsの先駆けとなっています。

本多静六記念館

本多静六記念館は、博士の没後60年記念事業として平成25(2013)年4月に、菖蒲総合支所5階に開館しました。博士直筆の資料や遺品をはじめ、日比谷公園の模型等が展示されています。



本多静六通信

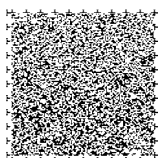
本多静六博士について多くの人々に知っていただくため、「本多静六博士を顕彰する会」が、平成4(1992)年から、毎年発行しています。



バックナンバー



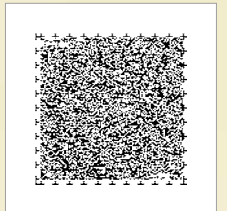
本市が誇る郷土の偉人である、本多静六博士は大変すばらしい功績を残しています。本市の偉人が手掛けた公園等に皆さんも足を運んでみませんか。





第2部 前期基本計画

(第3期久喜市総合戦略)



基本計画の見方

5年後のまちの姿

5年後の令和9（2027）年度に目指す、望まれる久喜市の姿を示します。

第2部 前期基本計画(第3期久喜市総合戦略)

1-1 互いを認め合い一人ひとりの人権を尊重する

5年後のまちの姿

地域社会が一体となって取り組むことで、市民一人ひとりの人権問題に対する正しい理解と認識が深まり、互いの人権が尊重され、年齢や性別、国籍等による差別や偏見のない明るい地域社会が実現しています。

また、市民一人ひとりが平和の尊さを実感することができる豊かな地域社会が実現しています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール				
ターゲット	4.7 4.a	5.1 5.3	10.2 10.3	16.1 16.b

現状と課題

- 我が国では依然として、部落差別をはじめ年齢や性別、国籍等による様々な差別や偏見が存在するほか、国際化や情報化等に伴うインターネットを悪用した人権やプライバシーの侵害等、人権問題は複雑化・多様化しています。
- 市民に差別の現実と人権問題についての正しい理解と認識を周知するとともに、様々な人権問題に迅速に対応するため、学校・事業者及び関係機関等との連携強化が必要です。また、生活上の各種相談や各種事業を継続的に実施するとともに、道路整備等の生活環境の改善が必要です。
- 人権教育を推進するため、学校や家庭、地域、事業者等と連携を図り、多くの市民の参加のもとで、より効果的に人権意識を高めるための事業の展開が必要です。
- 久喜市「人間尊重・平和都市」宣言を踏まえ、市民の人権意識の高揚を図ることが必要です。



人権教室



人権教育（オンライン生徒会総会）

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット
「5年後のまちの姿」の実現により達成されるSDGsの主なゴールとターゲットを示します。
なお、ゴール17のターゲット17は、すべての施策に共通するものと考え、ここには示さず、「協働・共創のまちづくり^{*1} 指針」(次頁右上)で位置付けます。

現状と課題

施策に関連する全国や県の現状と課題、本市の現状や施策の背景、課題を示します。併せて、記載内容に関するデータの図表や写真等を示します。

*1 協働・共創のまちづくり：p.2参照。

施策の方向性

施策ごとに取り組むべき施策の方向性（方針）を示します。

また、「協働・共創のまちづくり指針」には、市民や団体、事業者等が協働して取り組むべきことを示します。

本計画では、SDGsの理念に基づき、多様な主体の協働（パートナーシップ）の視点を重視します。「協働・共創のまちづくり指針」は、SDGsのゴール17のターゲット17（17.17）に該当するものです。



基本目標1 みんなが認め支え合い夢や希望が実現でき人材きらめくまちをつくる

施策の方向性 17.17

協働・共創のまちづくり指針

- すべての市民が、それぞれの個性を大切にし、明るい地域社会の実現に取り組みます。
- 関係機関や団体が連携し、地域の様々な人権問題に対応します。

(1) 人権を尊重する意識を高めます

部落差別をはじめとした様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚、差別意識の解消を図るため、人権に関する法律等に基づき、人権啓発事業の開催や、家庭・地域・事業者に対する啓発等、互いの人権が尊重されるまちづくりを推進します。

(2) 様々な人権問題に迅速に対応します

インターネットを悪用した人権侵害等の新たな社会問題を含めた人権問題に迅速に対応するため、国や県及び人権擁護委員と連携したきめ細かな相談活動ができる体制の整備や、人権相談、周知・啓発、人権擁護活動等の一層の充実を図ります。

(3) 福祉と教育の向上、環境整備を推進します

地域住民の交流の拠点である隣保館（しょうぶ会館）や教育集会所において、福祉の向上や人権啓発等の各種事業を継続的にを行います。このほか、道路整備等により対象地域と周辺地域の一体性を保つよう道路整備等、生活環境の改善を推進します。

(4) 学校・家庭・地域等における人権教育を推進します

児童生徒の人権感覚を育む教育や教職員の資質・能力の向上を図るための研修の実施、PTA等を対象とした人権教育研修会や事業者を対象とした人権教育講座の開催等、各種事業を推進することにより、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消、人権意識の高揚を図ります。また、教育集会所の集約化を図るとともに、教育集会所事業の内容を充実させ、地域住民の人権意識の高揚、地域住民の相互交流を推進します。

(5) 平和都市宣言を推進します

「人間尊重・平和都市」宣言を踏まえた取組みを推進し、すべての人間が尊重された真の平和の実現を目指します。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （R3（2021））	目標値 （R9（2027））
人権について、すべての人に関わる大切な問題であると思った人の割合	90.7%	100.0%

関連する分野別計画

- 第2次久喜市人権施策推進指針（令和5（2023）年度～令和14（2032）年度）
- 第3期久喜市教育振興基本計画（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）
- 第2次久喜市生涯学習推進計画（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）

重要業績評価指標（KPI*2）

施策の方向性やSDGsローカル指標を勘案し、「5年後のまちの姿」が実現したかの成果を指標で数値化して示します。

また、総合戦略の指標としても活用します。

（※現状値について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、通常値と大きく乖離している場合は、コロナ前の通常値も併記します。）

関連する分野別計画

施策ごとに関連する分野別計画の名称と期間を示します。

*2 KPI：p.4参照。

【コラム】

地元のいいところ再認識！

鷺宮地区



【わしのみやコスモスフェスタ】

鷺宮総合支所周辺で開催される「わしのみやコスモスフェスタ」では、各種模擬店や催し等が実施されます。葛西用水路沿いのコスモスふれあいロードでは、両岸延べ10kmに渡り、春は「ポピー」、秋は「コスモス」を楽しむことができます。

栗橋地区



【赤花そば栗橋やさしさときめき祭り】

栗橋文化会館（イリス）と栗橋 B&G 海洋センターで開催されます。赤花そばを通じて農業への理解と地産地消を推進し、赤花そばの手打ち実演・販売をはじめ、賑わいや楽しさを創出するイベントが実施されています。

菖蒲地区



【あやめ・ラベンダーのブルーフェスティバル】

菖蒲城趾あやめ園には約 2,000 株の花しょうぶ、菖蒲総合支所周辺には約 11,000 株のラベンダーが 6 月上旬から下旬にかけて見事に咲きそります。

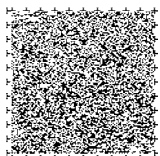
久喜地区

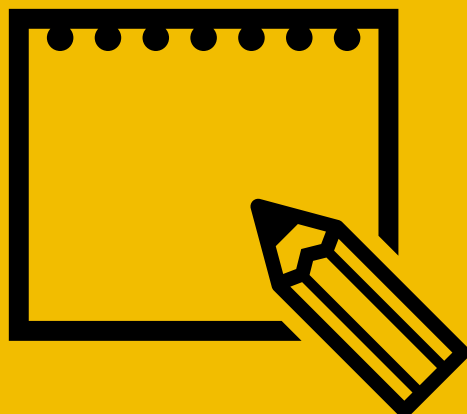


【久喜提燈祭り「天王様」】

昼間は神話等から題材をとった人形を山車の上に飾り立て、夜は山車の四面に約 500 個の提燈を飾りつけた提燈山車に早変わりします。各町内の山車が一齐に回転する様子は最大の見どころです。

地域の特色あるお祭りやイベントに参加することで、ご自身の住んでいる地域の良さに触れてみましょう。

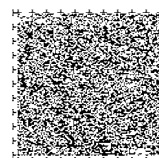




《基本目標》

1

みんなが認め支え合い
夢や希望が実現でき
人材きらめくまちをつくる



1-1 互いを認め合い一人ひとりの人権を尊重する

5年後のまちの姿

地域社会が一体となって取り組むことで、市民一人ひとりの人権問題に対する正しい理解と認識が深まり、互いの人権が尊重され、年齢や性別、国籍等による差別や偏見のない明るい地域社会が実現しています。

また、市民一人ひとりが平和の尊さを実感することができる豊かな地域社会が実現しています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール				
ターゲット	4.7 4.a	5.1 5.3	10.2 10.3	16.1 16.b

現状と課題

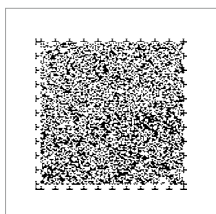
- 我が国では依然として、部落差別をはじめ年齢や性別、国籍等による様々な差別や偏見が存在するほか、国際化や情報化等に伴うインターネットを悪用した人権やプライバシーの侵害等、人権問題は複雑化・多様化しています。
- 市民に差別の現実と人権問題についての正しい理解と認識を周知するとともに、様々な人権問題に迅速に対応するため、学校・事業者及び関係機関等との連携強化が必要です。また、生活上の各種相談や各種事業を継続的に実施するとともに、道路整備等の生活環境の改善が必要です。
- 人権教育を推進するため、学校や家庭、地域、事業者等と連携を図り、多くの市民の参加のもと、より効果的に人権意識を高めるための事業の展開が必要です。
- 久喜市「人間尊重・平和都市」宣言を踏まえ、市民の人権意識の高揚を図ることが必要です。



人権教室



人権教育（オンライン生徒会総会）



施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- すべての市民が、それぞれの個性を大切にし、明るい地域社会の実現に取り組みます。
- 関係機関や団体が連携し、地域の様々な人権問題に対応します。

(1) 人権を尊重する意識を高めます

部落差別をはじめとした様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚、差別意識の解消を図るため、人権に関する法律等に基づき、人権啓発事業の開催や、家庭・地域・事業者に対する啓発等、互いの人権が尊重されるまちづくりを推進します。

(2) 様々な人権問題に迅速に対応します

インターネットを悪用した人権侵害等の新たな社会問題を含めた人権問題に迅速に対応するため、国や県及び人権擁護委員と連携したきめ細かな相談活動ができる体制の整備や、人権相談、周知・啓発、人権擁護活動等の一層の充実を図ります。

(3) 福祉と教育の向上、環境整備を推進します

地域住民の交流の拠点である隣保館（しょうぶ会館）や教育集会所において、福祉の向上や人権啓発等の各種事業を継続的に行います。このほか、道路整備等により対象地域と周辺地域の一体性を保つよう道路整備等、生活環境の改善を推進します。

(4) 学校・家庭・地域等における人権教育を推進します

児童生徒の人権感覚を育む教育や教職員の資質・能力の向上を図るための研修の実施、PTA等を対象とした人権教育研修会や事業者を対象とした人権教育講座の開催等、各種事業を推進することにより、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消、人権意識の高揚を図ります。また、教育集会所の集約化を図るとともに、教育集会所事業の内容を充実させ、地域住民の人権意識の高揚、地域住民の相互交流を推進します。

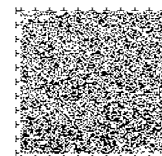
(5) 平和都市宣言を推進します

「人間尊重・平和都市」宣言を踏まえた取組みを推進し、すべての人間が尊重された真の平和の実現を目指します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
人権について、すべての人に関わる大切な問題であると思った人の割合	90.7%	100.0%

関連する分野別計画

- 第2次久喜市人権施策推進指針（令和5（2023）年度～令和14（2032）年度）
- 第3期久喜市教育振興基本計画（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）
- 第2次久喜市生涯学習推進計画（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）








1-2 すべての人々が暮らしやすい共生社会をつくる

5年後のまちの姿

学校・家庭・地域等の社会における意識改革、政策・方針決定の場における男女共同参画が推進され、性別に関わらず、誰もが個性と能力を發揮できています。

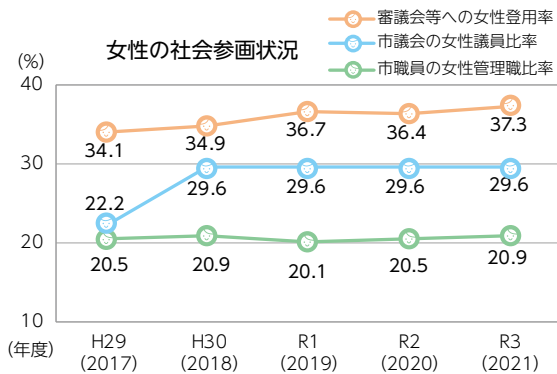
また、外国籍市民と市民との間で相互理解が深まり、国籍や文化の違いを超えた、多文化共生社会が実現しています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

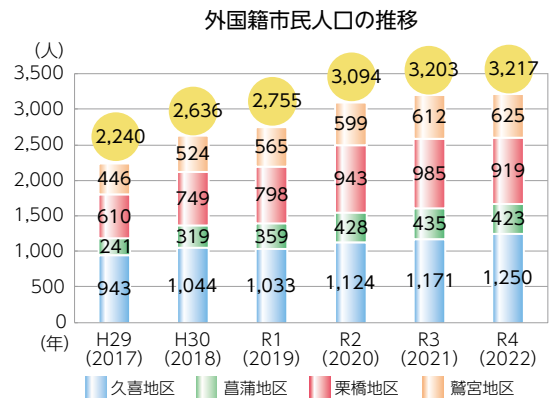
ゴール					
ターゲット	1.3 1.b	4.3 4.5	5.1 5.2 5.4 5.5	10.2 10.3 10.7	16.1 16.10 16.b

現状と課題

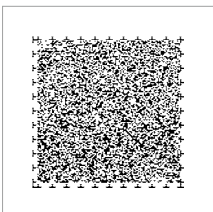
- 「誰一人取り残さない社会」を実現するためには、ジェンダー^{*1} 平等をはじめ、多様性を認め合うことが重要です。我が国のジェンダーギャップ指数をみると、諸外国と比べて政治・経済分野における女性の参画が大きく遅れています。また、国際化が進展する中、外国籍市民も含めすべての人が、その個性と能力を最大限に發揮できる社会づくりが求められています。
- 本市では、男女共同参画社会の実現に向けた取組みに加え、令和3（2021）年度に「久喜市パートナーシップ宣誓制度」を導入するなど、性の多様性を尊重し、性的少数者の生きづらさの解消に繋げる取組みを進めています。
- 本市では、審議会への女性登用率や市議会の女性議員比率、市職員の女性管理職比率は、県内でも高水準にあるものの、引き続き政策・方針決定過程への女性参画の推進が重要です。
- 本市の外国籍市民の割合は約2%（令和4年1月1日時点）で増加傾向にあり、各種手続きにおける対応や生活・就労・教育等の様々な場面における多言語対応等が充実した、外国籍市民が暮らしやすい多文化共生社会の実現が求められています。



出典：人権推進課資料、久喜市議会議員名簿、女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に関する情報の公表



資料：久喜市「住民基本台帳人口」(各年1月1日現在)



*1 ジェンダー：p.5参照。

施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- すべての市民が、自分らしく、自らの意志で自己実現できることを大切にします。
- すべての市民が、様々な分野で活躍できるよう、意識啓発や環境整備を図ります。

(1) 性別に関わらず誰もが活躍できる地域をつくります

男女共同参画に関する様々な取り組みを行うほか、性的少数者に対する理解促進を図ります。また、家庭や地域、教育の場や職場等の様々な場面において、性別に関わらず、誰もが参画し、個性と能力を発揮できる体制を整えます。

(2) 男女共同参画社会を推進します

男女が互いに人権を尊重し、誰もが個性と能力を十分に発揮できる、自分らしく輝いて暮らせる男女共同参画社会の実現に向けての意識づくりを推進します。また、DV等の暴力の根絶を目指します。

(3) 外国籍市民が暮らしやすい環境を整えます

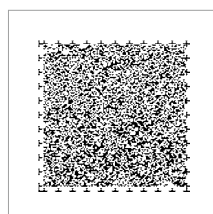
各種行政手続きに関する窓口での対応や生活情報の発信について、多言語対応の充実を図ります。また、外国籍市民へ向けた日本語教室を開催し、学習機会の提供に加え、地域住民との交流を促進して相互理解を図ります。

さらに、姉妹都市であるアメリカ合衆国オレゴン州ローズバーグ市との都市交流を推進し、ホームステイ等の市民の相互交流事業を実施することで、グローバルな視点を持った人材育成を推進します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
市の審議会等における女性委員の登用率	37.3%	50.0%
日本語教室の参加者数	494人 ※コロナ影響 1,495人 (R元年度)	1,530人

関連する分野別計画

第3次久喜市男女共同参画行動計画 (令和5 (2023) 年度～令和9 (2027) 年度)








1-3 心豊かな人材を育む学校教育を充実し夢と希望の実現を支える

5年後のまちの姿

「久喜市版未来の教室*1」における一人ひとりに個別最適な学びとSTEAM化された学び*2により、誰一人取り残されることのない教育が行われ、子どもたちが持続可能な社会の創り手として、自らの力で未来を切り拓く力を身に付けることができます。

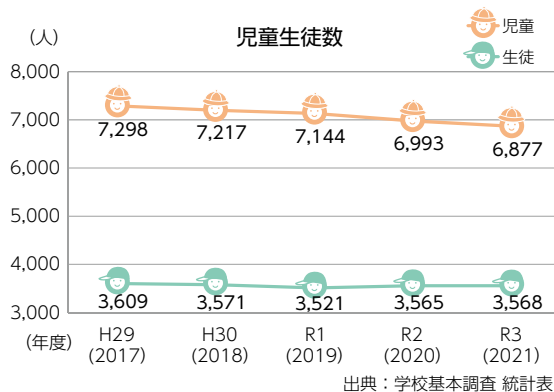
また、安全・安心で快適な教育環境が整い、おいしい学校給食が提供されています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

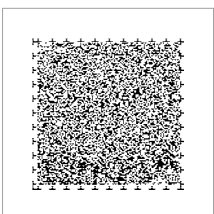
ゴール					
ターゲット	2.1	3.4 3.6	4.1 4.2 4.6 4.a	10.2	16.2 16.b

現状と課題

- 我が国では、近年、子どもたちの意欲や関心、集中力、自制心、運動能力の低下等が指摘されています。また、少子化や核家族化により、子どもたちにとって人間関係を築くことが難しくなってきました。そのため、深い思考や対話、体験等を通じて、道徳性や社会性を養うことが必要です。
- 本市では、「第2期久喜市教育振興基本計画」に基づき、「未来をひらく 心豊かな久喜の人づくり」を基本理念に、学校教育においては1人1台のタブレット端末の整備やSDGs実現に向けたESD教育*3の実践等に取り組んできました。
- 幼児が生活や遊び等の体験を通じて、学びを得て、健やかに成長するため、幼児期の発達段階に応じた教育が必要です。また、未来の予測が困難な時代においては、子どもたちが学習内容を人生や社会のあり方と結び付けて深く理解し、多様な他者と協働し、創造的に問題を解決していくための資質・能力を身に付けることが必要です。
- 子どもたちを取り巻く環境が変化する中、教育活動の展開や児童生徒の安全確保等において、学校・家庭・地域が一体となって取り組むことが一層求められます。
- 少子化に伴う児童生徒数の減少を踏まえ、小・中学校の小規模化への対応や、昭和40～50年代に建設され老朽化した校舎等の適切な維持管理や施設の改修が必要です。
- 食物アレルギーのある児童生徒が増加する中、より安全で安心な学校給食の提供が必要です。



ESD教育の例(災害図上訓練の様子)



施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- 子どもたちの豊かな心を育む体験活動等の学校における教育活動に協力します。
- 児童生徒の登下校時の安全を確保するため、地域全体で見守ります。

(1) 質の高い幼児教育を行います

家庭と連携し、基本的な生活習慣の習得とともに、自ら考えて遊び、生活する力の育成を支援します。また、特別な支援を要する幼児の特性に対応するなど、質の高い幼児教育を行います。

さらに、子どもたちが安心して小学校の生活に移行できるよう、幼児と小学生の交流や教員間の連携を強化します。

(2) 子どもたちに未来を切り拓く力を育みます

現実の教室とオンライン上の仮想空間が高度に融合した学びの場である「久喜市版未来の教室」において、一人ひとりに個別最適な学びとSTEAM化された学びの充実を図ります。また、学びの連続性を確保するため、幼稚園・保育所・認定こども園から中学校卒業までの12年間を一体として捉えた教育を推進します。

さらに、社会の創り手としての意識を育むESD教育や主権者教育に取り組みます。

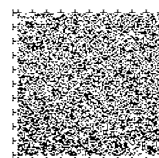
(3) 豊かな感性と他者を尊重する心を養います

学校の教育活動全体を通じて道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、読書環境や体験活動、キャリア教育^{*4}の充実を図り、「久喜の子ども、5つの誓い^{*5}」を推進します。また、いじめや不登校、非行・問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応のため、教職員や各種相談員等を中心に学校全体で取り組むとともに、学習や家庭教育・子育て相談等を必要とする児童生徒とその保護者に対する相談体制を充実します。

さらに、障がいの状況や一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援ができるよう、インクルーシブ教育^{*6}を推進するほか、日本語の理解が困難な児童生徒への対応を図ります。

(4) 絆を深め、地域社会と連携した教育を推進します

学校・家庭・地域が一体となった教育活動や学校運営を展開するため、コミュニティ・スクール^{*7}の充実を図るとともに、地域学校協働活動を推進します。また、教職員の資質や指導力の向上を図るため、キャリアステージ^{*8}や個々の特質・関心に応じた体系的な研修を実施するとともに、各種健康診断を通じて心身の健康の保持増進及び疾病の予防を図ります。



(5) 児童生徒の安全確保と、安全教育を推進します

地域や関係機関と連携し、学校内への不審者の侵入防止や、児童生徒の登下校時の安全確保を図ります。また、子どもたちが安全な生活を送るための資質・能力を身に付け、安全で安心な社会づくりに積極的に貢献できるよう、安全教育の充実を図ります。

(6) 学校の適正規模・適正配置と学校施設等の整備を推進します

児童生徒のより良い教育環境の整備充実と教育の質の更なる向上のため、小・中学校の適正規模・適正配置^{*9}を推進するとともに、教育活動に必要な教材や備品の整備、学校ICT^{*10}の環境整備を図ります。また、学校施設の適切な維持管理及び計画的な整備に加え、再生可能エネルギー^{*11}設備や省エネルギー機器の導入を推進します。

(7) 児童生徒の健康づくりを推進します

運動機会と学校保健の取組みの充実を図るとともに、学校給食や学校ファームの取組みを通じて食育を推進します。また、食物アレルギー対応の充実を図るとともに地産地消を推進し、安全で安心なおいしい学校給食を提供します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
学力・学習状況調査における学力を伸ばした児童生徒の割合	国語 63.4% 算数・数学 66.1% 英語 78.5%	国語 100.0% 算数・数学 100.0% 英語 100.0%
「学校に行くのは楽しいと思う」児童生徒の割合	小学校 88.9% 中学校 85.3%	小学校 90.0% 中学校 90.0%
学校給食がおいしいと感じている児童生徒の割合	92.3% (R4 年度)	100.0%

関連する分野別計画

第3期久喜市教育振興基本計画（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）

*1 久喜市版未来の教室：汎用的な能力を持つ人材を育てることを目的に、ICTを活用した「個別最適な学び」と、様々な分野を横断的に学び、応用することで、想像力や創造的方法で問題解決を図る「STEAM化された学び」を軸とする市独自の取組み。

*2 STEAM化された学び：p.13参照。

*3 ESD教育：Education for Sustainable Developmentの略語で「持続可能な開発のための教育」と訳される。現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、解決に向け身近なことから行動する、持続可能な社会の創り手を育てる教育のこと。

*4 キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じてキャリア発達を促す教育のこと。

*5 久喜の子ども、5つの誓い：「一読、十笑、百吸、千字、万歩」の実践を通じて総合的な人間力の育成を目指すため、市独自に5つの誓いとして制定した教育目標のこと。

*6 インクルーシブ教育：障がいのある子どもも、障がいのない子どもも、共に同じ場所で教育を受けることで、「共生社会」の実現を目指すもの。

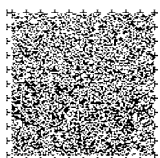
*7 コミュニティ・スクール：学校運営協議会が設置された学校のこと。本市では、平成29（2017）年4月に市内全ての小・中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールに移行している。

*8 キャリアステージ：職務における若手、中堅、ベテラン、管理職等のキャリア段階に応じた区分のこと。

*9 小・中学校の適正規模・適正配置：p.26参照。

*10 ICT：p.13参照。

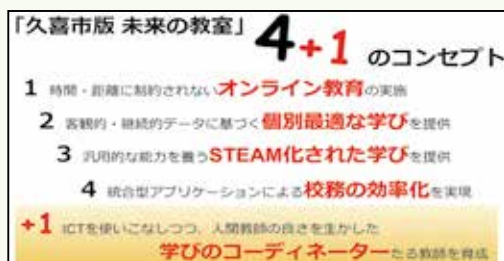
*11 再生可能エネルギー：p.15参照。



【コラム】

「久喜市版未来の教室」とは？

本市では、国の GIGA スクール構想（児童生徒に一人一台の端末と高速ネットワークを整備する取組み）を踏まえ、「久喜市版未来の教室」4+1のコンセプト（右図）を基に取組みを進めています。



1 オンライン教育の実施

感染症拡大等の緊急時でも、自宅からインターネットを通じて学校の授業に参加できるオンライン授業を実施しています。

また、中学校に登校することが困難な生徒を対象としたオンライン上の教室「久喜市共同オンライン分教室（通称KDX）」を設置し、教育用アプリやデジタルドリル等を活用することで、「誰一人取り残さない教育」を推進しています。

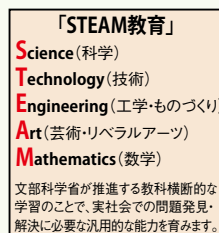
2 個別最適な学びの提供

様々な学習支援アプリを活用した学習を、クラウド上で行うことで、児童生徒の学習データを蓄積し、個人の理解度に合わせた問題を出題するなど、一人一人に合わせた教育環境を提供しています。また、児童生徒が実際に学習している端末の画面を確認できるアプリを活用し、場所を問わず教職員が児童生徒一人一人の学習状況を把握できるようになっています。

3 STEAM化された学びの提供

STEAM教育の一層の充実を図るため、多様なプログラミング教材を活用した取組みが行われています。

また、地域や企業と連携し、「社会とつながる学び」「問題解決型学習」「探究的な学び」にも力を入れています。

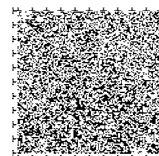


4 校務の効率化

クラウドに蓄積されたデータを利活用することにより、校務の効率化を推進し、教育環境の改善や教育の質の向上を図っています。

+1 (プラスワン) 学びのコーディネーターの育成

「久喜市版未来の教室」実現に向けた取組みが円滑に進められるよう、教職員のニーズに応じた各種研修を行っています。



1-4 地域に根差した生涯にわたる学びを進め郷土の歴史文化を大切にする

5年後のまちの姿

地域で学ぶ機会や、学びの成果を地域社会で発揮する環境が整備され、子どもから高齢者まで、すべての市民が生涯にわたり、生きがいをもって暮らしています。

また、文化財の学術的な調査等により、保存と活用が地域で一体的に推進され、子どもたちをはじめとする市民の郷土への愛着が深められています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール			
ターゲット	4.7 4.a	11.4	12.8

現状と課題

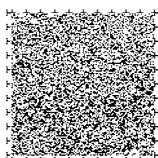
- 人生100年時代^{*1}においては、必要なときに必要な学びを通じて成長し、資質・能力等を伸ばすために、環境の整備や多様な学習ニーズへの対応が求められています。
- 本市では、生涯学習出前講座や生涯学習人材バンク^{*2}の活用、市民大学、高齢者大学等、市民ニーズに応じた多彩な学習機会を提供していますが、更なる活用や参加者数の増加に向けて情報発信が必要です。また、市民が学習の成果を地域で発揮できる機会の提供も求められています。
- 本市では、文化芸術団体等と協力し、文化芸術の鑑賞や発表の機会を提供していますが、今後は、幅広い世代が文化芸術に触れて関心を持てるような機会の充実が必要です。
- 効果的な文化財調査によって得られた成果を、刊行物等を通じて市民に還元していく取組みが求められています。また、文化財の活用を推進するため、所有者等の活動に対する支援のほか、関係団体と連携して、正しい情報が効果的に発信できるような協力体制が必要です。



国指定重要無形民俗文化財「鷲宮催馬楽神楽」



高齢者大学（音楽芸能祭）



施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- ⚙️ 地域における学びを通じて得た知識や技能を、地域に還元します。
- ⚙️ 文化芸術に関心を持ち、講演や学習会等に積極的に参加して、心豊かな取組みを盛り上げます。
- ⚙️ 貴重な文化財を保存し、次世代に継承します。

(1) 生涯にわたり学び続けるための環境をつくります

生涯学習施設を基軸として、市民の多様なニーズに対応した学習内容や発表機会を設け、生涯にわたる学びを充実します。このほか、多様な主体が連携・協働し、ともに学び合うことで地域における豊かな学びを推進し、生きがいを感じることでできる生涯学習環境を整備します。また、市民の多種多様な学習情報のニーズに応えるため、質の高い図書館サービスの提供を図るとともに、読書活動を推進します。

さらに、放課後子ども教室では、様々な体験を通じて、子どもたちが心豊かで健やかに育まれるよう、運動や文化芸術、交流活動等の機会を提供します。

(2) 年代を問わず文化芸術に親しむ機会を充実します

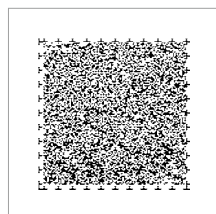
文化芸術の発展に向け、文化芸術団体の活動の支援や、関連団体と連携した多様な文化振興事業を企画・実施するとともに、文化芸術活動の成果発表や鑑賞の機会を幅広い世代へ提供します。

(3) 文化財の保存・継承を通じて郷土愛を育みます

貴重な文化財を次世代に継承するため、保存や後継者育成等の活動を支援します。また、文化財調査によって得られた成果は、可能な限り刊行物等を通じて積極的に発信するとともに、所有者等や関係団体とも連携して活用します。

さらに、市民が郷土の歴史や文化を再発見・再認識できるよう、郷土資料館での展示の実施や、展示解説図録の刊行等を充実します。

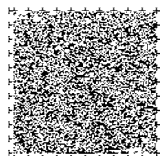
重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
生涯学習関連の講座・教室の参加者数	4,930人 ※コロナ影響 15,208人 (H30年度)	16,000人
人口1人当たりの図書(電子書籍含む)貸出冊数	4.93冊	5.62冊



関連する分野別計画

第3期久喜市教育振興基本計画(令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)

第2次久喜市生涯学習推進計画(令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)



*1 人生100年時代：p.13参照。

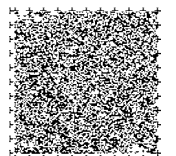
*2 生涯学習人材バンク：生涯学習に関する豊富な経験や資格を持つ個人や団体の人材情報を登録し、市民が生涯学習を始めるときの情報提供をする仕組みのこと。



《基本目標》

2

いつまでも健やかに
生き生きと幸せに
暮らせるまちをつくる





2-1 市民の健康を守り充実した地域医療体制を推進する

5年後のまちの姿

市民が主体的に健康づくりや食育に取り組み、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができる元気なまちづくりが進められ、健康寿命*¹が延伸されています。

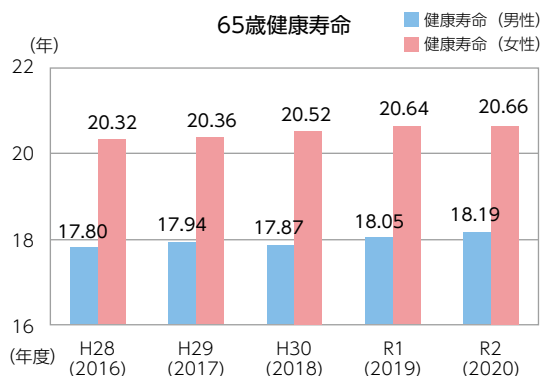
また、限られた医療資源を広域で有効活用する地域完結型医療*²を推進し、市民生活を脅かす感染症への対策を含めた医療提供体制を確保することにより、市民の命と暮らしが守られています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール		
ターゲット	3.3 3.4 3.5 3.a	10.4

現状と課題

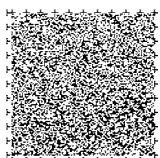
- 新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、医療体制だけでなく、社会全体に大きな変化をもたらしました。感染予防意識の醸成等、市民一人ひとりの健康への意識改革が改めて求められています。
- 本市は、令和2（2020）年に「健幸（けんこう）・スポーツ都市」を宣言しました。健康寿命の延伸のためには、健康づくりや食育に関心が低い層に対する支援を強化するとともに、ひきこもり等のこころの健康問題や自殺予防に対する関連部署・機関との連携、相談支援の更なる充実が必要です。
- 多様化・高度化が進む市民の医療ニーズに対応するため、市民、医療機関、行政等が情報を共有し、相互理解を深めることによる地域完結型医療の体制強化が必要です。
- 国民健康保険事業は、高齢化や医療技術の高度化による医療費の増加等により財政運営が厳しい状況にあります。このため、県との協働により、医療費の適正化や国民健康保険税の滞納額の縮減に努めるなど、事業の健全運営を図ることが必要です。
- 健診・医療情報等のデータ分析により抽出された健康課題に対して、効果的な保健事業を展開するデータヘルス*³の推進が必要です。



出典：埼玉県衛生研究所「健康指標総合ソフト」



健康づくり・食育推進大会



施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- ⚙️ 自らの健康管理に努め、各種健（検）診を受診します。
- ⚙️ 感染症にうつらない、うつさないための予防行動を心掛けます。
- ⚙️ 日頃から地域医療に係る情報を収集し、かかりつけ医を持つように努めます。
- ⚙️ 事業者として、多くの人が利用する施設の受動喫煙防止対策を進めます。

(1) 健康意識の醸成と予防により市民の健康を守ります

地産地消や食文化の伝承といった食育、各ライフステージ*4における健康づくりや、がん検診、歯科健診等の各種健（検）診を推進するとともに、事業者や民間団体と連携し、健康に関心の低い層や働き盛りの若年層に対する働きかけに努めます。また、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、感染症に対する市民の感染予防意識を高めるとともに、ワクチン接種を推進します。

さらに、こころの健康や自殺対策について関係機関と情報共有を図り、相談窓口の連携強化に努めます。

(2) かかりつけ医を中心とした地域医療体制を強化します

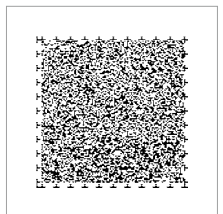
良質な医療を適切に受けられるよう、市民、医療機関、行政等がそれぞれの役割を認識し連携することにより、地域完結型医療の推進を図ります。また、医療体制の強化のため、関係機関と連携を図るとともに、医療制度や救急医療等について市民に分かりやすく伝わるよう、情報提供の充実に努めます。

(3) 医療を支える保険制度を円滑に運営します

国民健康保険制度の健全な運営のため、医療費の適正化と国民健康保険税の安定的な確保に取り組みるとともに、特定健康診査の実施や人間ドック・がん検診の助成による疾病の早期発見と予防に努め、データヘルスによる健康の保持・増進を図ります。また、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
65 歳健康寿命	男性 18.19 年 女性 20.66 年 (R2 年度)	男性 18.93 年 女性 21.38 年
がん検診延べ受診者数	31,138 人	37,000 人

*1 健康寿命：p.13参照。
 *2 地域完結型医療：p.27参照。
 *3 データヘルス：医療保険者が電子的に保有された健康医療情報を活用した分析を行った上で実施する、加入者の健康状態に即したより効果的・効率的な保健事業のこと。
 *4 ライフステージ：p.27参照。



関連する分野別計画

第2次久喜市健康増進・食育推進計画（平成29（2017）年度～令和5（2023）年度）

久喜市自殺対策計画（平成31（2019）年度～令和5（2023）年度）

久喜市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26（2014）年度策定）

久喜市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

（平成29（2017）年度～令和5（2023）年度）

第3期久喜市特定健康診査等実施計画（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）

【コラム】

地域が一丸となって、健幸(けんこう)・スポーツ都市を実現

市は、令和2(2020)年3月に、スポーツや運動等を通じて誰もが心身ともに健康となり、躍動する活気あふれるまちを目指すため、「健幸(けんこう)・スポーツ都市」を宣言し、現在、久喜マラソン大会をはじめとした様々なスポーツイベントを、市民の皆様を提供しています。

例えば、プロ野球チーム埼玉西武ライオンズによる小学生の運動教室、プロ卓球チーム T.T 彩たまと連携した卓球体験イベント、市民団体や企業、学校、3人制バスケットボール「3x3(スリーエックススリー)」のプロチーム SAITAMA WILDBEARS(サイタマワイルドベアーズ)と連携した3x3イベント、パラスポーツの普及促進を目的としてポッチャ協会と連携したポッチャ体験イベント等です。また、将来に向けた取組みとして、デジタルとスポーツを掛け合わせた、健康増進プログラムの構築を行っています。

これら取組みの特徴として、行政だけではなく、企業や学校、プロチーム、団体等様々な組織が連携して取り組んでいるという点があげられます。

これにより、コスト削減はもちろんですが、地域スポーツの現状や様々な課題を共有でき、様々な視点で検証することで、次につながります。

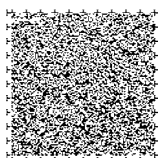
こうした取組みは、令和4(2022)年にスポーツ庁から「健康・まちづくり優良自治体」として表彰されるなど、高く評価されております。市民一丸となってスポーツイベント等に取り組む、健幸(けんこう)・スポーツ都市を実現していきましょう。



市内高校による3x3イベント



室伏広治スポーツ庁長官による表彰



【コラム】

健康寿命とは？

WHO(世界保健機関)が提唱した指標で、平均寿命から介護状態の期間を差し引いた期間、すなわち、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいいます。

埼玉県では、独自に65歳の方が自立した生活を送ることができる期間、具体的には65歳から要介護2以上になるまでの平均的な年数を「65歳健康寿命」としています。

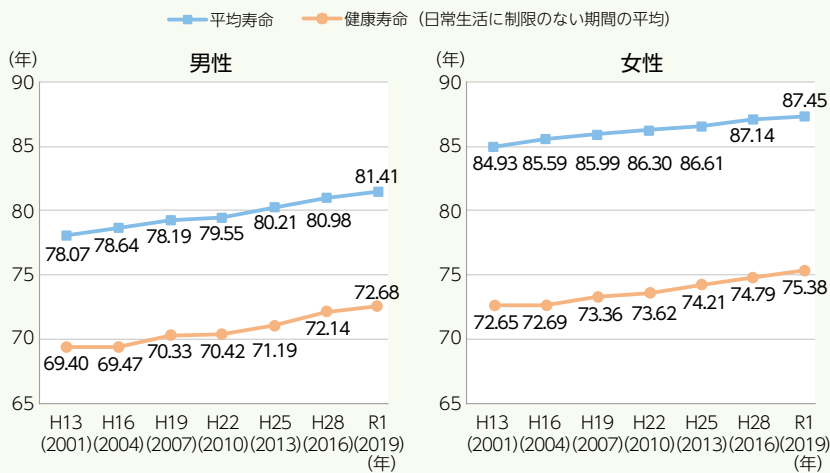
いずれも、生涯健康でいられるように、できるだけ健康で長生きができるように、という考えが基本にあります。

我が国は、平均寿命、健康寿命ともに世界一で「人生100年時代」とも言われており、誰もがより長く、元気に活躍でき、全ての世代が安心できる社会が求められています。

本市では、健康増進・食育推進計画に健康寿命の延伸を位置づけて、保健事業等の実施により、市民の健康寿命の延伸に取り組んでいます。

日頃から規則正しい生活習慣や食生活を心掛け、各種健(検)診を受診しましょう。

日本人の平均寿命と健康寿命の推移



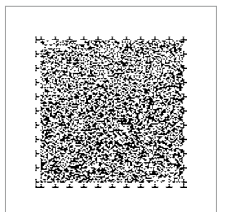
出典：厚生労働省 e-ヘルスネット

久喜市の65歳健康寿命(埼玉県方式)

(単位：年)

健康な期間	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
男性	17.35	17.55	17.80	17.94	17.87	18.05	18.19
女性	20.10	20.21	20.32	20.36	20.52	20.64	20.66

出典：埼玉県衛生研究所「健康指標総合ソフト」



2-2 スポーツを通じて健康で幸せに暮らせる環境をつくる

5年後のまちの姿

スポーツやレクリエーションの機会が豊富に確保され、年齢や障がいの有無に関わらず、市民の主体的な参加が進み、健康で幸せに暮らせる環境が整備されています。

また、様々なスポーツ大会・イベントが開かれるなど、本市が「健幸（けんこう）・スポーツのまち」であることが広く認知され、人々の交流や賑わいが増加しています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール				
ターゲット	3.4	4.a	8.9	11.7

現状と課題

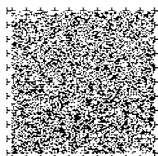
- 国の「第3期スポーツ基本計画」の中では、スポーツは、「人々が感じる「楽しさ」「喜び」に根源を持つ身体活動であり、心身の健全な発達、健康・体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心等の精神の涵養等、あらゆる「自発的な意思」に基づき行われるもの」として捉えられています。
- 本市では、「健幸（けんこう）・スポーツ都市」を宣言し、スポーツや運動等を通じて誰もが心身ともに健康となり、笑顔あふれる躍動するまちを目指しています。また、「久喜市スポーツ推進計画」では、スポーツを「する」「みる」「ささえる」「つくる・はぐくむ」といった多様なスポーツへの関わり方を通じて、市民が「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむことができる「生涯スポーツ推進のまち・久喜市」を目指しています。
- 誰でもスポーツを楽しめるよう、年齢や体力に応じてスポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりを進めるとともに、共生社会の実現に向けて障がい者や高齢者等の様々な人々がスポーツに参加できる環境整備が必要です。
- 「健幸（けんこう）・スポーツ都市」としての認知度を高め、これをまちのブランド力とするため、注目されるイベントや流行に合った効果的な情報発信が必要です。



ふれあいスポレク・フェスタ（スカットボール）



久喜マラソン大会



施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- 誰もが参加でき、安全・安心なスポーツを通じて交流を深めます。
- スポーツ・レクリエーション活動に参加し、スポーツのまち久喜を盛り上げます。

(1) スポーツ・レクリエーションに親しむ機会や環境を整えます

年齢や体力、障がいの有無に関わらず、様々な人々がスポーツ・レクリエーションに参加し、健康増進や体力向上につなげることができるよう、既存のスポーツ種目に関わらず、多種多様なスポーツに親しめる環境づくりと参加する機会を提供します。また、体育館や運動場等のスポーツ施設は、省エネルギー化を踏まえ適切に整備・維持管理し、学校や事業者等と連携して利用しやすい環境づくりを図るほか、専用のスポーツ施設も整備します。

さらに、新たなごみ処理施設に併設する余熱利用施設（温水プール等）を「〔仮称〕本多静六記念 市民の森・緑の公園」と一体で整備し、賑わいの場を創出します。

(2) スポーツ・レクリエーションを通じて交流を促進し人材を育成します

健康づくりや生活を豊かにできるよう、関係団体と連携し、情報発信やイベント・交流の充実を図ります。また、市民ニーズに合わせたスポーツ活動の充実を図るため、活動団体の支援・育成に努めます。

(3) 「健幸（けんこう）・スポーツ都市」としてのブランド力を高めます

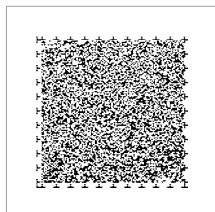
注目度の高いスポーツ大会・イベントを実施することにより、「健幸（けんこう）・スポーツ都市」としての本市の知名度を高め、交流人口^{*1}を増やして、まちの賑わいに繋がります。また、団体や事業者等が実施する集客力の高いスポーツ大会・イベントについても、後援又は共催等により支援を行います。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
市内スポーツ施設利用者数	630,782 人 ※コロナ影響 961,212 人 (H30 年度)	1,000,000 人 以上
主要なスポーツイベント・大会への参加者数	11,760 人 ※コロナ影響 26,875 人 (H30 年度)	27,500 人

関連する分野別計画

第3期久喜市教育振興基本計画（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）

第2期久喜市スポーツ推進計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）



*1 交流人口：p.12参照。

2-3 地域みんなで支え合い社会保障制度で暮らしを支える

5年後のまちの姿

地域のセーフティネット*1として、経済的に困っている方等への相談体制の強化や生活保護等の適切な支援、経済的自立に向けた就労支援、貧困の連鎖の解消に向けた子どもたちへの学習支援に加え、包括的な支援体制が整備されることで、市民が相互に支え合い、みんなが地域で孤立することなく安心して暮らしています。

行政による適切な支援と市民相互の支え合いを地域福祉の両輪として、地域共生社会が実現しています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール					
ターゲット	1.1 1.2 1.3 1.4	2.1 2.2	4.3 4.4	8.6	10.1 10.4

現状と課題

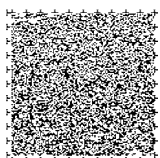
- 我が国では、少子高齢化、単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化等、社会構造が変化する中、ダブルケア*2、ヤングケアラー*3、8050問題*4 ひきこもり等、人々の地域生活を巡る問題・課題は複雑化・複合化しています。また、支援を必要とする市民ニーズの多様化に伴って、より包括的な福祉サービスを提供するための体制整備が求められています。
- 本市では、「第2次久喜市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、市民一人ひとりがお互いを認め合い、助け合いながら、安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて施策を展開しています。
- 経済的に困っている方に対し、状況に応じた生活の安定と自立に向けた支援の充実が必要です。また、貧困が世代を超えて親から子へと受け継がれてしまう貧困の連鎖の解消が求められます。



民生委員・児童委員協議会（地区定例会の様子）



街頭啓発の様子（社会を明るくする運動）



施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- 🌀 日々の生活の中であいさつを心掛け、助けが必要な人には手を差し伸べます。
- 🌀 地域での課題や福祉に関心を持ち、支え合いの和を広げます。

(1) 地域福祉推進体制を充実します

総合相談窓口の整備や関連部署が連携した課題解決の取組み等、トータルケア*5の実現を目指した相談体制を確立し、より適切な支援を行います。また、地域における支え合いを推進するため、地域福祉の担い手の育成や、地域活動団体の活動場所の確保等、多様な市民の居場所となる交流機会の拡充のほか、見守りが必要な市民が安全に暮らせるよう関係機関との連携強化を図ります。

(2) 生活困窮者の自立を支援します

生活保護制度の適切な運用に加えて、関係機関と連携して、各世帯の状況に合わせた求職活動や就労に向けた基礎能力を形成するための支援を行うなど、生活困窮者自立支援制度の拡充を図ります。また、貧困の連鎖を断ち切り格差を解消するため、学習支援を行い、居場所の確保や学習内容の理解度向上に努めます。

(3) 国民年金制度への理解を促進します

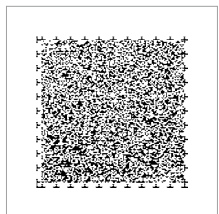
国民年金制度に関する相談や問い合わせに対して年金事務所等の関係機関と連携を図るとともに、市民への周知の徹底に努めることで、年金制度への理解向上を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
包括的な相談窓口で受けた複雑化・複合化した相談のうち、支援につながった割合	— (R5 年度から実施予定のため)	100.0%
経済的自立により生活保護が廃止となった世帯数	32 世帯	37 世帯

関連する分野別計画

第3次久喜市地域福祉計画・地域福祉活動計画 (令和5 (2023) 年度～令和9 (2027) 年度)
 久喜市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 (令和3 (2021) 年度～令和5 (2023) 年度)
 第2次久喜市障がい者計画 (平成30 (2018) 年度～令和5 (2023) 年度)

*1 セーフティネット：p.45参照。
 *2 ダブルケア：子育てと介護を同時に担わなければならない状態のこと。
 *3 ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話を日常的に行っている18歳未満の者のこと。
 *4 8050問題：「80代」の親が、長年ひきこもる「50代」の子どもの生活を支えなければならない問題のこと。
 *5 トータルケア：複雑化する福祉の問題に対し、様々な主体が協働しながら、地域全体で支援を行うこと。








2-4 子どもがのびのびと育つ安心の子育て環境をつくる

5年後のまちの姿

多様な子育てサービスの提供や子育て支援施設の整備、各種相談体制の充実のほか、地域全体で子どもを見守り、子育て家庭を支える環境づくりが進み、安心して子どもを産み、子どもが健やかに育つことができるまちが実現しています。

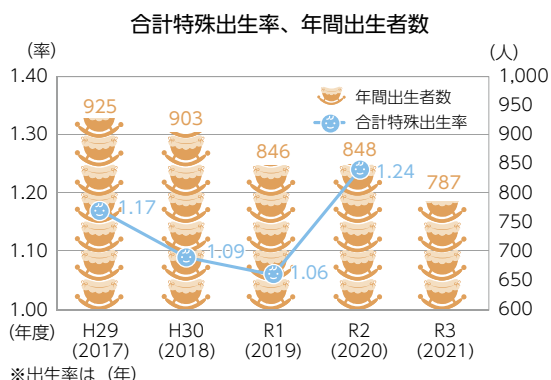
また、子どもたちが社会の一員としてたくましく自立できるよう、体験活動や交流活動を通じて未来を切り拓く生きる力を育みながら、夢や希望を持ち健全に成長できる環境が実現しています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール					
ターゲット	1.3 1.b	2.1 2.2	3.1 3.2 3.5 3.7	4.2	16.2

現状と課題

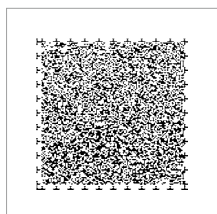
- 令和2（2020）年に生まれた全国の子どもの数は約84万人で、調査開始以来、最少の数となっています。都市化、核家族化の進行、働き方の変化等により、市民の保育ニーズは多様化しており、子どもや家庭の状況に応じたきめ細かい支援が必要とされています。
- 総合的に子育て家庭を支援できるよう、ワンストップで子育てに関する相談や支援が受けられる機能の強化が求められています。また、子育て家庭の孤立を防ぐため、市民やボランティア等とも連携した、社会全体での子育て家庭の支援が必要です。さらに、子どもの貧困に対する総合的な支援も必要です。
- 社会情勢の急速な変化による価値観の多様化等から、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。特に、インターネット上の不適切な情報の氾濫、SNSに関連する犯罪やいじめの増加等、青少年を取り巻く状況には、様々な問題があり、対策が求められています。



出典：埼玉県「合計特殊出生率」、久喜市「統計くぎ」



子育て世代包括支援センター



施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- 「安心して楽しく子育てをする」を基本に、子育てに関する情報や支援を活用します。
- フードバンク^{*1}や子ども食堂への協力、ファミリー・サポート・センター事業^{*2}への登録等、地域による子どもや子育て家庭への見守りや支援に努めます。
- 事業者は、子育て家庭への配慮に努め、働きやすい環境づくりに努めます。

(1) 妊娠・出産・子育てを通じた切れ目のない支援を強化します

「子ども家庭総合支援拠点^{*3}」と「子育て世代包括支援センター^{*4}」の機能を充実させ、子育て支援体制の強化を図り、妊娠期から安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。また、妊産婦及び乳幼児の健康診査や、母子訪問指導等の充実を図るとともに、子ども医療費の助成等の経済的支援を行います。

さらに、共働き世帯の増加や就労形態の多様化等、時代の変化に合わせた様々な保育ニーズに対応した支援を行うとともに、気軽に相談できる環境をつくることで、子育ての不安の解消に努めます。

(2) 地域全体で子育てを支援する環境を整えます

民生委員・児童委員、子育てボランティア、市民、団体、事業者等と連携し、子育てに関する相談・交流ができる場や子どもの居場所づくりを進め、社会全体で子育て家庭を支えていく地域を形成します。また、児童相談所等の関係機関との連携と情報の共有化により、貧困や虐待等を早期に発見して迅速な対応を行い、家庭環境に関わらず子どもが希望を持つことができる社会の実現を図ります。

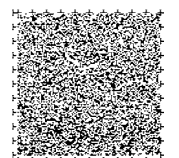
(3) 青少年の成長を支える環境をつくります

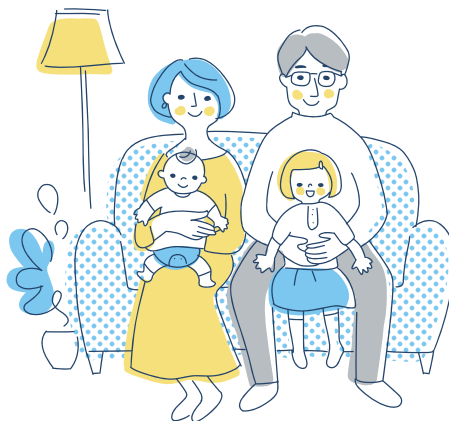
新たな種類の犯罪やトラブルへの対応強化等、家庭・学校・地域が連携して、青少年が健全に成長できる環境をつくります。また、地域の中での体験活動や世代間交流を促進し、豊かな人間性や社会性を育成します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
合計特殊出生率 ^{*5}	1.24 (R2年)	1.31
保育所待機児童数	0人	0人
ファミリー・サポート・センター会員数	883人	1,000人

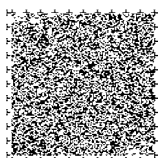
関連する分野別計画

第2期久喜市子ども・子育て支援事業計画
(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)





- *1 **フードバンク**：安全に食べられるにも関わらず、包装の破損や過剰在庫、印字ミス等の理由で通常の販売が困難な食品を、NPO等が企業等から引き取り、必要としている施設や団体、生活困窮者へ無償で提供すること。
- *2 **ファミリー・サポート・センター事業**：子育ての手助けをしてほしい方とお手伝いができる方が会員として登録し、地域における子育ての援助活動を支援する事業。
- *3 **子ども家庭総合支援拠点**：子ども及びその家庭並びに妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他必要な支援を行うための拠点。
- *4 **子育て世代包括支援センター**：p.27参照。
- *5 **合計特殊出生率**：p.37参照。



【コラム】

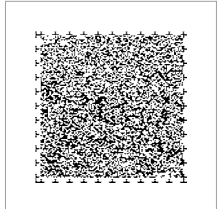
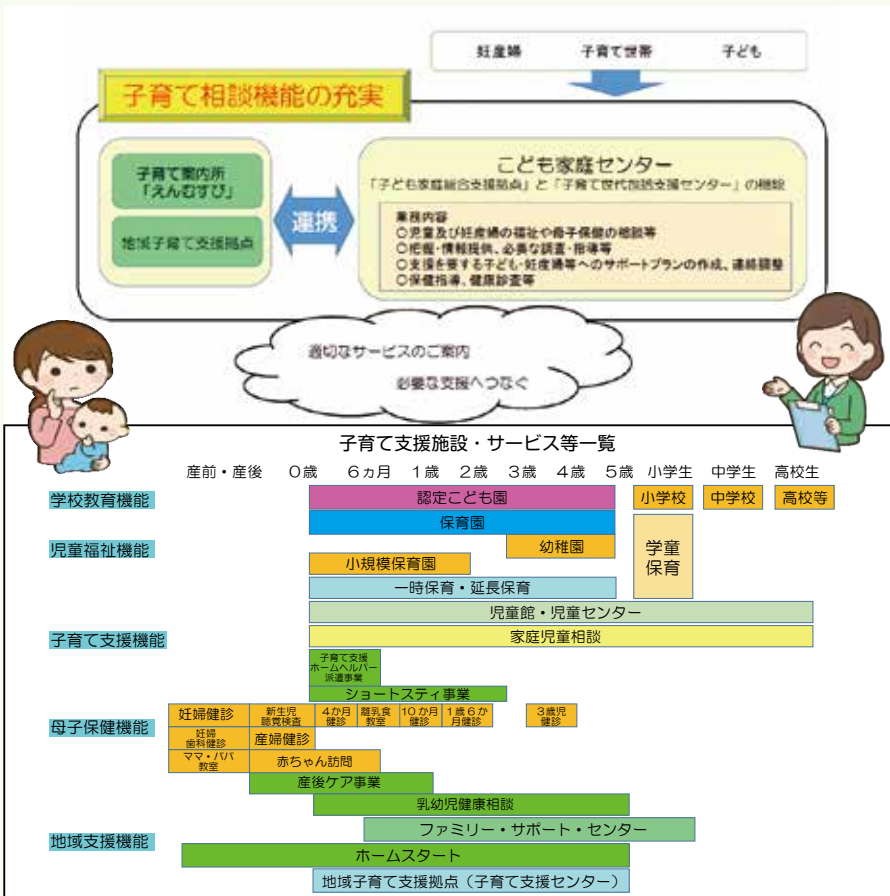
妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない子ども・子育て支援を行うために

～子育ての困りごとありませんか？適切な子育てサービスをご案内し、必要な支援につなぎます～

全国の子どもの数は、年々減少していますが、核家族化の進行や働き方の変化等により、子育て家庭のニーズは多様化しており、子どもや家庭の状況に応じたきめ細かな支援が必要とされています。

このような中、市町村は令和6(2024)年度から、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の機能を合わせ持ち、全ての妊産婦、子育て家庭、子どもへ一体的に相談支援等の取組みを行う「こども家庭センター」を設置するよう努めることとされています。

本市では、妊産婦や子育て家庭の個別のニーズに応じて、必要な支援につなぐ、「こども家庭センター」を設置するとともに、適切な子育てサービスを案内する子育て案内所「えんむすび」や地域子育て支援拠点と連携し、妊娠期からの子育て家庭が身近な地域において、ワンストップで安全かつ安心して子育てができる環境整備を図ります。



序論

第1部 基本構想

第2部 前期基本計画

基本目標2 いつまでも健やかに生き生きと幸せに暮らせるまちをつくる

資料編





2-5 シニアが元気に生き生きと輝ける社会をつくる

5年後のまちの姿

住まいや医療、介護等を一体的に支援する地域包括ケアシステム^{*1}が確立され、高齢者（シニア）が住み慣れた地域で安心して生活を送っています。

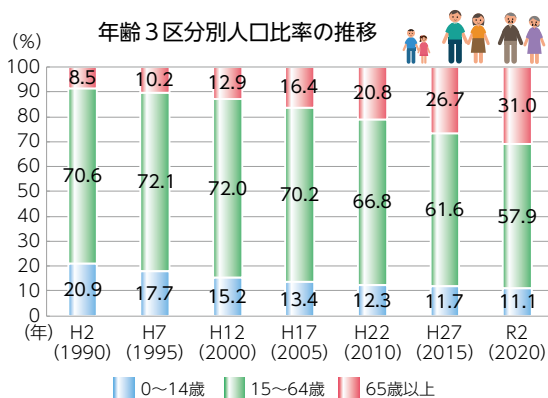
また、高齢者の豊かな経験や知識を活用し、地域社会で活躍できる機会が拡充され、高齢者がいつまでも生きがいを持って生活できる社会が実現しています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

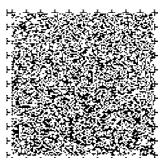
ゴール				
ターゲット	2.2	3.8	10.2 10.4	16.1

現状と課題

- 全国的に高齢化が進み、団塊の世代が75歳以上に到達する令和7（2025）年以降は医療・介護へのニーズが高くなることを見込まれるため、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるよう、高齢者のニーズに合わせたサービスの充実が必要です。
- 本市では、「久喜市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、「高齢者がいつまでも住み慣れた地域で健幸（けんこう）で安心して暮らせるまち」を目指しています。今後、高齢者の尊厳の保持や自立生活の支援、適正な介護保険サービスの提供を維持するため、地域包括ケアシステムの仕組みの深化・推進が必要です。また、認知症になっても自分らしい生活を送るための支援が求められます。
- 介護へのニーズが求められる一方、担い手となる介護人材の不足が見込まれるため、介護専門職の確保や、地域で活躍する元気な高齢者等の人材が、より一層求められます。
- 高齢者をはじめ、今後高齢期を迎える市民が、いきいきと元気に暮らせるよう、生きがいづくりや社会参加の促進、高齢者のフレイル^{*2}予防・介護予防の推進を図るとともに、安心して暮らせるよう、地域福祉の推進や介護保険事業の円滑な運営が必要です。
- 人生100年時代^{*3}に、高齢者を含めたすべての人に活躍の場があり、元気に活躍し続けられる社会の構築が求められます。



介護予防はつらつ運動教室



施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- ⚙️ 高齢になっても生きがいを持ち、自ら希望する場所で活躍し続けます。
- ⚙️ 世代を超えた交流の場に積極的に参加し、交流の和を広げます。

(1) 地域包括ケアシステムの拡充を図ります

市内にある地域包括支援センター^{*4}を中心に、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの拡充を図ります。特に、在宅医療・介護の連携を推進するとともに、認知症等の正しい知識と理解を深めるための普及啓発活動や相談体制と権利擁護施策の充実を図り、認知症の方や家族を支援します。

さらに、介護者（ケアラー）が相談しやすい環境を充実させるとともに、ケアラーが認知され必要な支援につながるよう努めます。また、介護に対するイメージの向上を図り、介護人材を確保します。

(2) 高齢者の日常生活を支え健康づくりの機会をつくります

高齢者が安心して暮らせる福祉サービスの充実を図ります。また、高齢化に伴うサービスの需要増加に対応するため、利用者に対し質と量を確保した適切なサービスを提供するほか、可能な限り要介護状態とならないための介護予防を推進します。

(3) 生きがいづくりと活躍機会の拡充を図ります

市民ボランティア団体や久喜市シルバー人材センター等と連携し、交流機会の拡充や地域での活躍の場の充実を図ります。また、地域の中で高齢者が孤立しないための日常生活や地域での活動を支える仕組みづくりを進めます。

(4) 適正な介護保険サービスを提供します

高齢者人口や介護保険サービスのニーズを中長期的に捉え、必要なサービスを提供するための体制整備等を推進します。また、介護給付の適正化や介護人材の確保等、持続可能な介護保険制度の取組みを進めます。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
地域包括支援センターの相談件数	36,334 件	37,500 件
65 歳以上 75 歳未満の要支援・要介護認定 ^{*5} を受けていない人の割合	95.9%	96.4%

関連する分野別計画

第3次久喜市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）
久喜市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）

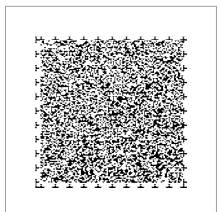
*1 地域包括ケアシステム：p.45参照。

*2 フレイル：年齢とともに心身の活力が低下し、虚弱の状態になること。

*3 人生100年時代：p.13参照。

*4 地域包括支援センター：高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるよう、高齢者の様々な相談や権利擁護等を行う機関のこと。

*5 要支援・要介護認定：介護保険制度において、家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態（要支援状態）や、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）であるかどうかを認定すること。



2-6 障がいのある人が安心して暮らせる社会をつくる

5年後のまちの姿

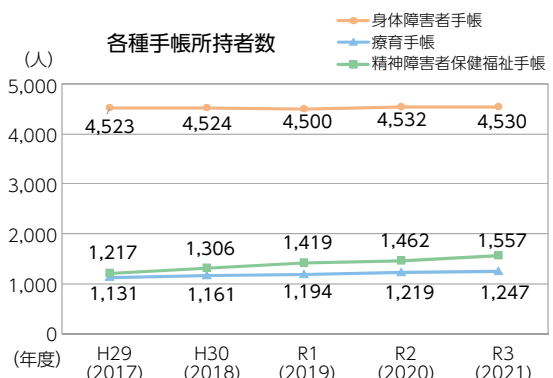
障がいの特性についての理解が進み、個々のニーズに対応した福祉サービスが提供されるとともに、障がいのある人に対する差別や偏見、物理的な障壁が少なくなり、地域参画や就業の機会が拡大し、障がいの有無に関わらず、誰もが平等に自分らしく生活できる社会が実現しています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール					
ターゲット	4.5	8.5	10.2	11.2 11.7	16.1

現状と課題

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、障がいのある人々への理解を深める契機となり、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）^{*1} 推進への機運が高まっています。
- 本市では、「久喜市障がい者計画」をはじめとする障がい者（児）施策に関する各計画に基づき、情報提供体制の充実、各種サービスの拡充、就労機会の拡大、虐待の防止、社会参加の促進やバリアフリー^{*2} 及びユニバーサルデザイン^{*3} の環境づくり等を推進しています。今後も、関係機関との連携のもと、総合的な支援が必要です。
- 障がい者の重度化・高齢化や家族構成の変化等を踏まえ、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を整備し、障がい者が地域で暮らし続けられるよう居住生活を支援する、地域生活支援拠点の整備を進めています。
- 障がいへの理解やノーマライゼーション^{*4} の理念を浸透させるための各種啓発活動や、障がいの有無に関わらず市民同士が触れ合う機会を創出し、誰もがお互いを尊重して安心して暮らせる地域共生社会の実現が求められています。
- 「障害者差別解消法」により、不当な差別的取扱いの禁止と障がいの特性に合わせた合理的配慮の提供が求められており、障がい者（児）の権利擁護の推進が必要です。
- 発達障がい児に対する適切な療育を提供する体制が求められているほか、「医療的ケア児^{*5} 支援法」の制定により、医療的ケア児やその家族に対する支援が自治体の責務となっています。



出典：障がい者福祉課資料



障がい者の就労活動の様子

施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- ✿ 駅等の街中で障がいのある人が困っていたら、声を掛けて手助けします。
- ✿ 障がいに関する知識や理解を深め、様々な人に思いやりの気持ちを持って接します。

(1) 障がい者（児）が自分らしく暮らせる環境を整備します

地域生活支援拠点の活用を進めるとともに、各種障がい福祉サービスの充実や就労・社会参加の促進等、多様なニーズに応じた支援を進め、ノーマライゼーションの理念の実現を目指します。

(2) バリアフリー及びユニバーサルデザインの環境を整備します

公共施設等におけるバリアフリー化等の施設整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインについての共通の理解を深め、普及・活用を図ります。また、障がいがあっても、情報の利用取得や意志疎通が円滑に行えるような施策を推進します。

(3) 障がい者（児）の権利擁護を推進します

共生社会の実現に向けて、障がいに対する差別や偏見をなくし、障がいのある人の権利を尊重するため、各種啓発活動や虐待防止の取組みを推進するとともに、成年後見制度^{*6}の周知を図ります。

(4) 発達障がい児や医療的ケア児に対する支援体制の整備を推進します

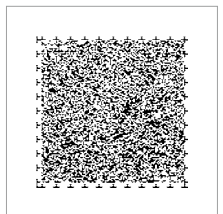
保育機関や教育機関との連携による発達障がい児や医療的ケア児に対する支援体制の強化や、サービス提供事業者の受け入れ体制の整備により、対象児に対し適切な支援を提供します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
障がい者就労支援事業における新規就労者数	28人	35人
保育所等巡回支援事業の事業満足度	100.0%	100.0%

関連する分野別計画

- 第2次久喜市障がい者計画（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）
- 第6期久喜市障がい福祉計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）
- 第2期久喜市障がい児福祉計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）

*1 **社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）**：「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につながるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。
 *2 **バリアフリー**：障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味する用語。建物内の段差等、物理的な障壁の除去と言う意味合いから、最近では制度的・心理的な障壁の除去といったより広い意味で用いられてきている。
 *3 **ユニバーサルデザイン**：p.40参照。
 *4 **ノーマライゼーション**：障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す考え方。
 *5 **医療的ケア児**：p.28参照。
 *6 **成年後見制度**：認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人々を、財産分与や悪質な契約、商取引等から保護し、支援する制度のこと。



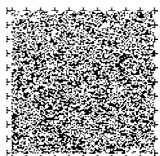
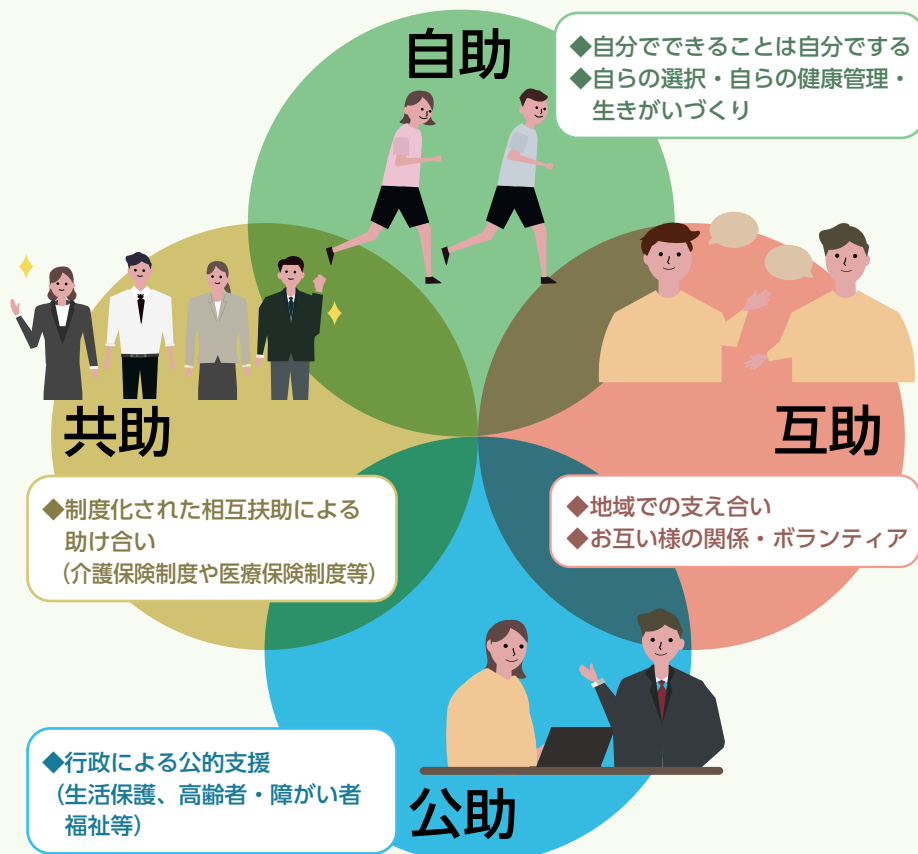
【コラム】

「地域共生社会の実現」に向けて

「地域福祉」とは、特定の対象者だけではなく、地域に暮らす全ての人々が、安心して暮らせるように、地域住民や公私の社会福祉関係者等が協働して地域生活課題を解決するための関係づくりや活動を行うことです。地域の支え合いによる福祉ともいえます。

地域福祉の推進にあたっては、一人ひとりの主体的な活動（自助）、近所の助け合いやボランティア活動等による住民同士の支え合い（互助）、制度化された地域ぐるみでの助け合いや支え合い（共助）、行政が行う公的支援（公助）の連携や協力体制を築くことが必要です。

子ども・高齢者・障がい者等全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」を目指しましょう。

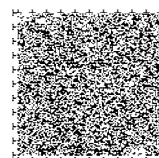




《基本目標》

3

いつまでも安全・安心な
暮らしの環境が整っている
まちをつくる



3-1 災害への備えと対応を強化し安心して暮らせる環境をつくる

5年後のまちの姿

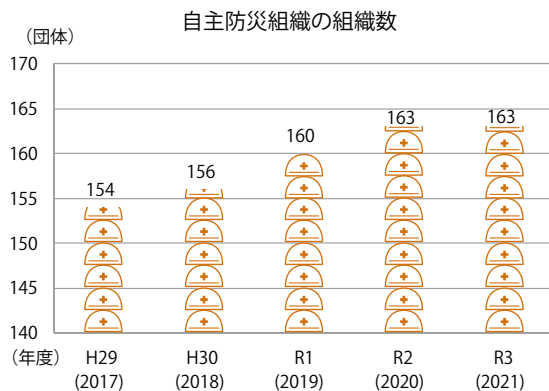
市民の防災意識や地域における共助意識の向上、防災体制の強化、防災設備や備蓄の充実、他自治体や事業者等との相互応援体制の充実、利根川の堤防強化対策等により、地震や台風、洪水等の自然災害に強く、安心して暮らせるまちが実現しています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール				
ターゲット	1.5	9.1	11.5 11.b	13.1 13.3

現状と課題

- 東日本大震災や熊本地震といった大規模な地震のほか、毎年のように台風や集中豪雨等による水害が発生し、大きな被害をもたらしています。国は、世界的な気候変動を踏まえ、災害対応業務の効率化、省力化に資する様々な先進技術の活用等を進めるとともに、防災・減災、国土強靱化*¹に向けて取り組んでいます。
- 本市は、我が国有数の大河川である利根川をはじめ、多くの河川が流れていることから、水害時には浸水が深く、また長く続くおそれがあるなど、自然災害のリスクを抱えています。このことを踏まえ、適宜「久喜市地域防災計画」を改訂するとともに、令和3（2021）年度に「久喜市国土強靱化地域計画」を策定して、自然災害への備えを強化しています。
- 大規模な災害から市民の生命や財産を守るためには、自助・共助・公助の役割分担のもと、地域が一体となって防災・減災体制を強化していくことが求められます。今後も、自主防災組織*²の育成、建築物の耐震化、広域応援体制の更なる強化等が必要です。また、地域の事情に精通し、住民の安全・安心を守る担い手である消防団員の確保等が課題となっています。
- 武力攻撃等の緊急事態に対しては、「国民保護に関する久喜市計画」に基づき、体制を整備しています。
- 水害から市民を守るため、国・県等と連携した洪水浸水想定区域外への広域避難の実効性の確保や、国・県管理の河川の早期整備が必要です。また、市管理の河川や水路の適切な維持管理や都市化の進展に伴う浸水被害の防止に向けた取組みも重要です。



利根川堤防付近の航空写真

施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- ⚙️ 「自分の命は自分で守る」という意識をもって、災害に備えます。
- ⚙️ 日頃から防災意識を持ち建築物の耐震化や備蓄品の準備を進め、防災訓練等に積極的に参加します。
- ⚙️ 災害発生時には、隣近所等と声を掛け合いながら避難します。

(1) 地域一体となって防災・消防体制を強化します

国・県、消防組合、市民・事業者、関係団体等との幅広い連携のもとに、円滑な避難所運営、市民による救急・救助活動を支援する活動、消防団員の確保や装備の充実、災害時の医療救護体制の構築、建築物の耐震化等を進めます。また、多くの市民が参加しやすい講座や講演会、訓練を実施し地域における自助・共助を促進するとともに、マイ・タイムライン^{*3}の作成等を通じて、大規模災害時における早期の広域避難に対する理解を高めます。

さらに、避難に関する情報を正確・確実に伝えるため、住民への災害情報伝達手段の多重化・多様化を図ります。

(2) 公共施設・交通インフラの防災・減災対策を推進します

新たな施設の整備や既存施設の改修の際には、避難所としての機能等、防災面に配慮します。また、圏央道等の緊急輸送道路へのアクセスを向上させ、道路ネットワークの充実を図り、災害時における自衛隊や消防機関等の広域応援、救援物資の受け入れ体制を強化します。

(3) 治水対策を充実し水害リスクを軽減します

国による利根川の堤防強化対策を促進するとともに、関係機関と連携し、堤防上に防災公園を整備します。また、県管理の河川について早期整備を要望するとともに、市管理の河川や水路の適切な維持管理に努めます。

さらに、既存市街地の浸水被害の防止に向けた河川等の整備を実施します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
自主防災組織の組織数	163組織	175組織
消防団員の定員に対する充足率	80.5%	83.5%

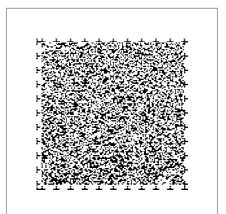
関連する分野別計画

- 久喜市地域防災計画（令和3（2021）年度改訂）
- 久喜市国土強靱化地域計画（令和3（2021）年度策定）
- 久喜市建築物耐震改修促進計画（令和2（2020）年度改訂）
- 国民保護に関する久喜市計画（令和元（2019）年度改訂）

*1 国土強靱化：p.13参照。

*2 自主防災組織：区又は自治会等を単位として地域住民等が自主的に防災活動を行う組織のこと。

*3 マイ・タイムライン：住民一人ひとりの防災行動計画であり、台風の接近等による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。





3-2 地域の防犯体制を充実し安心して暮らせるまちを目指す

5年後のまちの姿

警察や防犯協会等の関係機関・団体との連携のもと、地域の防犯体制や市民による見守り体制が強化され、安心して暮らせるまちが実現しています。

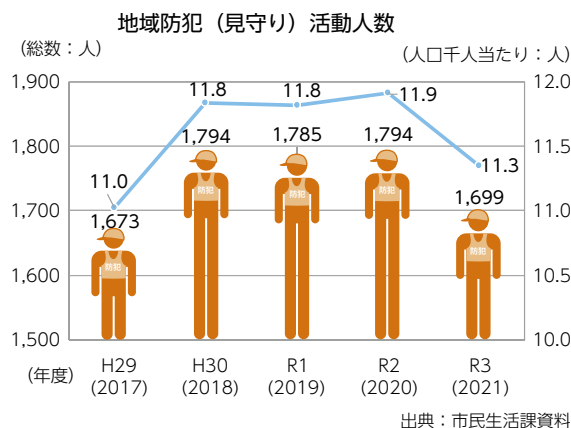
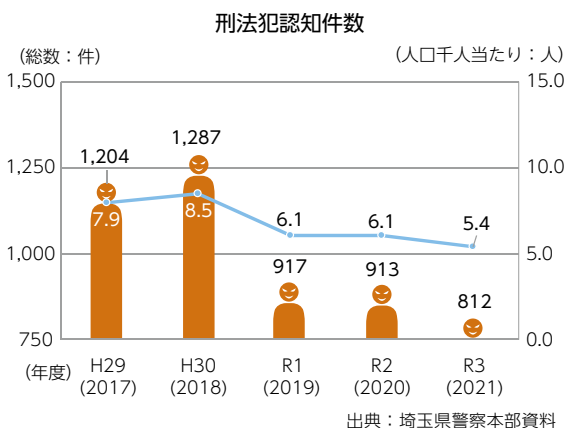
また、人や社会・地域・環境に配慮した消費行動（エシカル消費^{*1}）の普及や相談体制の充実等を通じ、自立した消費者が育成され、消費生活のトラブルから市民が守られています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール		
ターゲット	12.1 12.3 12.5 12.8	16.1 16.3 16.4

現状と課題

- 我が国の刑法犯認知件数は平成14（2002）年をピークに減少傾向となっていますが、特殊詐欺、ストーカー、サイバー犯罪等、生活に身近な犯罪が増加している傾向にあります。
- 本市の刑法犯認知件数は減少傾向ですが、市民1人当たりの件数では近隣市より多い状況です。内訳としては自転車盗が最も多く、次に侵入窃盗が続いており、これらへの防犯対策が求められます。また、夜間における歩行者等の安全を確保できるよう、犯罪が起きにくい環境整備が必要です。
- 地域コミュニティの希薄化等により、家庭や地域でトラブルを抱えた人が外部からは発見されにくく、これまで以上に、家庭・地域、関係機関、行政等の連携による見守りの重要性が増しています。
- 本市でも消費生活のトラブルは複雑化・多様化しており、消費者が分かりやすい方法で情報提供を進めるとともに、相談体制の充実が必要です。



施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- 🌀 日頃から隣近所でのあいさつを心掛け地域のパトロール等へ積極的に参加します。
- 🌀 消費生活の正しい知識を習得し、トラブルが生じたときには消費生活センター等に相談します。

(1) 地域における防犯・安全対策を強化します

警察や防犯協会等の関係機関・団体と連携して、地域防犯推進委員のほか、こどもレディース110番の家^{*2} 相談員やランニングパトロール隊^{*3} による地域の防犯（見守り）体制を強化します。また、特殊詐欺等の犯罪被害を未然に防ぐため、地域安全・暴力排除推進大会や街頭啓発活動等を推進し、市民の防犯意識の高揚を図ります。

さらに、防犯灯の設置により夜間における歩行者等の安全・安心を確保するとともに、公共施設や公用車への防犯カメラ等の設置により、犯罪が起きにくい環境を整備します。

(2) 消費者の自立を支援し、消費生活の充実を図ります

県の消費生活センターと連携し、消費生活に関する必要な情報を提供するとともに、消費者生活講座等の知識を習得する機会を提供します。また、エシカル消費の普及や消費者団体の活動を支援し、自立した消費者の育成を図ります。

さらに、多様化・複雑化する消費生活のトラブルに対応するため、消費生活相談員の確保や資質向上により、相談体制を充実します。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
人口千人当たりの刑法犯認知件数	5.4件	5.4件
人口千人当たりの地域防犯（見守り）活動人数	11.3人	12.0人

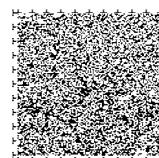
関連する分野別計画

無し

*1 エシカル消費：p.15参照。

*2 こどもレディース110番の家：地域全体で子ども・女性の安全を確保するため、緊急に避難できる家のこと。身の危険を感じ避難してきた人の保護を目的としている。

*3 ランニングパトロール隊：p.28参照。





3-3 みんなが交通ルールやマナーを守り交通事故のないまちを目指す

5年後のまちの姿

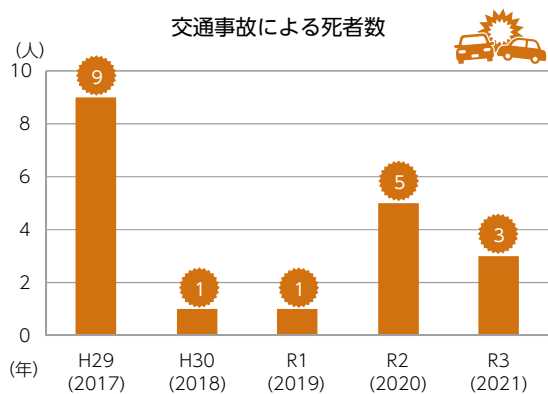
様々な機会を通じて交通安全運動や交通安全教育が行われ、市民の交通安全意識が高まっています。また、歩行者や自転車が安心して通行できる道路・交通環境が整備され、交通死亡事故のないまちが実現しています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール		
ターゲット	3.6	11.2

現状と課題

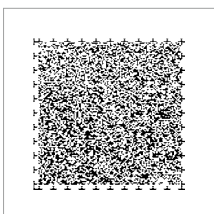
- 令和2（2020）年の国内の交通事故死者数は2,839人であり、戦後最少となっていますが、歩行者・自転車の事故による死者数とその約半数を占めているほか、生活道路における死傷事故での被害者は小学生と75歳以上の高齢者が多く増えており、子どもや高齢者を交通事故から守ることが大きな課題となっています。
- 本市の令和3（2021）年の交通事故死者数は3人で、交通事故発生件数は減少傾向ですが、市内には自動車の交通量が多い道路があるため、引き続き警察等の関係機関と連携し、交通安全対策を推進することが求められています。
- 本市の生活道路においても小学生と高齢者の事故が多い状況を踏まえ、子どもや高齢者が事故に遭わないよう、交通ルールの遵守と交通マナーの実践のための交通安全教育の実施が重要です。
- 通学路等の重要性が高い道路を優先して安全対策を実施していますが、幅員の狭い道路では歩行者の安全確保が課題となっています。令和3（2021）年度に実施した通学路安全総点検では、対策が必要な箇所が多く報告されており、関係機関が連携して安全確保に取り組むことが必要です。



出典：埼玉県防犯・交通安全課資料



道路パトロール



施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- ⚙️ 交通事故の危険性を認識し、日頃から交通ルールやマナーを守り行動します。
- ⚙️ 道路の危険箇所等を見つけたら、通報システム等を活用し市に連絡します。

(1) 交通安全意識を高め、事故のない環境づくりを進めます

関係機関と連携し、交通安全運動等による啓発活動を行うとともに、学校・家庭・地域・職場における交通安全教育を支援し、広く交通安全に対する意識を高めます。また、交通事故に遭った市民の助け合いを目的とした市町村交通災害共済制度への加入を促進します。

(2) 安全・安心な道路・交通環境を整備します

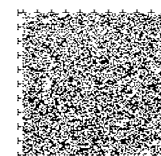
道路パトロール等により道路の不具合や危険箇所を早期に発見し、速やかに補修等を実施します。また、道路標識や路面標示、防護柵等の交通安全施設を計画的に設置し、安全で安心して通行できる道路交通環境を整備します。

さらに、通学路安全総点検の結果を踏まえ、交通安全施設の計画的な修繕等を実施します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
交通事故死者数	3人	0人
第5期埼玉県通学路整備計画に基づく通学路安全対策の実施率	0.0%	100.0%

関連する分野別計画

第11次久喜市交通安全計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）



【コラム】

大規模水害時の 自主的広域避難(分散避難)のススメ

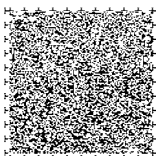
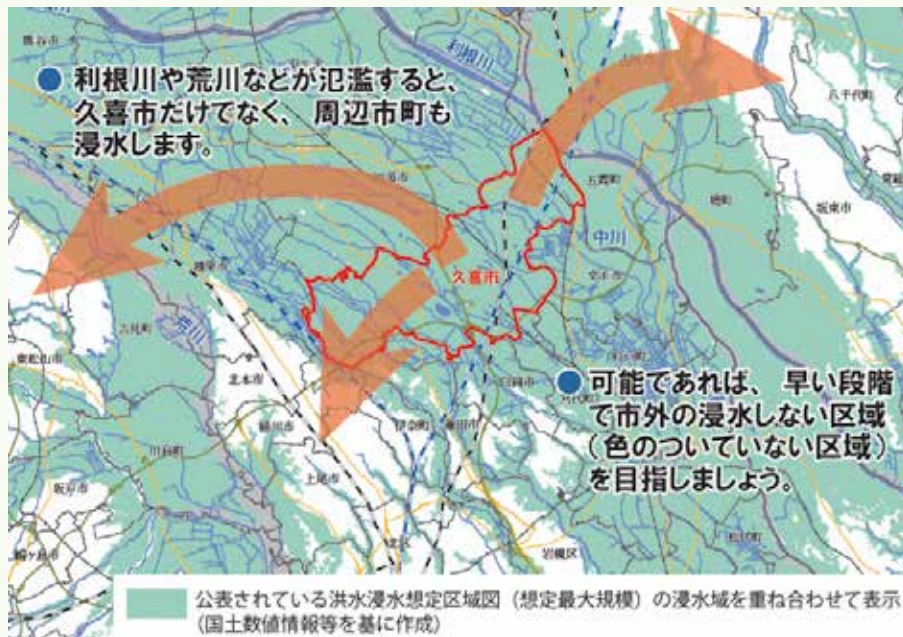
本市は利根川や荒川が氾濫すると、長いところでは、2週間以上浸水が続くことが予測されます。特に、利根川による大規模水害に見舞われてしまうと、市内全域が浸水し、在宅避難が困難な地域が発生することが想定されています。このため事前の自主的広域避難を推奨します。この避難は事前に浸水しない市外の親戚・知人宅等、各自で避難先を確保しておくことが重要です。親戚や知人等に頼ることが難しい方については、自身でホテル等の予約を行い、宿泊することも有効です。日頃からいざという時のために備えましょう。

●避難のタイミング

雨・風が強くなる前、明るいうちに、気象情報や避難情報等を参考に早めに広域避難をしましょう。

●避難先選択のポイント

- 洪水浸水想定区域内となる場所は避ける
- 川口市から鴻巣市にかけて広がる大宮台地には大河川の洪水浸水想定区域から外れている場所が多く、浸水リスクは低い
- 県西部の山間部では、浸水リスクは低いが土砂災害のリスクに考慮が必要 など

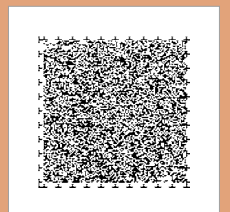




《基本目標》

4

豊かな自然と調和し
便利で快適な住み心地よい
まちをつくる



4-1 良好な景観を守り質の高い都市機能・住環境を整備する

5年後のまちの姿

都市と田園の風景が調和した景観と良好な街並みが保全されています。また、都市に求められる様々な機能が集約された、持続可能な都市の実現に向けた取組みが進められています。

さらに、駅周辺地域におけるまちづくりや空家等対策の取組みにより、良好な住環境が整備されています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール	11 住み続けられるまちづくり			
ターゲット	11.1	11.2	11.3	11.a

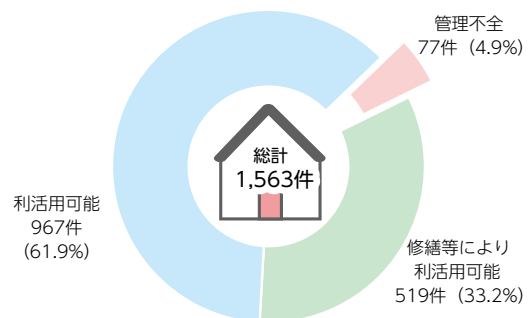
現状と課題

- 少子高齢化や人口減少が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の都市機能を確保し、人々が安心して暮らせる持続可能なまちづくりを進めることが重要となっています。
- 都市・田園・河川等が織りなす景観は、これからも守り続けたい本市の大切な財産です。一方で、市内のインターチェンジ周辺や主要な幹線道路の沿道等、交通利便性が高い地域を中心に開発需要が高まっていることから、こうした良好な景観を保全するための対策が必要です。
- 鉄道駅周辺等の市街地においては、交通混雑が発生しているほか、土地利用の高度化が図られず、潜在価値が発揮できていない状況が見られます。また、駅前広場や都市計画道路が未整備の箇所があるなど、都市基盤の整備が不十分な状況もみられます。こうした状況を改善し、暮らしやすい魅力的なまちづくりを進めることが求められています。
- 既存の工業団地における空き用地が少ないため、新たな企業立地の需要に応えられていない状況にあります。そのため、交通利便性の高さを生かした産業基盤の整備を進めることが求められています。
- 地域の生活環境に影響を及ぼす管理不全の空家等が問題となっている中、住みやすく快適な住環境を創出するため、空家等対策を進めていくことが必要です。

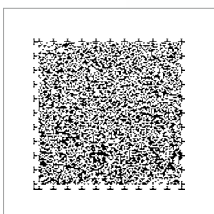


南栗橋8丁目周辺地区まちづくりイメージ図

令和2年度空家等実態調査結果による空き家数



出典：都市整備課資料



施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- 豊かな自然を守るため、清掃活動等を通じて景観保全に協力します。
- 地区計画により形成された良好な街並みの保全に協力します。

(1) 緑豊かで良好な景観を守り続けます

県の景観条例及び景観計画に基づき、建築行為等に対する指導を行い、市街地と農地や自然が調和する景観を保全します。また、地区計画に基づく適切な指導を行い、良好な街並みを保全します。

(2) 総合的な視点から質の高い都市をつくりま

環境に配慮しつつ、医療や商業等の様々な機能を併せ持つ都市の形成を図るとともに、各地区の地域資源を生かした街並みを創出し、健康で快適に生活できるまちづくりを進めます。また、鉄道駅周辺の市街地においては、駅前広場や都市計画道路といった都市基盤の整備を推進するとともに、これからの都市に求められる「コンパクト（集約）」、「スマート（技術活用）」、「レジリエント（強靱）」の要素を取り入れたまちづくりを、産官学の連携や市民との協働により進めます。特に、久喜駅東西口周辺においては、本市の中心拠点にふさわしい市街地として、最適な交通環境を構築するとともに、多様な都市機能の集約を進めます。

さらに、インターチェンジ周辺や主要な幹線道路の沿道等において産業基盤の整備を促進します。

(3) 住みやすく快適な住環境をつくりま

温室効果ガスの排出削減等、ゼロカーボンシティ^{*1}の実現を目指すため、建物等の省エネルギー化・ゼロエネルギー化を促進します。また、より良好な住環境を創出するため、「改善、活用・流通、予防」の視点から空家等対策を推進します。

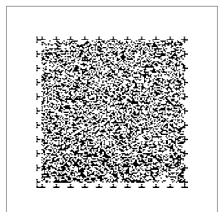
さらに、水害時に浸水等の被害が想定される市街化調整区域における新たな住宅開発を抑制します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
次世代技術を取り入れた都市環境の整備面積	0.0ha	12.5ha
空き家のサポート窓口における活用・流通実績数	0件	50件

関連する分野別計画

- 久喜市都市計画マスタープラン（平成 25（2013）年度～令和 14（2032）年度）
- 久喜市空家等対策計画（令和 3（2021）年度策定）

*1 ゼロカーボンシティ：p.15参照。






4-2 安全で快適な道路の整備と公共交通の利便性を高める

5年後のまちの姿

地域間や拠点間を結ぶ幹線道路や生活道路の整備、橋梁の長寿命化の推進、歩行者や自転車の安全の確保により、安全で円滑な移動が実現しています。また、圏央道が4車線化され、久喜駅東側でスマートインターチェンジの整備が進んでいます。

さらに、民間事業者と市により公共交通が維持され、高齢化による交通弱者^{*1}の増加にも対応しています。

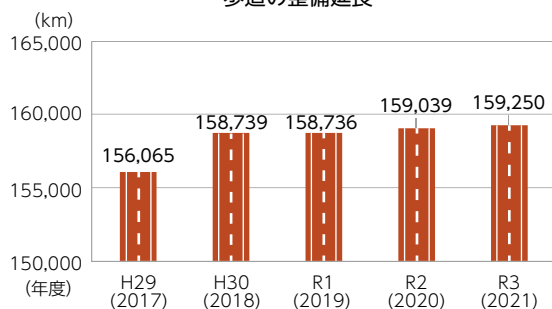
◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール			
ターゲット	3.6	9.1	11.2 11.3 11.7

現状と課題

- 安全で利便性の高い道路網は、人々の生活だけでなく、産業の活性化にも不可欠な都市基盤です。また、高齢化に伴う交通弱者の増加も予測されるため、国は、まちづくりと連携して面的な公共交通ネットワークを再構築し、「コンパクト・プラス・ネットワーク（地域公共交通と連携した集約のまちづくり）」の実現を図っています。
- 本市の主要な道路骨格は、東北道や圏央道、国道4号・122号・125号、主要地方道さいたま栗橋線等で構成され、国道125号バイパスの完成や圏央道の4車線化工事が進んだことにより、さらに広域的な交通利便性が高まっています。この交通利便性を最大限に生かすため、地域間や拠点間を結ぶ幹線道路の整備、久喜駅東側での圏央道スマートインターチェンジの設置及び関連する道路の整備が必要です。
- 市内における交通渋滞の解消を図り、安心して通行できる道路環境となるよう国道や県道の整備の促進が必要です。また、市民生活に密着した道路を適切に維持管理するとともに、幅員の狭い道路の解消や道路環境の改善を図ることが必要です。
- 河川が多い地域特性から、道路の整備に伴う新たな橋梁の設置が必要です。また、既存の橋梁は老朽化が進んでいるものもあり、橋梁の長寿命化の推進が必要です。
- 自転車は日常生活の移動手段のほか、レジャーや健康づくり、環境負荷の軽減にも繋がることから、安全で快適に利用できる環境づくりが必要です。
- 本市では、市内循環バスやデマンド交通^{*2}（くきまる）、くきふれあいタクシー（補助タク^{*3}）を運行していますが、今後も民間事業者と連携を図り、公共交通手段を維持していくことが重要です。

歩道の整備延長



出典：久喜市舗装率調査



整備された道路（西堀・北中曽根線）

施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- 身近な道路を美しく保つため、清掃等の道路美化活動に参加します。
- 買い物等での外出の際は、できるだけ公共交通機関を利用し、環境負荷の軽減にも心掛けます。

(1) 広域的交通利便性を最大限に生かすための道路整備を進めます

各地区の拠点間を結ぶ、広域避難路としても有効な都市計画道路や幹線道路を整備し、移動軸の形成を図ります。また、東北道や圏央道等による交通利便性を最大限に生かすため、久喜駅東側における圏央道スマートインターチェンジの設置に向けた検討を行うとともに、関連する道路整備を進めます。

さらに、主要地方道川越栗橋線や主要地方道春日部久喜線、県道幸手久喜線等の歩道整備を含めた道路拡幅及び交差点改良、県道久喜騎西線のバイパス整備等を促進します。

(2) 生活道路と橋梁の安全性を高めます

道路の不具合や危険箇所の早期発見に努め、速やかな補修等を行うとともに、地域のニーズを踏まえ、快適な生活道路の整備を推進します。また、橋梁については、計画的に点検や修繕を行い、長寿命化を図ります。

さらに、自転車の安全な活用を推進するため、自転車ネットワーク計画を策定します。

(3) 市内公共交通の利用を促します

都市へのアクセスの良さと道路・鉄道の交通利便性を堅持・発展させるために、事業者との連携により、民間公共交通の利用を促します。また、市が運行する公共交通についても利用を促し、交通弱者も含めた市民の移動手段の確保に努めます。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
歩道整備延長	159,250m	165,000m
舗装整備率	75.04%	75.52%
市が運行する公共交通利用者数	154,229人 ※コロナ影響 166,125人 (R元年度)	190,500人

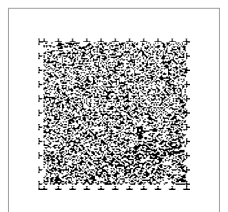
関連する分野別計画

久喜市都市計画マスタープラン (平成 25 (2013) 年度～令和 14 (2032) 年度)

久喜市橋梁長寿命化修繕計画 (令和 3 (2021) 年度見直し)

久喜市地域公共交通計画 (平成 25 (2013) 年度策定)

*1 交通弱者：p.46参照。
*2 デマンド交通：p.29参照。
*3 補助タク：p.29参照。



4-3 憩いとやすらぎの空間を充実する

5年後のまちの姿

身近な公園施設が整備されるとともに、行政と市民の協働のもと、維持管理が適切に行われ、市民の憩いとやすらぎの空間が実現しています。

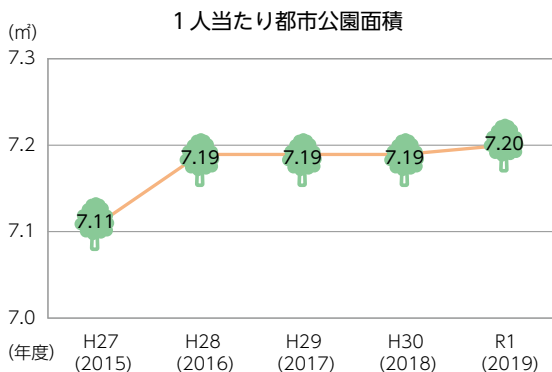
また、多様な生態系の保全に繋がる生物の生息・生育に配慮した水辺環境の保全や、市民参加による緑化が実現しています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール			
ターゲット	6.6	11.3 11.7	15.1 15.2 15.3 15.5

現状と課題

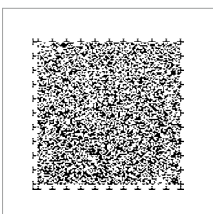
- 公園や緑地は、都市にとって貴重な憩いとやすらぎの空間であるだけでなく、防災機能をはじめとした多様な機能を有しています。そのような中、公園施設の老朽化対策や維持管理等が課題となっています。
- 本市は、恵まれた自然環境の中、市民の憩いとやすらぎの空間を充実させるため、更なる公園整備に努め、現在、「(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園」や、栗橋駅西地区での公園整備を進めています。また、公園利用者が快適に利用できるよう、既存の公園トイレの改修や更新が必要です。
- 公園施設は老朽化が進んでおり、久喜市総合運動公園の大規模改修や、その他の都市公園の施設・遊具等の更新が必要です。
- 市民生活に密着した公園や緑地の管理には、市民参加が欠かせません。今後も、愛着ある公園づくりに向けて、市民参加による維持管理を促していくことが重要です。
- 本市には、大小多くの河川や池沼があり、水辺環境に恵まれています。これらを生かし、市民が憩える美しく潤いのある水辺の環境づくりが必要です。



出典：埼玉県公園スタジアム課資料



南栗橋近隣公園 (ウォータープラザ)



施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- 🌀 身近な公園を美しく保つため、公園の美化活動や、維持管理活動に参加します。
- 🌀 河川・水路等の身近な水辺に関心を持ち、環境保全活動を行います。
- 🌀 地域の緑を守るため、「緑の募金」や植林活動に協力します。

(1) 市民等に親しまれる公園を整備します

本市の偉人を顕彰した「(仮称) 本多静六記念 市民の森・緑の公園」や、栗橋駅西地区での公園整備等を進めます。また、老朽化に伴い公園施設を更新する際には、地域の特性やニーズ等を踏まえ、健康遊具やユニバーサルデザイン遊具*1等の整備を進めます。

さらに、公園トイレが快適に利用できるよう、改修や更新を行います。

(2) 公園施設の計画的な長寿命化等の推進と、管理への市民参加を促します

公園施設の長寿命化や、遊具の更新等を計画的に進めます。また、引き続き市民・団体の理解と協力を得ることにより、市民参加による公園の維持管理を推進します。

(3) 良好な水辺環境を保全し、公共空間の緑化を推進します

景観や多様な生態系に配慮した水辺環境の保全を、市民参加をはじめとした様々な手法により推進します。また、レクリエーションや水に親しむ場の創出に努めます。

さらに、緑の保全と創造のため、公園をはじめとした公共空間の緑化を推進し、一般家庭への苗木配布等を進めるとともに、保存樹木・樹林等の緑の保全に努めます。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
市民1人当たりの都市公園面積	7.38㎡ (速報値)	8.13㎡
公園の地元管理業務委託締結数	151公園	155公園

関連する分野別計画

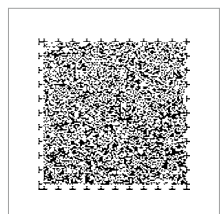
久喜市都市計画マスタープラン (平成 25 (2013) 年度～令和 14 (2032) 年度)

久喜市公園施設長寿命化計画 (令和 2 (2020) 年度～令和 12 (2030) 年度)

第 2 次久喜市環境基本計画 (令和 5 (2023) 年度～令和 14 (2032) 年度)

久喜市緑の基本計画 (平成 27 (2015) 年度～令和 6 (2024) 年度)

*1 ユニバーサルデザイン遊具：障がいの有無に関わらず、誰もが利用できるようにデザインされた遊具のこと。



4-4 安全・安心な水道水の供給と衛生的な生活環境をつくる

5年後のまちの姿

計画的な水道施設の更新・耐震化及び効率的な事業運営が図られ、水道水が安定的に供給されています。

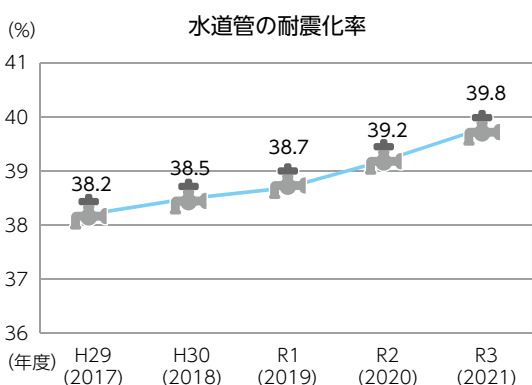
また、公共下水道の計画的な整備、農業集落排水処理施設の適切な維持管理及び合併処理浄化槽の普及により、衛生的で快適なまちが実現しています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール			
ターゲット	6.1 6.2 6.3 6.4	14.1 14.3 14.5 14.c	16.6

現状と課題

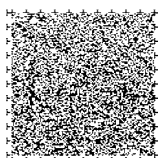
- 上水道・下水道は、人々の暮らしを支える社会基盤ですが、施設の老朽化が進んでおり、その更新が課題となっています。また、地震等の災害に強い上水道・下水道の整備や、より効率的な事業運営も求められています。
- 安全・安心な水道水を安定的に供給するため、「久喜市水道ビジョン（経営戦略）」に基づく、経年劣化した施設の更新や配水池・配水管の耐震化と効率的な事業運営の推進が必要です。
- 衛生的で快適なまちづくりを実現するため、「久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）」に基づく、公共下水道事業計画区域内の未整備地域の整備や合流式下水道*1の改善が必要です。また、施設の適切な維持管理と効率的な事業運営の推進が必要です。
- 公共下水道事業計画区域外では、農業集落排水処理施設や浄化槽（合併・単独）によって、生活排水等を処理しています。今後も、農業集落排水処理施設の適切な維持管理と単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換の促進が必要です。



出典：水道施設課資料



八甫浄水場 1号配水池の更新工事



*1 合流式下水道：汚水と雨水を同じ下水道管で排水する下水道のこと。

施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- ⚙️ 貴重な資源である水に関心を持ち、水を大切に使います。
- ⚙️ 水環境に高い関心を持ち、台所で油等を流さないように心掛けます。

(1) 水道水を安定的に供給します

将来にわたり安全・安心な水道水の安定供給を図るため、老朽化した施設の更新や配水池・配水管等の耐震化を進めます。また、人口減少等により料金収入の増加が見込めない傾向にあるため、水需要の動向にあわせた水道施設の適正化を図るなど、効率的な水道事業運営に努めます。

(2) 公共下水道施設の整備を推進します

公衆衛生の向上や都市の健全な発達に寄与するため、公共下水道事業計画区域内の未整備地域の整備、浸水対策や合流式下水道の改善を進めます。また、管渠等の施設の適切な維持管理、公共下水道への接続促進、使用料の適正化等、効率的な公共下水道事業運営に努めます。

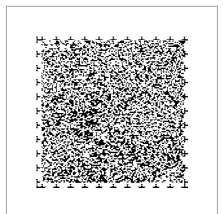
(3) 農業集落排水処理施設の適切な維持管理と合併処理浄化槽への転換を進めます

公共用水域や農業用水の水質保全に資するため、農業集落排水処理施設の機能強化や適切な維持管理に努めるとともに、公共下水道への接続を推進、使用料の適正化等、効率的な農業集落排水事業運営に努めます。また、浄化槽処理促進区域においては、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
水道管の耐震化率	39.8%	43.5%
下水道普及率	76.6%	78.8%

関連する分野別計画

- 久喜市水道ビジョン（経営戦略）（令和5（2023）年度～令和14（2032）年度）
- 久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）（平成30（2018）年度～令和9（2027）年度）
- 久喜市下水道ストックマネジメント計画（平成31（2019）年度～令和5（2023）年度）
- 久喜市合流式下水道改善基本計画（令和3（2021）年度策定）
- 農業集落排水最適整備構想（令和2（2020）年度策定）
- 久喜市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）
- 久喜市 宮代町地域 循環型社会形成推進地域計画（平成29（2017）年度～令和5（2023）年度）



【コラム】

次世代技術を取り入れた都市環境の整備

本市は、南栗橋8丁目及びその周辺を対象とした地区において、次世代型のまちづくりプロジェクト「BRIDGE LIFE Platform 構想」^{ブリッジライフプラットフォーム}を推進しています。

本プロジェクトでは、あらゆる世代の方が安心して快適に暮らせる「サステナブルシティ」の実現に向け、様々な先進技術に基づく取組みを行っています。

●先進技術に基づく取組み例① ZEHの建築

ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)とは、太陽光等で創り出すクリーンなエネルギーの量が、家庭で消費するエネルギーの量を上回することで、年間のエネルギー消費量が実質ゼロ以下となる住宅をいいます。

本地区では、太陽光発電システムやホームエネルギーマネジメントシステム(HeMS)を搭載した全172戸のZEHの建築を進めています。

今後、住宅の新築や建て替えをする際は、環境にやさしく省エネ性能の高いZEHの建築を検討してみませんか。



南栗橋8丁目周辺地区におけるZEH



ZEHの仕組み

●先進技術に基づく取組み例② 次世代モビリティの実証実験

近年、目的地まで自動で走行しながら物流拠点や小売店舗の荷物を運搬するロボット等、次世代モビリティに関する研究が進んでいます。

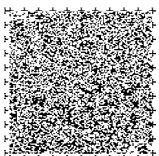
本地区では、スーパーマーケットで購入した商品を住宅に届ける自動配送ロボットの走行実験のほか、ごみ捨ての負担を軽減するための非接触ごみ収集ロボットの導入試験を進め、社会実装に繋げていくことを目指しています。

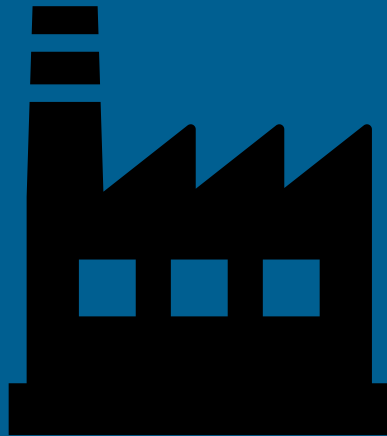


自動配送ロボット



非接触ごみ収集ロボット

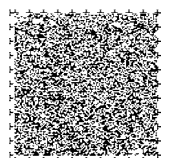




《基本目標》

5

産業が元気で
魅力と活力にあふれ
働きがいのあるまちをつくる



5-1 自然の恵みを生かし豊かで持続可能な農業を守り育てる






5年後のまちの姿

農業生産基盤の強化、優良農地の保全により、多様な担い手の確保・育成が促進され、地域の特色を生かした農業が守り育てられています。

また、安全・安心で付加価値の高い農業や、観光との連携、地産地消の推進が図られ、久喜市産農産物の知名度が向上するとともに、農業への関心が高まっています。

さらに、農業分野における脱炭素に向けた取組みが進んでいます。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

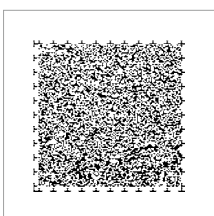
ゴール					
ターゲット	2.3 2.4 2.5	4.4	8.2 8.3 8.5 8.9	9.1 9.2 9.4	12.1 12.3

現状と課題

- 農業の担い手不足を背景に、遊休農地^{*1}が増加傾向にあり、多様な担い手の確保が急務となっています。一方、ブランド化を通じた付加価値の高い農産物や、AIを活用したスマート農業^{*2}への新規参入者の増加等、新たな潮流も生まれてきています。
- 本市では都市近郊の農業が営まれており、稲作のほか、梨・いちご等が栽培されています。しかし、従事者の減少と高齢化が進み、持続可能な農業を守り育てることが必要です。
- 農業経営の確立には、生産性の向上が必要であり、道路や水路、圃場の整備、農地の集積等が課題です。また、農業の収益は、地球温暖化や自然災害等の影響を受けやすく、農業者の収入の安定化を図ることが重要です。
- 農業を担う多様な主体を育成するため、企業参入や農業法人の設立促進、後継者や新規就農者の育成が必要です。また、都市近郊農業^{*3}の特長を生かし、市民の農業への関心を高め、中長期的に農業に関わる人を増やすことが重要です。
- 消費者の消費動向に応じた良質な農産物の生産の促進が必要です。また、農産物の知名度の向上や、生産・加工・流通を一体的に行う農業の6次産業^{*4}化を図り、高付加価値化を目指すとともに、市内での地産地消を進めることが重要です。
- 技術革新を踏まえたスマート農業の導入が進められており、今後はこの潮流を拡大するとともに、地球に優しい環境保全型農業^{*5}の推進が必要です。また、農業や観光の拠点機能の充実が必要です。



スマート農業によるトマト栽培



施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- 🌱 地域の農業資源の保全や環境維持に努めます。
- 🌱 市内農産物を積極的に購入し、地産地消を進めます。
- 🌱 SNS等を通じ、市内の特産品を市内外に広くアピールします。

(1) 農業生産基盤の強化と優良農地の保全を進めます

生産性向上や経営安定化に向けて農地の集積・集約化を進めるとともに、農業用水路等の農業生産基盤の維持管理や整備を行います。また、農業振興地域制度や農地制度の適正な運用を図り、優良農地の保全や遊休農地の解消に努めます。

(2) 多様な農業の担い手を確保し、育てます

持続可能で自立した農業経営に向けた支援を行い、農業者の法人化や市内外の企業参入を推進します。また、後継者や新規就農者の育成、障がい者が農業分野で活躍できる農福連携の取組み等、多様な人材の活躍を促進します。

さらに、市民の農業への関心と理解を深めるため、市民農園を活用した講座等の開催、農園利用者による自主事業を促進します。

(3) 付加価値の高い農業、地産地消を促進します

安全・安心な農産物や付加価値の高い農産物への消費者ニーズに対応するため、農業の6次産業化や有機栽培、減農薬・減化学肥料栽培等の環境保全型農業等を促進します。また、久喜市産農産物の地産地消や販路拡大を図るため、農産物直売所の充実を促進するとともに、学校給食への農産物の供給量の増加に努めます。

(4) スマート農業の支援とゼロカーボン技術を促進します

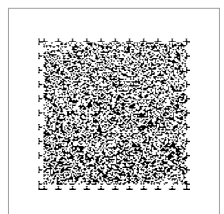
農作業の効率化と最適化を図るため、スマート農業の導入を支援します。また、燃料や資材の削減を実現するため、脱炭素技術の導入を促進します。

さらに、これらの技術を導入して生産された農産物の新たなブランド化を図ります。

(5) 農業振興拠点（道の駅）の整備を進めます

地域資源を生かした農業や観光の拠点として、防災機能を併せ持つ農業振興拠点（道の駅）を整備し、産業振興や交流人口*6の増加を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
遊休農地面積	83.0ha	77.0ha
農業法人数	9法人	12法人



関連する分野別計画

久喜市農業振興地域整備計画（平成26（2014）年度策定）

久喜市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和3（2021）年度変更）

第2次久喜市農業農村基本計画（令和5（2023）年度～令和14（2032）年度）



*1 遊休農地：かつて農地であったが、現在は農地として利用されておらず、将来も利用の見込みがない土地のこと。

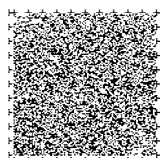
*2 スマート農業：ロボット技術やICTを活用して、省力化・精密化、高品質生産の実現等を推進している新たな農業のこと。

*3 都市近郊農業：p.29参照。

*4 6次産業：p.29参照。

*5 環境保全型農業：農薬や化学肥料の使用量減少、有機栽培の実施等による、環境に配慮した持続可能な農業のこと。

*6 交流人口：p.12参照。



【コラム】

久喜市の目指す「農業振興拠点(道の駅)」

道の駅は、道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、活力ある地域づくりのための「地域連携機能」を備えた施設です。

本市では、道の駅の持つ本来の機能と併せて、地域の農業資源を活用した「農業振興機能」、災害時における避難場所となる「防災機能」、スポーツを楽しめる「スポーツ振興機能」等、さまざまな機能を兼ね備えた施設を整備します。



道の駅の機能

休憩機能

- ・24時間、無料で利用できる駐車場、トイレ

情報発信機能

- ・道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報 等を提供

地域連携機能

- ・文化教養施設、観光レクリエーション施設等の地域観光施設

久喜市特有の機能

農業振興機能

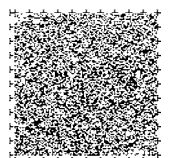
- ・農産物直売所、観光農園等の農業振興拠点

防災機能

- ・災害時における避難場所

スポーツ振興機能

- ・スポーツに親しみながら健康増進に資する施設







5-2 まちの賑わいを支える商工業を振興し経済の活性化を図る

5年後のまちの姿

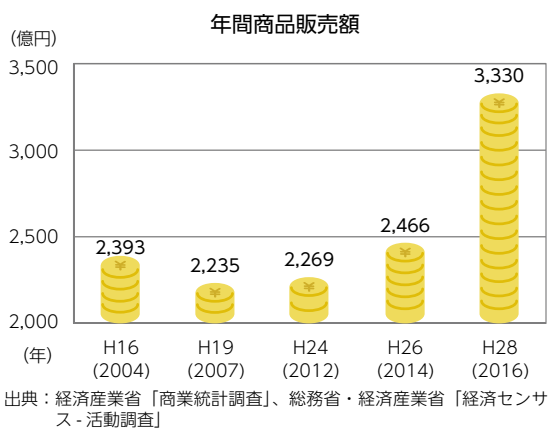
中心市街地の活性化が図られ、消費活動は安定し、まちの賑わいと活力が維持・創出されています。また、地域経済を支える中小企業の経営基盤が強化されるとともに、交通利便性を生かした新たな産業基盤が整備され、環境に配慮した優良企業の誘致と立地が進んでいます。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

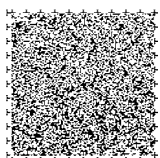
ゴール	 4	 8	 9	 12
ターゲット	4.4	8.1 8.2 8.3 8.9	9.1 9.2 9.3 9.4	12.1

現状と課題

- 人口減少による国内市場の縮小、経済のグローバル化の進展、インターネットショッピングの普及、自然災害や感染症による影響等、我が国の地域経済をめぐる環境は著しく変化している中、本市の地域商工業は、少子高齢化の進行により、後継者不足や人材不足が経営上の課題となっています。
- 市内には、幹線道路沿いに大規模商業施設が立地しているだけでなく、地域に密着した特色ある商店街もあります。消費者のニーズに応えながら、それぞれの特性を生かし、地域経済の活性化に向けた取組みを進めることが重要です。また、観光資源を生かした地域特産品の開発等、商業の新たな魅力づくりも必要です。
- 本市には、東北道の久喜インターチェンジや圏央道の白岡菖蒲インターチェンジ等があり、広域的な交通利便性が高いことから、企業の立地に関する相談が多く寄せられています。しかし、既存の工業団地用地が限られていることから、新たな産業基盤の整備が求められています。
- 今後は、地域特性を生かした企業誘致・産業集積の推進に加え、企業のカーボンニュートラル*1に向けた取組みの促進が求められています。また、市内の既存企業の経営安定化や時代の要請・需要を捉えた起業・創業による地域経済の活性化が必要です。



清久工業団地航空写真



施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- 本市の生産品を市内の商店で購入し、地域経済を盛り上げます。
- 本市ならではの特産品開発により、商工業等の魅力向上を目指します。

(1) 賑わいと活力あふれる地域経済の活性化を推進します

市内の商店街が取り組む各種事業への支援により、賑わいと魅力のある商店街づくりを進めるとともに、大型商業施設と商店・商店街との連携により、魅力的で利便性の高い商業拠点の形成を図ります。また、商工業と観光業との連携により、新商品の開発や付加価値の高い商品づくり等を支援するとともに、イベント等を通じた市内外へのPRを強化します。

さらに、魅力ある技術や商品について、ふるさと納税制度^{*2}等を活用してPRするなど、積極的に情報発信します。

(2) 市内事業者の経営安定化と起業促進の環境を整備します

商工会との連携のもと、経営相談や経営セミナー等の開催により、経営改善を支援し市内事業者の経営安定化を図るとともに、商店街のキャッシュレス化を推進し、利用客の利便性の向上を図ります。また、空き店舗の活用やビジネスグランプリ^{*3}の充実等により、起業・創業のための支援を進めるとともに、民間事業者が行う創業支援の施設整備に対して支援を行い、当該事業者と連携することで起業しやすい環境づくりの充実を図ります。

(3) 新たな工業用地の確保と企業誘致を推進します

インターチェンジ周辺や主要な幹線道路の沿道等において、高い交通利便性を生かした産業基盤の整備を促進し、工業用地の創出に努めます。また、環境に配慮した取組み等、市の施策の推進に寄与する優良企業の誘致を進めるため、新たな企業の立地や移転に関する優遇助成制度の充実を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
ふるさと納税寄附金の寄附者数	1,555人	2,800人
市内商店街のキャッシュレス化率	35.5%	40.0%
新たな流通・工業系用地面積	0.0ha	80.0ha

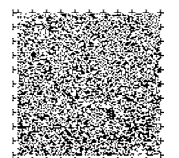
関連する分野別計画

久喜市中小企業・小規模企業振興基本計画（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）

*1 カーボンニュートラル：p.15参照。

*2 ふるさと納税制度：生まれ故郷や応援したい市町村等を自分で選択し、その自治体に寄附（ふるさと納税）ができる制度のこと。

*3 ビジネスグランプリ：これから創業する方やビジネスプランを持つ中小企業者等を発掘するとともに、新たな取組みにチャレンジする人を支援するなど、市内をビジネス拠点とする事業者の創出を目的に、ビジネスプランを全国から募集する取組みのこと。








5-3 誰もが働きがいを感じられる雇用と働きやすい環境をつくる

5年後のまちの姿

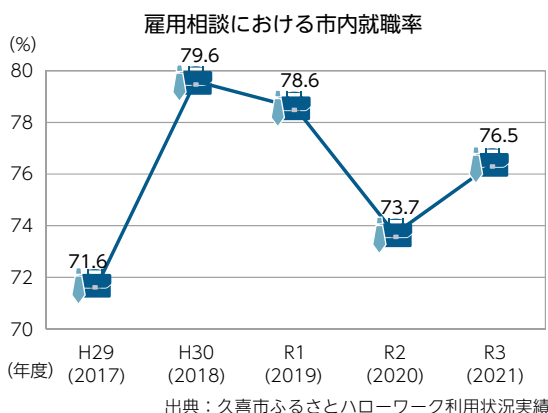
雇用機会が確保され、市内の事業所ではライフスタイルに応じた柔軟な働き方が推進されています。また、若者や女性、障がい者、高齢者の就業が進み、市民が身近な地域で希望する働き方を選択でき、働きがいを感じることでできる就労環境が実現しています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

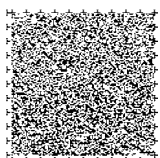
ゴール					
ターゲット	1.2	4.3 4.4 4.5	8.5 8.6 8.7 8.8	9.2	10.2 10.3

現状と課題

- 不安定な雇用情勢に加え、急激な産業構造の変化により生じる、求職と求人のミスマッチの解消等が求められています。また、長時間労働やハラスメントの解消等、誰もが働きやすい環境の整備が求められています。
- 人生100年時代^{*1}と言われる中、社会人の学ぶ意欲とキャリアアップ等のニーズの高まりや、オンラインによる学習環境の整備等を受けて、誰もがいつでも自由に学び直しができるリカレント教育^{*2}を推進し、社会構造の変化に対応できるような人材の育成が求められています。
- 本市では、ハローワーク春日部と連携し、久喜市ふるさとハローワークにおいて求職者を支援しています。今後も、関係機関との連携による市内での雇用の安定と雇用機会の拡充が必要です。また、若者や女性、障がい者、高齢者等の多様な人材を生かすための働き方や雇用機会の充実も必要です。
- 近年では、子育てや介護との両立等、柔軟な働き方を可能とする環境の重要性が増しています。働き方改革を促進し、誰もが自分らしく働ける職場環境の整備が求められています。



就労支援セミナー



施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- ワーク・ライフ・バランスを意識した、働きやすい職場をつくります。
- 若者や女性、障がい者、高齢者等の雇用機会を積極的に確保します。

(1) 雇用機会の拡大と就労支援の充実を図ります

地元での雇用機会の拡大を図るため、ハローワーク等との連携により、市内事業所の求人や内職募集等の情報収集を行い、求人情報を発信します。また、デジタル技術をはじめとする高い専門性や技術を持った人材の育成に繋がる実践的な学びを推進するため、県等と連携し、IT 関連や介護・福祉分野で役立つ技術を学べる各種セミナー等を開催します。

さらに、若者や女性、障がい者、高齢者等の雇用機会を増やすために、県との連携により、合同就職面接会の開催や各種制度の普及・啓発を行います。

(2) 誰もが働きやすい環境をつくります

誰もが自分らしく働ける、多様な働き方に対応した環境やワーク・ライフ・バランスの観点を持った働きがいのある職場をつくるため、「多様な働き方実践企業」認定制度^{*3}の普及に努めます。また、勤労者の健康増進や余暇活動の促進を図ります。

(3) 新たな雇用機会を創出します

産業基盤の整備により優良企業を誘致し、良好な労働環境が整った新たな雇用機会の創出に努めます。また、こうした取組みを積極的に市内外に PR し、幅広い世代の移住・定住を促進します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
就労支援セミナー参加者数	44人	70人
多様な働き方実践企業認定企業数	60社	72社

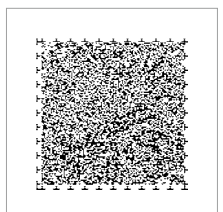
関連する分野別計画

久喜市中小企業・小規模企業振興基本計画 (令和元 (2019) 年度～令和5 (2023) 年度)

*1 人生100年時代 : p.13参照。

*2 リカレント教育 : p.14参照。

*3 「多様な働き方実践企業」認定制度 : 仕事と家庭の両立を支援するため、テレワークや短時間勤務等、多様な働き方を実践している企業等を埼玉県が認定する制度のこと。



【コラム】

ふるさと納税制度を生かした市の取組み

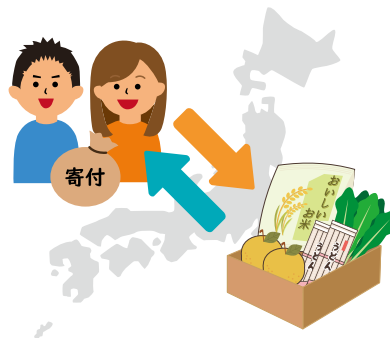
ふるさと納税制度は、寄附を通じて生まれ故郷や、お世話になった地域、これから応援したい地域等を応援する制度です。

当該制度を生かした市の取組みとして、寄附に対するお礼としての返礼品を用意しています。本市でも、市内を中心とする事業者の皆様から150品を超える返礼品のご協力をいただいております。寄附をいただいた市外在住の方に贈呈しています。

市内で生産する商品等を返礼品として登録してみませんか。

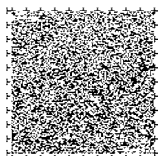
返礼品の充実

ふるさと納税制度は、地域の特産品や自治体の取組みを全国に向けてPRすることができることから、特産品の販路開拓や地域経済の活性化、自治体のイメージ向上の効果が期待できます。このため、本市では、事業者の皆様のご協力をいただきながら返礼品の充実に努めています。



【返礼品の主な基準等】

- ・市内で生産されたもの
- ・市内で原材料の主要な部分が生産されたもの
- ・市内で製造・加工のうち、主要な部分を行い、相応の付加価値が生じているもの
- ・市内で提供されるサービスで主要な部分が市に相当程度関連性があるもの

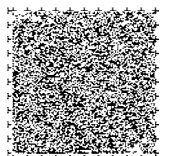




《基本目標》

6

水や緑と共生し
やすらぎが生まれ地球環境に
やさしいまちをつくる








6-1 生物多様性の保全と快適な自然環境の創造により自然との共生社会をつくる

5年後のまちの姿

自然の保全と創造が図られ、市民が自然環境の大切さを実感することを通じて、本市の豊かな水辺や緑が守られています。

また、市民・事業者・各種団体・行政が協働して、環境美化や公害防止対策に取り組むことにより、自然と共生する快適な生活環境が実現しています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール					
ターゲット	3.9 3.a	11.6	12.4 12.5 12.8	14.1 14.2 14.3 14.c	15.1 15.8 15.9

現状と課題

- 令和3(2021)年10月の生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で、生物多様性の確保に向けた「昆明宣言」が採択されました。このような国際情勢の中、国は「自然と共生する世界」を引き続き長期目標として掲げ、環境保全に向けた取組みを推進しています。
- 本市では、「久喜市環境基本計画」等に基づき、環境の保全・創造に関する取組みを計画的に推進しています。
- 自然環境の保全をめぐる問題は複雑化かつ多様化し、分野を越えた様々な連携が必要です。今後は、多様な主体の参画と連携による環境教育・学習や、環境に配慮した活動の促進等がより一層重要です。
- 生態系への影響を防ぐため、特定外来生物*¹等に関する啓発や防除を行っています。人々の生活に身近なところでも、生物多様性の損失といった環境問題が顕在化しています。
- 人と動物との共生に配慮した生活環境の保全を図るため、終生飼養の責務、動物の虐待の防止及び動物の適正な飼育に関して、正しい知識や理解を持つことが必要です。



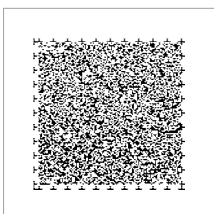
樹木観察会(鷲宮神社)

特定外来生物 ①

① アライグマ

② オオキンケイギク

③ クビアカツヤカミキリ



施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- 🌱 身近な環境をより良くするため、ごみ拾い等の環境保全活動に積極的に参加します。
- 🌱 豊かな自然を守るため、本市の自然について学びます。
- 🌱 事業者として、環境に配慮した製品の開発や環境保全活動に主体的に取り組めます。
- 🌱 事業者として、多くの人が利用する施設の環境美化対策を進めます。

(1) 自然環境と共生し生物多様性の保全を図ります

自然環境への理解を深めるため、各種観察会や目で見る環境講座等、環境学習の機会の充実を図るほか、良好な自然環境の保全に努めるとともに、特定外来生物の防除を行い、生態系を保護します。

(2) 快適な生活環境を創造します

安全で快適な生活環境を維持するため、ポイ捨てや路上喫煙等の防止、ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動を推進するとともに、不法投棄対策として、地域住民や事業者、県、警察等と連携した取り組みを進めます。また、各種団体や事業者等と連携し、河川水質の調査や大気汚染の監視、土壌汚染対策等を推進するとともに、騒音や振動、悪臭等の事案に対しては、原因を調査し、原因者への適切な指導に努めます。

(3) 動物愛護と適正飼育を推進します

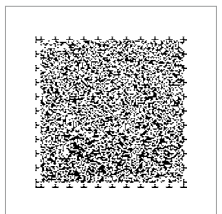
あらゆる動物の生命を大切にするという考えのもと、人と動物が共に幸せに暮らせる社会を目指し、広報紙やホームページ等での啓発や犬のしつけ方教室等を実施することにより、動物愛護と適正飼育に関する意識の向上を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
市内における温室効果ガスの排出量	774千t (R元年度)	555千t
ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動への市民参加人数	0人(中止) ※コロナ影響 25,428人 (R元年度)	25,700人

関連する分野別計画

第2次久喜市環境基本計画 (令和5 (2023) 年度～令和14 (2032) 年度)

*1 特定外来生物：外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定された生物のこと。



6-2 廃棄物の適正処理と効果的な資源循環を推進する

5年後のまちの姿

新たなごみ処理施設の稼働や、し尿処理施設の集約化により、衛生的で効率的なごみ処理・し尿処理が実現しています。

また、環境学習等の啓発活動を通じて、市民や事業者・団体と協力したごみの減量化と効果的な資源化が進められています。

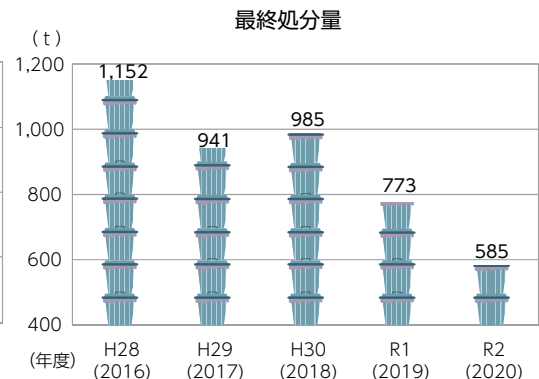
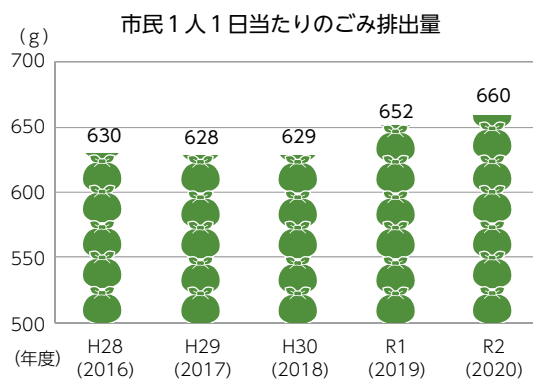
さらに、ごみ焼却時に発生する熱や電気を市内の公共施設で活用することにより、エネルギーの有効利用が図られ、地域循環社会が実現しています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール				
ターゲット	4.7	7.2	11.6	12.3 12.4 12.5 12.8

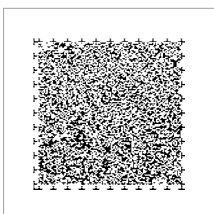
現状と課題

- 地球規模の環境問題は、住民生活にも大きな影響を及ぼします。持続可能な地球環境づくりに向け、行政や事業者だけでなく、一人ひとりが環境負荷の少ない循環型社会を目指して日頃から取り組む必要があります。
- 本市のごみ排出量は、平成25(2013)年度では1人1日当たり675g(家庭系ごみ+家庭系資源)であったのに対し、令和2(2020)年度には660gまで減少しています。近年は感染症等の影響と考えられる増加傾向となっていますが、長期的にみまると、ごみの減量化や分別等に関して周知を図ったことにより、ごみ排出量は減少傾向にあります。
- 生活様式や経済状況等の変化を見据え、より一層のごみの減量化や、効果的な資源化の推進、ごみの発生抑制に向けた取り組みが必要です。
- ごみ処理施設やし尿処理施設は、老朽化に対応しつつ適正に管理運営するとともに、衛生的で効率的な処理のため、新たなごみ処理施設の整備や、し尿処理施設の集約化等の取り組みが必要です。



出典：埼玉県環境部資源循環推進課資料

出典：埼玉県環境部資源循環推進課資料



施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- 🌀 日々の行動を点検し、ごみの発生を抑制するライフスタイルを目指します。
- 🌀 日々の生活で発生するごみを適正処理し、資源の有効活用に協力します。

(1) ごみの減量化と適正処理を図ります

ごみの減量や適正処理をより一層徹底するため、エシカル消費^{*1}の普及を含め、ホームページやアプリ等を活用した積極的な情報発信や意識啓発を図ります。また、社会情勢によるごみの質や量の変化に対応するため、国の動向を注視するとともに、最新技術等を研究します。

(2) ごみ・し尿処理体制の充実を図ります

ごみ処理施設の適正な管理運営のため、老朽化した施設の適切な維持管理に取り組みます。また、衛生的で効率的なごみ処理やし尿処理のため、エネルギーの有効利用に配慮した新たなごみ処理施設の整備や、し尿処理施設の集約化を進めます。

さらに、久喜宮代衛生組合の今後のあり方について検討します。

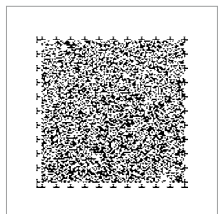
重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
市民1人1日当たりのごみ排出量	660g (R4発表値 <R2実績>)	607g
最終処分量	585t (R4発表値 <R2実績>) <small>※八甫清掃センター修繕により、減少した値</small>	666t

関連する分野別計画

第2次久喜市環境基本計画 (令和5 (2023) 年度～令和14 (2032) 年度)

久喜市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画 (平成29 (2017) 年度～令和13 (2031) 年度)

*1 エシカル消費 : p.15参照。








6-3 地球環境問題に対応したゼロカーボンシティを目指す

5年後のまちの姿

再生可能エネルギー^{*1}や省エネルギー等の普及に向けた取組みを市民・事業者・団体・行政が一体となり市全体で展開し、地域新電力事業^{*2}等の地球環境問題に対応したゼロカーボンシティ^{*3}実現に向けた取組みを力強く推進しています。

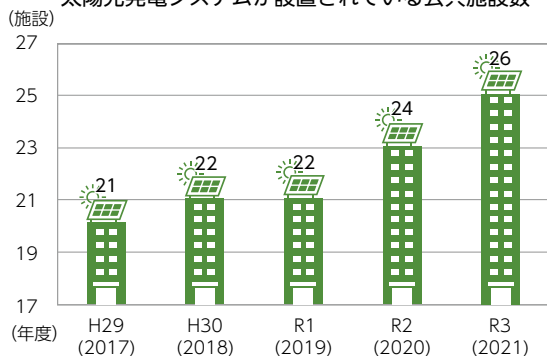
◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール					
ターゲット	4.7	7.1 7.2 7.3 7.a	11.6	12.2 12.4 12.8	13.2 13.3

現状と課題

- 我が国は、令和2（2020）年に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル^{*4}、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、国を挙げて脱炭素社会の実現に取り組むことを示しています。
- 本市では、令和3（2021）年に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指して、市民・事業者・団体・行政が一体となって取組みを進めています。
- 温室効果ガスの排出が一因である地球温暖化は、本市の環境や市民生活に深刻な影響をもたらすおそれがあることから、市民・事業者・団体・行政の連携のもと、脱炭素社会の実現に向けたそれぞれの役割と責任を着実に果たしていくことが必要です。
- 今後は、2050年のゼロカーボンシティ実現に向けて、地球環境問題に対する市民の意識向上を図るとともに、緑豊かなまちづくりを進め、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーを積極的に推進するなどの取組みが重要です。
- 温室効果ガス削減や地域内経済循環のため、市内で生み出された再生可能エネルギーを市内で消費する「エネルギーの地産地消」への取組みが重要です。

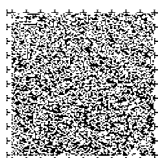
太陽光発電システムが設置されている公共施設数



出典：環境課資料



先進設備を採用した住宅街のイメージ図



施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- 再生可能エネルギー・省エネルギー機器等を積極的に導入し、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。
- 省エネルギー型の製品への買い替え等、脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルを選択します。
- 事業者として、温室効果ガス排出量の削減や再生可能エネルギーの活用にも、積極的に取り組みます。

(1) 脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進します

地球温暖化対策の普及啓発を通じ、市民・事業者・団体、行政の各主体の積極的かつ自主的な行動変容を促し、脱炭素社会にふさわしいライフスタイル・ビジネスモデルへの転換を促進します。

(2) 再生可能エネルギー・省エネルギーを積極的に推進します

一般家庭における住宅用エネルギーシステムの設置を支援し、再生可能エネルギーや省エネルギー機器の普及を促進します。また、PPA モデル^{*5}（第三者所有型）等を活用し、太陽光発電の公共施設への積極的な導入を進めるとともに、省エネ住宅の整備やスマート技術の導入等により、脱炭素化を推進する脱炭素先行地域を創出します。

(3) 地域新電力事業を推進します

エネルギーの地産地消を促進するため、地域新電力会社を設立し、再生可能エネルギーを活用した電力を市内に供給する地域新電力事業に取り組みます。

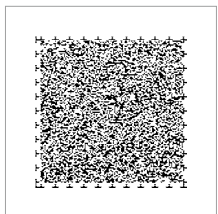
(4) 次世代自動車の普及を促進します

電気自動車をはじめとする次世代自動車の購入を支援し、脱炭素に繋がる多様な移動手段の普及を促進するとともに、公用車における電気自動車の導入を進めます。また、電気自動車・プラグインハイブリット車の普及状況に応じた充電設備の適切な整備を行います。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
市内における温室効果ガスの排出量【再掲】	774千t (R元年度)	555千t
再生可能エネルギー導入容量	49,952kw (R2年度)	92,875kw

関連する分野別計画

- 第2次久喜市環境基本計画（令和5（2023）年度～令和14（2032）年度）
- 第3次久喜市環境保全率先実行計画（令和5（2023）年度～令和14（2032）年度）

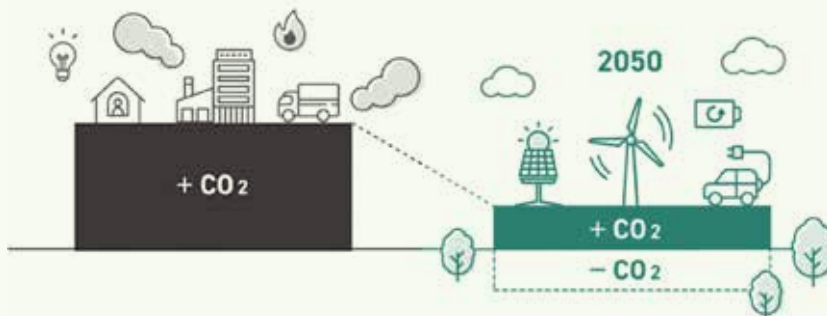


【コラム】

ゼロカーボンシティについて

●ゼロカーボンとは

ゼロカーボンとは、地球温暖化の原因である二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」を可能な限り減らしたうえで、植樹や森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。



「ゼロカーボンのイメージ図」出典：環境省脱炭素ポータルホームページ

●久喜市「ゼロカーボンシティ」宣言

本市は、令和3(2021)年4月22日に、「ゼロカーボンシティ」を宣言し、令和32(2050)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指しています。

今後は、ゼロカーボンシティの実現のために、下記の取組み等を進めていく必要があります。

- 太陽光発電の積極的導入
- 地域新電力会社の設立
- 次世代自動車の普及促進

省エネルギー型の製品への買い替え等、脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルに変えてみませんか。



久喜市「ゼロカーボンシティ」宣言

地球温暖化が原因とみられる大型台風が発生など、多くの命が失われる自然災害が世界規模で発生しており、日本各地においても数十年に一度と言われるほどの災害が毎年のように発生しています。

わが国においても「令和元年東日本台風」の脅威は、まだ記憶に新しいところです。

このまま温暖化が進んだ場合には、気象災害の激化、さらには、干ばつや食糧難などの深刻な危機が予測されています。

私は、温暖化に歯止めをかけ、環境・社会・経済の持続的な発展を図るため、温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出をこれまで以上に抑制し、脱炭素社会の実現に向け、全力で取り組む決意をいたしました。

久喜市は市民・事業者・行政が一体となった「オール久喜」で、持続可能で活力あるまちづくりを進めるため、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを宣言します。

令和3年4月22日

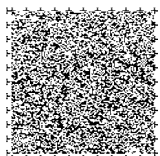
*1 再生可能エネルギー：p.15参照。

*2 地域新電力事業：地方自治体の戦略的な参画・関与のもとで小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業のこと。

*3 ゼロカーボンシティ：p.15参照。

*4 カーボンニュートラル：p.15参照。

*5 PPAモデル：Power Purchase Agreementの略語。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO₂排出の削減ができる。

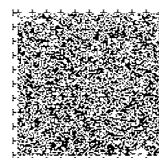




《基本目標》

7

市民一人ひとりが主役！
絆を大切にし協働・共創の
まちをつくる




7-1 地域コミュニティと協働のまちづくりを推進し絆を深める

5年後のまちの姿

町内会や自治会、地区コミュニティ協議会、NPO^{*1}やボランティア団体等によるまちづくり活動が活発で、地域課題の解決に向けた取組みが市民主体で進んでいます。

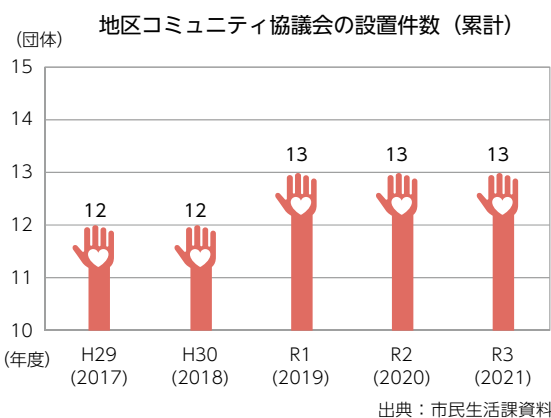
また、様々な事業や計画策定過程等への市民参加が行われ、市民・事業者・関係団体・行政等による協働・共創のまちづくり^{*2}が実現しています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

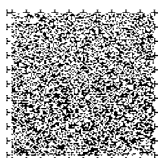
ゴール	
ターゲット	16.6 16.7 16.10

現状と課題

- 市民ニーズの多様化や生活環境の変化等によって地域社会が大きく変遷する中、人と人との絆の大切さが見直され、町内会や自治会等の地域コミュニティ、文化・スポーツ活動、ボランティア等のコミュニティの重要性が高まっています。
- 本市では、コミュニティ施設を活動拠点とし、情報発信等を通じたコミュニティ意識の高揚、地区コミュニティ協議会の設立支援等に努めるほか、コミュニティ施設の管理運営を行っています。
- 地区コミュニティ協議会の活動支援等を通じて、地域課題の解決に向けた市民主体の取組みを促進するなど、市民によるまちづくり活動の活性化が必要です。
- 本市は、久喜市自治基本条例に基づき、市民参加の推進を積極的に図っています。今後も、様々な機会を捉えて事業や計画策定過程等への市民参加を促し、市民・事業者・関係団体・行政等による協働のまちづくりをより一層進めることが必要です。



市民参加の様子(久喜市総合振興計画審議会)



施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- 🌀 自分が住んでいる地域に関心を持ち、様々な地域活動に参加します。
- 🌀 市民意見提出制度（パブリック・コメント）等に参加します。

(1) 地域課題の解決に向けた市民主体の取組みを応援します

情報発信等を通じてコミュニティ意識の高揚を図るとともに、地区コミュニティ協議会の活動支援を行い、あらゆる世代が参加しやすい仕組みを作るなど、市民による主体的なまちづくり活動の活性化を図ります。また、活動拠点となるコミュニティ施設の管理運営や、施設機能の充実に努めます。

(2) 市民団体・ボランティア団体の活動を支援します

団体への情報提供や補助金の交付等を行うことで、市民団体・ボランティア団体の創意工夫による、発展性のある新たなまちづくり活動を支援します。また、地域活動に関するあらゆる関係者・関係団体との連携を強化し、活動の充実に努めるとともに、市民団体からの相談や補助金申請に対し適切な支援を行います。

(3) 幅広く市民参加の機会を確保し、協働のまちづくりを進めます

協働のまちづくりの機運を高めるため、引き続き、市民参加と協働への理解促進に努めます。また、様々な機会を捉え、事業や計画策定過程等への市民参加を促し、市民・事業者・関係団体・行政等による協働のまちづくりを進めるとともに、デジタル技術等の活用により、市民、特に次代を担う若い世代の市政に対する興味・関心が高まるような、新たな手法を取り入れた市民参加の仕組みづくりを進めます。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
附属機関委員のうち10～30歳代の委員の数	32人	43人
新たなまちづくり活動（地域提案型活動事業 ^{*3} ）に関する申請数	4件	10件

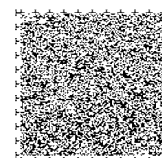
関連する分野別計画

市民参加計画（毎年度策定）

*1 NPO：p.15参照。

*2 協働・共創のまちづくり：p.2参照。

*3 地域提案型活動事業：市民が主役となり、魅力あふれる地域づくりを進めるため、市民団体が自ら企画、提案及び実施する活動を支援する市独自の取組み。



7-2 地域間や国外との幅広い交流を促し出会いを大切にする

5年後のまちの姿

友好都市や姉妹都市をはじめ、国内外の地域との交流が活発に行われています。
また、異なる文化や価値観、産物等に触れることにより、市民の心の豊かさが養われるとともに、多文化共生のまちづくりが進んでいます。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール	 4 質の高い教育を みんなに	 10 人や国の不平等を なくそう	 11 住み続けられる まちづくりを	 17 パートナーシップで 目標を達成しよう
ターゲット	4.7	10.2 10.7	11.a	17.16

現状と課題

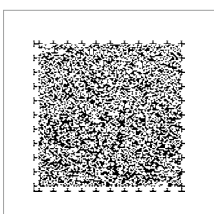
- 国際化や情報社会の進展を背景に、国内外の地域はより身近なものとなっています。異なる文化や価値観、産物等に触れることにより、多様性への理解が進むだけでなく、多文化共生をはじめとする新たな視点からのまちづくりの促進が期待されます。
- 本市では、友好都市の提携を結ぶ青森県野辺地町と産業交流を行っていますが、新たな分野における交流の促進が必要です。
- 本市では、アメリカ合衆国オレゴン州ローズバーグ市と姉妹都市の提携を結び、成人及び中学生の親善交流（受入・派遣）事業が行われています。今後は、「久喜市・ローズバーグ協会」の活動を支援し、事業の継続的な展開が必要です。



ローズバーグ市との中学生親善交流の様様



菖蒲産業祭にて青森県野辺地町、長野県青木村による出店



施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- ✿ 新たな価値観や文化等を学び、SDGs等の国際的な動きを踏まえた活動に取り組みます。
- ✿ 国内外の他の地域に暮らす人々と、観光やスポーツイベント等で交流します。

(1) 多様な国内の地域との地域間交流を進めます

関係団体の活動を支援するなど、様々なまちの良さに触れることのできる地域間交流事業の充実を図るとともに、文化・スポーツ等の様々な分野における交流を推進します。

(2) 多様な国外の地域との国際交流を進めます

関係団体の活動を支援するなど、市民の親善交流事業の充実を図るとともに、国外の文化に触れることで、これからの社会に求められる国際感覚あふれる視点を持った人材育成を推進します。

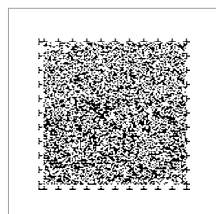
(3) 市民・団体・事業者等による地域間交流・国際交流を支援します

市民が多様な文化や価値観に触れる機会を作るとともに、様々な角度から地域活性化を図るため、文化・スポーツ等を含めた幅広い交流を進め、教育・学習や観光・産業だけでなく、市民・団体・事業者等による新たな地域間交流・国際交流活動を支援します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
国際交流事業参加者数	3人 ※コロナ影響 52人 (R元年度)	52人
地域間交流事業参加者数	0人 (中止) ※コロナ影響 52人 (R元年度)	52人

関連する分野別計画

無し



7-3 多種多様なステークホルダーと連携する

5年後のまちの姿

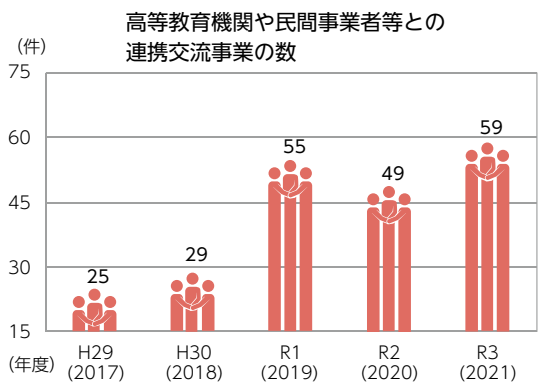
高等教育機関や事業者、関係団体等の多種多様なステークホルダー*1（関係者）と本市が効果的に連携・協力することで、複雑化かつ多様化する課題へ共に対応し地域活性化に取り組む、絆を大切にした協働・共創のまちづくり*2が実現しています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール			
ターゲット	4.7	10.2	17.16

現状と課題

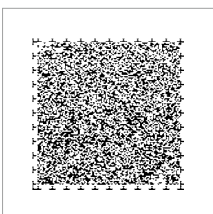
- 社会経済情勢の著しい変化を背景に、解決すべき地域課題は複雑化かつ多様化しています。この課題解決に向け、行政だけでなく、高等教育機関や事業者、関係団体等の多種多様なステークホルダーが主体的に連携する、地域共治（ローカル・ガバナンス）のまちづくりが進められています。
- 本市では、大学等の高等教育機関と連携協定を締結し、各種イベントやボランティア等に連携協定先の教員や学生が参画するなど、まちづくりの様々な分野で、地域活性化に向けた協働の取組みを推進しています。更なる地域活性化に向けて、今後も高等教育機関との連携の強化が必要です。
- 本市では、事業者や関係団体と連携協定を締結し、本市の更なる活性化や市民サービスの向上等に向けた取組みを幅広く進めています。行政の有する資源に限りのある中、地域課題の解決に向け、今後も連携を強化しながら、事業者等が有するノウハウ等をまちづくりへ活用するとともに、PPP/PFI*3の手法等を活用した更なる官民連携によるまちづくりの推進が重要です。



出典：企画政策課資料



高等教育機関との連携の様相



施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- ✿ 高等教育機関の学生等と交流を深めるため、連携事業に関心を持ち、イベントや学習等に参加します。
- ✿ 市と連携するステークホルダーとして、有するノウハウ等を生かし、市民の学びや健康づくり等に協力します。

(1) 高等教育機関との連携によるまちづくりを進めます

誰一人取り残さない社会の実現といったSDGsの視点を踏まえた地域課題の解決に向けて、高等教育機関が持つ知見や専門知識等を活用し、様々な分野において連携を図り、協働・共創のまちづくりを進めます。また、連携によるイベント等の開催により、市民や学生間の交流による関係人口^{*4}を増やします。

さらに、新たな時代潮流や地域課題を見据え、他の高等教育機関との新たな連携を推進します。

(2) 民間事業者等との連携によるまちづくりを進めます

事業者や団体の持つノウハウ等を活用し、幅広い分野において共に協力し合い、誰一人取り残さない社会の実現といったSDGsの視点を踏まえた地域課題の解決に取り組みます。また、産官学連携を視野に入れるなど、更なる相乗効果をもたらす連携を推進します。

さらに、新たな時代潮流や地域課題を見据え、研究機関や金融機関といった様々な業種との新たな連携を推進します。

(3) 民間活力を生かした行政サービスの向上を図ります

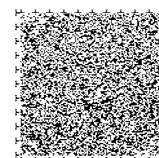
財源や人材等の行政資源に限りがある中において、PPP/PFIの手法等を活用した事業の展開を進めます。また、民間活用によるサービスの向上等を図るため、公共施設における指定管理者制度の適切な運用を推進します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
高等教育機関や民間事業者等との連携交流事業数	59件	83件
イベントにおける高等教育機関・民間事業者等関係参加者数	9人 ※コロナ影響 33人 (H30年度)	70人

関連する分野別計画

無し

*1 ステークホルダー：p.43参照。
 *2 協働・共創のまちづくり：p.2参照。
 *3 PPP/PFI：p.48参照。
 *4 関係人口：p.12参照。







7-4 広く久喜をPRして賑わいを創出しまちの魅力を高める

5年後のまちの姿

多様な媒体を通じた戦略的なシティプロモーション^{*1}が展開され、久喜の魅力が広く浸透・認知され、市民の地元への誇りや愛着も高まっています。

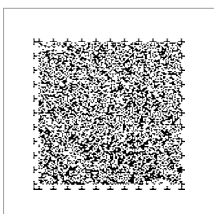
また、各種イベントや祭りのほか、交通利便性や自然環境等の本市の多様な魅力について効果的かつ戦略的なシティプロモーションを図ることで、企業立地や交流人口^{*2}・関係人口^{*3}が増加し、移住・定住が促進され、まちの賑わいが創出されています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール					
ターゲット	8.9	11.a	12.b	15.1 15.3 15.b	16.6 16.7 16.10

現状と課題

- 地域の魅力の醸成は、移住・定住の促進や産業振興のためにも重要であり、地域資源の発掘やブランド化、戦略的なシティプロモーションに取り組む自治体が増えています。
- 本市は、様々な機会を捉えて久喜の魅力を市内外に発信し、シティプロモーションを推進しています。今後も、シティプロモーションが交流人口・関係人口の増加だけでなく移住・定住等にも繋がるような戦略的な取組みが必要です。
- 本市は、豊かな自然や、久喜提燈祭り等の催し、コスモスやラベンダー等の花、梨やいちご等の特産品、静御前の墓や鷲宮神社、アニメ、クッキーダンス等の豊富な地域資源・観光資源を有しており、多様な魅力があります。今後も、このような魅力を市民等との協働のもとで更に発掘し、活用を図っていくことが重要です。
- 広報紙やホームページのほか、メール配信や公式 SNS、公式動画チャンネル等を通じて、正確で分かりやすい市政情報の提供に努めています。今後も、様々な情報発信媒体の特性を生かし、市の魅力やイベント情報等を継続して効果的に配信することが必要です。
- 我が国初の林学博士であり、「日本の公園の父」とも称される郷土の偉人・本多静六博士の『天然更新の森』という考え方は、現代のSDGsの理念を先取りしていると考えられます。その功績を改めて顕彰するとともに、博士の教えを積極的に広めることにより、市民の地元への誇りや愛着の醸成を図ることが重要です。



「日本の公園の父」郷土の偉人・本多静六博士



久喜市オリジナルダンス「クッキーダンス」

施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- 久喜の魅力を発掘し、SNS 等を通じて市内外に情報を広く発信します。
- 広報紙やホームページ等からまちの情報を積極的に入手し活動します。
- 行政との協働により、久喜に関心を持つ人々を増やします。

(1) 戦略的なシティプロモーションを推進します

交流人口・関係人口の増加を図るとともに、市民の地元への誇りや愛着を醸成するため、広報紙やホームページのほか、メール配信や公式 SNS、公式動画チャンネル等の様々な情報発信媒体、フィルムコミッション*4等の機会を活用して、久喜の魅力を市内外に向け戦略的に発信し、市の知名度やイメージの向上に努めます。また、久喜の魅力を活用し、移住・定住や企業立地の促進等を図る取組みを推進します。

(2) 久喜の魅力を発掘し活用します

水辺や田園風景、季節の花、先人が育んできた歴史・文化、優れた交通利便性や子育て環境、特産品等、本市が有する多様な魅力を多角的に発掘します。また、本市の魅力を次世代に引き継げるよう、関係団体やボランティア等を支援します。

さらに、祭りやイベント・文化財等の観光資源としての価値を高め、久喜の強みとして活用するとともに、本市の交通利便性や立地条件を生かした観光を推進します。

(3) 本多静六博士の功績を生かしたまちづくりを進めます

郷土の偉人である本多静六博士の功績を顕彰するとともに、博士と関連付けた SDGs の推進や「(仮称) 本多静六記念 市民の森・緑の公園」の整備等、本多静六博士の教えを踏まえた取組みを進めます。

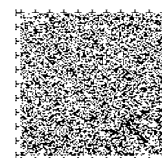
重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
人口推移における社会動態*5の増加数	△25人 (速報値)	140人
年間観光入込客数	1,362,206人 ※コロナ影響 2,391,118人 (R元年)	2,400,000人
ふるさと納税寄附金の寄附者数【再掲】	1,555人	2,800人

関連する分野別計画

久喜市シティプロモーション推進指針 (令和 2 (2020) 年度改訂)

久喜市 (仮称) 本多静六記念 市民の森・緑の公園基本計画

(平成 29 (2017) 年度策定)



【コラム】

姉妹都市・友好都市について

●姉妹都市・友好都市とは？

本市では、都市間における産業、経済、文化、教育等の交流により相互の理解と信頼を深め、友好関係を推進するため、「姉妹都市」・「友好都市」の提携を結んでいます。

皆さんもこれらの都市との交流に参加してみませんか。



市役所通り沿いの方向サイン

●アメリカ合衆国オレゴン州ローズバーグ市(姉妹都市)



ノース・アンプクワ川

ローズバーグ市との交流は、旧菖蒲町から継続しているもので、昭和60(1985)年に教育視察のため来日していたローズバーグ市内の小学校教諭が、菖蒲中学校を来訪したことが縁で始まりました。平成27(2015)年に久喜市として姉妹都市提携を結び、中学生及び成人の親善交流(派遣・受入)事業を行っています。

ローズバーグ市は北アメリカ大陸の西海岸、オレゴン州の南西部に位置し、小高い山々に囲まれた緑豊かな都市です。地中海性気候に区分されて、夏季は乾燥して涼しく、冬季は温暖で雨が多いのが特徴です。

特産品としては、ワインや木工品等があります。

●青森県野辺地町(友好都市)

本市名誉市民の本多静六博士が提唱した、野辺地駅構内の日本初の鉄道防雪林が縁で旧菖蒲町と野辺地町の交流が始まりました。平成25(2013)年に久喜市として友好都市提携を結び、菖蒲産業祭等の産業分野を中心に交流しています。

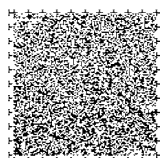
野辺地町は、青森県の下北半島の付け根に位置し、青森市から東に40kmの位置にあります。夏はヤマセ(偏東風)による冷涼な気候で過ごしやすく、冬は降雪量が多いためウインタースポーツも盛んです。

また、北前船の寄港地として栄えた港町としての歴史があり、のへじ祇園まつり等、当時の文化が今も大切に伝えられています。

特産品としては、陸奥湾産のホタテや葉つきこかぶ、かわらけつめい茶等があります。



日本初の鉄道防雪原林
(野辺地駅構内)



*1 シティプロモーション：p.31参照。

*2 交流人口：p.12参照。

*3 関係人口：p.12参照。

*4 フィルムコミッション：映像作品を通じて知名度の向上や観光振興及び地域の活性化を図るため、映画やTVドラマ等、様々な撮影の誘致・支援を行うこと。

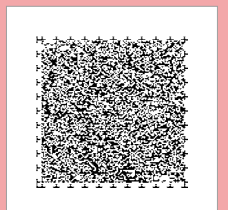
*5 人口推移における社会動態：転入・転出に伴う人口の増減のこと。



《基本目標》

8

持続可能でスマートな
行政を運営し市民生活を支える
まちをつくる



8-1 時代に順応した行政改革を推進する

5年後のまちの姿

社会経済情勢の著しい変化や複雑化かつ多様化する課題に的確に対応した、効率的で効果的な行政運営、継続的な行政改革を実行しています。

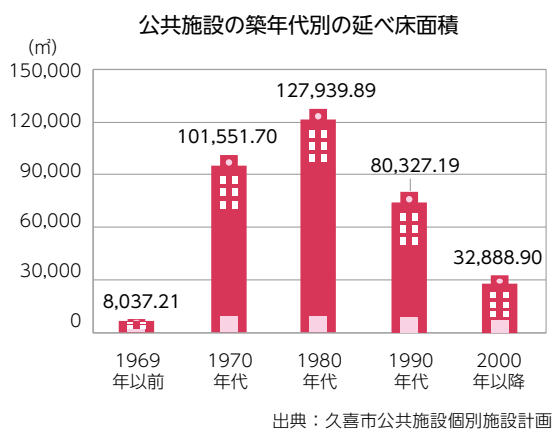
また、市が保有する施設について、アセットマネジメントの観点から配置の適正化や、長寿命化を進めています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

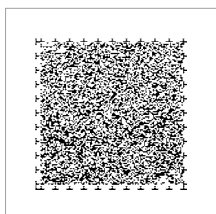
ゴール				
ターゲット	10.2 10.3	12.7	16.5 16.6 16.7	17.14 17.15

現状と課題

- 少子高齢化と人口減少が全国的に進む中、住民にとって最も身近な行政機関である市町村には、社会経済情勢の著しい変化や、複雑化かつ多様化する地域課題への的確な対応が求められています。また、財源や人材等の行政資源に限りがある中、持続可能な行政運営の重要性がこれまで以上に高まっています。
- 本市では、「久喜市行政改革大綱」及び「第2次久喜市行政改革大綱」を策定し、行政改革を推進してきました。また、行政運営においては、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに柔軟に対応できる組織機構の構築や、「久喜市人材育成基本方針」を踏まえた『求められる職員像』*1の実現に向けた職員一人ひとりの意識や能力の向上が必要です。
- 公共施設の老朽化が進み、今後、改修や建替に多額の費用が必要になると見込んでいます。このため、公共施設の配置の適正化や、長寿命化等による公共施設アセットマネジメント*2の推進が必要です。



職員研修の様子



施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

市の行政改革や行政課題に関心を持ち、持続的な行政運営に協力します。

(1) 効率的・効果的で柔軟な行政運営を推進します

行政改革を推進し、組織機構改革や事務の効率化・高度化を図ります。また、行政評価システムを有効に活用し、事業等のスクラップ・アンド・ビルド^{*3}や官民連携の更なる推進に努めます。

さらに、広域的な行政課題に対応するため、近隣市町等と連携し、地域活性化に向けたPR活動や公共施設の相互利用等を推進します。

(2) 市民とともに考え判断し責任を持って行動する職員を育成します

本市のまちづくりを担い、市民の期待に応える行政サービスを提供できる人材を育成するため、職員研修の充実、適正な人事評価の推進、定年引上げに伴う働き方の変化への対応や意識改革等を進めます。

(3) 公共施設の配置の適正化・長寿命化等と未利用地の活用を図ります

次世代へ安全・安心かつ魅力的な公共施設を引き継ぐため、公共施設の配置の適正化や長寿命化等による公共施設アセットマネジメントを推進します。また、本市が保有する未利用地の貸付や処分を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
重要業績評価指標 (KPI ^{*4}) の年度毎の目標値に対する達成率	—	100.0%

関連する分野別計画

久喜市定員適正化計画 (令和2 (2020) 年度～令和6 (2024) 年度)

久喜市人材育成基本方針 (平成23 (2011) 年度策定)

久喜市公共施設等総合管理計画 (平成28 (2016) 年度～令和37 (2055) 年度)

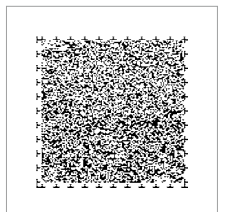
久喜市公共施設個別施設計画 (令和3 (2021) 年度～令和37 (2055) 年度)

*1 『求められる職員像』：市民の期待に応える行政を推進する人材の育成を進めるため、本市職員が目指すべき職員像で、『想いを実現へ「気づき、考え、動く」』と規定している。

*2 公共施設アセットマネジメント：p.31参照。

*3 スクラップ・アンド・ビルド：p.32参照。

*4 KPI：p.4参照。



8-2 DXによる行政のデジタル化を推進し市民の利便性を高める

5年後のまちの姿

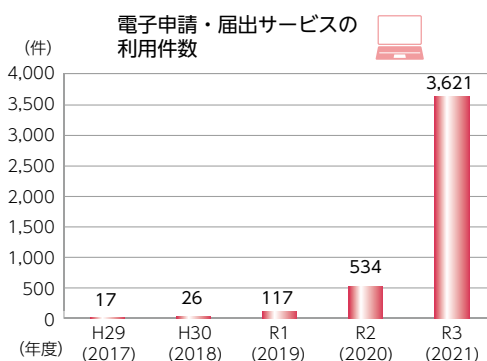
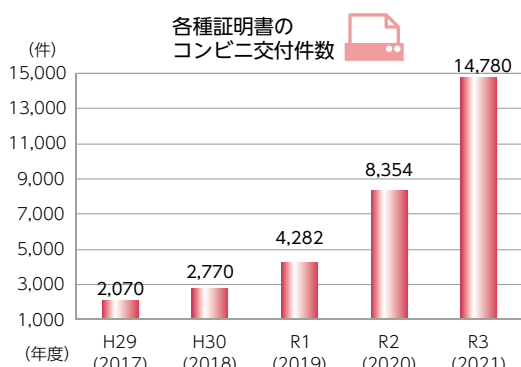
自治体 DX (デジタル・トランスフォーメーション)^{*1}による行政のデジタル化が実現し、業務の効率化を図ることできめ細かなサービスを提供しているほか、行政手続きのオンライン化により市民の利便性が大きく向上しています。また、デジタル化を通じ、市民・事業者・各種団体・行政等の多様な主体との連携が進み、最先端技術等を活用した新たなまちづくりが展開され、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が着実に進んでいます。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール	16 平和と公正な社会を つくるために	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
ターゲット	16.9 16.10	17.8 17.18 17.19

現状と課題

- 国は、「自治体 DX 推進計画」を策定し、地方自治体にデジタル技術を活用した市民の利便性向上や業務の効率化を図るとともに、デジタル化によって、多様なニーズに合ったサービスを選択できるなど、デジタル社会の構築に向けた取組みを期待しています。
- 令和3(2021)年9月に、デジタル庁が設置され、国や地方自治体のデジタル化や社会全体のDX推進に向けた動きが加速しています。
- 国の「自治体 DX 推進計画」を踏まえ、本市のDX推進に向けた全庁的なマネジメント体制の構築、基幹システム^{*2}の標準化・共通化、行政手続きのオンライン化、AIの利用等を通じ、自治体DXを着実に進めていくことが重要です。
- 本市では、総合窓口^{*3}化やコンビニ交付サービス等を推進しています。今後は、ICT^{*4}を活用したオンラインサービスの更なる拡充等により、行政手続きにおける市民の利便性向上を図ることが必要です。
- 本市では、電子申請・届出サービス^{*5}の充実、公共施設へのWi-Fi整備、キャッシュレス決済の導入等により、行政サービスの向上を推進しているほか、統合型地理情報システム、AIを活用した音声・文字認識システム等による行政事務の効率化を図っています。同時に、個人情報の保護や外部からの脅威等に対する情報セキュリティ対策の徹底にも取り組んでいます。



出典：市民課（総合窓口）資料

出典：情報推進課資料

施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- 🌸 コンビニ交付等の便利なサービスを活用します。
- 🌸 行政手続きにおいて、マイナポータル^{*6}や電子申請・届出システムを活用します。
- 🌸 オープンデータ^{*7}をまちづくり活動やビジネスに活用します。

(1) デジタル化による行政（窓口）サービスの向上と行政運営の効率化を図ります

窓口における行政手続きの簡素化や迅速化、オンライン化を推進するため、総合窓口エリアにおける業務の更なるICT化のほか、マイナンバーカードの普及を促進し、コンビニ交付サービスやマイナポータル、電子申請・届出サービスの利用拡大を図るとともに、情報機器の操作に不慣れな方に対する支援を進めます。また、テレワークやAIを活用した音声・文字認識システム、庶務事務システム等の利活用を進め、業務フローを見直すことで業務改善を進めます。

(2) 最先端技術等を活用したまちづくりを進めます

デジタル技術を有効に活用し、自動配送ロボットの実証実験等をはじめとした最先端技術を日常生活に取り入れるなど、産官学の連携による新たなまちづくりを進めます。

(3) 自治体 DX 推進に向けた体制を確立します

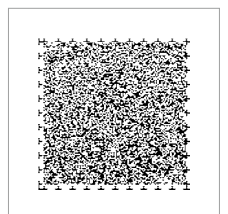
行政のデジタル化やAIをはじめとした最先端技術の活用に向け、自治体DX推進の原動力となる職員の情報リテラシー^{*8}の向上に努め、人材の育成を進めます。また、国の「自治体DX推進計画」を踏まえ、令和7（2025）年度までに基幹システムの標準化・共通化に対応するとともに、外部の脅威等から情報資産を保護するため、情報システムの適正な運用や情報セキュリティポリシーの徹底を図ります。

さらに、災害時等における業務継続性を確保するため、遠隔地へのデータの保管や情報システムのクラウド化^{*9}を推進します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
各種証明書のコンビニ交付の割合	10.4%	50.0%
電子申請・届出サービスの利用件数	3,621件	7,500件

関連する分野別計画

第3次久喜市情報化推進計画（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）





*1 DX (デジタル・トランスフォーメーション) : p.14参照。

*2 基幹システム : 住民記録システム等の全ての自治体で共通して使用している基本的な情報システムのこと。国が推進する基幹システムの標準化・共通化により、手続きの簡素化、迅速化、行政の効率化が期待される。

*3 総合窓口 : p.31参照。

*4 ICT : p.13参照。

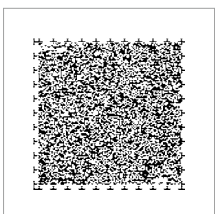
*5 電子申請・届出サービス : インターネットを利用して、自宅のパソコン等から、原則24時間、いつでも、どこからでも申請・届出等の行政手続きが行えるサービスのこと。

*6 マイナポータル : マイナンバーカードを活用し、行政手続きや自身の情報・お知らせを確認できるなど、様々なサービスをいつでもどこでも安全に利用することができるオンラインサービスのこと。

*7 オープンデータ : 国や地方自治体等が保有する情報を、利活用できるように機械判読に適した形で、二次利用可能なルールのもとで公開されたデータのこと。

*8 情報リテラシー : 情報を取り扱う上での理解や、情報及び情報手段を主体的に選択し、適切に活用するための能力のこと。

*9 情報システムのクラウド化 : 情報の管理・運営を、自組織内の機器を使用したものから、ネットワークを通じて、外部の事業者のサービスの利用に移行させること。



【コラム】

情報システムの標準化・共通化

令和 3(2021) 年 5 月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が公布され、国が定める基準に適合する基幹業務システム（以下「標準準拠システム」という。）を利用することが義務づけられ、この標準準拠システムについては、ガバメントクラウド*上で利用することが努力義務と規定されました。

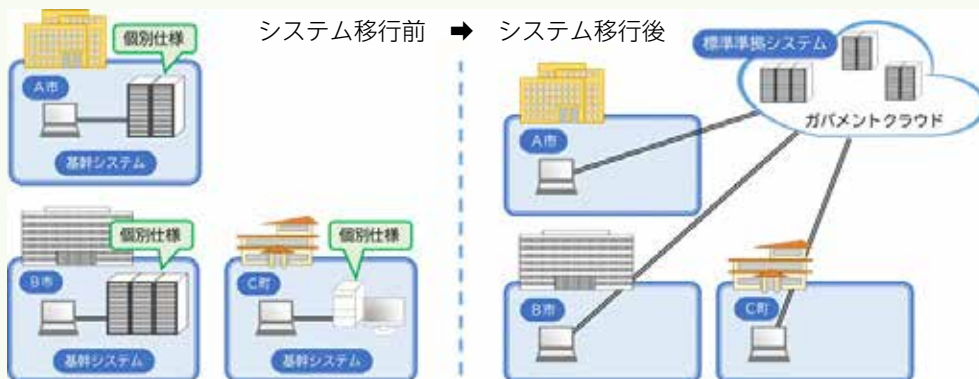
標準準拠システムへの移行やガバメントクラウドの利用により、システムの維持管理費や制度改正時における改修費等の軽減が図られるほか、行政手続のオンライン化の取組みと合わせ、マイナポータル等の電子申請システムから申請データを基幹システムに円滑に取り込むことができるなど、業務の効率化及び迅速な市民サービスの提供に寄与することが期待されます。

※ガバメントクラウドとは…国の行政機関や地方公共団体が共同で行政システムをクラウドサービスとして利用できるようにしたもの。

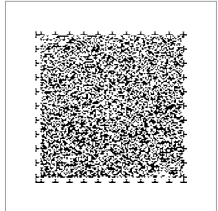
地方公共団体の情報システムの標準化の対象となる事務

- ①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、
- ⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、⑨法人住民税、
- ⑩軽自動車税、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、
- ⑯障害者福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金

【情報システムの標準化・共通化イメージ】



各自治体で異なる業務手順や利用機能・帳票を標準化することで、調達費用の低減、IT 人材不足の解消、住民サービスの向上及び行政事務の効率化を図る。



8-3 持続可能で健全な財政運営と透明性の高い行政運営を確立する

5年後のまちの姿

自主財源の安定的な確保や、事業の選択と集中による財源の有効活用により、持続可能で健全な財政運営を確保しています。

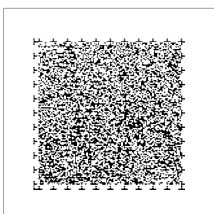
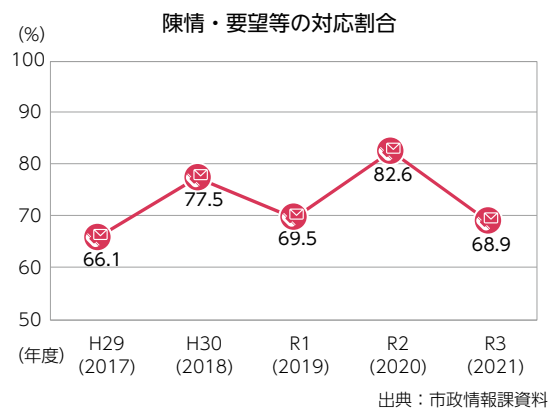
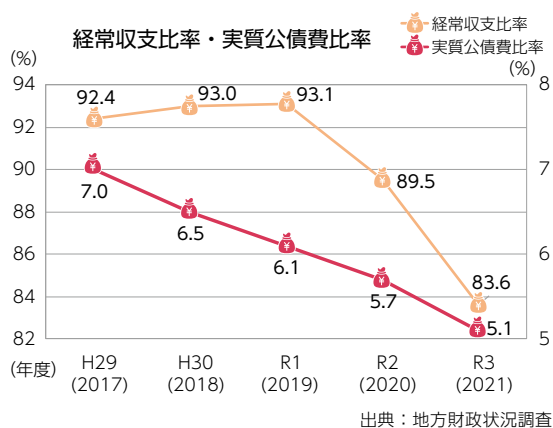
また、情報公開や広聴制度等を通じて透明性の高い行政運営を推進し、市民との間に信頼関係が築かれています。

◇関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール				
ターゲット	10.4	12.7	16.6 16.7 16.10	17.1 17.14 17.15 17.18

現状と課題

- 地方自治体は、健康・福祉や教育、消防・救急、道路や下水道の整備等、人々の日常生活を支える上で大きな役割を果たしていますが、地方自治体が対応すべき課題は複雑化かつ多様化し、地方財政は厳しい状況にあります。
- 今後の本市の財政状況は、新型コロナウイルス感染症感染拡大による経済の落ち込みからの回復等に伴い、市税は微増傾向にありますが、社会保障費及び公共施設の整備・改修費の増等により、引き続き厳しい状況が見込まれています。
- 限られた財源の中で、社会情勢の変化や新たな課題等に対応し、持続可能で健全な財政運営を図るためには、財源の確保と有効活用に向けた取組みが必要です。
- 透明性が高く市民から信頼される行政運営を目指すため、情報公開条例に基づく情報公開の推進が必要です。また、市政に対する市民ニーズを的確に把握し、市政に反映していくことが求められています。



施策の方向性



協働・共創のまちづくり指針

- ✿ 納税義務を果たし、市の財政運営に関心を持ちます。
- ✿ 市政に関心を持ち、市が公開する情報を積極的に活用します。

(1) 健全な財政運営に取り組みます

健全な財政基盤を確保するため、市税の安定的な確保や、新たな自主財源の確保、受益者負担の適正化、事業のスクラップ・アンド・ビルド^{*1}等を推進するとともに、一定程度の財政調整基金^{*2}を確保します。また、世代間の負担の公平を図るため、地方債の適切な活用を図ります。

(2) 効率的・効果的な財政運営を推進します

限られた財源を有効に活用するため、予算編成方法を見直すとともに、予算編成過程・財政状況を分かりやすく公表します。

(3) 透明性の高い行政運営を推進し市民との信頼関係を築きます

開かれた市政の実現に向け、個人情報の保護を徹底した上で、久喜市情報公開条例に基づいた市政情報の公開を推進します。また、様々な事業や計画策定過程等への市民参加や広聴制度等を通じて、市民からの意見や提案を市政に反映します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R3 (2021))	目標値 (R9 (2027))
実質公債費比率 ^{*3}	5.1%	5.1%以下 ※現状値の比率以下
陳情・要望等への対応割合	68.9%	85.0%

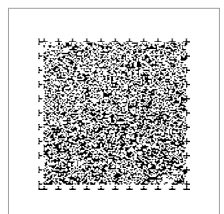
関連する分野別計画

久喜市中期財政計画 (令和5 (2023) 年度～令和9 (2027) 年度)

*1 スクラップ・アンド・ビルド：p.32参照。

*2 財政調整基金：市の貯金のようなもので、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てておく資金のこと。

*3 実質公債費比率：市の標準的な財政規模に対する元利償還等の比率で、元利償還金による財政負担の度合いを示す指標のこと。



【コラム】

持続可能な行政運営に向けて

本市の財政状況は、歳入については、各種経済対策による経済の落ち込みからの回復等に伴い、市税は微増傾向にあります。歳出については、少子高齢化に伴う扶助費等の社会保障費の増加、公共施設の整備・改修に係る経費等により、引き続き厳しい状況が見込まれています。

こうした中、本市では平成 29(2017) 年度から令和 3(2021) 年度まで、第 2 次久喜市行政改革大綱に基づき、行政改革に取り組んできました。行政改革の取組みとして、ふるさと納税の受入れや有料広告等の推進、電子入札の拡充、時間外勤務の削減、公共施設アセットマネジメントの推進等 50 項目に取り組んだ結果、計画期間の 5 か年で削減効果約 6 億 2,099 万円、増収効果約 27 億 3,606 万円、合計約 33 億 5,705 万円の財政効果が得られました。

削減効果約6億2,099万円

増収効果約27億3,606万円

合計約33億5,705万円の財政効果

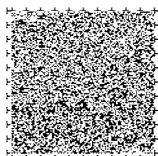


特に、公共施設アセットマネジメントの推進は、今後の持続可能な行政運営を実現するために重要な取組みとなります。

公共施設アセットマネジメントの推進とは、人口減少・少子高齢化、厳しい財政状況、市民の利用状況、ニーズ等の面から総合的に評価を行い、公共施設の適切な保有量を実現するものです。

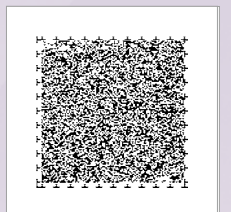
老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用等を行い、行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図りながら、安全・安心かつ魅力ある公共施設を次の世代に引き継いでいきます。

少子高齢化と人口減少が進み、限られた財源の中で効率的かつ効果的に行政サービスを提供していくため、行政改革の視点を総合振興計画に取り入れ、一体的に運用していくことで、施策の推進と行政改革の取組みの両立を図り、持続可能な行政運営の実現を目指します。

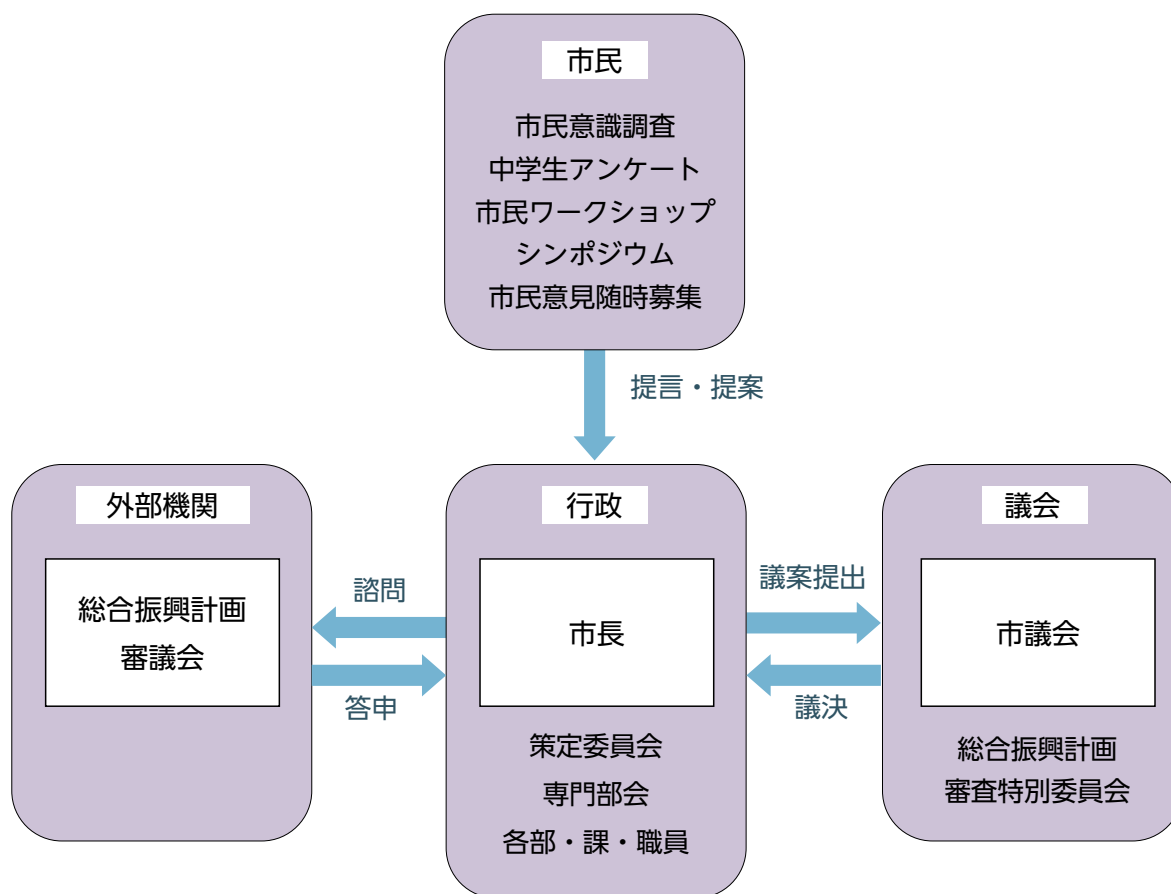




資料編



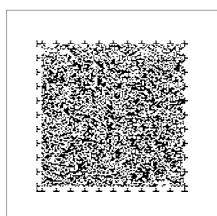
1 策定体制



諮問 令和3（2021）年3月26日

答申 令和4（2022）年10月24日

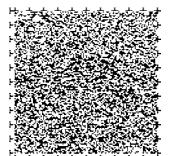
議決 令和4（2022）年11月定例会議（基本構想及び前期基本計画）



2 久喜市総合振興計画審議会

(1) 審議経過

回	開催日	審議内容
第1回	令和3(2021)年 3月26日(金)	(1) 委嘱書の交付 (2) 委員及び事務局職員の紹介 (3) 会長、副会長の選出 (4) 諮問 (5) 第2次久喜市総合振興計画の策定について (6) 市民意識調査及び中学生アンケートの実施について (7) SDGsについて
第2回	令和3(2021)年 7月26日(月)	(1) 各種基礎調査報告について (2) 人口推計報告について (3) 市民意識調査の結果について (4) 市民ワークショップの実施状況報告について (5) 第2次久喜市総合振興計画の構成及び骨子(案)について (6) 久喜市SDGs取組方針について
第3回	令和3(2021)年 10月1日(金)	(1) 第2次久喜市総合振興計画序論及び基本構想 (検討原案)について
第4回	令和3(2021)年 11月15日(月)	(1) 第2次久喜市総合振興計画 基本計画<基本目標1・2> (検討原案)について
第5回	令和4(2022)年 1月17日(月)	(1) 第2次久喜市総合振興計画 基本計画<基本目標3・4> (検討原案)について
第6回	令和4(2022)年 2月28日(月)	(1) 第2次久喜市総合振興計画 基本計画<基本目標5・6> (検討原案)について (2) 「久喜市人口ビジョン(改訂版)」(素案)について
第7回	令和4(2022)年 3月25日(金)	(1) 第2次久喜市総合振興計画 基本計画<基本目標7・8> (検討原案)について
第8回	令和4(2022)年 5月27日(金)	(1) 第2次久喜市総合振興計画(素案)について
第9回	令和4(2022)年 7月25日(月)	(1) 第2次久喜市総合振興計画(素案)について
第10回	令和4(2022)年 8月29日(月)	(1) 「久喜市人口ビジョン(改訂版)」(案)について (2) 第2次久喜市総合振興計画(最終素案)について (3) 答申書(案)について
第11回	令和4(2022)年 10月24日(月)	(1) 第2次久喜市総合振興計画(案)について (2) 答申



(2) 審議会条例

久喜市総合振興計画審議会条例

平成 22 年 7 月 13 日

条例第 237 号

(設置)

第 1 条 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想等を策定するため、久喜市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、久喜市総合振興計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 執行機関の委員
- (3) 市内の公共的団体の役職員
- (4) 学識経験を有する者

(委員の任期等)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の審議会の会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 審議会は、部会を置くことができる。

(庶務)

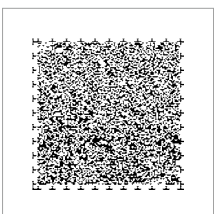
第 9 条 審議会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

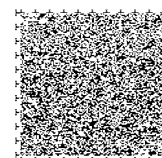
この条例は、公布の日から施行する。



(3) 委員名簿

	氏名	選出区分	備考
1	足利和代	第1号委員 公募による市民	
2	伊藤秀		
3	大谷和子		令和4（2022）年4月18日まで
4	柿沼平太郎		
5	宮城与四郎		
6	山中今日子		
7	岩崎長一	第2号委員 執行機関の委員	令和4（2022）年6月30日まで
	長谷川勲		令和4（2022）年7月6日から
8	小野田真弓		
9	木内明子	第3号委員 市内の公共的団体の 役職員	
10	小林英一		〈副会長〉
11	小山康弘		令和4（2022）年3月31日まで
	田村守		令和4（2022）年5月9日から
12	田中学		
13	宮内智		
14	明野真久	第4号委員 学識経験を有する者	
15	石上泰州		〈会長〉
16	齋藤彰俊		令和4（2022）年2月16日まで
	和田秀文		令和4（2022）年2月28日から
17	高田康二		
18	高橋進		
19	星弘恵		令和4（2022）年3月31日まで
	松沼真理子		令和4（2022）年4月27日から
20	松本陽子		

任期：令和3（2021）年3月26日～令和5（2023）年3月25日



(4) 諮問書

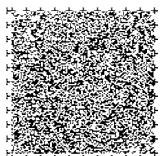
久企第 851 号
令和3年3月26日

久喜市総合振興計画審議会会長 様

久喜市長 梅 田 修 一

第2次久喜市総合振興計画について（諮問）

久喜市総合振興計画審議会条例(平成22年条例第237号)第2条の規定に基づき、第2次久喜市総合振興計画基本構想及び基本計画について、貴審議会の意見を求めます。



(5) 答申書

令和4年10月24日

久喜市長 梅田修一様

久喜市総合振興計画審議会
会長 石上泰州

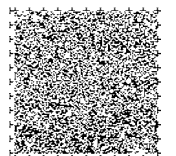
第2次久喜市総合振興計画（案）について（答申）

令和3年3月26日付け久企第851号で諮問のあった第2次久喜市総合振興計画（案）につきまして、本市を取り巻く時代潮流や現状と課題、SDGsの推進、市民意識調査等に基づく市民の意識や期待などを踏まえ、当審議会において11回にわたり慎重に審議を重ねた結果、その内容は妥当であると認め、ここに答申します。

なお、計画の推進にあたっては、下記の意見について十分配慮されるよう要望します。

記

- 1 当審議会の審議過程や、市民意識調査等で寄せられた意見を尊重するとともに、本計画を広く周知し、市民参加と協働をまちづくりの重点と位置付け、市民と行政による協働・共創のまちづくりに努められたい。
- 2 基本構想に掲げた将来像「人が笑顔 街が元気 自然が豊か 久しく喜び合う住みやすいまち 久喜」の実現に向け、最大限の努力と熱意をもって、各地域の実情や特性を生かした積極的な取組みの推進に努められたい。
- 3 国連で採択された2030年を期限とする国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）に掲げられた17のゴール（目標）と169のターゲットの達成に向け、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりの実現に努められたい。
- 4 本計画が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に位置付けられていることを踏まえ、人口減少社会の中にあっても、引き続き久喜市が賑わいと活力のあるまちとなるよう、移住・定住の促進や子育て・教育への支援、地域の活性化など、地方創生に繋がる施策の推進に努められたい。
- 5 前期基本計画に掲げた施策を着実に推進するとともに、PDCAサイクルを踏まえた進行管理に基づき、その評価にあたっては外部機関（審議会等）の視点を取り入れ、社会経済情勢の変化を的確に捉えた事業の見直し・改善に繋げるよう努められたい。



3 市民参加

(1) 市民意識調査

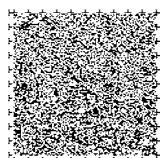
目的	第2次久喜市総合振興計画を策定するにあたり、市の取組みに対する市民意識について把握し、次期計画策定の参考資料とすることを目的として2つのアンケートを実施した。 ①市民意識調査 ②中学生アンケート
調査対象	①令和3（2021）年4月5日時点において、久喜市の住民基本台帳に記録された満16歳以上の人 ②久喜市立の中学校に在籍する2年生
抽出方法	無作為抽出
対象者数	①5,000人（男女各2,500人） ②1,205人
有効回収数及び回収率	①2,370人/5,000人（47.4%） ②1,172人/1,205人（97.3%）
実施期間	①令和3（2021）年4月16日～令和3（2021）年5月10日 ②令和3（2021）年5月12日～令和3（2021）年5月21日

(2) 市民ワークショップ

目的	第2次久喜市総合振興計画を策定するにあたり、また、SDGsに関する取組みを一層推進していくため、市民の視点から意見やアイデアを伺い、今後のまちづくりに生かすことを目的として実施した。		
実施概要	令和3（2021）年 7月10日（土）	栗橋文化会館会議室1・2	20名
		鷲宮東コミュニティセンター集会室	30名
	令和3（2021）年 7月17日（土）	菖蒲文化会館多目的室1～3	22名
		市役所本庁舎第3～6会議室	31名
令和3（2021）年 8月1日（日）	市役所本庁舎第3～6会議室	36名	

(3) シンポジウム

目的	SDGsの理解浸透・普及・啓発を図るとともに、久喜市の魅力や今後のまちづくりについて市民と一緒に考えることを目的として実施した。
実施概要	令和3（2021）年11月13日（土） ・SDGsアプローチ講話 ・SDGs市民ワークショップ成果発表 ・市内小学校におけるSDGsの取組発表 ・パネルディスカッション
参加者	計337名：来賓33名、被表彰者157名、一般観覧者147名





持続可能な久喜市のために私たちができること

○SDGsマップにある「私たちができること」

1. 行事の開催に協力する	2. 次の世代に伝承するおみこへの参加を促す	3. 川遊びのゴミを適切に処理する	4. 環境保護に参加する	5. 災害の経験・イメージを伝える	6. 田舎風景を多く、めぐる	7. 食生活の改善に協力しめやましい姿勢を伝える	8. 高層ビル、伝統的建築物に力を入れる	9. 環境的配慮を伝える	10. 物事を学ぶ	11. コスモスと一緒に楽しむイベントを企画する	12. 買い物に行くことで地域を盛り上げる	13. エコバッグを持参する	14. 物産展・市民協会のイベントに、積極的に参加する	15. 川の水質を定期的に確認する
---------------	------------------------	-------------------	--------------	-------------------	----------------	--------------------------	----------------------	--------------	-----------	--------------------------	-----------------------	----------------	-----------------------------	-------------------

○久喜市全体で「私たちができること」

1. 子ども・若者・外国人に力をつける	2. スポーツ・フェスティバルイベントを開催する	3. 市民協会の有識者ネットワークをアワードで推進する	4. 観光客の滞在を促す	5. 観光客の滞在を促す	6. 観光客の滞在を促す	7. 観光客の滞在を促す	8. 観光客の滞在を促す	9. 観光客の滞在を促す	10. 観光客の滞在を促す	11. 観光客の滞在を促す	12. 観光客の滞在を促す	13. 観光客の滞在を促す	14. 観光客の滞在を促す	15. 観光客の滞在を促す
---------------------	--------------------------	-----------------------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

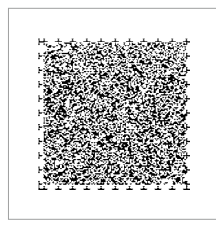
この冊子は、埼玉県ふるさと推進委員会を共同して作成しました。

市民ワークショップ意見をもとに作成した久喜市SDGsマップ
(左：表面、右：裏面)



(4) 市民意見随時募集

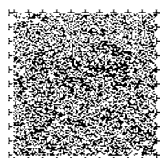
目的	第2次久喜市総合振興計画を策定するにあたり、策定過程の早い段階から、市民から幅広く意見を求めることを目的に、審議会の開催後に随時募集した。
意見募集期間	第1回：令和3(2021)年8月4日(水)～令和3(2021)年8月27日(金) 第2回：令和3(2021)年10月5日(火)～令和3(2021)年10月22日(金) 第3回：令和3(2021)年11月17日(水)～令和3(2021)年12月10日(金) 第4回：令和4(2022)年1月19日(水)～令和4(2022)年2月14日(月) 第5回：令和4(2022)年3月1日(火)～令和4(2022)年3月30日(水) 第6回：令和4(2022)年3月28日(月)～令和4(2022)年4月15日(金) 第7回：令和4(2022)年5月30日(月)～令和4(2022)年6月22日(水) 第8回：令和4(2022)年7月26日(火)～令和4(2022)年8月8日(月)
意見提出件数	5人 5件



4 庁内策定体制

(1) 策定委員会会議経過

回	開催日	審議内容
第1回	令和3(2021)年 2月25日(木)	(1) 策定基本方針及び策定スケジュールについて (2) 市民意識調査の実施について (3) SDGsの概要と市への施策への取り込みについて
第2回	令和3(2021)年 7月5日(月)	(1) 各種基礎調査報告について (2) 人口推計報告について (3) 市民意識調査の結果について (4) 第2次久喜市総合振興計画の構成及び骨子(案)について
第3回	令和3(2021)年 9月16日(木)	(1) 第2次久喜市総合振興計画序論及び基本構想 (検討原案)について
第4回	令和3(2021)年 11月4日(木)	(1) 第2次久喜市総合振興計画 基本計画 <基本目標1・2> (検討原案)について
第5回	令和3(2021)年 12月22日(水)	(1) 第2次久喜市総合振興計画 基本計画 <基本目標3・4> (検討原案)について
第6回	令和4(2022)年 2月15日(火)	(1) 第2次久喜市総合振興計画 基本計画 <基本目標5・6> (検討原案)について
第7回	令和4(2022)年 3月3日(木)	(1) 第2次久喜市総合振興計画 基本計画 <基本目標7・8> (検討原案)について
第8回	令和4(2022)年 5月13日(金)	(1) 第2次久喜市総合振興計画(素案)について
第9回	令和4(2022)年 7月8日(金)	(1) 第2次久喜市総合振興計画(素案)について (2) 第2次久喜市総合振興計画 実施計画(試行版・令和4～ 6年度)(案)について



(2) 策定委員会設置規程

久喜市総合振興計画策定委員会設置規程

令和2年10月21日

訓令第16号

(設置)

第1条 本市における総合的かつ計画的な市政運営の指針となる総合振興計画（以下「計画」という。）を策定するため、久喜市総合振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画案の作成及び調整に関すること。
- (2) その他計画の策定に当たり必要と認められること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長を、副委員長は総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、参与、財政部長、市民部長、環境経済部長、福祉部長、健康・子ども未来部長、建設部長、菖蒲総合支所長、栗橋総合支所長、鷲宮総合支所長、上下水道部長、議会事務局長及び教育部長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出をさせることができる。

(専門部会)

第6条 計画の策定について、必要な調査、検討及び関係課との調整を行うため、策定委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の名称、所掌事項、構成員等については、委員長が別に定める。

(庶務)

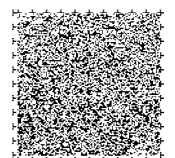
第7条 策定委員会及び専門部会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

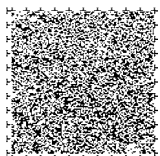
この訓令は、公布の日から施行する。



5 重要業績評価指標 (KPI) 一覧

基本目標 1. みんなが認め支え合い夢や希望が実現でき人材きらめくまちをつくる

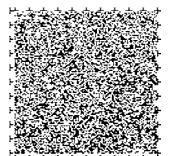
施策	ページ	重要業績評価指標 (KPI) の名称	重要業績評価指標 (KPI) の説明	令和 3 年度 (2021 年度) 現状値	令和 9 年度 (2027 年度) 目標値	備考
1-1. 互いを認め合い一人ひとりの人権を尊重する	57	人権について、すべての人に関わる大切な問題であると思った人の割合	人権に関する意識調査により、回答した割合 <計算式> 回答数 / 全回答者数 × 100	90.7%	100.0%	
1-2. すべての人々が暮らしやすい共生社会をつくる	59	市の審議会等における女性委員の登用率	市の審議会等における女性委員登用状況調査により、回答した割合 <計算式> 女性委員数 / 委員総数 × 100	37.3%	50.0%	
		日本語教室の参加者数	市及び市内ボランティア団体主催の日本語教室の参加者数	494 人	1,530 人	※コロナ影響 1,495 人 (R 元年度)
1-3. 心豊かな人材を育む学校教育を充実し夢と希望の実現を支える	62	学力・学習状況調査における学力を伸ばした児童生徒の割合	埼玉県学力・学習状況調査における正答率一覧表より算出した割合 <計算式> 学力を伸ばした児童生徒 / 市内全児童生徒 × 100	国語 63.4% 算数・数学 66.1% 英語 78.5%	国語 100.0% 算数・数学 100.0% 英語 100.0%	
		「学校に行くのは楽しいと思う」児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査における児童及び生徒質問紙に掲載されている割合 <計算式> ・肯定的回答数 / 全国学力・学習状況調査をした小学校 6 年生の数 × 100 ・肯定的回答数 / 全国学力・学習状況調査をした中学校 3 年生の数 × 100	小学校 88.9% 中学校 85.3%	小学校 90.0% 中学校 90.0%	
		学校給食がおいしいと感じている児童生徒の割合	学校給食がおいしいと感じている児童生徒の割合 <計算式> 学校給食がおいしいと感じている児童生徒数 / 「学校給食に関するアンケート調査」回答者数 × 100	92.3% (R4 年度)	100.0%	



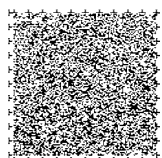
施策	ページ	重要業績評価指標 (KPI) の名称	重要業績評価指標 (KPI) の説明	令和3年度 (2021年度) 現状値	令和9年度 (2027年度) 目標値	備考
1-4. 地域に根差した生涯にわたる学びを進め郷土の歴史文化を大切にする	65	生涯学習関連の講座・教室の参加者数	市立図書館・公民館の生涯学習関連講座参加者数、市民大学・高齢者大学・子ども大学の学生数	4,930人	16,000人	※コロナ影響 15,208人 (H30年度)
		人口1人当たりの図書(電子書籍含む)貸出冊数	市立図書館における人口1人当たりの図書貸出冊数 <計算式> (図書館個人利用者図書貸出冊数+電子図書貸出冊数) / 埼玉県推計人口における久喜市人口(翌年度4月1日現在の人口)	4.93冊	5.62冊	

基本目標2. いつまでも健やかに生き生きと幸せに暮らせるまちをつくる

施策	ページ	重要業績評価指標 (KPI) の名称	重要業績評価指標 (KPI) の説明	令和3年度 (2021年度) 現状値	令和9年度 (2027年度) 目標値	備考
2-1. 市民の健康を守り充実した地域医療体制を推進する	69	65歳健康寿命	65歳に達した人が健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間	男性 18.19年 女性 20.66年 (R2年度)	男性 18.93年 女性 21.38年	健康寿命は埼玉県が独自に65歳から要介護2以上になるまでの平均年数を算出し、推計期間を設定
		がん検診延べ受診者数	国の指針に定められた胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん検診それぞれの受診者を合わせた数	31,138人	37,000人	
2-2. スポーツを通じて健康で幸せに暮らせる環境をつくる	73	市内スポーツ施設利用者数	市内のスポーツ施設における利用者数	630,782人	1,000,000人以上	※コロナ影響 961,212人 (H30年度)
		主要なスポーツイベント・大会への参加者数	市主催イベントや指定管理者自主事業への参加者数	11,760人	27,500人	※コロナ影響 26,875人 (H30年度)
2-3. 地域みんなで支え合い社会保障制度で暮らしを支える	75	包括的な相談窓口で受けた複雑化・複合化した相談のうち、支援につながった割合	当該年度において福祉総合相談窓口で受けた複雑化・複合化した相談のうち、支援につながった割合 <計算式> 支援につながった件数 / 当該年度において福祉総合相談窓口で受けた複雑化・複合化した相談件数 × 100	- (R5年度から実施予定のため)	100.0%	

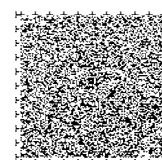


施策	ページ	重要業績評価指標 (KPI) の名称	重要業績評価指標 (KPI) の説明	令和3年度 (2021年度) 現状値	令和9年度 (2027年度) 目標値	備考
2-3. 地域の人みんなで支え合い社会保障制度で暮らしを支える	75	経済的自立により生活保護が廃止となった世帯数	生活保護廃止となった者のうち、働く能力や他法・他施策の活用により、経済的自立を果たした世帯数	32世帯	37世帯	
2-4. 子どもがのびのびと育つ安心の子育て環境をつくる	77	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの数 <計算式> (年間の母の年齢別出生数/年齢別女性人口) 15歳～49歳までの合計	1.24 (R2年)	1.31	
		保育所等待機児童数	4月1日時点の待機児童数	0人	0人	
		ファミリー・サポート・センター会員数	ファミリー・サポート・センターに入会している会員数	883人	1,000人	
2-5. シニアが元気に生き生きと輝ける社会をつくる	81	地域包括支援センターの相談件数	高齢者の介護や生活に関する総合相談件数	36,334件	37,500件	
		65歳以上75歳未満の要支援・要介護認定を受けていない人の割合	65歳から74歳で要支援・要介護認定を受けていない人の割合 <計算式> 65歳から74歳で要支援・要介護認定を受けていない人/65歳から74歳の人×100	95.9%	96.4%	
2-6. 障がいのある人が安心して暮らせる社会をつくる	83	障がい者就労支援事業における新規就労者数	就労支援センターに登録をしている障がい者の方のうち、就職した人数	28人	35人	
		保育所等巡回支援事業の事業満足度	保育所等巡回支援事業の実施後アンケートによる肯定的な意見の回答の割合 <計算式> 肯定的意見/回収したアンケートの総数×100	100.0%	100.0%	



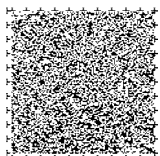
基本目標3. いつまでも安全・安心な暮らしの環境が整っているまちをつくる

施策	ページ	重要業績評価指標 (KPI) の名称	重要業績評価指標 (KPI) の説明	令和3年度 (2021年度) 現状値	令和9年度 (2027年度) 目標値	備考
3-1. 災害への備えと対応を強化し安心して暮らせる環境をつくる	87	自主防災組織の組織数	区又は自治会等を単位として、地域住民等が自主的に防災活動を行う組織の数	163 組織	175 組織	
		消防団員の定員に対する充足率	消防団員の定員に対する充足率 <計算式> 消防団員数/定員数 × 100	80.5%	83.5%	
3-2. 地域の防犯体制を充実し安心して暮らせるまちを目指す	89	人口千人当たりの刑法犯認知件数	市内における人口千人当たりの1年間の刑法犯認知件数 <計算式> 刑法犯認知件数/人口 (10月1日時点の国勢調査人口または推計人口) × 1000	5.4 件	5.4 件	
		人口千人当たりの地域防犯 (見守り) 活動人数	子どもレディース110番の家やランニングパトロール隊等、地域での防犯 (見守り) 活動を行う市民の数 <計算式> 地域防犯 (見守り) 活動を行う市民数/人口 (10月1日時点の国勢調査人口または推計人口) × 1000	11.3 人	12.0 人	
3-3. みんなが交通ルールやマナーを守り交通事故のないまちを目指す	91	交通事故死者数	市内の交通事故死者数 (高速道路上の事故は除く)	3 人	0 人	
		第5期埼玉県通学路整備計画に基づく通学路安全対策の実施率	通学路安全対策の実施率 <計算式> 対策済み箇所の数/126 (対策予定箇所) × 100	0.0%	100.0%	



基本目標 4. 豊かな自然と調和し便利で快適な住み心地よいまちをつくる

施策	ページ	重要業績評価指標 (KPI) の名称	重要業績評価指標 (KPI) の説明	令和 3 年度 (2021 年度) 現状値	令和 9 年度 (2027 年度) 目標値	備考
4-1. 良好な景観を守り質の高い都市機能・住環境を整備する	95	次世代技術を取り入れた都市環境の整備面積	南栗橋 8 丁目周辺地区の整備面積	0.0 ha	12.5 ha	
		空き家のサポート窓口における活用・流通実績数	空き家のサポート窓口を利用して空き家が活用・流通した件数	0 件	50 件	
4-2. 安全で快適な道路の整備と公共交通の利便性を高める	97	歩道整備延長	市道の歩道整備延長	159,250 m	165,000 m	
		舗装整備率	市道の舗装整備率 <計算式> 舗装延長 / 市道延長 × 100	75.04%	75.52%	
		市が運行する公共交通利用者数	市内循環バス、デマンド交通 (くきまる)、くきふれあいタクシー (補助タク) の利用者数	154,229 人	190,500 人	※コロナ影響 166,125 人 (R 元年度)
4-3. 憩いとやすらぎの空間を充実する	99	市民 1 人当たりの都市公園面積	市民 1 人当たりの都市公園面積 <計算式> 都市公園面積 (見込値) / 4 月 1 日の住民基本台帳の人口	7.38 m ² (速報値)	8.13 m ²	
		公園の地元管理業務委託締結数	地域団体等との除草や清掃等の管理委託契約締結数	151 公園	155 公園	
4-4. 安全・安心な水道水の供給と衛生的な生活環境をつくる	101	水道管の耐震化率	水道管のうち耐震性のある管路の割合 <計算式> 耐震管延長 / 水道管総延長 × 100	39.8%	43.5%	
		下水道普及率	行政人口に対する下水道に接続可能な人口の割合 <計算式> 処理区域内人口 / 行政人口 × 100	76.6%	78.8%	

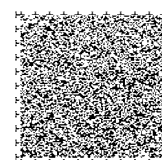


基本目標5. 産業が元気で魅力と活力にあふれ働きがいのあるまちをつくる

施策	ページ	重要業績評価指標 (KPI) の名称	重要業績評価指標 (KPI) の説明	令和3年度 (2021年度) 現状値	令和9年度 (2027年度) 目標値	備考
5-1. 自然の恵みを生かし豊かで持続可能な農業を守り育てる	105	遊休農地面積	遊休農地の面積	83.0 ha	77.0 ha	
		農業法人数	農業を営む法人数	9 法人	12 法人	
5-2. まちの賑わいを支える商工業を振興し経済の活性化を図る	109	ふるさと納税寄附金の寄附者数	ふるさと納税寄附金の延べ寄附者数	1,555 人	2,800 人	
		市内商店街のキャッシュレス化率	市内商店街会員のキャッシュレス決済導入率 <計算式> キャッシュレス決済導入数 / 市内商店街会員数 × 100	35.5%	40.0%	
		新たな流通・工業系用地面積	産業系12号区域新規指定面積と計画開発面積	0.0 ha	80.0 ha	
5-3. 誰もが働きがいを感じられる雇用と働きやすい環境をつくる	111	就労支援セミナー参加者数	埼玉県との共催による就労支援セミナー参加者数	44 人	70 人	
		多様な働き方実践企業認定企業数	埼玉県多様な働き方実践企業の市内認定企業数	60 社	72 社	

基本目標6. 水や緑と共生しやすさが生まれ地球環境にやさしいまちをつくる

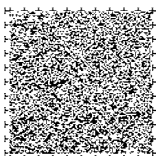
施策	ページ	重要業績評価指標 (KPI) の名称	重要業績評価指標 (KPI) の説明	令和3年度 (2021年度) 現状値	令和9年度 (2027年度) 目標値	備考
6-1. 生物多様性の保全と快適な自然環境の創造により自然との共生社会をつくる	115	市内における温室効果ガスの排出量	市域から発生する温室効果ガス排出量	774 千 t (R元年度)	555 千 t	
		ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動への市民参加人数	ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動へ参加した市民の人数	0 人 (中止)	25,700 人	※コロナ影響 25,428 人 (R元年度)
6-2. 廃棄物の適正処理と効果的な資源循環を推進する	117	市民1人1日当たりのごみ排出量	市民1人1日当たりのごみ排出量 <計算式> 生活系ごみ量 / 365 / 人口 (10月1日の住民基本台帳人口)	660 g (R4発表値 < R2実績 >)	607 g	
		最終処分量	廃棄物から資源を取り出して、残ったものを最終的に処分する量	585t (R4発表値 < R2実績 >) ※	666t	※八甫清掃センター修繕により、減少した値



施策	ページ	重要業績評価指標 (KPI) の名称	重要業績評価指標 (KPI) の説明	令和3年度 (2021年度) 現状値	令和9年度 (2027年度) 目標値	備考
6-3. 地球環境問題に対応したゼロカーボンシティを目指す	119	市内における温室効果ガスの排出量【再掲】	市域から発生する温室効果ガス排出量	774千t (R元年度)	555千t	
		再生可能エネルギー導入容量	FIT認定分をもとにした市域の再生可能エネルギー導入容量	49,952kw (R2年度)	92,875kw	

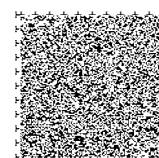
基本目標7. 市民一人ひとりが主役！絆を大切にし協働・共創のまちをつくる

施策	ページ	重要業績評価指標 (KPI) の名称	重要業績評価指標 (KPI) の説明	令和3年度 (2021年度) 現状値	令和9年度 (2027年度) 目標値	備考
7-1. 地域コミュニティと協働のまちづくりを推進し絆を深める	123	附属機関委員のうち10～30歳代の委員の数	附属機関委員のうち10～30歳代の委員の延べ人数 (3月31日現在)	32人	43人	
		新たなまちづくり活動 (地域提案型活動事業) に関する申請数	地域提案型活動事業補助金に応募した団体数	4件	10件	
7-2. 地域間や国外との幅広い交流を促し出合いを大切にする	125	国際交流事業参加者数	姉妹都市であるアメリカ合衆国オレゴン州ローズバーグ市との成人及び中学生の親善交流事業に参加した関係者数	3人	52人	※コロナ影響 52人 (R元年度)
		地域間交流事業参加者数	友好都市である青森県野辺地町との交流事業等に参加した関係者数	0人 (中止)	52人	※コロナ影響 52人 (R元年度)
7-3. 多種多様なステークホルダーと連携する	127	高等教育機関や民間事業者等との連携交流事業数	高等教育機関や民間事業者との連携交流により実施した事業数	59件	83件	
		イベントにおける高等教育機関・民間事業者等関係参加者数	高等教育機関や民間事業者等との連携交流により実施したイベントに参加した関係者数	9人	70人	※コロナ影響 33人 (H30年度)
7-4. 広く久喜をPRして賑わいを創出しまちの魅力を高める	129	人口推移における社会動態の増加数	転入・転出に伴う人口の増減数	△25人 (速報値)	140人	
		年間観光入込客数	観光地点等の来場者数	1,362,206人	2,400,000人	※コロナ影響 2,391,118人 (R元年)
		ふるさと納税寄附金の寄附者数【再掲】	ふるさと納税寄附金の延べ寄附者数	1,555人	2,800人	



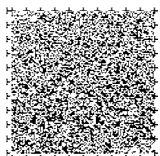
基本目標8. 持続可能でスマートな行政を運営し市民生活を支えるまちをつくる

施策	ページ	重要業績評価指標 (KPI) の名称	重要業績評価指標 (KPI) の説明	令和3年度 (2021年度) 現状値	令和9年度 (2027年度) 目標値	備考
8-1. 時代に順応した行政改革を推進する	133	重要業績評価指標 (KPI) の年度毎の目標値に対する達成率	重要業績評価指標の達成率 <計算式> 達成した KPI の数 / 全体の KPI × 100	-	100.0%	
8-2. DXによる行政のデジタル化を推進し市民の利便性を高める	135	各種証明書のコンビニ交付の割合	各種証明書交付総件数のうち、コンビニ交付サービスで交付した件数の割合 <計算式> コンビニ交付件数 / 各種証明書交付総件数 × 100	10.4%	50.0%	
		電子申請・届出サービスの利用件数	電子申請・届出システムを利用した申請や申込み等のあった件数	3,621件	7,500件	
8-3. 持続可能で健全な財政運営と透明性の高い行政運営を確立する	139	実質公債費比率	実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標 <計算式> 地方債の元利償還金等 / 財政規模	5.1%	5.1%以下 ※現状値の比率以下	
		陳情・要望等への対応割合	要望等総件数に対する対応済の割合 <計算式> 対応済の件数 / 陳情・要望等総件数 × 100	68.9%	85.0%	

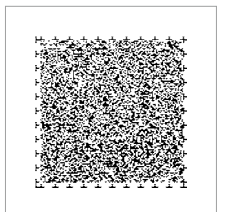


6 市の各種計画一覧

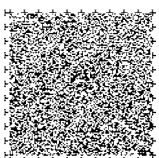
	計画の名称	計画の期間	計画の趣旨（概要）	策定の根拠	所管
1	久喜市定員適正化計画	令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度	効率的な行政運営を推進するため、年度別の目標職員数等を定め、適正な定員管理を推進するための計画	久喜市行政改革大綱	人事課
2	久喜市人材育成基本方針	平成 23（2011）年度策定	久喜市を担う人材の育成を中・長期的視点に立って総合的に進めるための方針	地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針	人事課
3	新市基本計画	平成 21（2009）年度～令和 11（2029）年度	1市3町合併後の新市におけるまちづくり全般のマスタープランであり、本計画の実現を図ることにより、新市の円滑な運営を確保し、地域の特性を生かした均衡ある発展を図るための計画	市町村の合併特例等に関する法律第6条	企画政策課
4	第3次久喜市情報化推進計画	令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度	デジタル社会の実現に向け、自治体 DX 推進計画を基に、デジタル技術を活用した市民の利便性向上及び業務の効率化を図っていくための計画	デジタル社会形成基本法第 14 条 官民データ活用推進基本法第 9 条第 3 項	情報推進課
5	第2次久喜市人権施策推進指針	令和 5（2023）年度～令和 14（2032）年度	久喜市の人権教育・啓発に関する施策の方向性を示した指針	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	人権推進課
6	第3次久喜市男女共同参画行動計画	令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度	市民や事業者との協働のもとに、久喜市の男女共同参画社会の形成に向けて、総合的かつ計画的に推進するための計画	男女共同参画社会基本法第 14 条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項 久喜市男女共同参画を推進する条例第 9 条	人権推進課
7	久喜市中期財政計画	令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度	久喜市の計画的かつ健全な財政運営を維持していくための計画		財政課



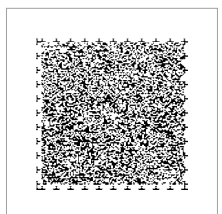
	計画の名称	計画の期間	計画の趣旨（概要）	策定の根拠	所管
8	久喜市公共施設等総合管理計画	平成 28 (2016) 年度～令和 37 (2055) 年度	管理する公共建築物やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化など、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を掲載した計画	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成 26 (2014) 年 4 月 22 日総財務第 74 号）	アセットマネジメント推進課
9	久喜市公共施設個別施設計画	令和 3 (2021) 年度～令和 37 (2055) 年度	久喜市公共施設等総合管理計画（平成 28 (2016) 年 3 月）を推進し、施設の適正な配置と財政規模に応じた対策費用の平準化を実践するための基本方針や方向性、年次計画を定める計画	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成 26 (2014) 年 4 月 22 日総財務第 74 号）	アセットマネジメント推進課
10	市民参加計画	毎年度策定	市民参加に関する委員公募、市民意見提出制度等を取りまとめた計画	久喜市市民参加条例第 17 条	市民生活課
11	第 11 次久喜市交通安全計画	令和 3 (2021) 年度～令和 7 (2025) 年度	交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するための計画	交通安全対策基本法第 26 条	交通企画課
12	久喜市地域公共交通計画	平成 25 (2013) 年度策定	久喜市の公共交通の充実、公共交通のあり方や方向性についてまとめた計画		交通企画課
13	久喜市地域防災計画	令和 3 (2021) 年度改訂	市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減し「災害に強いまちづくり」の推進に資するための計画	災害対策基本法第 42 条	消防防災課
14	久喜市国土強靱化地域計画	令和 3 (2021) 年度策定	市民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」をもった、「強靱な地域」をつくりあげるための計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 4 条	消防防災課
15	国民保護に関する久喜市計画	令和 元 (2019) 年度改訂	我が国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、市民の生命、身体及び財産を保護するための計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第 35 条	消防防災課
16	久喜市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）	平成 29 (2017) 年度～令和 5 (2023) 年度	国民健康保険被保険者の健診・医療情報等のデータ分析により抽出された健康課題に対して、効果的な保健事業を行うための計画	国民健康保険法第 82 条第 11 項	国民健康保険課



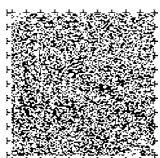
	計画の名称	計画の期間	計画の趣旨（概要）	策定の根拠	所管
17	第3期久喜市特定健康診査等実施計画	平成30（2018）年度～令和5（2023）年度	国民健康保険被保険者の生活習慣病の発症、重症化を抑制し、医療費適正化を図ることを目的とした特定健康診査等の実施方法や目標を定めた計画	高齢者の医療の確保に関する法律第19条	国民健康保険課
18	第2次久喜市環境基本計画	令和5（2023）年度～令和14（2032）年度	環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画	環境基本法第7条	環境課
19	第3次久喜市環境保全率先実行計画	令和5（2023）年度～令和14（2032）年度	市の事業者・消費者としての活動から生じる環境負荷を低減するための計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3	環境課
20	久喜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	平成29（2017）年度～令和13（2031）年度	新たなごみ処理施設整備に伴う目標や施策等を設定する計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項	資源循環推進課
21	久喜市 宮代町地域 循環型社会形成推進地域計画	平成29（2017）年度～令和5（2023）年度	久喜市におけるごみ処理および生活排水処理を進めるための計画	廃棄物処理施設整備交付金要綱第8	資源循環推進課
22	久喜市（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園基本計画	平成29（2017）年度策定	新たなごみ処理施設の建設と併せ、隣接する土地に市民の憩いの場を一体的に整備するための計画		資源循環推進課
23	久喜市農業振興地域整備計画	平成26（2014）年度策定	農業振興地域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を定める計画	農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項	農業振興課
24	久喜市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	令和3（2021）年度変更	農業経営基盤の強化の促進を図るため目標や指標などの必要な事項を定めた計画	農業経営基盤強化促進法第6条	農業振興課
25	第2次久喜市農業農村基本計画	令和5（2023）年度～令和14（2032）年度	農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画	久喜市農業基本条例第10条	農業振興課
26	久喜市中小企業・小規模企業振興基本計画	令和元（2019）年度～令和5（2023）年度	久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、総合的かつ計画的な施策を推進するための計画	久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例第5条第1項	久喜ブランド推進課
27	久喜市シティプロモーション推進指針	令和2（2020）年度改訂	市のイメージを向上させ、交流人口・定住人口の増加、企業誘致等を図るための指針		久喜ブランド推進課
28	第3次久喜市地域福祉計画・地域福祉活動計画	令和5（2023）年度～令和9（2027）年度	地域福祉行政の運営や地域住民、各種団体、ボランティア等民間の活動、行動の総合的な指針の役割を担う公私協働計画	社会福祉法第107条 久喜市総合福祉条例第9条	社会福祉課
29	第2次久喜市障がい者計画	平成30（2018）年度～令和5（2023）年度	市の障がい者・児施策全般に関する基本的な方向性や目標等を定めた計画	障害者基本法第11条第3項	障がい者福祉課



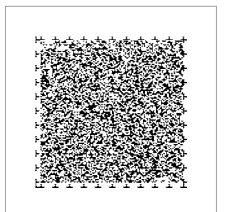
	計画の名称	計画の期間	計画の趣旨（概要）	策定の根拠	所管
30	第6期久喜市障がい福祉計画	令和3（2021）年度～令和5（2023）年度	各年度における障害福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策を定めた計画	障害者総合支援法第88条第1項	障がい者福祉課
31	第2期久喜市障がい児福祉計画	令和3（2021）年度～令和5（2023）年度	各年度における障がい児への福祉サービスの見込量及びその確保のための方策を定めた計画	障害者基本法第11条第3項	障がい者福祉課
32	久喜市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画	令和3（2021）年度～令和5（2023）年度	高齢者に関する各種の福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標を定めた計画	老人福祉法第20条の8第1項 介護保険法第117条	介護保険課
33	第2次久喜市健康増進・食育推進計画	平成29（2017）年度～令和5（2023）年度	市民の健康づくり及び食育を総合的かつ計画的に推進していくための計画	健康増進法第8条第2項 食育基本法第18条第1項	健康医療課
34	久喜市自殺対策計画	平成31（2019）年度～令和5（2023）年度	自殺対策を総合的かつ計画的に推進するための計画	自殺対策基本法第13条第2項	健康医療課
35	久喜市新型インフルエンザ等対策行動計画	平成26（2014）年度策定	新型インフルエンザ等対策の総合的な推進と市による措置を講じるための計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条	健康医療課
36	第2期久喜市子ども・子育て支援事業計画	令和2（2020）年度～令和6（2024）年度	地域全体で子育て支援に取り組むための計画	子ども・子育て支援法第61条 次世代育成支援対策推進法第8条 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項	子ども未来課
37	第2期久喜市スポーツ推進計画	令和4（2022）年度～令和8（2026）年度	市のスポーツを推進するための基本的な方向性を定めた計画	スポーツ基本法第10条第1項	スポーツ振興課
38	久喜市橋梁長寿命化修繕計画	令和3（2021）年度見直し	橋梁の適正管理、長寿命化を図るための計画	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成26（2014）年4月22日総財務第74号）	道路建設課
39	久喜市都市計画マスタープラン	平成25（2013）年度～令和14（2032）年度	市の都市計画に関する基本的な方針	都市計画法第18条の2	都市計画課
40	久喜市空家等対策計画	令和3（2021）年度策定	空家等に関する施策の充実を図り、市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与するための計画	空家等対策の推進に関する特別措置法第6条	都市整備課



	計画の名称	計画の期間	計画の趣旨（概要）	策定の根拠	所管
41	久喜市公園施設長寿命化計画	令和 2（2020）年度～令和 12（2030）年度	市内の都市公園施設について、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な修繕・改築・更新を行うための計画	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成 26（2014）年 4 月 22 日総財務第 74 号）	公園緑地課
42	久喜市緑の基本計画	平成 27（2015）年度～令和 6 年（2024）年度	緑の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画	都市緑地法第 4 条	公園緑地課
43	久喜市建築物耐震改修促進計画	令和 2（2020）年度改訂	旧耐震基準の既存耐震不適格建築物の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減するための計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律第 6 条	建築審査課
44	久喜市水道ビジョン（経営戦略）	令和 5（2023）年度～令和 14（2032）年度	安全・安心な水道水の安定供給と安定した経営を続けていくための取組みを示す計画	水道事業ビジョンの作成について（平成 26（2014）年 3 月 19 日健水発 0319 第 4 号） 公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 26（2014）年 8 月 29 日総財公第 107 号）	上下水道経営課 水道施設課
45	久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）	平成 30（2018）年度～令和 9（2027）年度	持続的・安定的に下水道の役割を果たしていくための取組みを示す計画	公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 26（2014）年 8 月 29 日総財公第 107 号）	上下水道経営課 下水道施設課
46	久喜市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画	令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度	生活排水、汚泥の処理方法等に係る基本方針を定める計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項	上下水道経営課
47	久喜市下水道ストックマネジメント計画	平成 31（2019）年度～令和 5（2023）年度	下水道施設全体の維持管理・修繕・改築・点検調査に関する計画	下水道法第 7 条の 3 下水道ストックマネジメント支援制度	下水道施設課
48	久喜市合流式下水道改善基本計画	令和 3（2021）年度策定	合流式下水道を分流化にするための改善基本計画		下水道施設課
49	農業集落排水最適整備構想	令和 2（2020）年度策定	処理地区内の汚水処理や施設の管理について、縦横断的に最適化をするための実施構想	農林水産省インフラ長寿命化計画（行動計画）	下水道施設課
50	第 3 期久喜市教育振興基本計画	令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度	人権教育、幼児教育、学校教育、生涯学習等の教育行政を総合的に推進するための基本となる計画	教育基本法第 17 条第 2 項	教育総務課



	計画の名称	計画の期間	計画の趣旨（概要）	策定の根拠	所管
51	第2次久喜市生涯学習推進計画	令和5（2023）年度～令和9（2027）年度	市の生涯学習に関する基本的な計画	中央教育審議会答申 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第2条	生涯学習課

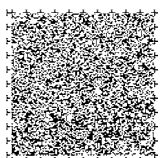


7 総合振興計画（後期基本計画）成果指標進捗状況一覧

※令和3（2021）年度の実績値は、新型コロナウイルス感染症の影響による年間を通して事業の中止等が発生したことに伴い、通常値と大きく乖離している場合があります。そのため、令和4（2022）年度目標値に対する達成率が通常よりも低くなっている場合があります。

大綱1. 市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち

施策	成果指標の名称	平成28(2016)年度 現状値	令和3(2021)年度 実績値	令和4(2022)年度 目標値 に対する達成率	令和4(2022)年度 目標値
1 コミュニティ活動 の推進	コミュニティ施設の利用者 数	166,070 人	105,312 人	63.1%	167,000 人
	地区コミュニティ協議会の 組織数	12 団体	13 団体	61.9%	21 団体
2 協働のまちづくり の推進	附属機関公募委員の応募率	141.0%	158.1%	105.4%	150.0%
	市民参加推進員登録者数	23 人	47 人	85.5%	55 人
3 人権の尊重	人権に関する相談窓口の設 置数	51 回	42 回	82.4%	51 回
4 男女共同参画社会 の実現	男女共同参画の周知度	53.1%	60.9%	76.1%	80.0%
	市の審議会等における女性 委員の登用率	33.7%	38.8%	97.0%	40.0%
5 交流活動の推進	日本語教室参加者数	102 人	32 人	26.7%	120 人
	外国語（併記）刊行物の発 行種類数	0 種類	1 種類	100.0%	1 種類
6 情報公開の推進	歴史公文書の所蔵件数	17,682 件	30,420 件	126.8%	24,000 件
7 戦略的かつ効果的 な広報・広聴活動 の推進	ホームページアクセス件数	5,500,768 件	13,433,301 件	242.0%	5,550,000 件
	メール配信による情報提供 数	537 件	962 件	174.9%	550 件

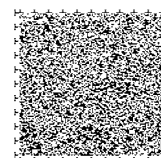


大綱2. 自然とふれあえる、環境に優しいまち

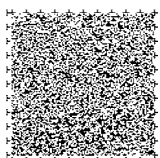
施策	成果指標の名称	平成28(2016)年度 現状値	令和3(2021)年度 実績値	令和4(2022)年度 目標値 に対する達成率	令和4(2022)年度 目標値
1 自然環境の保全・創造	環境関係住民団体数	5 団体	4 団体	50.0%	8 団体
	環境学習会開催数	6 回	2 回	25.0%	8 回
	河川の水質基準達成率	84.4%	78.0%	100.0%	78.0%
2 快適な生活環境の創造	ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動参加人数	24,582 人	0 人 (中止)	0.0%	24,000 人
	公害に関する苦情件数	168 件	82 件	141.4%	140 件以下
3 美しい景観の形成	地区計画を定めている地区数	15 地区	15 地区	100.0%	15 地区
4 廃棄物処理の充実	市民一人1日当たりごみ排出量(資源物を除く)	468g	515g	75.9%	415g 以下
	再生利用率(リサイクル率)	31.5%	29.9%	86.4%	34.6%
5 地球環境問題への対応	市の事務・事業から排出される温室効果ガス総排出量(二酸化炭素換算)	11,012t	11,695t	100.4%	11,746t 以下
	設置された住宅用太陽光発電システムの最大出力	3,799kW	6,185kW	103.9%	5,950 kW

大綱3. 子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち

施策	成果指標の名称	平成28(2016)年度 現状値	令和3(2021)年度 実績値	令和4(2022)年度 目標値 に対する達成率	令和4(2022)年度 目標値
1 健康づくり・食育の推進	健康づくりに関する事業への参加者数	78,399 人	44,315 人	52.1%	85,000 人
	65 歳健康寿命	男性 17.55 年 女性 20.21 年	男性 18.19 年 女性 20.66 年	男性 103.9% 女性 102.0%	男性 17.50 年 女性 20.25 年
	がん検診受診者数	41,981 人	38,142 人	77.4%	49,300 人
	がん検診精密検査受診率	67.2%	62.0%	88.6%	70.0%
	乳幼児健康診査の未受診児に対する状況把握率	97.2%	99.9%	99.9%	100.0%
2 地域医療の充実	「とねっと」参加申込者数	4,945 人	5,665 人	47.2%	12,000 人
	市内医療機関の「とねっと」参加率	28.0%	21.3%	60.9%	35.0%

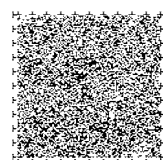


施策	成果指標の名称	平成28(2016)年度 現状値	令和3(2021)年度 実績値	令和4(2022)年度 目標値 に対する達成率	令和4(2022)年度 目標値
3 子育て支援の充実	特別保育実施保育所等数	26 箇所	39 箇所	130.0%	30 箇所
	保育所等待機児童数	13 人	0 人	100.0%	0 人
	子育て支援センター利用者数	33,995 人	16,290 人	40.7%	40,000 人
4 高齢者福祉の充実	介護予防教室等の参加者数	24,237 人	5,866 人	17.5%	33,500 人
	地域包括支援センター相談者数	23,499 人	36,334 人	121.1%	30,000 人
	いきいきデイサービスの参加者数	347 人	297 人	74.3%	400 人
	老人クラブ会員数	2,945 人	1,659 人	51.8%	3,200 人
	認知症サポーター養成講座新規受講者数	1,682 人	474 人	28.7%	1,650 人
	介護予防ボランティア（はつらつリーダー）登録者数	91 人	96 人	66.2%	145 人
5 障がい者（児）福祉の充実	障がい者就労支援事業登録者における障がい者の就労数	29 人	28 人	93.3%	30 人
	福祉タクシー利用助成や自動車燃料費助成を受けている障がい者の割合	78.7%	78.5%	98.1%	80.0%
	居宅介護等サービスを受けている障がい者の数	293 人	314 人	98.1%	320 人
	日中活動系サービスを受けている障がい者の数	957 人	1,375 人	122.8%	1,120 人
	要介護者見守り支援事業のうち障がい者の登録者数	610 人	545 人	85.2%	640 人
6 地域福祉・地域ボランティアの充実	個人ボランティア登録者数	352 人	178 人	46.8%	380 人
	ボランティア登録団体数	87 団体	80 団体	90.9%	88 団体
	要介護者見守り支援台帳登録者数	3,859 人	2,950 人	56.7%	5,200 人
	社会福祉協議会会員数	31,397 世帯	29,732 世帯	92.9%	32,000 世帯
	ふれあい・いきいきサロン設置数	53 箇所	63 箇所	105.0%	60 箇所
7 社会保障制度の充実	国民健康保険税の滞納額	11.15 億円	4.98 億円	152.2%	10.41 億円以下
	生活保護から自立した世帯数	40 世帯	32 世帯	86.5%	37 世帯



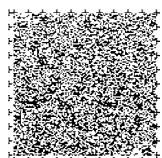
大綱4. 心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にすまち

施策	成果指標の名称	平成28(2016)年度 現状値	令和3(2021)年度 実績値	令和4(2022)年度 目標値 に対する達成率	令和4(2022)年度 目標値
1 幼児教育の充実	幼稚園と小学校の交流活動	22 回	2 回	7.1%	28 回
2 学校教育の充実	校舎及び屋内運動場等の非構造部材の落下防止対策をした施設数	3 施設	22 施設	59.5%	37 施設
	地元農産物を取り入れた学校給食食材の割合	15.2%	18.3%	107.6%	17.0%
	1日1回は読書をしている児童生徒の割合	小学校 83.1% 中学校 71.7%	小学校 76.8% 中学校 64.5%	小学校 81.0% 中学校 71.7%	小学校 95.0% 中学校 90.0%
	「学校が好きだ」と考えている児童生徒の割合	小学校 91.2% 中学校 92.0%	小学校 88.9% 中学校 85.3%	小学校 96.6% 中学校 92.7%	小学校 92.0% 中学校 92.0%
	新体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク（A B C）の児童生徒の割合	小学校 85.6% 中学校 86.2%	小学校 83.2% 中学校 81.6%	小学校 92.4% 中学校 90.7%	小学校 90.0% 中学校 90.0%
	毎日朝食を食べている児童生徒の割合	小学校 96.5% 中学校 95.4%	小学校 95.6% 中学校 90.0%	小学校 95.6% 中学校 90.0%	小学校 100.0% 中学校 100.0%
3 高等教育機関との連携	高等教育機関と民間事業所の連携事業数	0 事業	1 事業	100.0%	1 事業
	市と高等教育機関の連携事業数	15 事業	24 事業	120.0%	20 事業
4 青少年の健全育成	青少年相談員の人数	8 人	6 人	50.0%	12 人
	青少年健全育成団体事業に参加する児童・生徒数	774 人	880 人	110.0%	800 人
5 人権教育の推進	PTA 人権教育研修会の開催数	4 回	4 回	100.0%	4 回
	野久喜集会所事業参加者数	1,284 人	659 人	41.7%	1,580 人
	内下集会所事業参加者数	382 人	107 人	21.8%	490 人
	社会人権教育指導者養成講座の参加者数	312 人	0 人 (中止)	0.0%	325 人



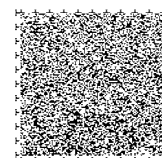
施策	成果指標の名称	平成28(2016)年度 現状値	令和3(2021)年度 実績値	令和4(2022)年度 目標値 に対する達成率	令和4(2022)年度 目標値
6 生涯学習の推進	生涯学習関連の講座・教室の参加者数	14,452 人	4,930 人	33.8%	14,600 人
	生涯学習人材バンク登録者数	221 人	207 人	92.0%	225 人
	家庭教育学級の参加数（小・中学校 PTA 等）	30 学級	10 学級	25.0%	40 学級
	生涯学習センター利用者数	—	118 人	0.1%	102,000 人
	公民館利用者数	387,090 人	203,896 人	53.5%	381,000 人
	人口一人当たりの図書の貸出冊数	4.94 冊	4.88 冊	89.9%	5.43 冊
7 歴史・文化の継承と活用	久喜市美術展出品者数	379 人	317 人	70.4%	450 人
	久喜市美術展入場者数	2,135 人	1,369 人	48.9%	2,800 人
	市民芸術祭入場者数	911 人	1,275 回 ※	159.4%	800 人
	吹奏楽フェスティバル入場者数	1,968 人	8,347 回 ※	397.5%	2,100 人
	街かどコンサートの実施回数	7 回	3 回	37.5%	8 回
	郷土伝統芸能後継者育成活動の実施回数	377 回	78 回	20.5%	380 回
	郷土資料館の入館者数	7,766 人	5,756 人	72.9%	7,900 人
8 スポーツ・レクリエーション活動の充実	社会体育施設利用者数	277,422 人	202,183 人	72.0%	281,000 人
	学校体育施設利用者数	215,514 人	125,034 人	57.9%	216,000 人
	スポーツ・レクリエーション大会、教室等参加者数	19,712 人	11,760 人	59.4%	19,800 人

※オンライン開催（令和4（2022）年5月末時点）での視聴回数



大綱5. 安全で調和のとれた住みよい快適なまち

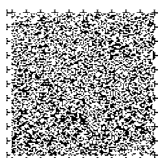
施策	成果指標の名称	平成28(2016)年度 現状値	令和3(2021)年度 実績値	令和4(2022)年度 目標値 に対する達成率	令和4(2022)年度 目標値
1 都市機能の整備	市街化区域の面整備率	61.2%	61.5%	100.0%	61.5%
2 道路・公共交通の 整備・充実	舗装整備率	72.9%	75.0%	100.0%	75.0%
	歩道整備延長	155,745 m	159,250 m	100.8%	158,000 m
	市内循環バス乗車人数	157,992 人	117,161 人	69.3%	169,000 人
	デマンド交通乗車人数	20,338 人	17,912 人	83.3%	21,500 人
3 公園の緑化と水辺 環境の保全	都市公園の整備（供用）面積	637,755 ㎡	646,134 ㎡	94.2%	686,000 ㎡
	総合体育館及び有料公園施設等の利用者数	646,373 人	428,599 人	66.2%	647,000 人
	公園維持管理業務等の委託契約を締結した住民団体数	145 団体	151 団体	104.1%	145 団体
4 上下水道の整備	有収率	92.0%	92.0%	98.3%	93.6%
	配水管における石綿管の残存距離	1.1 km	0.0 km	100.0%	0.0 km
	下水道普及率	69.0%	69.9%	98.9%	70.7%
	水洗化率	94.5%	93.5%	98.5%	94.9%
	浄化槽法定検査の実施率	9.7%	38.5%	246.8%	15.6%
5 治水対策の充実	浸水による通行止箇所の減少	25 箇所	22 箇所	108.3%	24 箇所以下
6 防災・消防体制の 充実	自主防災組織の組織率	73.9%	79.6%	99.5%	80.0%
	災害時応援協定締結数	37 件	58 件	116.0%	50 件
7 防犯体制の強化	防犯灯の設置基数	9,846 基	10,385 基	100.8%	10,300 基
	刑法犯認知件数	1,486 件	812 件	145.4%	1,486 件以下
	こどもレディース 110 番の家相談員数 (1 戸あたり 1 人)	1,035 人	936 人	90.4%	1,035 人



施策	成果指標の名称	平成28(2016)年度 現状値	令和3(2021)年度 実績値	令和4(2022)年度 目標値 に対する達成率	令和4(2022)年度 目標値
8 交通安全対策の充実	交通事故発生件数	676 件	368 件	143.9%	656 件以下
	道路照明灯の設置基数	2,539 基	2,633 基	102.9%	2,560 基
	道路反射鏡設置基数	4,086 基	4,367 基	102.0%	4,280 基
	交通災害共済加入件数	15,089 件	11,353 件	102.4%	11,090 件

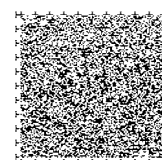
大綱 6. 地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち

施策	成果指標の名称	平成28(2016)年度 現状値	令和3(2021)年度 実績値	令和4(2022)年度 目標値 に対する達成率	令和4(2022)年度 目標値
1 農業の振興	農業生産法人数	5 法人	9 法人	100.0%	9 法人
	認定農業者数	172 人	156 人	88.6%	176 人
2 工業の振興	製造品出荷額等	3,991 億円	5,116 億円	115.1%	4,443 億円
	市内事業所の数（製造業）	247 社	219 社	87.6%	250 社
3 商業の振興	商工会加盟会員数	2,624 数	2,571 数	96.3%	2,670 数
	空き店舗を活用した創業補助件数	5 件	3 件	60.0%	5 件
	小売商業の商品販売額	1,548 億円	1,688 億円	107.4%	1,572 億円
4 観光の振興	観光イベント来場者数	926,000 人	282,000 人	28.2%	1,000,000 人
	観光ホームページアクセス件数	41,025 件	44,312 件	80.6%	55,000 件
5 勤労者福祉と就業支援の充実	就業者数	74,872 人	70,517 人	98.9%	71,280 人
	久喜市ふるさとハローワークでの雇用相談における市内就職率	70.4%	76.5%	112.5%	68.0%
	久喜市ふるさとハローワークの雇用相談利用者数	8,274 人	7,816 人	82.3%	9,500 人
6 消費生活の充実	消費者相談件数	428 件	470 件	100.0%	470 件以下
	消費生活講座受講者数	59 人	50 人	83.3%	60 人



大綱7. 行財政を見直し、改革を進めるまち

施策	成果指標の名称	平成28(2016)年度 現状値	令和3(2021)年度 実績値	令和4(2022)年度 目標値 に対する達成率	令和4(2022)年度 目標値
1 行政改革の推進	市職員数	920 人	908 人	100.0%	908 人以下
	行政改革実施計画の達成率	90.5%	74.0%	74.0%	100.0%
	施策評価の成果指標の達成率	64.5%	36.4%	36.4%	100.0%
2 健全な財政運営の確立	経常収支比率	92.6%	83.6%	—	前年度県内市平均値と90.2%を比較し、低い方の比率
	実質公債費比率	7.8%	5.1%	—	前年度数値と4.7%を比較して低い方の比率
	市税の滞納額	7.22 億円	3.83 億円	139.2%	6.3 億円以下
	年度末財政調整基金残高	58 億円 (19.1%)	12.7%	127.0%	標準財政規模の10%以上
3 地方分権・広域行政の推進	県からの権限移譲事務数	92 事務	101 事務	100.0%	101 事務



8 SDGs 17ゴール・169ターゲットと第2次総合振興計画での久喜市の施策・取組み対応一覧

SDGs 17 ゴール・169 ターゲット



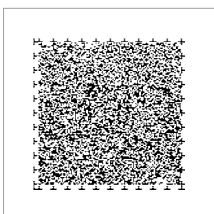
第2次総合振興計画での久喜市の施策・取組み 対応一覧

※SDGs ターゲットは国際的なものであり、表現に一部分かりにくいものがあります。そのようなことから、本対応一覧では、各ターゲットが持つ本来の意味を尊重しつつ、自治体レベルの内容で、わかりやすく表現したものを並記します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



久喜市
KUKI



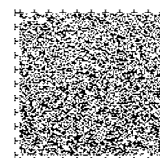
久喜市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのもののは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み			
1.1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。	2030年までに、「生活保護の水準（最低生活費）未満」で生活する市民をゼロにする。	2-3 (2)			
1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	2030年までに、日本における貧困の定義である「相対的貧困（等価可処分所得の中央値の半分未満）」状態にある市民の割合を半減させる。	2-3 (2)	5-3 (1) (3)		
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	2030年までに、生活保護制度の適切な運用のほか、女性や子ども等の貧困に対する支援制度・保護対策を実施する。	1-2 (1) (2)	2-3 (2)	2-4 (2)	
1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	2030年までに、貧困層及び社会的弱者をはじめ全ての市民が、平等な権利を持ち、安心して暮らせる社会を構築する。	2-3 (1)	4-1 (3)	4-4 (1)	8-2 (1)
1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	2030年までに、貧困層及び社会的弱者をはじめ全ての市民が、災害の被害から素早く立ち直れる環境を構築する。	3-1 (1) (2)			
1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	-			
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。	貧困層や男女平等に配慮した、適切な施策・取組みを推進する。	1-2 (1) (2)	1-3 (2) (3)	2-3 (2)	2-4 (2)



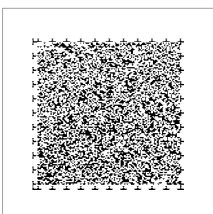


ゴール2

飢餓を終わらせ、食料の安定供給及び栄養状態の改善を実現し、持続可能な農業を促進する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み				
2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	2030年までに、飢餓を無くす。貧困層及び子どもを含む社会的弱者に対し、学校給食等の栄養のある食事を提供する。	1-3 (7)	2-3 (2)	2-4 (2)		
2.2	5歳未満の子供の発育障害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。	2030年までに、妊産婦や高齢者等への栄養管理に取り組み、全ての市民の栄養不良を解消する。	2-3 (2)	2-4 (1)(2)	2-5 (1)		
2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。	2030年までに、農産物の高付加価値化や販売市場を提供し、市内農業者の農業生産性及び所得を増やす。	5-1 (3)(4) (5)				
2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。	2030年までに、農業生産基盤を強化し、生産性の向上と生産量を増加する。持続可能な食料生産システムを確保し、強靱な農業を実践する。	5-1 (1)(4)				
2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。	遺伝的多様性を維持するため、品種改良や災害に強い作物を開発し、生産性を向上させる。	5-1 (1)(3)				
2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み)	—				
2.b	ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。	(※国レベルの取組み)	—				
2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。	安定した農業収益を確保するため、地産地消の促進や、市内外における販売市場を提供する。	5-1 (3)(5)				

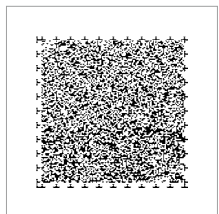




ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み			
3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。	2030年までに、本市における妊産婦の死亡をゼロにする。	2-4 (1)			
3.2	全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。	2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡をゼロにする。	2-4 (1) (2)			
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。	2030年までに、伝染病を完全に無くすほか、感染症に適切に対処する。	2-1 (1)			
3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	2030年までに、がんや糖尿病をはじめとした非感染性疾患による若者の死亡率を、3分の1減らす。	1-3 (7)	2-1 (1) (2)	2-2 (1) (2)	
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。	薬物乱用やアルコールの有害摂取などの防止に関する啓発、適切な治療・助言に取り組む。	2-1 (1)	2-4 (3)		
3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。	本市における道路交通事故による死亡者を減らし、2030年までに、死亡者をゼロにする。	1-3 (5)	2-1 (2)	3-3 (1) (2)	4-2 (1) (2)
3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。	2030年までに、妊娠・出産・子育てに関する保健サービスを全ての方が利用できるようにする。	2-4 (1)			
3.8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。	全ての市民が国民健康保険や介護保険等の保険制度を利用し、適切な保険医療サービスが受けられるようにする。	2-1 (1) (2) (3)	2-5 (4)		
3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	2030年までに、大気や水質等の汚染対策を実施し、汚染が原因で起こる死亡や病気の発生件数を大幅に減らす。	6-1 (2)			
3.a	全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。	喫煙による健康被害の意識啓発や、路上喫煙の防止等の対策を強化する。	2-1 (1)	6-1 (2)		
3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定) 及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			
3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			
3.d	全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。	市民の健康意識醸成や感染予防、健康管理等の体制・対策を強化する。	2-1 (1)			



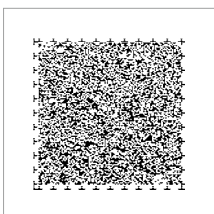


ゴール 4

すべての人に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み				
4.1	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	2030年までに、全ての子どもが、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、質の高い小学校教育及び中学校教育を受けることができるようにする。	1-3 (2)(3) (4)(5) (6)(7)				
4.2	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。	2030年までに、全ての子どもが、質の高い保育及び幼児教育を利用できる機会を提供し、小学校教育を受ける準備が整うようにする。	1-3 (1)	2-4 (1)(2)			
4.3	2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	2030年までに、全ての市民が、質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育を平等に利用できる機会を得られるようにする。	1-2 (1)	2-3 (2)	5-3 (1)		
4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、仕事及び起業に必要な技能を備えた、若者を含む市民の割合を大幅に増加させる。	1-3 (2)	2-3 (2)	5-1 (2)	5-2 (2)	5-3 (1)
4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障がい者等の社会的弱者が教育及び職業訓練を平等に受けることができるようにする。	1-2 (1)	1-3 (3)	1-4 (1)	2-6 (1)	5-3 (1)
4.6	2030年までに、全ての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。	2030年までに、全ての市民が、社会生活に必要な読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。	1-3 (2)				
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	2030年までに、持続可能な開発のための教育のほか、持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和、文化多様性等の理解を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識と技能を習得できるようにする。	1-1 (1)(3) (4)(5)	1-2 (1)	1-3 (1)(2) (3)	1-4 (1)(2) (3)	6-2 (1)
			6-3 (1)	7-2 (1)(2)	7-3 (1)(2)		
4.a	子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。	子ども、障がい及びジェンダーに配慮した教育施設（学校、公民館、スポーツ施設等）を整備・充実する。	1-1 (3)	1-3 (6)	1-4 (1)(3)	2-2 (1)	2-6 (2)
4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。	大学等の高等教育の奨学金の市民の利用件数を、2015年比で大幅に増加させる。	1-3 (2)	2-3 (2)			
4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。	2030年までに、教員研修等を通じて、市立学校における質の高い教員の数を大幅に増加させる。	1-3 (4)				

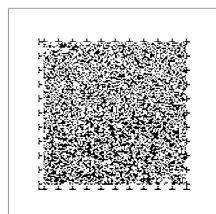




ゴール5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児が主体的に決定・行動することにより、様々な意思決定過程に関わる力をつける（エンパワーメント）

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み			
5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	全ての女性・女児に対するあらゆる場所・形態の差別を無くす。	1-1 (1) (2) (4)	1-2 (2)	1-3 (3)	2-4 (2)
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。	公共・私的に関わらず全ての場所で、全ての女性・女児に対するあらゆる形態の暴力を排除する。	1-2 (2)	2-4 (2)		
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。	強制的な結婚や、女性の役割に関する旧来からの誤った認識など、あらゆる有害な慣行を無くす。	1-1 (1) (2)	1-2 (1) (2)		
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。	家庭内での責任分担を通じて、無報酬で行われている育児・介護や家事労働を認識・評価する。	1-2 (1) (2)	2-4 (1) (2)		
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	政治、経済、公共分野でのあらゆる意思決定において、女性が完全かつ効果的に参画できる機会や平等なリーダーシップの機会を確保する。	1-2 (1) (2)			
5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。	性と生殖に関する健康及び権利を、全ての市民が享受できるようにする。	1-2 (1)	2-4 (1)		
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。	女性に対して、経済的資源、土地等の財産などへ参入できる機会を提供するための改革に着手する。	1-2 (1) (2)			
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。	女性が個性と能力を發揮できるよう、情報通信技術（ICT）の活用を推進する。	1-2 (1) (2)			
5.c	ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。	ジェンダー平等を促進し、女性及び女子に関する適正な施策・取組みを実施する。	1-2 (1) (2)			

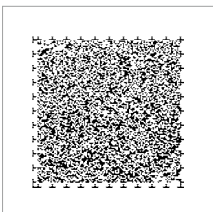




ゴール6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み			
6.1	2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。	2030年までに、全ての市民が、安全で安価な水道（飲料水）を利用できるようにする。	4-4 (1)			
6.2	2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。	2030年までに、全ての市民が適切かつ平等に、下水施設・衛生施設（トイレ）を利用できる環境を創設する。	4-4 (2) (3)			
6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。	2030年までに、未処理排水の割合を半減させ、水質汚染を減少し、水質を改善する。	4-4 (2) (3)			
6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。	2030年までに、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し、水不足に対処するとともに、水不足に悩む市民を無くす。	4-4 (1)			
6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。	2030年までに、水資源を公平な方法で計画的に管理する。	4-4 (1)			
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	2021年以降も引き続き、河川や湖沼等を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	4-3 (3)	4-4 (2) (3)	6-1 (1) (2)	
6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み)	—			
6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。	飲料水・手洗い・トイレ等の管理、水質汚染の防止において、地域コミュニティによる参加を支援する。	4-4 (3)	6-1 (2)		

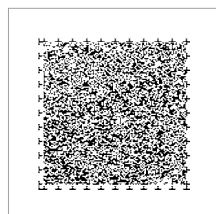


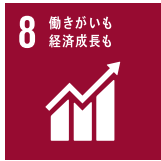


ゴール7 すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへの アクセスを確保する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み			
7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。	2030年までに、安価で信頼できる現代的エネルギーサービスを市民誰もが利用できる機会を確保する。	6-3 (1) (2) (3) (4)			
7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	2030年までに、市内における再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	6-2 (2)	6-3 (2) (3) (4)		
7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	2030年までに、市全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	6-3 (2) (3) (4)			
7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。	2030年までに、再生可能エネルギーや省エネルギー機器の導入を促進する。	6-3 (2) (3) (4)			
7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			



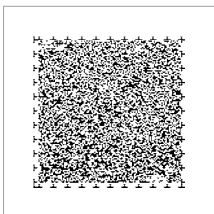


ゴール 8

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み				
8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。	市内での農業及び商工業の活性化と雇用の確保により、市民一人当たりの経済成長を持続させる。	5-1 (1) (2) (3) (4) (5)	5-2 (1) (2) (3)	5-3 (1) (3)		
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	高い価値を付加した農業及び商工業に重点を置き、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	5-1 (3) (4)	5-2 (1) (2) (3)			
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の施策を促進するとともに、市内事業者の経営安定化や成長を促す。	5-1 (2) (3) (4) (5)	5-2 (1) (2)			
8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	2030年までに、地産地消に取り組み、市内の消費と生産における資源効率を段階的に改善させる。	5-1 (3)	5-2 (1)			
8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	2030年までに、全ての市民の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事と、同一労働同一賃金を達成する。	2-6 (1)	5-1 (2)	5-2 (2)	5-3 (1) (2) (3)	
8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を、2015年比で大幅に減らす。	2-3 (2)	5-3 (1)			
8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。	強制労働を完全に無くするとともに、児童労働を撲滅する。	5-3 (2)				
8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	5-3 (2) (3)				
8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	2030年までに、雇用の創出や地元の文化・産品の販促につながる持続可能な観光業を促進するための施策を立案し、実施する。	2-2 (3)	5-1 (3) (5)	5-2 (1)	7-4 (1) (2) (3)	
8.10	国内の金融機関の能力を強化し、全ての人の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。	全ての市民が銀行取引、保険及び金融サービスを利用できる機会を促進・拡大する。	5-2 (1)				
8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	-				
8.b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。	2021年以降も引き続き、若年雇用のための施策・取組みを実施する。	5-3 (1) (3)				

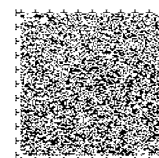




ゴール9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み			
9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	経済発展と市民の福祉を支援するため、質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ（道路、産業基盤等）を整備する。	3-1 (3)	4-2 (1) (2)	5-1 (1)	5-2 (3)
9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに、市内における雇用や産業の割合を大幅に増加させる。	5-1 (2)	5-2 (2) (3)	5-3 (1) (3)	
9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。	市内事業者が、安価な資金貸付等の金融サービスを利用できるようにする。	5-2 (2)			
9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	2030年までに、市内の産業においてクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入の拡大に繋がる取組を実施する。	5-1 (3) (4)	5-2 (2) (3)		
9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。	2030年までにイノベーションを促進させ、官民研究開発等、市内産業における技術能力の向上に繋がる取組を実施する。	5-2 (2)			
9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			
9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			
9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			



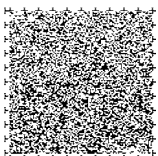
10 人や国の不平等をなくそう



ゴール 10 国内及び各国間の不平等を是正する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み				
10.1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。	生活困窮者の自立を支援し、2030年までに、所得下位40%の市民の所得成長率を、国内平均を上回る数値まで段階的に引き上げ、持続させる。	2-3 (2)				
10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	2030年までに、年齢、性別、障がい、出自、経済的地位等に関わりなく、全ての市民の能力を向上し、社会的、経済的及び政治的な包含・受け入れを促進する。	1-1 (1) (4) (5)	1-2 (1) (2) (3)	1-3 (3)	2-5 (3)	2-6 (3) (4)
			5-3 (2)	7-2 (1) (2) (3)	7-3 (1) (2)	8-1 (1) (2)	
10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。	差別的な施策や慣行等を撤廃し、機会均等を確保することで、成果の不平等を是正する。	1-1 (1) (3) (4)	1-2 (1) (3)	5-3 (1)	8-1 (1)	8-2 (1)
10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。	適正な税制、賃金、社会保障政策により、低所得者への軽減や所得状況に応じた負担（応能負担）等の取組みを推進することで、格差の無い社会を段階的に達成する。	2-1 (3)	2-3 (2) (3)	2-5 (4)	8-3 (1)	
10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。	(※国レベルの取組み。)	—				
10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。	(※国レベルの取組み。)	—				
10.7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。	外国籍市民への対応や国際交流を推進し、多文化共生の社会を推進する。	1-2 (3)	7-2 (2) (3)			
10.a	世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—				
10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—				
10.c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を超える送金経路を撤廃する。	(※国レベルの取組み。)	—				

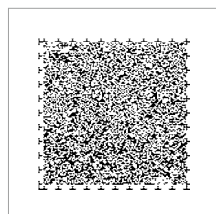




ゴール 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み				
11.1	2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	2030年までに、市民向けの安全で安価な住宅を確保し、地域における暮らしやすい環境を整える。	4-1 (3)				
11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	2030年までに、道路の整備や公共交通機関の拡大等を通じて、全ての市民の交通の安全性の確保や、安価で利用しやすい公共交通を提供する。	2-6 (2)	3-3 (2)	4-1 (2)	4-2 (1) (3)	
11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	2030年までに、全ての市民にとって最適で持続可能な都市機能・住環境の整備を推進する。	4-1 (1) (2) (3)	4-2 (1) (2)	4-3 (1) (2) (3)	8-2 (2)	
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	市内の文化財や地域資源、豊かな自然を保護・保全する。	1-4 (3)	4-3 (1) (3)	7-4 (2) (3)		
11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	2030年までに、社会的弱者に焦点をあてて、水関連災害等の災害による死者や被災者数を大幅に削減し、直接的経済損失を大幅に減らす。	3-1 (1) (2) (3)				
11.6	2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	2030年までに、大気質や一般廃棄物に関する対策を実施し、市民一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	6-1 (2)	6-2 (1) (2)	6-3 (2) (3) (4)		
11.7	2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	2030年までに、子どもや高齢者、障がい者を含めた全ての市民が、公園や緑地、公共施設、公共広場等をいつでも利用できるようにする。	2-2 (1)	2-6 (2)	4-1 (2)	4-2 (2) (3)	4-3 (1) (2) (3)
			7-4 (3)				
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	良好な景観保全や観光交流、地域間交流を通じて、都市間交流や都市・農村間交流といった良好なつながりを支援する。	4-1 (1) (2) (3)	5-1 (2) (5)	7-2 (1) (3)	7-4 (1) (2)	
11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	2021年以降も引き続き、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的な施策・取組みを実施し、災害リスク管理を実践する。	3-1 (1) (2) (3)				
11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	-				

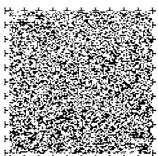


12 つくる責任
つかう責任

ゴール 12 持続可能な生産消費形態を確保する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み				
12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。	市内での地産地消等をはじめとした、持続可能な消費と生産に関する対策に取り組む。	1-3 (7)	3-2 (2)	5-1 (3) (5)	5-2 (1)	
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	市内において効率的なエネルギー消費を推進し、2030年までに、天然資源の効率的な利用を達成する。	6-2 (1) (2)	6-3 (1) (2) (3) (4)			
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。	2030年までに、市民一人当たりの食料の廃棄を半減させ、地産地消やフードドライブ等の推進により食品ロスを減らす。	1-3 (7)	3-2 (2)	5-1 (3) (5)	6-2 (1)	
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	製品ライフサイクルを通じ、廃棄物を適正に処理し、化学物質の大気や水、土壌等への放出を、2015年比で大幅に減らす。	6-1 (2)	6-2 (1) (2)	6-3 (1) (2) (3) (4)		
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	2030年までに、廃棄物の減量化、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に減らす。	3-2 (2)	6-1 (2)	6-2 (1)		
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。	商工業振興に関する助言の一環として、市内事業者に対し、持続可能な取り組みの導入と、持続可能性に関する情報の報告を促す。	5-2 (2)				
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。	環境への配慮等の方針に従って、市が物やサービスを民間事業者から購入するなど、持続可能な公共調達の慣行を促進する。	7-3 (3)	8-1 (1)	8-3 (1)		
12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	生涯にわたる学びや生活上の意識啓発等を通じて、2030年までに、全ての市民が持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	1-4 (1)	3-2 (2)	6-1 (1) (2) (3)	6-2 (1)	6-3 (1)
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	-				
12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。	雇用の創出や地元の文化振興・産品の販促に繋がる持続可能な観光業がもたらす効果等を測定する。	7-4 (1) (2)				
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。	環境への影響が大きい化石燃料を使用したエネルギー消費から、再生可能エネルギー・省エネルギー消費へ転換する。	6-3 (1) (2) (3)				

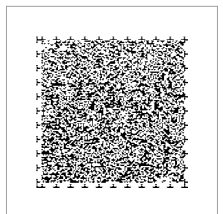




ゴール 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み			
13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	気候関連災害や自然災害に際し、社会や組織の機能を速やかに回復するための防災意識や体制・基盤を強化する。	3-1 (1) (2) (3)			
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。	気候変動対策を、市の施策や取組み、計画に盛り込む。	6-1 (2)	6-3 (1) (2) (3) (4)		
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	気候変動に対して、適応や早期警戒等に関する防災・環境教育や意識啓発、人員確保、体制整備を充実する。	3-1 (1) (2) (3)	6-3 (1) (2) (3) (4)		
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			
13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			

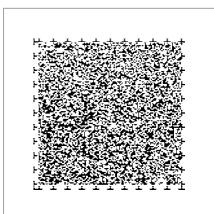




ゴール 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、 持続可能な形で利用する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み				
14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	水辺環境の保全や衛生的な生活環境の整備により、2025年までに、陸上活動を起因とした海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	4-3 (3)	4-4 (2) (3)	6-1 (2)		
14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。	2021年以降も引き続き、陸地における水辺の環境保全と生態系を保護することで、海洋及び沿岸の生態系の回復に繋げる。	4-3 (3)	4-4 (2) (3)	6-1 (2)		
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。	陸地における河川や湖沼の水質汚染を防止することにより、海洋酸性化の影響を最小限化することに繋げる。	4-4 (2) (3)	6-1 (2)			
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。	水産資源を最大限に回復させるため、2021年以降も引き続き、漁獲を効果的に規制し、過剰及び違法となる漁業等を禁止する。	-	（※自治体レベルではあるものの、本市と関係性が比較的薄い取組み。）			
14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。	2021年以降も引き続き、陸地における河川や湖沼の水質汚染を防止することにより、沿岸域及び海域の10パーセントを保全することに繋げる。	4-4 (2) (3)	6-1 (2)			
14.6	開発途上国及び後開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。	2021年以降も引き続き、過剰漁獲や違法漁業につながる補助金を廃止する。	-	（※自治体レベルではあるものの、本市と関係性が比較的薄い取組み。）			
14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。	（※開発途上国に対する国レベルの取組み。）	-				
14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。	（※開発途上国に対する国レベルの取組み。）	-				
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。	小規模・沿岸零細漁業者が操業し、流通できる環境を整備する。	-	（※自治体レベルではあるものの、本市と関係性が比較的薄い取組み。）			
14.c	「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。	陸地における水辺の環境保全や河川や湖沼の水質汚染を防止することにより、海洋及び海洋資源の保全、持続可能な利用の強化に繋げる。	4-4 (2) (3)	6-1 (2)			



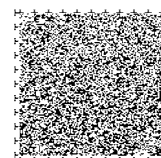


ゴール 15

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み				
15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	2021年以降も引き続き、陸域生態系と内陸淡水生態系を保護・保全する。	4-3 (1) (3)	6-1 (1)	7-4 (3)		
15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	豊かな自然の保全や公園緑地の確保により、新規植林及び再植林を、2015年比で大幅に増加させ、森林減少を阻止する。	4-3 (1) (3)				
15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。	2030年までに、植林等の緑地の確保により、砂漠化を防ぎ、土地劣化に荷担しない地域の達成に尽力する。	4-3 (1) (3)	7-4 (3)			
15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。	2030年までに、山地を含む陸地における生物多様性・生態系を保全する。	4-3 (1)	6-1 (1)			
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	2021年以降も引き続き、陸域生態系における生物多様性の損失を阻止し、絶滅危惧種を保護する。	4-3 (1) (3)	6-1 (1)			
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。	生態系を保全することにより、遺伝の機能を持つ動植物や微生物等の遺伝資源の適切な管理・参入を推進する。	6-1 (1)				
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。	生態系を保全し、保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅に繋げる。	6-1 (1)				
15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。	2021年以降も引き続き、外来種の侵入を防止するとともに、陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を実施する。	6-1 (1)				
15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。	生態系と生物多様性の価値を、市の計画策定に組み込み、その計画に基づく施策・取組みを実施する。	6-1 (1)				
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。	あらゆる関係者との連携を通じて資金を投入し、生物多様性と生態系を保全する。	6-1 (1)				
15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。	保全や再植林等の緑化を通じて、持続可能な森林経営の推進に繋げる。	4-3 (1) (3)	7-4 (3)			
15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。	(※国レベルの取組み。)	—				



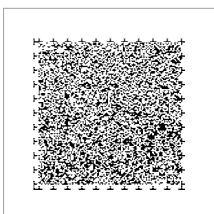


ゴール 16

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み				
16.1	あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。	市内において、全ての形態の暴力を無くし、暴力に関連する死亡事案をゼロにする。	1-1 (2)	1-2 (2)	2-5 (1)	2-6 (3)	3-2 (1)
16.2	子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。	子どもに対する虐待、暴力等を無くす。	1-3 (3)	2-4 (2)			
16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。	全ての市民に、トラブルの解決等に際し、司法手続きを平等に利用できる機会を相談体制の充実等で提供する。市行政の取組みについて情報公開等を通じて明らかにする。	3-2 (2)	8-3 (3)			
16.4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。	2030年までに、地域の防犯意識・体制を高め、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。	3-2 (1)				
16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。	市民の期待に応える人材を育成し、全ての汚職や贈賄を無くす。	8-1 (2)				
16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。	有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。	4-4 (1)(2) (3)	7-1 (3)	7-4 (1)	8-1 (1)(2) (3)	8-3 (1)(2) (3)
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。	対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。	7-1 (1)(2) (3)	7-4 (1)	8-1 (1)(2)	8-3 (1)(2) (3)	
16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。	(※国レベルの取組み。)	-				
16.9	2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。	2030年までに、全ての市民に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。	8-2 (1)				
16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。	全ての市民が、様々な情報を利用し活用できる機会や権利を確保し、基本的自由を保障する。	1-2 (3)	7-1 (3)	7-4 (1)	8-2 (1)	8-3 (3)
16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	-				
16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。	非差別的な条例・規則等や施策・取組みを推進し、実施する。	1-1 (1)(2) (3)(4) (5)	1-2 (1)(2) (3)	1-3 (3)		



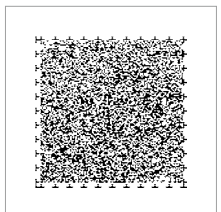


ゴール 17

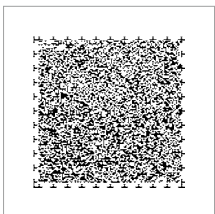
持続可能な開発のための実施手段を強化し、 協働の枠組み（グローバル・パートナーシップ）を活性化する

※ターゲット番号の後半部分、数字のものは「具体的な課題の達成内容」を、アルファベットのものは「課題達成を実現するための手段や措置内容」を示します。

SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み			
17.1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。	実態に即した適正な課税により、施策の推進に必要な財源である市税を安定的に確保する。	8-3 (1)			
17.2	先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15～0.20% にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。	(※国レベルの取組み。)	—			
17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			
17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協動的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国 (HIPC) の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			
17.6	科学技術イノベーション (STI) 及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。	(※国レベルの取組み。)	—			
17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			
17.8	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術 (ICT) をはじめとする実現技術の利用を強化する。	情報通信技術 (ICT) の利用を強化し、まちづくりに有効に活用することで、地域におけるデジタル化を促進する。	8-2 (1) (2) (3)			
17.9	全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をのぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	—			

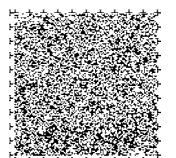


SDGs ターゲット		SDGs ターゲットを自治体レベルの内容で表現すると…	第2次総合振興計画での市の施策・取組み				
17.10	ドーハ・ラウンド (DDA) 交渉の受諾を含む WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。	(※国レベルの取組み。)	-				
17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。	(※国レベルの取組み。)	-				
17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関 (WTO) の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。	(※開発途上国に対する国レベルの取組み。)	-				
17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。	(※国レベルの取組み。)	-				
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。	持続可能な開発のための施策・取組みの一貫性を強化する。	7-3 (3)	8-1 (1) (2) (3)	8-3 (1) (2)		
17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。	様々な施策・取組みの確立・実施にあたって、市としてのリーダーシップを尊重する。	8-1 (1) (2)	8-3 (1)			
17.16	全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。	持続可能な開発目標の達成を支援するため、様々な知識や専門的知見を持つステークホルダーと連携し、施策の推進のためのグローバル・パートナーシップを強化する。	7-2 (1) (2) (3)	7-3 (1) (2) (3)			
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	様々な関係者と連携して施策に取り組むため、市民、事業者、関係団体等の効果的なパートナーシップを推進する。	全施策該当 (「協働・共創のまちづくり指針」が相当)				
17.18	2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特異性の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。	2021 年以降も引き続き、情報通信技術 (ICT) を活用し、タイムリーかつ信頼性のある非集計型の様々なデータをオープンデータとして、全ての市民が入手できるようにする。	8-2 (1) (3)	8-3 (3)			
17.19	2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。	持続可能な開発に繋げるため、2030 年までに、データの信頼性の向上と、そのデータを有効に活用できる統計を確立させる。	8-2 (1) (3)				

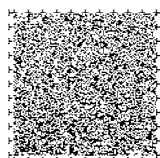


9 用語の解説

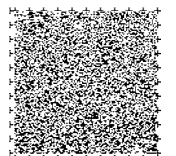
行	用語	解説	掲載ページ
あ	医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。	28、82
	インキュベーション施設	創業初期段階の起業者を支援するため、通常よりも安価な賃料の事務所の提供や、事業の立ち上げに関するアドバイスを提供する施設のこと。	30
	インクルーシブ教育	障がいのある子どもも、障がいのない子どもも、共に同じ場所で教育を受けることで、「共生社会」の実現を目指すもの。	61
	エシカル消費	消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。	15、88、117
	オープンデータ	国や地方自治体等が保有する情報を、利活用できるように機械判読に適した形で、二次利用可能なルールのもとで公開されたデータのこと。	135
か	活動指標	事業として活動した直接的な結果を表す指標のこと。アウトプット指標とも呼ばれる。	4、10
	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。	15、108、118
	環境保全型農業	農薬や化学肥料の使用量減少、有機栽培の実施等による、環境に配慮した持続可能な農業のこと。	104
	関係人口	地域に居住・移住する「定住人口」や、観光に来た「交流人口」ではなく、地域と多様に関わる人々のこと。	12、127、128
	基幹システム	住民記録システム等の全ての自治体で共通して使用している基本的な情報システムのこと。国が推進する基幹システムの標準化・共通化により、手続きの簡素化、迅速化、行政の効率化が期待される。	134
	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じてキャリア発達を促す教育のこと。	61



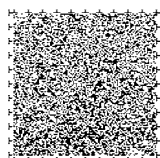
行	用語	解説	掲載ページ
か	キャリアステージ	職務における若手、中堅、ベテラン、管理職等のキャリア段階に応じた区分のこと。	61
	協働・共創のまちづくり	まちづくりにあたり、行政だけでなく、市民や民間事業者、各種団体等が、協働し合い、共に自分たちが暮らすまちの未来を創っていくこと。	2、47、52、122、126
	久喜市版未来の教室	汎用的な能力を持つ人材を育てることを目的に、ICTを活用した「個別最適な学び」と、様々な分野を横断的に学び、応用することで、想像力や創造的方法で問題解決を図る「STEAM化された学び」を軸とする市独自の取り組み。	60
	久喜の子ども、5つの誓い	「一読、十笑、百吸、千字、万歩」の実践を通じて総合的な人間力の育成を目指すため、市独自に5つの誓いとして制定した教育目標のこと。	61
	健康寿命	日常的に介護等を必要とすることなく、自立した生活を送ることができる年数のこと。	13、27、68
	公共施設アセットマネジメント	老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用等を行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取り組みのこと。	31、32、41、48、132
	合計特殊出生率	一人の女性が生涯に産む子どもの平均的な数。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計して算出する。	37、77
	交通弱者	公共交通機関が使えない人、自家用車を運転できない人、移動に困難を感じている人等の総称。	46、96
	交流人口	観光、レジャー等でその地域を訪れる人々のこと。	12、31、73、105、128
	合流式下水道	汚水と雨水を同じ下水道管で排水する下水道のこと。	100
	国土強靱化	大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害を最小限にとどめ、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築すること。	13、86



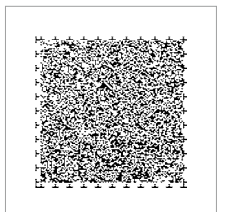
行	用語	解説	掲載ページ
か	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するワンストップ拠点のこと。保健師等の母子保健に関する専門職員が、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じたり、地域の保健医療・福祉関係機関と連絡調整等を行う。	27、77
	子ども家庭総合支援拠点	子ども及びその家庭並びに妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他必要な支援を行うための拠点。	77
	こどもレディース 110番の家	地域全体で子ども・女性の安全を確保するため、緊急に避難できる家のこと。身の危険を感じ避難してきた人の保護を目的としている。	89
	個別に最適化された学び	一人ひとりの理解状況や能力・適性に合わせて、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成すること。	13、44
	コミュニティ・スクール	学校運営協議会が設置された学校のこと。本市では、平成29(2017)年4月に市内全ての小・中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールに移行している。	61
さ	再生可能エネルギー	有限な資源の石油・石炭等の化石燃料や原子力に対して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称のこと。具体的には、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等を利用した自然エネルギーを指す。	15、47、62、118
	財政調整基金	市の貯金のようなもので、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てておく資金のこと。	139
	シェアリングエコノミー	場所・モノ・技能等を個人間で貸借や共有する、新しい経済の仕組み。	15
	ジェンダー	生まれつきの性別ではなく、社会通念や慣習の中でつくりあげられた「男性像」「女性像」のこと。社会的性別。	5、12、58
	自主防災組織	区又は自治会等を単位として地域住民等が自主的に防災活動を行う組織のこと。	86
	実質公債費比率	市の標準的な財政規模に対する元利償還等の比率で、元利償還金による財政負担の度合いを示す指標のこと。	139



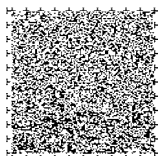
行	用語	解説	掲載ページ
さ	シティプロモーション	地方自治体が地域の特色や魅力等を様々なツールで広く発信することによって、知名度や好感度を上げ、定住・交流人口の増加や企業誘致等につなげていくこと。	31、48、128
	社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）	「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につながるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。	82
	重層的支援体制	様々な地域福祉のニーズに対応するため、対象者ごとの支援体制を越えて、すべての地域住民を対象とし、包括的に支援を行う体制のこと。	27
	主体的・対話的で深い学び	学ぶことに興味や関心を持ち、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」、子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話等により、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、問題を見いだして解決策を考えたりする「深い学び」の総称のこと。	26
	生涯学習人材バンク	生涯学習に関する豊富な経験や資格を持つ個人や団体の人材情報を登録し、市民が生涯学習を始めるときの情報提供をする仕組みのこと。	64
	小・中学校の適正規模・適正配置	児童生徒が集団の中で一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質や、地域コミュニティの核である学校の特性を踏まえ、それぞれの地域の実情に応じて、適正な規模を維持するために小・中学校を適正に配置すること。	26、62
	情報システムのクラウド化	情報の管理・運営を、自組織内の機器を使用したものから、ネットワークを通じて、外部の事業者のサービスの利用に移行させること。	135
	情報リテラシー	情報を取り扱う上での理解や、情報及び情報手段を主体的に選択し、適切に活用するための能力のこと。	135
	人口推移における社会動態	転入・転出に伴う人口の増減のこと。	129
人生100年時代	平均寿命の延伸により、従来の人生設計にとらわれない柔軟かつ多彩な生き方を考える必要がある時代のこと。	13、14、26、30、64、80、110	



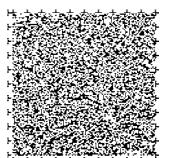
行	用語	解説	掲載ページ
さ	スクラップ・アンド・ビルド	事業の新設を行う場合において、歳出予算の肥大化を防ぐため既存の事業の廃止・見直しをすること。	32、49、133、139
	ステークホルダー	直接的・間接的な利害関係者のこと。企業、事業者、団体、行政機関（官公庁）、教育機関、地域社会等を含む。	43、48、126
	スーパーシティ構想	AIやビッグデータを活用し、自動運転、行政手続き、キャッシュレス、遠隔医療、遠隔教育等、暮らしを支える様々な最先端のサービスを実装し、社会のあり方そのものを変えていく都市構想のこと。	14
	スマート農業	ロボット技術やICTを活用して、省力化・精密化、高品質生産の実現等を推進している新たな農業のこと。	104
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人々を、財産分与や悪質な契約、商取引等から保護し、支援する制度のこと。	83
	セーフティネット	社会的・経済的な危機に備えるための相談体制や社会保障等の仕組み・支援制度のこと。	45、74
	ゼロカーボンシティ	2050年までに、二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体のこと。	15、30、43、47、95、118
	総合窓口	住民異動等の手続きについて、関連する全ての手続きを一度に完了できるように整備された窓口のこと。	31、134
た	ダブルケア	子育てと介護を同時に担わなければならない状態のこと。	74
	「多様な働き方実践企業」認定制度	仕事と家庭の両立を支援するため、テレワークや短時間勤務等、多様な働き方を実践している企業等を埼玉県が認定する制度のこと。	111
	地域完結型医療	個別の医療機関がそれぞれ全ての医療ニーズに対応するのではなく、医療機関がそれぞれの得意分野を生かし、地域全体で切れ目なく必要な医療を提供する体制のこと。	27、68
	地域新電力事業	地方自治体の戦略的な参画・関与のもとで小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業のこと。	118



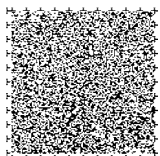
行	用語	解説	掲載ページ
た	地域提案型活動事業	市民が主役となり、魅力あふれる地域づくりを進めるため、市民団体が自ら企画、提案及び実施する活動を支援する市独自の取組み。	123
	地域包括ケアシステム	介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、自分らしい生活を人生の最後まで続けることができるよう、高齢者を地域で支える仕組みのこと。	45、80
	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるよう、高齢者の様々な相談や権利擁護等を行う機関のこと。	81
	データヘルス	医療保険者が電子的に保有された健康医療情報を活用した分析を行った上で実施する、加入者の健康状態に即したより効果的・効率的な保健事業のこと。	68
	デマンド交通	利用登録をした人が、電話等の予約により、自宅等から目的地、目的地から自宅等まで、乗り合いにより移動する運行形態の輸送サービスのこと。	29、46、96
	電子申請・届出サービス	インターネットを利用して、自宅のパソコン等から、原則 24 時間、いつでも、どこからでも申請・届出等の行政手続きが行えるサービスのこと。	134
	特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定された生物のこと。	114
	都市近郊農業	大消費地に近い農業地域、都市の生産緑地、市民農園等において営まれる農業のことで、都市型農業は住民に新鮮で安全な農産物を供給している。	29、104
	トータルケア	複雑化する福祉の問題に対し、様々な主体が協働しながら、地域全体で支援を行うこと。	75
	とねっと	利根保健医療圏（久喜市、行田市、加須市、羽生市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町）内の地域の病院、診療所等を安全なネットワークで結び、患者の情報を共有するシステムのこと。	27



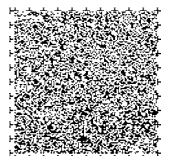
行	用語	解説	掲載ページ
な	ノーマライゼーション	障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す考え方。	82
は	バリアフリー	障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味する用語。建物内の段差等、物理的な障壁の除去と言う意味合いから、最近では制度的・心理的な障壁の除去といったより広い意味で用いられてきている。	82
	ビジネスグランプリ	これから創業する方やビジネスプランを持つ中小企業者等を発掘するとともに、新たな取組みにチャレンジする人を支援するなど、市内をビジネス拠点とする事業者の創出を目的に、ビジネスプランを全国から募集する取組みのこと。	109
	ビッグデータ	ICTの発達により、収集・蓄積・分析が可能になった膨大でリアルタイムに変化するデータのことで、ビジネスや医療等、様々な分野で活用されている。	14
	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手助けをしてほしい方とお手伝いができる方が会員として登録し、地域における子育ての援助活動を支援する事業。	77
	フィルムコミッション	映像作品を通じて知名度の向上や観光振興及び地域の活性化を図るため、映画やTVドラマ等、様々な撮影の誘致・支援を行うこと。	129
	フードバンク	安全に食べられるにも関わらず、包装の破損や過剰在庫、印字ミス等の理由で通常の販売が困難な食品を、NPO等が企業等から引き取り、必要としている施設や団体、生活困窮者へ無償で提供すること。	77
	ふるさと納税制度	生まれ故郷や応援したい市町村等を自分で選択し、その自治体に寄附（ふるさと納税）ができる制度のこと。	109
	フレイル	年齢とともに心身の活力が低下し、虚弱の状態になること。	80
	補助タク	公共交通の補完・充実を図り、75歳以上の高齢者や障がい者等交通弱者の移動手段の確保と日常生活の利便性の向上のため、地方自治体が運行する登録型のタクシーサービス。	29、46、96



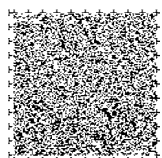
行	用語	解説	掲載ページ
ま	マイ・タイムライン	住民一人ひとりの防災行動計画であり、台風の接近等による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。	87
	マイナポータル	マイナンバーカードを活用し、行政手続きや自身の情報・お知らせを確認できるなど、様々なサービスをいつでもどこでも安全に利用することができるオンラインサービスのこと。	135
	まち・ひと・しごと創生総合戦略	日本の人口の現状を踏まえ、人口減少の克服や社会全体の活力の維持・向上を実現するため、今後の目標や施策の方向性等を提示した計画のこと。	4、15
	『求められる職員像』	市民の期待に応える行政を推進する人材の育成を進めるため、本市職員が目指すべき職員像で、『想いを実現へ「気づき、考え、動く!」』と規定している。	132
や	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話等を日常的に行っている18歳未満の者のこと。	74
	遊休農地	かつて農地であったが、現在は農地として利用されておらず、将来も利用の見込みがない土地のこと。	104
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、能力の違いなどに関わらず、全ての人が暮らしやすい街や、利用しやすい施設、製品、サービス等を作っていくとする考え方。	40、82
	ユニバーサルデザイン遊具	障がいの有無に関わらず、誰もが利用できるようにデザインされた遊具のこと。	99
	要支援・要介護認定	介護保険制度において、家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態（要支援状態）や、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）であるかどうかを認定すること。	81
ら	ライフステージ	出生から、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、定年退職等の人生の節目によって変わる生活（ライフサイクル）に着目した区分のこと。	27、44、69



行	用語	解説	掲載ページ
ら	ランニングパトロール隊	本市内で定期的にランニングやジョギングを行っている人に、日頃の活動の範囲内で「児童生徒の見守り」、「防犯灯の故障や道路の不具合箇所の通報」等、地域の安全・安心見守り活動をお願いする市独自の取り組み。	28、89
	リカレント教育	学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくために社会人が行う学びのこと。	14、30、110
英 数 字	6次産業	農業や水産業等の第1次産業が第2次産業としての食品加工、第3次産業としての流通販売にも業務展開し、新たな付加価値を生み出す取り組みのこと。	29、104
	8050問題	「80代」の親が、長年ひきこもる「50代」の子どもの生活を支えなければならない問題のこと。	74
	DX（デジタル・トランスフォーメーション）	高速インターネットやクラウドサービス、AI（人工知能）等情報技術によって、ビジネスや生活、組織、社会を変容させること。	14、31、41、43、48、134
	ESD教育	Education for Sustainable Developmentの略語で「持続可能な開発のための教育」と訳される。現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、解決に向け身近なことから行動する、持続可能な社会の創り手を育む教育のこと。	60
	GIGAスクール構想	文部科学省による、全国の児童・生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する取り組みのこと。	13、26
	ICT	Information and Communication Technologyの略語。コンピューターやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。情報通信技術のこと。	13、14、26、62、134
	IoT	Internet of Thingsの略語。全てのモノがインターネットとつながり、相互に情報交換や制御ができる仕組みのこと。	14
	KPI	Key Performance Indicatorsの略語。目標の達成度合いを評価するために設定された数値指標のこと。	4、10、53、133



行	用語	解説	掲載ページ
英数字	NPO	Non-Profit Organization の略語。営利を目的としないで、福祉の増進や文化・芸術振興、環境保全等様々な課題に、市民が自主的、自発的なボランティア活動や社会貢献活動を行う団体のこと。	15、47、122
	PPA モデル	Power Purchase Agreement の略語。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と CO ₂ 排出の削減ができる。	119
	PPP/PFI	PPP は、Public Private Partnership の略語。官民が連携して公共サービスの提供を行う仕組みのこと。PFI は、Private Finance Initiative の略語。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行うことであり、PPP の代表的な手法である。	48、126
	SDGs 未来都市	地方創生 SDGs の達成に向け、優れた SDGs の取組みを提案する地方自治体を「SDGs 未来都市」として選定する内閣府主導の制度。	15
	Society5.0	狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会を指し、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。	14、15
	STEAM 化された学び	Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Art（芸術）、Mathematics（数学）の略語。各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等の横断的な学びのこと。	13、60



第2次久喜市総合振興計画

令和5（2023）年3月発行

発行 久喜市

編集 総務部 企画政策課

〒346-8501 埼玉県久喜市下早見 85-3

電話 0480-22-1111（代表）

URL <https://www.city.kuki.lg.jp/>

